

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和7年11月28日（金曜日）	3
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	10
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	10
6. 日程第2 会期の決定	10
7. 日程第3 浜田繁次郎君の逝去報告	10
8. 日程第4 故浜田繁次郎君に対する追悼演説	11
9. 日程第5 決議案上程（決議案第1号）	13
10. 日程第6 決議案審議（採決）（決議案第1号）	14
11. 日程第7 市長あいさつ	14
12. 日程第8 市長提出議案上程（議第95号から議第117号まで）	18
13. 日程第9 提案理由の説明	18
14. 日程第10 請願・陳情の報告（請第4号・陳第3号）	25
15. 日程第11 議員提出議案上程 （議員提出第3号から議員提出第5号まで）	26
16. 日程第12 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議員提出第3号から議員提出第5号まで）	27
17. 日程第13 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及 び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の選任	29
18. 日程第14 議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会 正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員 会正副委員長互選結果報告	30
19. 日程第15 議会運営委員会委員の選任	30
20. 日程第16 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙	30
21. 散 会	32
22. 令和7年12月9日（火曜日）	33
23. 議事日程（第2号）	35
24. 開 議	38
25. 日程第1 議席の一部変更	38
26. 日程第2 常任委員会委員の選任	38
27. 日程第3 一般質問	38

28.	坂西麻由議員 質問	39
29.	松本憲二議員 質問	49
30.	田浦敏晴議員 質問	59
31.	右田憲吾議員 質問	69
32.	山下桂造議員 質問	79
33.	散 会	85
34.	令和7年12月10日（水曜日）	87
35.	議事日程（第3号）	89
36.	開 議	92
37.	日程第1 一般質問	92
38.	徳村登志郎議員 質問	92
39.	吉田憲司議員 質問	110
40.	梅田政次郎議員 質問	130
41.	緒方亜利沙議員 質問	137
42.	中村慎吾議員 質問	145
43.	散 会	149
44.	令和7年12月11日（木曜日）	151
45.	議事日程（第4号）	153
46.	開 議	157
47.	日程第1 一般質問	157
48.	北本将幸議員 質問	157
49.	田中美鈴議員 質問	176
50.	坂本公司議員 質問	191
51.	大野豊重議員 質問	200
52.	立川信之議員 質問	223
53.	日程第2 市長提出追加議案上程 （議第118号から議第120号）	233
54.	日程第3 提案理由の説明	234
55.	日程第4 市長提出追加議案上程 （議第121号）	235
56.	日程第5 提案理由の説明	235
57.	日程第6 報告（1件）	235

58.	日程第7	議案及び請願・陳情の委員会付託	236
59.	日程第8	玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙	238
60.	散会		240
61.	令和7年12月23日(火曜日)		241
62.	議事日程(第5号)		243
63.	開議		248
64.	日程第1	発言取消しの件	248
65.	日程第2	委員長報告	248
66.	予算決算委員長報告		248
67.	総務委員長報告		249
68.	建設経済委員長報告		252
69.	文教厚生委員長報告		253
70.	日程第3	質疑・議員間討議・討論・採決 (議第95号から議第113号まで、議第118号、請第4号、 陳第3号)	255
71.	日程第4	市長提出議案審議(審議・議員間討議・討論・採決) (議第114号から議第117号まで、議第119号及び請第 120号)	260
72.	日程第5	市長提出議案審議(審議・議員間討議・討論・採決) (議第121号)	261
73.	日程第6	議員派遣の件	262
74.	日程第7	市長提出追加議案上程 (議第122号)	263
75.	日程第8	提案理由の説明	263
76.	日程第9	議案の委員会付託	264
77.	日程第10	委員長報告	265
78.	予算決算委員長報告		265
79.	日程第11	質疑・議員間討議・討論・採決(議第122号)	266
80.	日程第12	玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙	266
81.	日程第13	松本陽子さんの議員辞職の件	267
82.	閉会		269
83.	署名欄		270

令和7年第8回玉名市議会定例会会期日程表
 (会期 11月28日から12月23日までの26日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
11	28	金	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 浜田繁次郎君の逝去報告 故浜田繁次郎君に対する追悼演説 決議案上程 決議案審議 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 請願・陳情の報告
11	29	土		休 会	(市の休日)
11	30	日		休 会	(市の休日)
12	1	月		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
12	2	火		休 会	
12	3	水		休 会	
12	4	木		休 会	
12	5	金		休 会	(電子資料申出締切 正午)
12	6	土		休 会	(市の休日)
12	7	日		休 会	(市の休日)
12	8	月		休 会	
12	9	火	午前10時	本会議	一般質問
12	10	水	午前10時	本会議	一般質問
12	11	木	午前10時	本会議	一般質問 議案及び請願・陳情の委員会付託
12	12	金		休 会	
12	13	土		休 会	(市の休日)
12	14	日		休 会	(市の休日)
12	15	月	午前10時	委員会	予算決算委員会
12	16	火	午前10時	委員会	総務委員会
12	17	水	午前10時	委員会	建設経済委員会
12	18	木	午前10時	委員会	文教厚生委員会
12	19	金		休 会	
12	20	土		休 会	(市の休日)

1 2	2 1	日		休 会	(市の休日)
1 2	2 2	月		休 会	
1 2	2 3	火	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

1 1 月 2 8 日 (金)

令和7年第8回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和7年11月28日（金曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 浜田繁次郎君の逝去報告
- 日程第4 故浜田繁次郎君に対する追悼演説
- 日程第5 決議案上程
(決議案第1号)
決議案第1号 故浜田繁次郎君に対する追悼決議
- 日程第6 決議案審議（採決）
(決議案第1号)
決議案第1号 故浜田繁次郎君に対する追悼決議
- 日程第7 市長あいさつ
- 日程第8 市長提出議案上程
(議第95号から議第117号まで)
- 議第95号 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
- 議第96号 令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第97号 令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第98号 令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第99号 令和7年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第100号 令和7年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第101号 令和7年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 議第102号 玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 議第103号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第104号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第105号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第106号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第107号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第108号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第109号 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第110号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第111号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第112号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第113号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第114号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第115号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第116号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第117号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第9 提案理由の説明

日程第10 請願・陳情の報告

(請第4号、陳第3号)

請第4号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願

陳第3号 百条委員会の設置を求める陳情

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 浜田繁次郎君の逝去報告

日程第4 故浜田繁次郎君に対する追悼演説

日程第5 決議案上程

(決議案第1号)

決議案第1号 故浜田繁次郎君に対する追悼決議

日程第6 決議案審議 (採決)

(決議案第1号)

決議案第1号 故浜田繁次郎君に対する追悼決議

日程第7 市長あいさつ

日程第8 市長提出議案上程

(議第95号から議第117号まで)

議第95号 令和7年度玉名市一般会計補正予算(第8号)

議第96号 令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第97号 令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第98号 令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議第99号 令和7年度玉名市水道事業会計補正予算(第2号)

議第100号 令和7年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

議第101号 令和7年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)

議第102号 玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議第103号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第104号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第105号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第106号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第107号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第108号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第109号 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議第110号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第111号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第112号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第113号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第114号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第115号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 1 1 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 1 1 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 9 提案理由の説明

日程第 1 0 請願・陳情の報告

(請第 4 号、陳第 3 号)

請第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する
請願

陳第 3 号 百条委員会の設置を求める陳情

日程第 1 1 議員提出議案上程

(議員提出第 3 号から議員提出第 5 号まで)

議員提出第 3 号 議会改革推進特別委員会の設置について

議員提出第 4 号 議会広報広聴特別委員会の設置について

議員提出第 5 号 有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の設置について

日程第 1 2 議員提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決)

(議員提出第 3 号から議員提出第 5 号まで)

議員提出第 3 号 議会改革推進特別委員会の設置について

議員提出第 4 号 議会広報広聴特別委員会の設置について

議員提出第 5 号 有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の設置について

日程第 1 3 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸
道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の選任

(休憩中委員会)

日程第 1 4 議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会正副委員長及
び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会正副委員長互選結果報
告

日程第 1 5 議会運営委員会委員の選任

日程第 1 6 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

散 会 宣 告

出席議員(20名)

1 番 緒 方 亜利沙 さん	2 番 右 田 憲 吾 君
3 番 江 田 剛 君	4 番 梅 田 政次郎 君
5 番 坂 西 麻 由 さん	7 番 西 村 太 君
8 番 大 野 豊 重 君	9 番 中 村 慎 吾 君
1 1 番 吉 田 憲 司 君	1 2 番 田 浦 敏 晴 君

13番 山下桂造君
15番 坂本公司君
17番 一瀬重隆君
19番 多田隈啓二君
21番 徳村登志郎君

14番 立川信之君
16番 吉田真樹子さん
18番 北本将幸君
20番 松本憲二君
22番 西川裕文君

+++++

欠席議員（1名）

6番 田中美鈴さん

+++++

欠 員（1名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	二階堂 正一郎 君	事務局次長	松野 和博 君
次長補佐	小島 栄作 君	書 記	徳永 優貴 君
書 記	本田 祐一 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏原 隆浩 君	副 市 長	吉田 勇人 君
総務部長	前田 弘信 君	企画経営部長	宮本 圭一郎 君
市民生活部長	渡邊 一正 君	健康福祉部長	小山 聡 君
産業経済部長	井上 康博 君	建設部長	二瀬 哲也 君
企業局長	池本 秀一 君	教育長	福島 和義 君
教育部長	西原 正信 君		

午前10時00分 開会

○議長（西川裕文君） ただいまから、令和7年第8回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承をお願いします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西川裕文君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。
江田剛君、梅田政次郎君、以上の兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（西川裕文君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、11月21日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月23日までの26日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月23日までの26日間に決定いたしました。

日程第3 浜田繁次郎君の逝去報告

○議長（西川裕文君） 日程第3、「浜田繁次郎君の逝去報告」を行ないます。

議員、浜田繁次郎君におかれましては、去る11月18日、享年58歳にて御逝去されました。突然の悲報に接し、誠に哀悼・痛惜の極みに堪えません。

ここに、謹んで御報告申し上げます。

玉名市議会といたしましては、本日ここに故浜田繁次郎君に対する弔意を表明することとし、議場において全員で黙禱をささげ、哀悼の意を表したいと存じます。

それでは、故浜田繁次郎君の御冥福を衷心よりお祈りし、黙禱いたします。

全員、御起立願います。

[全員起立]

○議長（西川裕文君） 故浜田繁次郎君の議席でありました10番議席をお向き願います。

[全員10番議席を向く]

○議長（西川裕文君） 黙禱。

[全員黙禱]

○議長（西川裕文君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

[全員着席]

日程第4 故浜田繁次郎君に対する追悼演説

○議長（西川裕文君） 日程第4、「故浜田繁次郎君に対する追悼演説」を行ないます。

浜田繁次郎君の御逝去を悼み、議員を代表して、坂本公司君に追悼演説をお願いいたします。

15番 坂本公司君。

[15番 坂本公司君 登壇]

○15番（坂本公司君） 去る11月18日御逝去されました浜田繁次郎議員をしのび、玉名市議会を代表し、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

玉名市議会議員、浜田繁次郎様。この時間は、長年親しんだ愛称で呼ばさせていただきます。

繁次郎さん、あなたと出会って、もう30年以上がたちました。初めて会ったのは私が18歳、あなたが28歳のときでした。初めて会ったとき、何てスタイルがよく、何てカッコいい人がこの玉名にいるんだ、本当にそう思いました。何度かあるお店でお会いし、あいさつを数回交わし、それからしばらくしてある相談事があり、友人と2人でお店に伺ったのが初めての会話でした。今もあまり変わりませんが、礼儀も知らず、玉名の右も左も上も下も何もわからないような10歳も年下の私たちにあなたは優しく対応していただき、「何かあったら何でも相談に乗るからいつでも言ってね」と、そう優しく言ってくれました。

思い返してみると、私はこの30年間、あなたに相談しかしてこなかったような気がします。いろいろなものを失い東京へ行くとき、玉名に帰ってきた私がお店を出すとき、そしてもちろん私が市議会議員の選挙に出るときも、あなたにすぐに相談しましたね。今思えば、私の相談が多すぎてあなたを疲れさせたのではないかと反省しております。

でもあなたは、一度も私が言うことを否定せず、「大丈夫、公司君が決めたことは必ずいい方向に進むから、絶対やったほうがいいよ」本当に、そうとしか言われなかったような気がします。よく考えてみれば、私が決めたことが正しかったわけではなく、あなたの大丈夫というような魔法のような言葉があったからこそ、私の人生はここまで来たのかもしれない。

私の初当選の後は、月に一度は必ず2人で食事をしてくれましたね。議員ではないあなたのほうが議会に詳しく、いつも教わりっぱなしでした。この話はもう何度もみんなの前でした話ですが、私の後援会の懇親会の締めあいさつをお願いしたとき、あなたは坂本公司議員を一生応援しますと宣言してくれましたね。うれしかったです。

しかし、翌年にはあっさりと「やっぱ、俺も出るけん」と言われ、驚きましたが、うれしさのほうが何倍も大きかったです。そこには、現田浦議員も立候補する。まさかこんな身近な3人が同じ市議会議員になれる。あの日3人で飲み明かしたことは一生の思い出です。そして、みんな無事当選を果たし、既に現在引退された先輩方や西川議長、そして新たな同期の立川議員、中村議員たちとよく一緒に飲みましたね。ここ半年は、みんな選挙で忙しく集まることはできませんでしたが、選挙が終わったらまた集まる予定でしたよね。あなたが亡くなった日は、新人の議員の方も一緒に飲むはずでしたね。

あなたが亡くなった前日の臨時議会、あなたはいつもどおりでした。後から聞けば、数日間頭痛がするなどと言っていたようでしたが、私たちの前では一切そんなことは言わず、いつもどおりのあなたでした。

ただ、私は覚えていますよ。20年も前に作ったという細身のダブルのスーツ、とても似合っていました。ズボンの裾もダブルでした。私はちゃんと見ていましたよ。あなたは何十年もスタイルを維持していましたね。こんなスーツ、玉名のどこの誰が似合うのだと、そのとき思ったことを覚えております。

ちなみに、このネクタイ、見えますか。繁次郎さん、あなたのネクタイです。奥様に、るみ子さんをお願いして頂いてきました。あなたほど似合いはしませんが、大切に使用させていただきます。

当日、私たちは9時半から全体の写真撮影があるため、少し早めに会派室にいました。9時15分頃、朝からあなたが救急車で運ばれたと聞きました。おなかでも痛かったのかなと、それくらいのことだと思っていました。しかし、その数分後、あなたが亡くなったと聞きました。よく意味がわかりませんでした。15時頃議会が終わり、すぐに斎場に向かいました。昨日まで元気だったあなたは、ただ眠っていました。眠っているのではなく、眠っていました。ただ、私たちが来ているのに起きてくれませんでした。くも膜下出血とのことでした。通夜の時も葬儀の時も、失礼ながら、私は手を合わせながら、何度も首をかしげました。何で繁次郎さんがここに寝ているんだろう。何で繁次郎さんはまだ起きてこないのだろう、何で繁次郎さんの肌はこんなに冷たいのだろう、今でもその気持ちはさほど変わりません。まだ理解できていないんです。

昨日、ロータリークラブのメンバーとお店に行かせていただきました。私はもう既に3回ほど行っております。あなたがいないので古川さんが1人で大変そうでしたよ。最後のほうに奥様に下に来てください、あなたが私以上に付き合いの深かった、そして一

番信頼しているであろう後輩の方が、「俺たちは浜田繁次郎が死んだとは認めていない」
そうおっしゃっていました。

男気があって、誰にでも優しくかっこいいあなたは、本当にみんなの憧れでした。あ
なたのようにはきつとなれませんが、これからはみんなで力を合わせ、あなたが果たせ
なかつた夢や思いを引き継いでいきたいと思います。

繁次郎さん、しばしのお別れですと言いたいところですが、私はまだ49歳ですし、
世間ではあなたみたいにいい人ほど早く逝くと言われていています。そういう意味では、私
は相当長生きしそうです。

それでは、それまでゆっくりビールやハイボール、芋焼酎のお湯割りなどを飲んで気
長にお待ちください。週に2回の筋トレも忘れずに。そして、選挙が終わったらまた始
めようと言っていたゴルフの練習もしててください。あなたとコースを回れなかつた
ことも後悔の一つです。今まで本当に、本当にありがとうございました。あなたと過ご
した日々を決して忘れません。

大好きな浜田繁次郎議員へ。令和7年11月28日。玉名市議会議員、坂本公司。
本当にありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で、故浜田繁次郎君に対する追悼演説を終わります。

日程第5 決議案上程（決議案第1号）

○議長（西川裕文君） 日程第5、「決議案上程」を行ないます。これより、決議案を上
程します。

決議案第1号故浜田繁次郎君に対する追悼決議。以上、決議案1件を議題といたしま
す。

お手元に配付しております決議案を職員に朗読させます。

議会事務局次長 松野和博君。

[議会事務局次長 松野和博君 登壇]

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、決議案を朗読いたします。

決議案第1号 故浜田繁次郎君に対する追悼決議。

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。
令和7年11月28日提出。提出者は21名全議員。

故浜田繁次郎君に対する追悼決議。

玉名市議会は、4年にわたり市政発展に尽力された浜田繁次郎君の逝去に対し、哀悼
の意を表し謹んで弔辞を捧げますとともに、同君が市政に貢献なされた多大なる功績を
たたえ、市議会の名において深甚なる感謝の意を表します。

以上、決議する。議決日付け、玉名市議会。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第6 決議案審議（採決）

○議長（西川裕文君） 日程第6、「決議案審議」を行ないます。改めて、決議案第1号故浜田繁次郎君に対する追悼決議。

以上、決議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております決議案第1号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより採決に入ります。決議案第1号故浜田繁次郎君に対する追悼決議について、採決いたします。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7 市長あいさつ

○議長（西川裕文君） 日程第7、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

〔市長 藏原隆浩君 登壇〕

○市長（藏原隆浩君） 皆様おはようございます。

令和7年第8回玉名市議会、定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まずはじめに、この場をお借りしまして、故浜田繁次郎議員の追悼の言葉を申し述べ

させていただきたいと存じます。突然の別れから10日が経過いたしました。惜別の悲しみはあまりにも深く、いまだ、どうにもならない空虚を覚え、哀切とも痛惜とも言いようのない気持ちであります。

この場の同士でもあられる議員の皆様方も同じ気持ちでおられるところと存じます。

令和3年、地域住民の厚い信頼を得て玉名市議会議員に初当選されて以来、4年間、本市発展のため、寸暇を惜しまず奔走されました。

そして、先月の市議会議員選挙では見事に2期目の当選を果たされ、これまでの経験をさらに生かし、今後のさらなる活躍が期待されていた矢先の逝去であり、痛恨の極みと言わざるを得ません。

浜田繁次郎さんとは、同世代で若かりし頃から懇意にしていた間柄であり、青年会議所などでも共に活動しておりました。少し、控えめでありながらも、常に周りへの気配りを忘れず、優しく包み込む姿、その柔和な笑顔と穏やかな話しぶりで、周りから深く慕われておられました。私もまた、その飾らない人柄に深く感銘を受けていた一人でもあります。

市議会議員としても、常に他者を思いやり、たゆまぬ向上心を持ち、そして、どんな困難な状況に直面しても決して諦めることなく、そのやさしい人柄で周囲を励ましながら、前向きな解決策を模索される姿は、私たちに大きな希望を与えてくれました。その言動の源は、揺るぎない郷土愛と、市民への深い愛情があったからこそと存じます。

いまだに信じ難いことではございますが、彼が本市に注いできた崇高な志と限りない愛情に深く敬意を表するとともに、その遺志を胸に刻み、今後も市政の発展に全力を傾注してまいることが決意した次第です。

惜別の思いは語り尽くせませんが、御生前の真摯で献身的な御尽力に心より敬意を表しますとともに、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

浜田繁次郎さん、本当にありがとうございました。

それでは、3期目市長就任後初の市議会定例会に当たり、私の所信の一端を申し述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私が市長に就任させていただいてからの8年間を見ましても、社会を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。少子高齢化の急速な進展、AIなどのデジタル技術の飛躍的な進化、熊本地震や新型コロナウイルスの流行、そして、近年の異常な猛暑や度重なる豪雨をはじめとする自然災害など、私たちの価値観や生活様式に大きな変容をもたらしました。

しかし、このような社会情勢や価値観の変化に伴うパラダイムシフトを意識することで、これまでの様々な活動や施策を見直す貴重な進展の機会になったと感じております。

3期目の市政運営においても、これらの経験と教訓を踏まえ、引き続き「笑顔」とい

うキーワードを大切にしながら、玉名市の将来像をまとめた「笑顔をつくる10年ビジョン」この3つの原則「市民生活の安定」、「まちづくりの充実」、「行政運営の進化」に基づく取組を推進し、その実現に向けて、市政のかじ取りを担っていく所存でございます。

それでは、今後4年間、私が強い覚悟を持って推進してまいります、主な取組について申し上げます。

全国的な問題であります、本市も直面する最大の課題である人口減少。この厳しい状況の中、令和5年に公表された社人研、いわゆる国立社会保障・人口問題研究所でありますけれども、この最新の推計人口では、県下14市中、本市を含む3市が上方修正され、本市は平成30年に公表された令和7年時点での推計人口よりも1,500人程度上回っております。これは、平成30年時点での想定より人口減少のペースが緩やかに推移していることであり、「笑顔をつくる10年ビジョン」の着実な進展が効果として現れていると捉えております。この実績と手応えをもとに、引き続き、今後も全庁一丸となって持続可能なまちづくりに取り組んでまいりる所存です。

具体的な取組といたしましては、まず「子育て支援の更なる充実」でございます。

未来を担う子どもたちの育成は、持続可能なまちづくりに不可欠であることから、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子育て世帯が安心して、そして楽しく暮らせる環境づくりを最重点に取り組んでまいります。

まず、来年度に、小中学校給食費の無償化を実現したいと考えております。無償化に当たっては、財源という課題についてもしっかりと検討しつつ、適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な発達と子育て世帯の家計への負担軽減を目指してまいります。

あわせて、近年の猛暑を踏まえ、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用する小中学校体育館の空調設備を全校整備し、子どもたちの学習環境の改善に努めてまいります。

また、子ども医療費の高校生までの無償化を継続し、安心して子育てに専念できる環境づくりに尽力してまいります。

次に、現在、まちづくりの指針である「まちなか未来図」にて方向性を示しておりますが、官民連携による旧市役所跡地を活用した子育て交流拠点の整備に取り組んでまいりたいと考えております。この子育て交流拠点には、雨の日でも遊べるような子育て広場、キッズパークなどを整備し、子育て世代の交流促進と子育て支援の更なる充実を図ってまいります。あわせて、地域教育やコミュニティ育成のために、地域の子どもや大人も集まる環境づくり、そして災害避難所として活用できるような防災機能も充実させてまいりたいと考えております。

中央病院跡地につきましては、周辺に大学、高校、小中学校が点在している文教エリ

アとして、図書館機能を中心に、カフェテラスや交流・学習スペースを備えた拠点整備により、多世代が集い、学びと交流、くつろぎの場などを創出する、過ごしやすい環境の整備を進めてまいりたいと考えております。あわせて、こちらにおいても、防災を意識した施設整備に取り組んでまいります。

続きまして、「観光振興」につきましては、コロナ禍からの回復、TSMCの熊本進出によるインバウンドや国内観光といった旅行、観光需要が今高まっております。

その観光スポット、目的地づくりに向けまして、しおまちパークをリニューアルし、更なるにぎわいの創出を目指してまいります。あわせて、道の駅やペットランドといった集客施設の誘致を推進し、関係人口・交流人口の増加と地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

「産業振興」につきましては、農水産業の生産・担い手支援はもちろんのこと、玉名の基幹産業でもある農業の効率化、高収益化を目指す農地基盤の推進や、近年の自然災害に備えた対策による災害に強い農水産業の推進、玉名産天然あさりなど水産資源の管理と成長産業化を進めることで、所得向上を支援し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、これまで、地域経済の活性化と雇用創出を最重要課題と位置づけ、企業誘致に精力的に取り組んでまいりました。その結果、過去8年間で22件、特に直近4年間では15件もの企業と立地協定を締結いたしております。この誘致の勢いを更に加速させるべく、官民連携のもと、新たな産業団地の建設に積極的に取り組んでいくとともに、既存企業の事業拡大も支援し、雇用創出と地域経済の更なる活性化を目指してまいります。

また、ふるさと納税につきましても、引き続き積極的に取り組み、貴重な自主財源の確保のみならず、玉名が誇る特産品の認知度向上、ひいてはシティプロモーションにつなげてまいりたいと考えております。

次に、防災対策についてでございますが、近年、全国的に未曾有の自然災害が頻発しております。市民の皆様が安心して暮らせるよう「災害に強いまちづくり」というものは市政の喫緊の課題であり、最優先事項の一つであります。現在進めております菊池川河川防災ステーションがいよいよ完成いたします。災害時には防災拠点として、そして平常時は市民の憩いの広場として、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、本年8月に発生した豪雨で被害を受けた浸水箇所への緊急対策を進めておりますが、さらに、内水氾濫及び外水氾濫が発生し、甚大な浸水被害が発生した地域などについては中長期的な抜本対策も検討するなど、短期・長期両面から防災・減災対策を推進してまいります。あわせて、国や県などの関係機関にも、協力及び支援を強く働きかけるとともに、地域住民の皆様との連携強化、防災意識の向上にも力を入れ、自助・共

助・公助、これが連携した、真に災害に強いまちの実現を目指してまいります。

最後に、市民の皆様から信頼される市役所を市職員一丸となって創り上げていきたいと考えております。8月の豪雨災害において、職員は昼夜、休日を問わず献身的に対応し、被災された市民の皆様への迅速な支援にあたってくれました。困難な状況下でも、市民の皆様の安全・安心を守るため、全力を尽くしてくれた姿は、市職員としての誇りと責任感を強く感じさせられるものであったと思っております。これからも、職員がワンチームとなって市民の皆様の期待に応えるためにも、職員の笑顔が増える職場環境づくりに引き続き尽力してまいります。

以上、所信の一端について申し述べさせていただきましたが、3期目も初心を忘れず、市民の皆様の笑顔のために粉骨砕身の覚悟で、市政運営に邁進してまいります。議員各位そして市民の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

最後になりますが、今議会では、令和7年8月豪雨により被災した農地、農業用施設、道路及び河川の災害復旧に要する経費及び人事院勧告等による人件費調整費などをお願いしているところでございます。

議案の内容につきましては、この後提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げさせていただきますので、今議会提案の予算及び案件に対しましては、十分に御審議をいただき、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第8 市長提出議案上程（議第95号から議第117号まで）

○議長（西川裕文君） 日程第8、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第95号令和7年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から、議第117号人権擁護委員候補者の候補者の推薦についてまでの市長提出議案23件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第9 提案理由の説明

○議長（西川裕文君） 日程第9、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 前田弘信君。

[総務部長 前田弘信君 登壇]

○総務部長（前田弘信君） おはようございます。

議第95号から議第98号までの補正予算関係4件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

はじめに、議第95号令和7年度玉名市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,672万8,000円を追加し、総額を4億1,245万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容につきまして御説明いたします。まず、災害復旧対策といたしまして9億5,315万9,000円を計上いたしております。内容といたしまして、1の災害復旧事業で、令和7年8月豪雨により被災した農地農業用施設、道路及び河川の災害復旧に要する経費として39件分を計上しているところでございます。

次に、款ごとの主な内容について御説明いたします。2ページをお願いいたします。2款総務費で6のシステム運用・管理事業は、令和7年11月に予定していた標準準拠システムへの移行が、令和8年8月に延伸したことに伴う、ガバメントクラウドへの接続経費の減額等で3,009万4,000円の減額でございます。

3款民生費は、11の介護給付・訓練等給付事業で障害福祉サービスの利用増に伴う給付費1億1,200万円の追加。3ページをお願いいたします。16の障害児通所給付事業は、放課後等デイサービス等の利用者増に伴う給付費7,150万円の追加。4ページをお願いいたします。22の放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援交付金の基準額変更に伴う放課後児童健全育成事業業務委託3,072万1,000円の追加などでございます。また、複数の事業におきまして、令和6年度事業の精算に伴う国・県への返還金を追加しております。

5ページをお願いいたします。6款農林水産業費は、36の環境保全型農業支援事業で、有機農業などに取り組む農業団体への交付金745万7,000円の追加。6ページをお願いいたします。39の土地改良事業で、排水ポンプ車の運用に要する経費として、原材料費等958万円の追加などでございます。

8款土木費は、42の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業で、令和7年8月豪雨によってがけ崩れが生じた米山地区におけるがけ崩れ対策として1,340万4,000円の追加などでございます。

7ページをお願いいたします。10款教育費は、45の学校規模適正化事業で、天水小学校南側の市道池尻線改良工事に伴う用地購入費及び補償費1,682万5,000円の追加などでございます。

8ページをお願いいたします。このほか職員及び会計年度任用職員の人件費の補正に

つきましては、人事院勧告等に伴うもので、一般会計全体で1億6,892万円を追加しております。

なお、今回の財源調整といたしまして、財政調整基金を2億9,944万5,000円追加しております。

10ページをお願いいたします。第2表繰越明許費につきましては、納付書読取改修業務委託ほか4件、総額で12億1,147万5,000円を追加するものでございます。

第3表債務負担行為補正につきましては、議会だより印刷業務など19事業について、期間及び限度額を設定するものでございます。

11ページをお願いいたします。第4表地方債補正につきましては、児童福祉施設等整備事業ほか5件の限度額を変更するものでございます。

以上が、一般会計の補正予算の説明でございます。

12ページをお願いいたします。議第96号令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,472万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億8,201万4,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の調整と、3款国民健康保険事業費納付金で、介護納付金分負担金等の確定に伴う調整でございます。

13ページをお願いいたします。議第97号令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、総額を12億8,152万4,000円とするものでございまして、人事院勧告に伴う人件費の調整でございます。

14ページをお願いいたします。議第98号令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ9,335万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億2,622万1,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整と、15ページの7款諸支出金で、令和6年度事業の精算に伴う国・県への返還金8,311万2,000円の追加などでございます。

第2表債務負担行為補正につきましては、安心相談確保事業について、期間及び限度額を設定するものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算決算委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 企業局長、池本秀一君。

[企業局長 池本秀一君 登壇]

○企業局長（池本秀一君） おはようございます。

引き続き、私のほうから企業局所管の議第99号から議第101号までの補正予算関係3件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたしますものでございます。

予算資料の16ページをお願いいたします。はじめに、議第99号令和7年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。収益的支出につきましては、総係費に258万1,000円を追加し、総額を8億6,955万9,000円とするもので、人事院勧告等に伴う企業局職員10名分の人件費の調整でございます。

次に、議第100号令和7年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。収益的支出につきましては、総係費に230万1,000円を追加し、総額を14億8,842万3,000円とするもので、人事院勧告等に伴う企業局職員11名分の人件費の調整でございます。

資本的支出につきましては、建設改良費に508万円を追加し、総額を12億919万3,000円とするもので、管路の全国特別重点調査に伴い、緊急度が高いと算定された箇所内の修繕でございます。債務負担行為は公共枘設置工事について、期間及び限度額を設定するものでございます。

17ページをお願いいたします。次に、議第101号令和7年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。収益的支出につきましては、総係費に54万8,000円を追加し、総額を4億3,808万8,000円とするもので、人事院勧告等に伴う企業局職員3名分の人件費の調整でございます。債務負担行為は公共枘設置工事について、期間及び限度額を設定するものでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、詳細につきましては予算決算委員会において御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

[副市長 吉田勇人君 登壇]

○副市長（吉田勇人君） おはようございます。

私からは、議第102号から議第113号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。議第102号玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてでございますが、これは児童福祉法の一

部改正に伴い条例を制定するものでございます。内容といたしましては、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、一定時間まで保育所などを利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が新たに創設されたことに伴いまして、法律の規定に基づき乳児等通園支援事業の人員配置や設備、運営に関する基準を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

11ページをお願いします。議第103号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市災害義援金配分委員会及び玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、災害義援金の配分について審議する玉名市災害義援金配分委員会及び玉名市図書館窓口等業務委託事業者の選定について審査する、玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会を新たに設置するため、名称、所掌事項、事務の内容等の必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、附則第2項におきまして、玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、別表2災害義援金配分委員会委員及び図書館窓口等業務委託事業者選定委員会委員の職名及び報酬額を定めるものでございます。

13ページをお願いいたします。議第104号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じまして、議員の期末手当を改定するため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します議員の期末手当の支給月数を100分の177.5に、0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は、令和7年12月1日から適用し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

14ページをお願いいたします。議第105号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の給与改定に準じて市長及び副市長の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、議第104号と同様に、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します市長等の期末手当の支給月数を100分の177.5に0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給

月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は、令和7年12月1日から適用し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。議第106号玉名教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして12月に支給します教育長の期末手当の支給月数を100分の177.5に0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は、令和7年12月1日から適用し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。議第107号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。主な内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして12月に支給します職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.275、1.075に、0.25月分ずつ、合計0.05月分引き上げますとともに、職員の給料月額を平均で3.3%引き上げる改定を行なうものでございます。

また、通勤手当につきましても、現行の距離区分ごとの額を、引き上げを行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、第1条の規定は公布の日から施行し、給料月額及び通勤手当の引き上げにつきましては、令和7年4月1日から、期末手当、勤勉手当につきましては、令和7年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2条の改正規定につきましては、前条において引き上げました期末手当、勤勉手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振りますとともに、100キロメートル以上を上限とする距離区分及び1か月あたり5,000円を上限とする駐車料金に対する通勤手当を新設するものでございます。

附則といたしまして、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

24ページをお願いいたします。議第108号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、軽自動車税の種別割の減免基準の見直しに伴い条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、軽自動車税の種別割の減免の対象となる軽自動車に身体障害者等と生計を一にする者、または身体障害者等を常

時介護する者が所有する軽自動車を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

26ページをお願いいたします。議第109号玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市岱明コミュニティセンターの事業を変更するなどのため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、玉名市岱明コミュニティセンターの名称を「玉名市鍋松原海岸しおまちパーク潮湯」に変更し、観光振興を目的とした事業を新たに実施するため必要な整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

30ページをお願いいたします。議第110号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行なわないことができる場合を、国が定めた基準に合わせて追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

32ページをお願いいたします。議第111号玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、条例を定めるに当たりまして、従うべきとされております国の基準が改正されましたので、国が定めた基準と同様の改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

33ページをお願いいたします。議第112号玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、先ほどの、議第111号と同様に、条例を定めるに当たりまして従うべきとされております国の基準が改正されましたので、国が定めた基準と同様の改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

34ページをお願いいたします。議第113号熊本県市町村総合事務組合の共同処理

する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、これは、一部事務組合の共同処理する事務を変更し規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。内容といたしましては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊池市が、令和8年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から脱退するため、同規約の一部を変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 本会議に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の35ページから38ページまでをお願いいたします。

議第114号から議第117号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員4人の任期が令和8年3月31日をもちまして任期満了となるため、現委員の松木幸美氏の後任に引き続き同氏を、前田日出男氏の後任に吉村泰子氏を、山川みどり氏の後任に引き続き同氏を、堀真澄氏の後任に平井百合氏をそれぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上、4件の人事案件につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第10 請願・陳情の報告（請第4号、陳第3号）

○議長（西川裕文君） 日程第10、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第4号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願、陳第3号百条委員会の設置を求める陳情、以上、請願1件、陳情1件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、請願・陳情の報告を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 47 分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

さきの議会運営委員会の結論に基づき、日程第 11 議員提出議案上程。議員提出第 3 号議会改革推進特別委員会の設置について、議員提出第 4 号議会広報広聴特別委員会の設置について、議員提出第 5 号有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の設置について。

日程第 12 議員提出議案審議。

日程第 13 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の選任。

日程第 14 議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会正副委員長互選結果報告。

日程第 15 議会運営委員会委員の選任。

日程第 16 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙。

以上、日程に追加いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第 11 議員提出議案上程（議員提出第 3 号から議員提出第 5 号まで）

○議長（西川裕文君） 日程第 11、「議員提出議案上程」を行ないます。これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第 3 号議会改革推進特別委員会の設置についてから、議員提出議案第 5 号有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の設置についてまでの議員提出議案 3 件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出第 3 号から議員提出第 5 号までの議員提出議案 3 件については、議事の都合により、会議規則第 37 条第 3 項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第3号から議員提出第5号までの議員提出議案3件については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

議員提出第3号から議員提出第5号までの議員提出議案3件については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行いません。

日程第12 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議員提出第3号から議員提出第5号まで）

○議長（西川裕文君） 日程第12、「議員提出議案審議」を行いません。

議員提出第3号議会改革推進特別委員会の設置についてから、議員提出第5号有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の設置についての議員提出議案3件を一括議題といたします。

これより、ただいま議題となっております、議員提出議案3件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑・議員間討議・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出第3号から議員提出5号までの議員提出議案3件について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議員提出第3号から議員提出第5号までの議員提出議案3件について、議員間討議はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。議員提出第3号から議員提出第5号までの議員提出議案3件について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 討論なしと認めます。これより、採決に入ります。採決は1件ずつ行いません。

初めに、議員提出第3号議会改革推進特別委員会の設置について、採決いたします。

議員提出第3号については、原案のとおり8人の委員をもって構成する議会改革推進特別委員会を設置し、1. 議会改革及び議会活性化に関すること。2. 議会基本条例の検討及び見直しに関すること。

以上の調査事件を付託の上、調査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第3号については、原案のとおり決定いたしました。

この際、お諮りいたします。議会改革推進特別委員会に付託いたしました調査事件については、議員の任期の間、調査の終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革推進特別委員会に付託いたしました調査事件につきましては、議員の任期の間、調査の終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことに決定いたしました。

次に、議員提出第4号議会広報広聴特別委員会の設置について、採決いたします。

議員提出第4号については、原案のとおり8人の委員をもって構成する議会広報広聴特別委員会を設置し、1. 議会の広報広聴機能の充実に関すること。2. 議会報の編集及び発行に関すること。

以上の調査事件を付託の上、調査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第4号については、原案のとおり決定いたしました。

この際、お諮りいたします。議会広報広聴特別委員会に付託いたしました調査事件につきましては、議員の任期の間、調査の終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議会広報広聴特別委員会に付託いたしました調査事件につきましては、議員の任期の間、調査の終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことに決定いたしました。

次に、議案提出第5号有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の設置について、採決いたします。

議員提出第5号については、原案のとおり8人の委員をもって構成する有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会を設置し、1. 有明海沿岸道路の早期整備に関すること。2. 公共施設適正配置計画に関すること。3. その他公共施設に関すること。4. 旧庁舎跡地活用に関すること。5. 新玉名駅周辺整備に関すること。

以上の調査事件を付託の上、調査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第5号については、原案のとおり決定いたしました。

この際、お諮りいたします。有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会に付託いたしました調査事件につきましては、議員の任期の間、調査の終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会に付託いたしました調査事件につきましては、議員の任期の間、調査の終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことに決定いたしました。

日程第13 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の選任

○議長（西川裕文君） 日程第13、「議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の選任」を行いません。

先ほど、設置されました各特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、議会改革推進特別委員会委員に、田中美鈴さん、大野豊重君、中村慎吾君、田浦敏晴君、山下桂造君、坂本公司君、吉田真樹子さん、北本将幸君、以上、8名の諸君を。

議会広報広聴特別委員会委員に、緒方亜利沙さん、梅田政次郎君、坂西麻由さん、西村太君、大野豊重君、吉田憲司君、一瀬重隆君、徳村登志郎君、以上、8名の諸君を。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員に、江田剛君、田中美鈴さん、西村太君、立川信之君、一瀬重隆君、北本将幸君、多田隈啓二君、松本憲二君、以上、8名の諸君を、それぞれ指名いたします。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、各特別委員会委員が選任されました。

各特別委員会委員が選任されましたので、この際、各特別委員会の正副委員長の互選のために休憩し、議長において委員会を招集いたします。

初めに、議会改革推進特別委員会、次に議会広報広聴特別委員会、最後に、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の順に、いずれも第1委員会室にそれぞれ招集いたしますので、御了承願います。

各特別委員会におかれましては、それぞれ招集の順序に従い、委員会を開会の上、正

副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

それでは、各特別委員会の正副委員長の互選のため、休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 2時00分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（西川裕文君） 日程第14、「議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

議会改革推進特別委員会委員長 北本将幸君、議会改革推進特別委員会副委員長 大野豊重君、議会広報広聴特別委員会委員長 吉田憲司君、議会広報広聴特別委員会副委員長 坂西麻由さん、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員長 立川信之君、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会副委員長 江田剛君、以上のとおり、それぞれ就任されましたので、報告いたします。

これにて、議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会正副委員長の互選結果報告を終わります。

日程第15 議会運営委員会委員の選任

○議長（西川裕文君） 日程第15、「議会運営委員会委員の選任」を行ないます。

ただいま欠員となっております議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、議会運営委員会委員に中村慎吾議員を指名します。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任されました。

日程第16 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

○議長（西川裕文君） 日程第16、「有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙」を行ないます。

荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町及び和水町をもって組織する有明広域行政事務組合の議会の議員については、同組合の規約第5条第2項の規定により、構成市町

の議会において、当該構成市町の議会の議員のうちから選挙することとなっております。

また、同規約第5条第1項の規定により、組合の議会の議員の定数17名に対し、玉名市選出の議員数は5名と定められております。

現在、玉名市選出の組合議員の5名のうち、1名が欠員となっておりますので、同規約同規約第5条第3項の規定により、補欠選挙を行なうものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から有明広域行政事務組合議会議員に中村慎吾議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中村慎吾議員を有明広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中村慎吾議員が有明広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま有明広域行政事務組合議会議員に当選されました中村慎吾議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事の都合により、明日29日から12月8日までの10日間、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、明日29日から12月8日までの10日間休会することに決定いたしました。

12月9日は、定刻により会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、12月1日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時06分 散会

第 2 号

1 2 月 9 日 (火)

令和7年第8回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和7年12月9日（火曜日）午前10時00分開議

開議宣告

- 日程第1 議席の一部変更
日程第2 常任委員会委員の選任
日程第3 一般質問
- 1 5番 坂西 麻由 議員（第二新生クラブ）
 - 2 20番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
 - 3 12番 田浦 敏晴 議員（第三新生クラブ）
 - 4 2番 右田 憲吾 議員（市民クラブ）
 - 5 13番 山下 桂造 議員（自友クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

- 日程第1 議席の一部変更
日程第2 常任委員会委員の選任
日程第3 一般質問
- 1 5番 坂西 麻由 議員（第二新生クラブ）
 - 1 九州看護福祉大学の公立化と教育の質・学科再編の方向性について
 - (1) 地域住民への今後の説明
 - (2) 定員割れ・教員不足を踏まえた学科再編の方向性
 - (3) 卒業生の地域定着と環境づくり
 - 2 子育て支援の多様なニーズへの対応について
 - (1) 現状と課題の検討状況
 - (2) 夏季の遊び場環境への対応
 - (3) 学童クラブにおける地域ごとの格差の実態把握とその是正に向けた支援
 - (4) ファミリーサポートセンターにおける送迎サービスの現状と更なる支援策
 - 2 20番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
 - 1 子育て支援と地域経済について
 - 2 今後の高齢化対策について

- 3 12番 田浦 敏晴 議員 (第三新生クラブ)
- 1 学校給食の無償化に向けた取組と今後の展開について
 - (1) 小中学校における学校給食の現状
 - (2) 近年の物価高騰に対する本市の給食の対応
 - (3) 給食の質の維持・向上と地産地消の推進
 - (4) 市長公約における具体的な時期を含む市長の考え方
 - 2 市長の市政運営について
 - (1) 2期目の成果
 - (2) 3期目における市民との約束の実現
- 4 2番 右田 憲吾 議員 (市民クラブ)
- 1 教育行政について
 - (1) 小中学校の自然体験取組状況
 - (2) 伝統・文化への関わり
 - (3) 総合的な学習の時間
 - 2 スポーツ振興について
 - (1) 競技スポーツ推進の取組
 - (2) 中学校地域部活動の指導者の状況
 - (3) スポーツ合宿の誘致推進
- 5 13番 山下 桂造 議員 (自友クラブ)
- 1 市民が利用できるプールについて
 - 2 玉名温泉と市の関わりについて
 - 3 床下浸水の実態調査について
 - 4 都市計画税の廃止について
- 散 会 宣 告

+++++

出席議員 (21名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 緒方 亜利沙 さん | 2番 | 右田 憲吾 君 |
| 3番 | 江田 剛 君 | 4番 | 梅田 政次郎 君 |
| 5番 | 坂西 麻由 さん | 7番 | 田中美鈴 さん |
| 8番 | 西村 太 君 | 9番 | 大野 豊重 君 |
| 10番 | 中村 慎吾 君 | 11番 | 吉田 憲司 君 |
| 12番 | 田浦 敏晴 君 | 13番 | 山下 桂造 君 |
| 14番 | 立川 信之 君 | 15番 | 坂本 公司 君 |
| 16番 | 吉田 真樹子 さん | 17番 | 一瀬 重隆 君 |

18番 北本将幸君
20番 松本憲二君
22番 西川裕文君

19番 多田隈啓二君
21番 徳村登志郎君

欠席議員（1名）

6番 松本陽子さん

欠員（1名）

事務局職員出席者

事務局次長	二階堂 正一郎 君	事務局次長	松野 和博 君
次長補佐	小畠 栄作 君	書記	徳永 優貴 君
書記	本田 祐一 君		

説明のため出席した者

市長	藏原 隆浩 君	副市長	吉田 勇人 君
総務部長	前田 弘信 君	企画経営部長	宮本 圭一郎 君
市民生活部長	渡邊 一正 君	健康福祉部長	小山 聡 君
産業経済部長	井上 康博 君	建設部長	二瀬 哲也 君
企業局長	池本 秀一 君	教育長	福島 和義 君
教育部長	西原 正信 君		

午前10時00分 開議

○議長（西川裕文君） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 議席の一部変更

○議長（西川裕文君） 日程第1、「議席の一部変更」を行ないます。

議員の繰上補充に伴い、議席の一部変更の必要が生じたので、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

一部変更する議員名と議席番号を職員に朗読させます。

○議長（西川裕文君） 議会事務局次長 松野和博君。

[議会事務局次長 松野和博君 登壇]

○議会事務局次長（松野和博君） おはようございます。命によりまして、一部変更する議席番号及び氏名を朗読いたします。6番、松本陽子議員、7番、田中美鈴議員、8番、西村太議員、9番、大野豊重議員、10番、中村慎吾議員、以上のおりでございます。

○議長（西川裕文君） お諮りいたします。

ただいまのとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第2 常任委員会委員の選任

○議長（西川裕文君） 日程第2、「常任委員会委員の選任」を行ないます。

ただいま欠員となっております常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

それでは、建設経済委員会委員及び予算決算委員会委員に松本陽子議員を指名いたします。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、建設経済委員会委員及び予算決算委員会委員に選任されました。

日程第3 一般質問

○議長（西川裕文君） 日程第3、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

5番 坂西麻由さん。

[5番 坂西麻由さん 登壇]

○5番（坂西麻由さん） 皆様おはようございます。第二新生クラブ、坂西麻由でございます。

まずは、先の選挙におきまして、市民の皆様より温かい御支援をいただき、この市議会に送らせていただいたことを心より感謝申し上げます。また、このたび8名の先輩議員の方が御勇退され、そして先日、大切な議員お一人が御逝去されました。皆様が築いてこられた市政への歩みをしっかりと引き継ぎ、これから市政運営に全力で取り組んでまいりたいと思います。

私はこれまで看護師、保育士、介護支援専門員、そして九州看護福祉大学の勤務、農業、両親の介護やみとりの体験をしてきました。人の一生に寄り添う現場に立ち会ってきました。先輩議員の方から、その経験をぜひ市政に生かしてほしいと温かい言葉を託され、今この壇上に立たせていただいております。様々な市の課題に対し、現場や市民の皆様からたくさんの声を寄せられて、その声を束ねて市政運営や役立つ事業、市民活動につないでまいりたいと思います。市民の皆様、先輩議員の皆様、市役所の皆様、どうぞ御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします

それでは、通告に従いまして、本日は2点、九州看護福祉大学の公立化と教育の質・学科再編の方向性について。2点目、子育て支援の多様なニーズへの対応について質問させていただきます。

最初に、九州看護福祉大学の公立化と教育の質・学科再編の方向性について質問いたします。

九州看護福祉大学は県北地域で唯一の4年制大学として、これまで多くの医療、福祉人材を輩出してこられました。しかしながら18歳人口の減少や学科の定員割れ、合格率の低下など、大学運営の根幹にかかわる複合的な問題を抱えております。文部科学省中央教育審議会の大学の在り方の答申でも、地域に必要な大学を維持する意義が強調される一方で、教育の質が保てない場合は撤退も求められると明記されており、大学の将来像を慎重に、しかし現実的に見据えた判断が必要とされています。

九州看護福祉大学の内部協議会では、抜本的な解決策が見いだせなかったと伺っております。市は現在、公立大学法人化を検討されており、その報告書では、経済波及効果14億円の維持、志願者増などのメリットと同時に、市の責任や経営悪化の財政支援の増加、施設改修121億円の負担といったリスクを指摘され、学科再編や定員見直しも求められています。

1998年の開学以降、学科の新設が続いて、看護学科以外の4学科では定員割れが続き、口腔保健学科では充足率が6割を下回る状況です。学科拡充に伴う財政負担も重く、看護学科が4割を超える規模で大学の中心となり、他学科の定員不足を入学超過で補っている現状です。看護学科の教員不足や国家試験合格率の低下を招き、学科の共倒

れを招く危険もあります。健全な学校経営とは言えないと思います。

公立化すれば全学科が自然と充足するという見通しは、今後の少子化の波を考えれば非常に楽観的ではないでしょうか。むしろ公立化という大きな転換期だからこそ、地域に本当に必要な学科構成とは何か、持続可能な大学規模がどれほどか、抜本的な見直しこそ必要ではないかと考えております。

まず1点目、地域住民への今後の説明について説明いたします。

現在、九州看護福祉大学の公立化については、検討委員会の報告書や市の考え方を公表し、パブリックコメントが募集され、昨日公表されております。しかし、市民の皆様から経過が見えにくいと声が聞かれます。公立化は大きな政策です。インターネットを見ない層にも届く説明が不可欠ではないでしょうか。市民が納得できるには、双方向の対話ができる仕組みが必要だと考えます。今後市民向けの説明会や広報などにより、情報を整備し、透明性を高める予定はあるのかをお伺いいたします。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） おはようございます。坂西議員質問の地域住民への今後の説明についてお答えいたします。

これまで検討委員会の開催状況やパブリックコメントの募集など、公立化の検討に関する情報につきましては、市のホームページによる周知が主になっておりました。今後は多くの市民の皆様が関心をお持ちであることを踏まえ、公立化を目指す場合には、検討状況等を定期的に、また分かりやすく広報たまな、あるいはその広報たまなに折り込みを入れるなど周知を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂西麻由さん。

○5番（坂西麻由さん） 広報たまな等による分かりやすい説明を進めていくとのお答えをいただき安心いたしました。市民の不安や疑問の声に丁寧に向き合い、顔の見える対話が進むことを期待しております。どうか引き続き市民に寄り添った情報発信をお願いいたします。

続いて、写真をお願いいたします。

[電子資料を示す]

2点目は、定員割れ・教員不足を踏まえた学科再編の方向性についてです。

市の公立化についての考え方では、現行の1学部5学科を維持したまま、定数もそのまま開学、志願者数や充足率により、再編や定数を適宜検討するとしています。

次の写真をお願いいたします。

[電子資料を示す]

しかし公立大学は定数変更が厳しく、国の認可手続にも時間を要し、慎重さが求められます。看護学科以外の4学科では定員割れが続き、看護学科では毎年、入学者定員を30人から40人超過し、ほかの学科を補っている状況です。4年次まで換算すると100人以上オーバーしています。このまま教育体制の適正配置が十分でない中、研究や地域貢献まで求めるのは現実的ではないと思います。

公立化後も各学科の定数をそのまま継続することは妥当なのでしょうか。例えば、鍼灸スポーツ学科をリハビリ系と統合し、コース制再編、充足率が極端に低い学科の定数削減、超過している学科の定数増など、少子化時代でも維持可能な学部構成の検討が求められます。公立化すれば全学科が自然に充足するという安易な期待ではなく、地域に本当に必要とされる大学とは何なのか、10年後も維持可能な学科は何か、それを明確にする必要があると考えます。

写真ありがとうございました。市の見解をお伺いいたします。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の定員割れ、教員不足を踏まえた学科再編の方向性についてお答えいたします。

仮に熊本県から公立大学法人の設立認可が下り、公立化する場合、学科の再編には、教員の確保や、場合によっては施設・設備の改修などが必要となるため、一定の期間を要することや、過去の公立化事例では、公立化後に入学定員が充足していることなども鑑みて、まずは現在の5学科体制と定員を維持しながら開学を目指すこととなります。

しかし、開学後にも入学定員を割り込む学科がでるような場合には、適宜入学定員の見直しや学科の再編を検討しなければならないと考えております。また、教員数について、国が定める大学設置基準に基づく教員数は配置されておりますが、先ほど議員が言われたとおり、看護学科におきましては、入学定員100名に対し130名程度が入学していることから、教員1人当たりの負担が大きい状況となっております。そのため、教員の負担や指導環境の改善については、開学前から適正な教員数や配置を目指した人員配置計画を策定するように大学に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂西麻由さん。

○5番（坂西麻由さん） 公立化に当たり、まずは現行の5学科体制で維持して、開学を目指すとのことのお考えだと理解いたしました。開学前から教員の適正配置について、大学に求めていくとののですが、長年恒常的に看護学科が他学科の定員を補填している現状にあります。現場では看護職員の補充がないまま職員の疲弊がみられ、教育の質と国家資格の合格率にも影響を来していると思います。

そのような状況の中でも九州看護福祉大学は、全国屈指の看護師国家資格の合格者数

を誇っています。玉名にとって本当に必要な大学とは何か、10年後も学生を集め、地域を支える学科編成はいかにあるべきか、学外の有識者、医師会や教育看護協会、福祉団体など、評価、助言体制を整備し、透明性と継続的な改善に努め、今一度この視点を市と大学職員全てが共有し、早期に方向性を示していただけることを強く求め、この質問を終わります。

3点目は、卒業生の地域定着と環境づくりについてです。

現在卒業生が県外に就職するケースも多く、地域の医療福祉人材は大きな課題です。県医師会からも卒業生が県外に流出せず、地元で働ける仕組みをと要望があります。私立から公立に移行した他大学において、公立化以降、毎年のように地域内の就職率が下がり、私立大学よりも卒業生の地元離れが進むという皮肉な結果となっているところもございます。大学の志願倍率が上がるほど近隣地域を越えて広域から学生が集まり、結果として地域の就職率が下がる可能性がございます。大学の存続が地域の医療や福祉の将来を左右する以上、地域定着の仕組みづくりを同時に整えるべきだと考えます。

そこで市として、卒業生の地域定着を促進する具体策についてお伺いいたします。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の卒業生の地域定着と環境づくりについてお答えいたします。

大学を卒業した学生たちが地域に残ってもらうためには、まず地域に愛着を持つ地元高校生からの入学者の確保が必要であると考えております。そのため公立化した場合、志願倍率の増加による競争が想定されますので、入学試験に地域枠を採用するなど、地元高校生の入学を確保するための方法等を検討してまいります。

また、卒業後の学生の地域就職につながるような対策としては、熊本県北病院を始めとする地域の医療機関などでの実習をより推進することで、地域の医療福祉への関心を高めるような取組を実施することや、実際に地域就職をした場合に奨学金の返還を支援する仕組みなどを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂西麻由さん。

○5番（坂西麻由さん） 地域に残って働きたいという学生の背中を押せる仕組みをぜひ大学が連携して整えていただきたいと思います。玉名市に魅力が感じられず、あえて熊本市内に居住する学生も一定数おります。そのため選ばれる玉名市、卒業後も暮らしたい玉名市となるような政策や環境づくりも併せて必要であると考えております。

以上で九州看護福祉大学の公立化についての質問を終わります。

では次の質問に移ります。

[5番 坂西麻由さん 登壇]

○5番（坂西麻由さん） 2点目、子育て支援の多様なニーズへの対応について質問いたします。

近年少子化が続く中で、玉名市では子育て支援の強化に力を注いでこられました。しかし、母親の就労率の上昇や産後の早期職場復帰が進むなど、子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。

その変化に対し、従来の支援体制が必ずしも十分に対応できていない現状があります。例えば、子育て支援センターでは利用率が今、減少し、利用期間も短くなっています。また、近くの小さい公園より休日に親子世代と一緒に交流できる大型の公園のニーズが高く、夏場に安心して子どもを遊べる場所が少ないという声も多く聞かれております。

一方で、学童保育の需要は増加しているものの、地域によっては利便性の差が生じ、保護者からは利用しにくいという声も寄せられています。さらに、ファミリーサポートセンター事業では預かりよりも送迎のニーズが高く、保護者自身が障がいを持つ御家庭の補助制度がなく、支援が届きにくいという課題も見受けられております。子育て環境が多様化する中で、現場で求められている支援と市が提供している支援に少しずつが生じているのではないのでしょうか。

こうした市民の声を踏まえ、市の子育て支援の在り方について4点質問いたします。

まず1点目は、現状と課題の検討状況です。支援センター型の交流から個別支援、送迎支援、多世代交流の受皿型支援とニーズが多く変化していると感じております。特に育児の孤立は深刻で、相談先の選択肢は増えていても実際につながる支援や孤立しない場の確保、支援の利用しやすさという観点では、まだ十分と言えない状況です。

そこでお尋ねいたします。現在市として把握されている子育て支援の現状と課題、検討状況はどのようなもののでしょうか。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

[健康福祉部長 小山 聡君 登壇]

○健康福祉部長（小山 聡君） おはようございます。坂西議員の子育て支援の多様なニーズへの対応の現状と課題の検討状況についてお答えいたします。

現在本市では、子育てに関する相談先やつながる支援、孤立しない場の確保に対する支援として、市内6か所にある子育て支援センターにおいて、子育て世代の交流を促進し、孤立感や不安感の緩和を目的とした地域子育て支援拠点事業を行なっております。

また、子育て支援センターのうち2か所には専門の子育て支援コーディネーターがおり、気軽に子育て相談ができる利用者支援事業のほか、令和6年4月に開設しました子ども家庭センターにおける、妊娠期から子育て期にかけての様々な相談やDV、離婚相談など幅広く取り組んでおります。

次に、子育て支援に対する取組の課題でございますが、昨年度玉名市子ども計画を策

定しております。その折に就学前の児童の保護者や小学生の保護者に対するアンケートを実施しました。さらに子どもの意見聴取として、当事者である小中学生からもいろいろな御意見をいただきました。中でも多く御意見をいただいたのが、雨の日や近年の猛暑に対応した公園やスポーツ施設などの子どもの遊び場、親子で遊べる場所の整備ですが、平日や週休日に関係なく利用できる子育て関連施設の充実や、保護者同士で、子育ての話や相談、情報交換ができる場所といった気軽に利用できる相談、交流の場に関する御意見もございました。これらの御意見が現在の課題であると考えており、また優先して取り組むべき課題でもあると考えております。担当課のみでは解決できない課題もございますので、関係各課で連携、協力して課題解決に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂西麻由さん。

○5番（坂西麻由さん） 主として優先課題として認識されているとの答弁をいただきましたので、これからのこれらの課題がより具体的にどのように改善されているのか、次の点について確認させていただきたいと思います。

2点目、猛暑対策としての遊び場環境について。

近年の地球温暖化の影響が顕著で、特に夏場においては、公園遊びや屋外の活動の制限が余儀なくされ、保護者の皆様から安全に遊ばせられる場所がない、年齢差のある兄弟でも同時に遊べる場所がない、保護者同士、子ども同士が自然に交流できる場所がないとの声が多数寄せられております。涼をとる場、親子の交流の場、小学生まで共通の遊び場という3つの要素を同時に満たす環境整備が、今こそ必要なインフラ支援ではないかと考えております。

そこでお尋ねいたします。現在市として、猛暑時に子どもを安全に遊ばせられる環境整備について、検討されている施策がございますか。よろしくお願いたします。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 坂西議員の夏季の遊び場環境への対応についてお答えいたします。

近年、夏場の記録的な猛暑により、生活スタイルを変えざるを得ないような状況が続いております。保育所等においても常に熱中症警戒アラートを確認しながら外遊びを実施しており、さらに、ここ数年は運動会などでも競技内容を見直し、開催時間を短縮したり、会場を体育館などに変更したりするなど、児童の体調や生命を最優先とした対策を行ない実施しております。休日など親子で過ごす時間も夏場の猛暑により屋外での活動が制限され、必然的に自宅で過ごす時間が長くなっていると思われれます。子育て世代の皆さんが屋外に出ても安全・安心に過ごすことができるような場所を望まれていることも認識しております。

先日、市長の招集あいさつで、玉名市役所旧庁舎跡地に、雨の日でも遊べるような子育て広場、キッズパークなどの整備に取り組むことが述べられました。整備の時期や施設設備等の詳細についてはこれからの検討することになりますが、子どもの居場所や遊び場といった機能のみならず、親子で過ごす場所や子育て世代の交流の場となる屋内型施設の整備により、近年の猛暑にも対応した安全・安心な場所が提供できると考えるところでございます。

以上です。

○議長（西川裕文君） 坂西麻由さん。

○5番（坂西麻由さん） 市として猛暑の中でも子どもたちが安全に過ごせる環境づくりの必要を認識され、旧庁舎跡地の屋内型キッズパーク整備について取組を進められているというので、大変心強く感じております。

一方で、保護者の皆様から寄せられる声として、猛暑の中でこれからどこに行けば安全に遊べるのかという困り事がございます。屋内施設の整備は中長期的に非常に重要ですが、それまでの期間においても遊ばれるところ、公共施設の夏場の開放、例えば、以前近松議員が提案されていた岱明町のふれあいトレーニングセンタールームの無料開放や、夏場にクーリングシェルターというのを今、開放されておりましたが、そこに子ども、小学生と一緒に遊べるゾーニングの配慮など、既存施設で改善できる対策もあるのではないかと考えています。また、段階的に市内今、5か所の公園整備が進められておりますが、日陰の確保やミスト整備等の見直しなどもぜひ検討していただきたいと思っております。こうした日常的な困り事にも寄り添う形で、暑さ対策も併せて前向きに御検討いただければ幸いです。

そこで次に3点目、学童クラブにおける地域格差の実態把握と是正に向けた支援についてお尋ねします。

現在、玉名市の学童クラブは22か所整備されていますが、現場や保護者の方から、校区による定員の超過や送迎距離の格差により、保護者負担の偏りや、滑石、大豊、伊倉、八嘉小においては、4小合同の学童クラブで運営されており、情報共有や受入制度、新体制の不均衡、また、送迎負担と指導員体制の逼迫など課題が上がっております。

そこでお尋ねいたします。市として学童クラブごとの定員充足率、送迎距離、待機児童の校区データを把握されているのでしょうか。また、4校合同の学童クラブに対し、運営面での改善検討は行政内で議論されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員の学童クラブにおける地域との格差の実態把握と、その是正に向けた支援についてお答えいたします。

玉名市内には、議員もおっしゃいました現在22の学童クラブがございます。運営を

市内の学校法人や社会福祉法人などに委託して実施しております。学童クラブの現状といたしましては、校区によって学童クラブの努力により、施設の床面積に余裕があれば、定員を超えて受け入れていただいているところもあれば、近年の少子化により、単一校区の児童だけで学童クラブを運営することが難しいこともあり、複数の校区を1つのクラブで受け持ってもらっているところもあるなど、地域格差が生じていることは把握しているところでございます。

特に複数校区を受け持つ学童クラブは、他のクラブよりも送迎に時間と労力が必要になるとともに、送迎に要するバスの維持費などもクラブ運営に大きく影響するものと思います。このような複数の校区を1つのクラブで受け持っている状況を早急に解消することは、運営事業者の選定や利用する児童数の推移などから厳しい状況でございますが、送迎に要する経費等については、学童クラブの運営に対する国や県の補助の対象となる場合もございますので、まずはその理由を検討していただければと思っております。

市としましても現行制度において常に用意されている各種補助メニューで利用できるものを改めて周知し、学童クラブの安定的な運営を支援し、少しでも地域間の格差がなくなるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西川裕文君） 坂西麻由さん。

○5番（坂西麻由さん） ただいまの御答弁で、市としても複数校区を持つ学童クラブの負担や、地域ごとの運営状況の違いについて一定の認識を持っておられること、また既存の補助制度の周知や運営支援に取り組んでいただけたとの御説明をいただきました。これまで4校合同の学童クラブとなった経緯については、校区制による縛りや学校の空き教室を検討された際も、当時学校側の運営面からの対応が難しいという判断があったと伺っています。

しかし、あれから10年以上たち、現在利用児童者数も50名規模に増えています。4校合同地区の往復の送迎距離は最大18キロ、そして各学校ごと4校、そして学年により送迎ということで、各2台のバスに支援員の方が乗られ、バスの運転手さんが乗られ、それぞれ運営されていて、伊倉から八嘉までの移動時間も待機時間も20分ほど要すと児童たちにも負担をかけ、保護者にも負担感が多くございます。

国の子ども子育て支援交付金も制度が拡充され、20人以下でも運営方法を工夫すれば、より小規模で校区に近い拠点整備も検討可能ではないかと考えております。市の政策にも子育て環境の充実を掲げ、地域の実情に応じた学童保育の拡充をうたっておられます。子どもたちがどの校区に住んでも安心して学童保育を利用できる環境を整えることは、働く世代を支える上でも大変重要です。引き続き地域間の格差を生じさせない学童クラブ運営に向けたを期待し、再質問いたします。

地域格差是正や地域のつながりの観点から、多世代ボランティア活用について検討されているのかお聞かせください。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員再質問の学童クラブにおける多世代ボランティアの活用についてお答えいたします。

玉名市内にある22の学童クラブでは、それぞれのクラブが運営基準を遵守しながら、独自の趣向を凝らし、様々な取組をされておられます。多世代ボランティアの活用事例ではございませんが、地域の中で多世代交流が行なわれている事例がございますので幾つか御紹介いたします。

老人クラブとの交流として、紙飛行機や紙鉄砲作り、輪投げゲームなどの昔遊びを一緒に行なっているクラブがあります。ほかにも障がい者施設の方々との交流や学童クラブの児童が、栽培したお米を収穫して単身世帯に配布するなど、地域の方々との交流に取り組まれているクラブが多数ございます。人と人とのつながりが希薄になっていく昨今、児童が地域の人たちとの交流を通じ、より豊かな人間性を育むとともに、地域の大人たちの持つ知恵や経験を児童に伝えていただくことは、地域にとって、子どもたちにとってお互いに有益であると考えます。市としましてもこのような優良事例を収集・発信して、各学童クラブにおかれましても積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂西麻由さん。

○5番（坂西麻由さん） 御紹介いただきました地域交流の取り組み、大変心強く感じました。地域とのつながりをさらに広げることを期待し、最後の質問に移ります。

4点目、ファミリーサポートセンター送迎サービスの現状とさらなる支援について質問いたします。

現在、ファミリーサポートでは送迎サービスの需要が年々増加しておりますが、送迎を担う協力会員の減少により受けられる支援に支障が出ております。協会会員の高齢化も進み、送迎できる会員が見つからない、活動時間のミスマッチが起きているという実態も聞いております。さらに、現在のファミリーサポート送迎補助制度は、ひとり親家庭、第3子のみの対象となっております。保護者に障がいがある家庭や、病気や産後など一時的に支援が必要な家庭は対象外となっております。

そこでお尋ねいたします。ファミリーサポート送迎の実稼働会員数、送迎対応と需給ギャップの把握状況、さらに、会員不足解消に向け、今後の支援策の方向性をどのように考えておられるのか。また、補助制度の対象をひとり親、第3子に限定せず、保護者が障がい者や産後うつ病などを含める検討の余地があるのかをお聞かせください。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員御質問のファミリーサポートセンターにおける送迎サービスの現状とさらなる支援策についてお答えいたします。

本市が実施するファミリーサポートセンター事業の会員数は、令和7年11月26日現在で、協力会員193名、依頼会員が892人、両方登録会員46人でございます。協力会員の業務は、市の要綱において児童の預かりや送迎と定められておりますが、保育園や習い事などへの送迎の利用が非常に多い状況でございます。この送迎サービスの需要が増加している一方、送迎を担う新規協力会員数の伸び悩みや協力会員の高齢化などの要因も重なり、送迎できる協力会員が見つからない、活動の時間のミスマッチが生じているなどの実態がございます。

このような状況を解消するためにも、より多くの協力会員の確保が急務であることは認識しております。新規会員の確保に向けた検討や取組を進めているところでございます。具体的には、協力会員向けのサポーター養成講座について、現在は平日のみの実施となっておりますが、週休日の開催やオンラインでの受講を可能にするなど、協力会員として安心して援助活動をしていただくため、受講の機会を拡大できないか検討を進めております。また、今年度ファミリーサポートセンターの動画作成も行なっており、協力会員として援助活動に参加することの魅力や、やりがいを発信する予定にしております。このように新規協力会員のさらなる獲得につながる様々な取組を行なうことで、ファミリーサポートセンターの活発な利用につなげてまいります。

次に、ファミリーサポートセンターの利用に対する補助につきまして、現在ひとり親世帯の方や第3子目以降の援助を利用される場合に、利用料の一部を助成しております。障がいを持つ保護者が送迎を利用する際の利用の助成につきましては、財源である国・県の交付金において、障がいを持つ保護者への助成が対象となっていないため、現在のところ行なってはおりません。

今後利用料の助成拡大を図るためには、財政及び制度設計の観点から検討が必要となります。特に制度設計では、ニーズに対応するため補助対象者の基準を設定する必要がありますが、その基準として障がい者手帳や診断書の有無、あるいはそのほかの方法があるかなど調査研究する必要があります。このようなことから利用料の助成拡大については、慎重かつ総合的に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂西麻由さん。

○5番（坂西麻由さん） ファミリーサポートの協力会員について動画作成など行なわれているということで、今後ともどうぞよろしく会員確保に努めていただきたいと思います。

また、補助対象者がひとり親、第3子に限られている点については、保護者に障がいがある家庭や産後うつなど一時的に支援が必要な家庭にも今後支援が届きますよう、国・県補助の枠にとらわれず柔軟な検討を要望いたします。

質問を通じて、子育て、教育、大学、地域づくりの各分野が密接につながっていると感じております。市民の暮らしを支えるのは、日々の小さな不安や困り事に寄り添う行政の姿勢です。誰もが安心して暮らし、子どもたちが将来玉名で暮らしたいと思えるまちづくりをこれから共に進めていただければと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で、坂西麻由さんの質問は終わりました。

20番 松本憲二君。

[20番 松本憲二君 登壇]

○20番（松本憲二君） おはようございます。20番、自友クラブの松本憲二でございます。

10月に行なわれました選挙で4期目の当選をさせていただいて、12年間市議会議員として務めてまいりました。いろんな質問をさせていただいた中でも、なかなかやっぱり私たちには執行権というものなかなか議員に対してはありません。しかしながら、こういう一般質問を通して、執行部の皆さん方に今一度また御理解と協力を得ながら、この質問でいろんな様々なその課題とかというものを提示しながら、執行部に求めていくというのがこの一般質問ということ、今、新人の坂西さんが質問をされたわけですがけれども、私が議員になったときと比較して、先ほど多田隈議員ともちょっと話したんですけれども、私たちのときよりも全然違うなど、しっかり勉強されて、しっかり政策も提言をされるというような一般質問で、すごいなと感心をしたところではあります。今回8名の新人の議員さんたちが当選されたわけですがけれども、本当に私たち先輩議員もちょっと身の引き締まるような今の一般質問をお伺いしまして、緊張感を持って質問をしていかないといけないなと感じております。

今日の朝、第一発目朝起きまして、5時ぐらいにパッとテレビをつけたら、また東北の方で地震が起こっております。もう14年東日本大震災からたったわけですがけれども、なかなか緊張感を持って対応しないと、日本列島いろんな自然災害が起こる中で、やっぱり私たち議員、そしてまたこの自治体をしっかり担っていくというのが、非常に難しくなっていくというのがひしひし近年感じられているのかなと思っております。

それでは通告に従い一般質問を行なわせていただきます。

今回、まず最初に子育て支援と地域経済についてということで質問させていただくわけですがけれども、ここ数年前から物価高騰ということで、非常に値段が何でもかんでも上がっている。しかしながら、よくテレビで言われているのは、給料は上がらない。し

かしながら物はばんばん上がっていると。今日ちょうど朝からテレビを見ていましたら、チョコレートの価格は4倍に上がっています。それだったりマヨネーズの値段も約3倍近く上がっているような状況だそうです。

いろんな物価高騰が続く中で、子育てというところに目を向けますと、やっぱり子どもを産んだらお母さん方は産休に入られる。今は育休ということでお父さんも育休に入られる。その分給料は下がるわけですね。仕事を休んで育児休暇に入るわけですから、約6割ぐらいの給料しか多分もらえないということになるのかなと思いますし、そんな中で、他市というか、この近隣の町村を見てみますと、第1子目には20万円のお祝い金を上げますよだったり、第5子目には100万円のお祝い金をあげますという町もあります。

しかしながら、現金をもらってうれしい反面、それが地域に落とされれば幸いなんですけれども、それが果たしてどこに落ちるのかというのは、なかなか問題があるのかなとも思いますし、子育てをするにもお金がいっぱいかかります。ミルク代ももちろん上がっています。おむつ代も上がっています。いろんな形で子育てということで、今、玉名市では、1年間に約300人ぐらいの子どもが生まれているわけなんですけれども、昔からみたら多分減ったんだろうなと感じておりますし、地域の宝ということで、やっぱり子どもは地域で育てていくというのが今、非常に叫ばれている中で、やっぱり私たち子ども、少子化が今、進んでいるというような状況にもありますし、そんな中で、玉名市単独で子育てに対する支援をしっかりと一回ちゃんと考えてやっていかないと、なかなか子どもの数も増えないのかなと感じております。

そんな中で、子育てに対する市の単独の支援を今現状行なっているのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

[健康福祉部長 小山 聡君 登壇]

○健康福祉部長（小山 聡君） 松本議員の子育て支援と地域経済についてお答えいたします。

現在玉名市では、子育て世帯に対する市単独の経済的支援として、子ども医療費の高校3年生年代までの助成のほか、保育所や認定こども園等における副食費の助成、学童クラブの利用料について、ひとり親非課税世帯及び第3子目以降の多子世帯への補助を行なっております。しかし、子育て世帯に対して現金給付等の単独の直接的な支援は、現在のところ行なっておりません。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 松本憲二君。

○20番（松本憲二君） 今、部長から答弁をいただきました。

現在は子ども医療費、高校3年生までの助成、保育園だったり、その副食費とかその他もろもろの補助を行なっているというがあったんですけども、現金給付等の単独の支援は、今のところでは行なっていないというところの答弁がありました。

しかしながら、子育てにはやっぱりお金が必要です。そんな中で、近隣の町だったり、先ほど言いましたように10万円、20万円、一番多い額では100万円というような、そういう政策をとっておられる町もあるし、保育園の無料化だったりというのを行なっている町もあります。

何でもこういうことを質問するかといいますと、やっぱり私たちが子どもを育てたときと今の現状というのは、非常に違うと私は感じております。それは、私も娘に子どもができて、まだ今、約10か月の子ども、孫の娘たちの子育ての環境を見てみますと、やっぱりお金がかかるだろうと、自分たちが子育てをしたときには、まだ布おむつの時代でした。パンパースとかがやっと出てきてまだ間もないころ、だから布おむつを洗って使う、しかしながら今はパンパース、パンパンパンパン使い捨てで、非常にお金がかかるなと感じております。そしてミルクも非常に高いです。私たちのときから比較しますと高いなあと感じます。

そんな中で現金の給付というか、現金の給付というのが必要と私は感じているわけです。玉名市も定住・移住なんかを目標にして移住をしていただく、そしてまた子育てをする世代に定着をしていただく、出ていかないような仕組みというのをしっかり玉名市単独で考えていかないといけないと思うんですね。やっぱり子どもは地域の宝と思っておりますので、そのへんに対して、現金の給付であったり、今後どのような対策というか、考えをお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員再質問、子育て世帯に対して、今後市独自の経済的支援を行なう考えはあるかについてお答えいたします。

玉名市の0歳から18歳までの子どもの数は、令和7年11月30日現在で9,413人となっており、子育て世帯に対して市独自の経済的な支援を行なうことは、国や県の補助を活用できない場合、多額の費用負担が発生することになります。一方、子育て世帯の経済的負担の軽減が必要であるかと考えているところでございます。

現金給付の直接的な支給ではございませんけれども、今後市独自の取組として、令和8年度からの国費による小学校給食の無償化の実施に併せて、中学校給食の無償化の実施を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 松本憲二君。

○20番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

28日の開会の日に市長が、学校の給食無償化はぜひ取り入れていくというような市長の発言もあっております。しかしながら、この学校の給食の無償化というのは、それはもちろん小学生と中学生を持つ世帯。保育園だったり、まだ保育園入所前の子どもさんたちには何の関係もありません。

先ほど部長の答弁の中で、18歳までが9,413人となっているということで、今年もデジタルというか、物価高騰対策支援ということで、プレミアム商品券を玉名市も発行して、ここ数年ずっとぶっ続けにそういう対策をとっているわけですがけれども、その中で、子育て世代に対する経済的支援ということで、私は地域経済と子育て支援と一体化ということで、プレミアム商品券みたいなのを子育て世代に対して発券するじゃないですけれども、今、スマホでデジタル通貨じゃないですけれども、結局玉名もプレミアム商品券をするとき、デジタル版と紙媒体ということで2種類多分出したと思うんですけれども、デジタル商品券を子育て世代、約9,500人にもし1万円ずつ付与するとしたときに、約1億円ぐらいの費用がかかるわけですね、費用が。

しかしながら、その地域でしっかりそれを使っていただくということだったら、経済効果もしっかり生まれてきます。そういうことで地域経済と子育て支援とセットにした、合体型の経済と子育ての支援ということでやっていけば、そこまで私は費用が莫大に負担になるとは思いません。現金でやってしまえば、それは結局熊本市で使ったり、荒尾市で使ったり、大牟田市で使ったりというのもできるわけですがけれども、しっかりしたデジタル通貨、地域の地域通貨というものを取り組んだ中での子育て世代に対する支援というのをしていけば、地域の経済も回るし、もちろんそういう親御さんたちは地元で買った場合に、普通プレミアム商品券だったら3割引ですよ、1万円で1万3,000円の買い物ができる。しかしながら、子育て世帯にもし20%引きということでの付与、ポイント付与だったりというのがあれば、地域の経済もしっかり回るし、子育て支援にもなるということだと思うんですけれども、そのへんについて考えというのがあるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員再質問の子育て世帯に対する経済的支援として、デジタル商品券を使った玉名市独自の支援に取り組む考えはあるかについてお答えいたします。

デジタル商品券や地域通貨など、利用者はスマートフォンを活用して簡単に決済することができ、また、販売店側においても少ない初期投資でその仕組みを構築し、キャッシュレスで精算ができるなど、購買者、販売者双方にメリットがあるとして、他の自治体では実施されているところもございます。

しかしながら、一過性ではなく継続的なものとして、デジタル商品券や地域通貨を活

用した経済的支援を実施する場合、運用開始後にシステムの利用に関わる手数料や、機器の管理や更新等のランニングコストが半永久的に必要ななど、長期的・総合的な観点から、現在のところ実施については厳しいものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 松本憲二君。

○20番（松本憲二君） 結局プレミアム商品券だったり、そういうのを発行するのに結構な費用がかかるというのは、私も認識をしております。しかしながら、ずっと地域経済をまわしていく、ましてや前回がたまなP a y、その前はタマにゃんP a y、少しずつ何か変化があるようにプレミアム商品券も変わってきているのかなと思うんですけども、今度はその子育て支援じゃなくて、地域通貨について、私はそういう考えを持っているんですけども、地域通貨、結局これを言うのは、私たち前回までの建設経済委員会で千葉県の木更津市に行ったときに、木更津にはアクアコインという地域通貨が根強く、しっかり市民の皆様方に寄り添った形で、地域経済をしっかり回すということで利用されていたというのがありました。それは先進地視察ということで行かせていただいたんですけども、結局子育て世代にランニングコストももちろんかかるとは思いますが、全体的な地域との経済をしっかり地域間で回す、そして、それを子育て世代にもしっかり支援をしていながら地域経済を回すというところで、地域通貨の導入について、今度は産業経済部長にお伺いしたいと思います。この地域通貨のしっかりした導入について、どのような今、検討がなされているのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

地域通貨とは、特定の地域やコミュニティの中での限定的な範囲でのみ有効な通貨であり、紙媒体やスマートフォンを活用したデジタル形式での提供が多く見受けられます。チャージに対するポイント還元や行政ポイントなどにより、地域振興や地域密着型の事業をサポートし、地域経済の活性化を促進しています。

通貨の発行者を地元の組織や自治体が担うことで、地域のニーズに併せた運用が可能となります。本市ではたまなP a yといった類似の事業を実施しており、技術的には実施可能ではありますが、庁内や関係団体との協議は行なっておらず、体制づくりは進んでおりません。今後、その効果や課題、具体的な運用方法、市施策への効果的な活用といった可能性について、調査研究を行ない、費用対効果を含めた上で検討進めてまいります。

以上です。

○議長（西川裕文君） 松本憲二君。

○20番（松本憲二君） いただきました。

たまなP a yが一番私も良いのかなと。これはハローポイントをもともとされていたところからのたまなP a yがしっかり、そこの代表の方とお話をさせていただいたら、しっかりしたサポート体制というの、銀行系列としっかり組んで今やっているというような話も聞いております。地域経済というのが一番大事、よそにお金を持ち出さない。結局市だけの補助じゃないんですよ。言えば加盟店さんが多分350店舗ぐらい、プレミアム商品券のときにたまなP a yでやったときには、多分350店舗ぐらいの地域のお店が協力をしていただいたと思うんですけども、そこのお店に対しても支援を求める、何%かお願いできますかと。やっぱりよそで買っていただくよりもそこのお店で買っていただいたほうが、お店の方々もありがたいわけですね。それと市が補助を出せば、ひょっとしたら市が15%、お店側が5%という可能性もあります。そんな感じで結局子育て世代に対して、しっかりした充実した支援を玉名市が施せば、ひょっとしたら玉東町みたいにじゃんじゃん若い世代が引っ越してきて、家を建てて住んでもらえる可能性も出てくるわけです。

そういった観点から、しっかりした地域経済をまわす観点と、それを有効活用して子育て世帯に対してのしっかりした市単独の支援策をしっかりと考えていただきながら、子育てがしやすい、そして、またそれによって地域経済がまわるようなシステムというのをしっかり構築していただいて、よそに出ていかない、そしてまたよそから引っ越してきて玉名で子育てをしてもらうという体制づくりを、しっかり作っていく必要があるのかなと思います。

工業団地も整備をされて働く場もしっかりできています。その中で、あとはそういう一つ一つの施策をしっかりと充実させていくというのが非常に必要なのかなと感じておりますので、今後と検討のほどよろしくお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（西川裕文君） 松本憲二君の一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（西川裕文君） 始めます前に、傍聴席の方、携帯はマナーモードか切ってくださいようお願いいたします。

20番 松本憲二君。

[20番 松本憲二君 登壇]

○20番（松本憲二君） 次に、今度は子育てとはまた真逆に高齢化についての質問をし

たいと思います。

非常に高齢化が進んでいるというような状況でありまして、玉名市でももちろん高齢化率は年々と増すばかりであります。そんな中で、高齢者の方々にピンピンと元気よく高齢化社会を楽しんでいただくというか、そういう高齢化になっても非常に生き生きと生活できるという環境をつくっていく必要があると考えております。

そんな中で、玉名市の高齢化の推移について、まず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

[健康福祉部長 小山 聡君 登壇]

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員御質問の高齢化の推移についてお答えいたします。

本市の過去の5年間の年度末における65歳以上の高齢者数及び高齢化率の推移でございますけれども、まず令和2年度2万2,394人で34.4%、令和3年度2万2,481人で35%、令和4年度2万2,399人で35.1%、令和5年度2万2,364人で35.5%、令和6年度2万2,279人で35.9%と推移しております。

生産年齢人口等の減少により、高齢化率は上昇しているものの、65歳以上の高齢者数のピークは過ぎている状況でございます。また令和12年には75歳以上の人口がピークを迎え、令和22年に向けて、介護サービスを必要とされる85歳以上人口の構成割合が上昇していくことが予測されております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 松本憲二君。

○20番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

やっぱり少しずつではありますが、高齢化率は進んでいるというような状況で、しかしながら今、部長の答弁の中で、高齢者数のピークは過ぎている状況にあるということなんですけれども、しかしながら75歳以上の人口が令和12年にはピークを迎えるというような状況ですね。ここ2、3日のニュースの中で、訪問看護の業者さんが倒産件数が非常に増えていると、全国的に、熊本県では2件の倒産があったということなんですけれども、やっぱり人員不足だったり、なかなか訪問ですからもちろん家のほうで看護を受ける方々が、そういう業者さんが倒産をすれば、なかなか看護も受けられないというような状況にも多分なってくるのかなと推測いたします。

そんな中で、施設なんかにももちろん入所をしないほうが一番望ましい高齢社会なのかなと思いますし、やっぱりいつまでも元気であるというようなのが、一番最適な高齢の人生なのかなと思いますけれども、施設に入所しない対策、いろいろ、横島でいえばゆとり一むで元気体操であったりだとか、いろんなことが催しをされているわけですが、なかなかしかしながら自分で行けない人もいらっしゃると思います。その中で、いろんな施設に入所しない対策というか、そういうのが玉名市ではどのような対策をとってお

られるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員御質問の介護施設に入所しない対策については、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた取組が必要となります。そこで本市では、地域住民が主体となり、介護予防やフレイル予防などを目的とした活動を行なう、通いの場への参加者の拡大や、送迎付き体操教室、短期集中通所型サービスなど、介護予防活動の充実を図っております。

また、近年求められる医療介護ニーズも変化しており、高齢者単身世帯が増えるとともに、慢性疾患や複数の疾患を抱える高齢者が増加しており、医療介護の連携の必要性が高まっております。本市では、医師会と連携し、在宅高齢者の日常の療養支援、入院支援、急変事の対応など、在宅医療と介護が一体的に提供できる体制づくりを進めております。

さらに、高齢者が住み慣れた地域の中で、生きがいや役割を持ち、自立した生活を送ることができるよう、中学校区を単位とする日常生活圏域ごとに、互助を基本とした多様な日常生活上の支援体制の構築を目指しております。高齢者の社会参加の推進や地域における支え合いの体制づくりに向けた取組を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 松本憲二君。

○20番（松本憲二君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。

もちろんお年寄りの方々は地域で長年生活をして、また地域で最後を迎えたいという思いが非常に強いのは私も分かります。そんな中で、いろんな送迎付きの体操教室であったりとかというのでも実施されているのは、非常に良いことだなと思いますし、今、ゆとり一むは民間の事業者に委託をされて、非常に新聞等に折り込みも入っております、いろんな教室が催されているんだなというのでも、実際私もパンフレットを見て、非常に良いことだなと思っております。

しかしながら、今、私たちも議員で、老人会あたりの総会だったりとかというのにもお招きをいただくんですけれども、老人会、小さい老人会は残るんですけれども、大きな組織の老人会、天水町で言ったら天水町老人会が多分なくなるというのを、去年横島の総会のときに初めて聞きました。横島は全体的に横島町老人会というのがあって、また小さい老人クラブがいっぱいあるわけなんですけれども、しかしながらそういうお世話をしてくれる人が年々と減ってきているというような状況の中で、そういう通いというか、昔ながらの地域づくりというのが非常に必要になってくるのかなと感じております。なかなか高齢者といいますと、自動車の免許を返納したりだとか、そういうことで足がな

い、自由に動けない、そういうところでいろんな催物があっているというのは分かるんですけど、なかなかそこまで出向けないというようなことも起こります。

そんな中でしっかりした、玉名市でお年寄りが元気で、地域の中でしっかり支え合いながら最期といいますか、高齢になっても楽しい人生設計をつくれるような体制づくりというのが市には求められると思いますけれども、そういった中で、市の福祉計画、高齢者に対する福祉計画がどのような形で策定をしっかりとされて、改善であったりとか、そういうのが反映されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員の高齢者の福祉計画についてお答えいたします。

高齢者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、また介護保険サービスの円滑な提供と介護保険制度の安定的な運営を図るため、老人福祉法と介護保険法の規定に基づき、市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画として、一体的に策定することが義務づけられております。本市においても3年を1期とし計画を策定しており、現在第9期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に沿って各事業を推進しているところでございます。

令和9年度からの次期計画である第10期計画については、現在計画策定に向けた各種ニーズ調査を一般高齢者や要支援者、要介護者を対象に行なっております。介護予防や生活支援サービスを効果的に提供するため、高齢者の生活実態やニーズ、地域の社会資源を把握し、よりきめ細やかなサービス提供や地域づくりにつながるよう、ニーズ調査の結果を参考とさせていただきます。

また、地域の高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた場所で自分らしい暮らしが続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステムの構築に向けた計画を策定しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 松本憲二君。

○20番（松本憲二君） 今、部長から答弁をいただきました。

そうですね、やっぱり住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステムというのが、やっぱり一番大事なところになってくるのかなと思います。今、都会では、単身だったりとか、高齢者になって旦那さんを亡くされたり奥さんを亡くされたり、2人まだ健在ではあるんだけど不便だからということで、今、老人向けのマンションというか、高齢者住宅なんか非常に都会のほうでは非常にできて、またそこを利用する方々も増えているような状況にもあります。玉名にもホテルしらさぎの前にサンヴィラありあけということで高齢者住宅があるわけですけども、そういうところも視野に入れて、お年寄りの方々を1か所に集中させて、いろんな体操だったり、そう

いうそこに入所している方々で旅行に行ったりだとか、そういう計画も立てれば非常に生き生きと、紅葉のシーズンであれば紅葉を見に行ったりだとか、そういうのが自分たちだけではなかなかしにくいんですけれども、そういう集まり、そういう計画を立ててくれる人がいれば、そういうところにも多分参加をされるというようなのも出てくるのかなと思います。

今回は子育てと高齢者対策ということで、両極端な質問をしたんですけれども、子どもが生まれてずっと、私も玉名で生まれてずっと玉名で育って、最後まで多分玉名で息を引き取るんだろうなと思うんですけれども、全体的に玉名というのをもっともっと景気づけて、活性化させて、そしてまた住みよいまちづくりにするというようなのは、私たちの役目でもあるし、行政サイドのもちろん役目でもあると思います。

そんな中で、先ほど坂西さんの質問にもあったんですけれども、これ28日に市長の方からもあったんですけれども、旧庁舎跡地に子どもが全天候型で遊べるような施設というようなのもあったんですけれども、ちょうど私この前、家内と紅葉を見に行き、菊池のほうに下りてきたら、ちょうど菊池の菊池溪谷のほうからずっと下りてきたら、一番まちなか、あの温泉街のところの右側に広場がありますよね、あそこでイベントがあってました。いいなあと思って、しかし玉名でこういう場所ってあるかなと思ったのかなかないんですね。そこには子どもたちがいっぱい集まっていて、バットを持った男の子だったり、サッカーボールを一生懸命追いかける子どもたち、子育てをする中で、先ほど坂西議員もおっしゃったような、みんなが集えるような公園というのがなかなか玉名に見当たらない。そしてまた全天候型の遊べる施設というのもなかなかなかったということで、せっかく市長も旧庁舎跡地をどがんかせんといかんという思いで、あそこに全天候型の施設を造るとおっしゃったんですけれども、玉名市民だけが遊べる施設がいいのか、それともいろんな所から玉名に来て遊んでもらって、ましてやそこでお金を落としていただける施設がいいのかというのは、ぜひ検討していただきたいなと思います。

スーパーで言ったらコストコが、もともと福岡にしかなかったのが結局熊本に1か所できた。1年間に私も2回ぐらい買い物に行くんですけど、県外ナンバーが非常に多いですね。それと同じ効果というのは、多分そういう施設、全天候型の施設というのが、今、熊本県内でも1個ありません。そんな中でもし玉名で造るのであれば、ものすごく大きなそういう施設を造れば、多分県外からでも、九州いっぱいからでもこの玉名に遊びに来てもらえるという機会が増えるのかなと。またそこで経済の効果が発揮できるのかなと思います。そのへんはしっかり全庁一丸となって、そこは研究をしていただきたいなと思いますし、高齢者の方々にとっては1人になったら非常に寂しい思いをします。そういう場をなるべく回避できるように、いろんな毎日でも行きたいなと思えるような

そういう地域コミュニティというか、そういういろんな催物ができれば、お年寄りもますます元気になられて、いつまでも元気で高齢の生活を楽しんでいただけるというようなのも思いますので、そのへんはしっかり対策を考えていただきながら、そしてまたニーズに沿った計画をしっかりと策定していってもらえるものと信じまして、今回は私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で松本憲二君の質問は終わりました。

12番 田浦敏晴君。

[12番 田浦敏晴君 登壇]

○12番（田浦敏晴君） 12番、第三新生クラブ、田浦敏晴です。

10月の選挙で2期目の当選を果たし、市議として新たなスタートを切ることになりました。これからも玉名市のために精一杯働いてまいりたいと決意しております。

今日は大きく2つの質問を準備してまいりました。1つは国の政策と関わりの深い学校給食の無償化について、もう1つは、3期目の当選を果たされた藏原市長の市政運営について質問させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

1、学校給食の無償化に向けた本市の取組と今後の展開についてお伺いします。

令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意では、給食無償化は、小学校を念頭に地方の実情を踏まえ、令和8年度に実現する。中学校への拡大もできるだけ速やかに実現するとあり、また、同日の石破総理の会見でも、いわゆる給食無償化につきましては、まずは小学校を念頭に、地方の実情を踏まえ令和8年度に実現いたしますと、その上で中学校への拡大もできる限り速やかに実現するということにならしてあります。これらの各施策の実現に当たりましては、政府全体で徹底した行政改革を行なうことにより、安定財源を確保することにいたしてありますと、学校給食の無償化についての発言がなされております。

さらに、去る10月24日の衆議院本会議及び参議院本会議で高市内閣総理大臣の所信表明あいさつの中では、いわゆる高校の無償化、給食の無償化についてもこれまで党派を超えて積み重ねてきた議論を踏まえ、制度設計の議論を進め、安定財源の確保と併せて来年の4月から実施しますと表明されており、これまで国の中では、令和8年度を念頭に置いた、しかも4月という具体的な実施時期が明言されるなど、これから国における令和8年度当初予算の編成の中で、しっかりと議論されていくことを期待するところでもあります。

しかしながら、既に来年度予算時期に入っている状況にありながら、文部科学省など関係省庁から具体的な情報が市町村に入ってきていないとのことであり、市町村の現場としては困惑されている状況にあるかと思いますが、今後国の動きを注視していく必要

があると思います。

このような国の給食費無償化に対する具体的な動きが示されていない中ではありますが、藏原市長は今回の選挙公約において、令和8年度小中学校給食無償化の実現を挙げられ、今議会の市長冒頭あいさつの中で、市長から、令和8年度から小学校及び中学校の学校給食費無償化を実施するとの表明があったところでございます。小学校のみならず中学校の子どもを持つ家庭としても、本市での学校給食の無償化の実現は、経済面で子育てを支援してもらい玉名市に住んで良かったと思われることでしょう。

そこで質問いたします。小中学校における給食の現状についてお伺いします。

それでは、改めて本市の小中学校における学校給食について、令和7年度の予算をもとに対象人数や金額などの現状を尋ねいたします。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

[教育部長 西原正信君 登壇]

○教育部長（西原正信君） 田浦議員御質問の小中学校における学校給食の現状についてお答えいたします。

まず、対象児童生徒数につきましては、小学校児童が約3,200人、中学校生徒が約1,550人で、合わせて約4,750人の児童生徒に給食を提供しております。

次に、学校給食費の単価でございますが、食材費の変動や物価高騰が続く中であっても、児童生徒に質の高い栄養バランスの取れた給食を提供するため、小学校で1食当たり310円、中学校で1食当たり362円と設定しています。これらの給食を支える賄い材料費といたしましては、小学校給食に係る食材費として約1億9,200万円、中学校給食に係る食材費として約1億900万円、総額で約3億円を予算化しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○12番（田浦敏晴君） 答弁いただきました。

学校給食の対象となる児童数と学校給食の単価について答弁をいただきました。4,750人の児童生徒の給食を支える賄い材料費として、小中学校合わせて3億円ということが確認できました。また、給食の単価についても小学校が1食310円、中学校が1食362円ということでした。少し前は1食200円でしたので、物価高騰の影響で単価が上がっているとの認識をいたします。

そこで次の質問をいたします。

2、近年の物価高騰に対する本市の給食の対応についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の感染分類が5類に移行後、人の動きや経済活動も元に戻ってまいりましたが、一方物価高騰が続いており、当然学校給食費の食材高騰にも影響があるか

と思いますが、どのような状況なのかをお尋ねします。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 議員御質問の近年の物価高騰に対する本市の給食の対応についてお答えいたします。

本市におきましても学校給食で使用する食材費の高騰が顕著となっており、具体例といたしましては、特に主食であります米飯や毎日提供しております牛乳では、その影響が特に大きく出ております。米の単価は令和6年度の10キログラム当たり3,142円から令和7年度には5,995円と約1.9倍にまで高騰しており、極めて大幅な上昇でございます。

また牛乳につきましても令和6年度の1本当たり56円64銭に対し、令和7年度には59円36銭と同様に価格が上昇しております。さらに調味料や加工食品といった副食に使用する食材につきましても、軒並み価格が上昇している状況でございます。こうした状況は御指摘のとおり、学校給食の運営に多大な影響を及ぼしており、児童生徒に栄養バランスの取れた給食の質や量を維持していく上で喫緊の課題となっております。市としましては、こうした課題に対応するため、食材の価格変動や物価高騰を考慮し、食材費の単価を適正に見直す必要があるため、令和6年4月に10年ぶりに食材費の単価の見直しを行ない、小学校は1食当たり252円から287円に35円増、中学校は293円から334円に41円の増となっております。令和7年度の単価につきましても食材費の高騰が続いていることから、小学校は310円に23円の増、中学校は362円に28円の増と値上げを実施しております。なお、この物価高騰に伴う値上げ分は、令和6年度は3,488万2,000円、令和7年度は5,620万3,000円につきましては、市の公費で負担することにし、保護者の負担軽減を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○12番（田浦敏晴君） 答弁いただきました。

主食である米や牛乳をはじめ、副食に使用する食材などの軒並みに価格が上昇しているとのことでした。栄養バランスの取れた給食の質と量を維持していくためにも、食材費の単価を適切に見直されていることも確認することができました。値上げをしたとはいえ、この物価が高騰する中で、310円の食材費で小学校の給食を、362円の食材で中学校の給食をよく提供できているなど感心いたします。学校給食の運営に尽力をいただいている全ての方々に敬意を表したいと思います。その上で子どもたちの成長を支える給食の質については、なるべく地元でとれた食材を使うようにするなど、地産地消という観点からもぜひこだわっていただきたいと考えます。

次に、給食の質についてお伺いします。無償化によって財源が限られ、結果として給食の栄養バランスや食材の質が低下することを懸念する声もあります。子どもたちの健康と成長にとって、安全で栄養価の高い給食の提供は何よりも優先されるべきです。

そこで質問します。給食の無償化後も現在と同等、あるいはそれ以上の栄養価や食材の質を維持、向上させるための具体的な予算措置や取組はどう考えていますか。また地産地消をさらに推進し、玉名市産の新鮮な食材を積極的に活用し続ける仕組みづくりについて、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 議員御質問の給食の質の維持、向上と地産地消の推進についてお答えいたします。

給食無償化後も児童生徒の食育の要である給食の質を維持させることは、何よりも重要であると認識しております。今後も給食の質の低下を招くことがないように、栄養教諭等による児童生徒の発育段階に応じた栄養バランスの取れた献立作成や、調理過程における徹底した衛生管理、さらには地元の新鮮な食材をはじめとする安全・安心な食材の選定に引き続き努めてまいります。

また本市では、第4期玉名市教育振興基本計画に基づき、食育の推進に取り組んでおり、児童生徒の食への関心や理解を深めることを目的に、学校給食における地産地消を推進しております。特に令和4年度からは、本市を中心として玉東町、南関町及び和水町による玉名県域定住自立圏という広域的な枠組みの中で、学校給食での地産地消事業にも積極的に取り組んでおります。

現在、学校給食に占める地場産物の使用率は約56.5%でございますが、令和11年度には67.5%の使用率を目標としており、今後も地元の新鮮な食材を積極的に活用し、地域に根ざした質の高い給食を提供していくとともに、児童生徒が毎日楽しむにできる、心身ともに健やかな成長を促す学校給食であり続けるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○12番（田浦敏晴君） 改めて安心安全な食材の選定に努めていただいていることに敬意を表したいと思いますし、給食の食材に占める地場産物の使用率は現在56.5%であり、さらに高い使用率を目標に上げて取り組むという前向きな答弁をいただきました。

地場産物の使用率については、地域によってかなりの差があると思いますが、可能な限り地場産物を使用していただけるとお願いしたいと思います。ここまで学校給食の現状と物価高騰に対する対応、さらに給食の質について質問させていただきました。

次に、学校給食の無償化に取り組むことを公約に挙げられている藏原市長に質問した

いと思います。

市長公約における学校給食無償化に対する市長の考えについてお伺いします。

国においては、不透明ながらも令和8年度から小学校無償化が検討されており、これは子育て世代にとって大変歓迎すべき方針であり、本市においても準備を進めてこられたと思います。その上で市民が最も関心をされている点の1つが、中学校給食への拡大です。国の姿勢は小学校の実施状況を見極めつつとしており、中学校給食の無償化は小学校より遅れて導入されることが予想されます。

本市として、国の動向を待つだけでなく、玉名市独自の中学校給食の無償化について、方針を示すことも必要ではないでしょうか。

そこで質問します。これまで学校給食の無償化を検討していただいた中での市長の思いと、具体的な実施時期について、市長の明確なビジョンをお示してください。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 田浦議員の再質問にお答えいたします。

学校給食費の無償化は、子育て世帯の経済的負担軽減と、児童生徒の健やかな成長を支える上で極めて重要な施策であると認識しております。本市におきましては、国費による小学校給食の無償化が検討される動きがある中で、これまでも市独自の子育て支援策として、学校給食の無償化について継続的に検討を進めてまいりました。

また、他自治体においても独自に学校給食の無償化を実施している事例があることも踏まえて、小中学校合わせて年間約3億円規模となる財源の確保が、これまでも大きな課題であったことは認識しつつも、市民の皆様の期待に応えるべく、市独自の取組として、令和8年度から国費による小学校給食の無償化の実施に合わせて、中学校の給食無償化を実施する方針であります。

開会あいさつの中でも述べさせていただきましたが、小中学校給食の無償化は、子育て世帯にとって大きな支援となり、また子育て世帯の経済的負担を小学校段階だけでなく、子どもの成長に応じた切れ目のない支援として、中学校卒業まで継続をすることが真の負担軽減につながると考えております。具体的な実施時期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和8年4月の開始を目指しており、現在財源の確保と持続可能な制度設計の詳細について、関係部局と連携し、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○12番（田浦敏晴君） 市長よりいただきました。

市長から小学校給食の実施に合わせて中学校給食の無償化を実施するという方針を示

され、実施時期についても令和8年4月という言及がありました。財源の確保など詳細は検討を進めているとのことですが、玉名市として切れ目のない支援を行ない、子育て世代の負担軽減に取り組むという市長の考えは、私も深く共感いたします。

学校給食の無償化は、児童生徒の健やかな成長を支える重要な施策になると思いますので、実現に向けて準備を進めていただきますようお願いし、次の質問に移りたいと思います。

○議長（西川裕文君） 田浦敏晴君の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

12番 田浦敏晴君。

[12番 田浦敏晴君 登壇]

○12番（田浦敏晴君） 引き続き一般質問をさせていただきます。市長の市政運営について伺います。

まず2期目の成果について。先ほどの質問では、学校給食の無償化について市長の思いやビジョンを確認させていただきました。続いて市長の市政運営について質問したいと思います。

まず、藏原市長の2期目の成果についての質問です。今年10月行なわれた市長選挙では、無投票による当選を果たされました。私は2期8年の市政の取組に対する市民の評価が示された1つの結果とも言えると思います。私から見ても市民生活の安定、まちづくりの充実、行政の進化という3つの観点から、着実に成果を上げられた2期目だったのではないかと考えておりますが、藏原市長御自身が策定された10年ビジョンの実現に向けた取組を進める中で、2期目を振り返って、その成果についてどのように評価しているのかをお尋ねいたします。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 田浦議員の御質問にお答えいたします。

2期目につきましては、1回目の実績を礎とさせていただき、さらなる飛躍を目指し、笑顔をつくる10年ビジョンの具現化に誠心誠意取り組んでまいりました。このビジョンの根幹を出す市民の皆様笑顔の人を呼び込むまちの実現に向けて、市民生活の安定、まちづくりの充実、行政運営の進化という3つの柱を掲げ、具体的な施策を着実に実行してきたところでございます。

まず、市民生活の安定では、子育てしやすい環境づくりに重点的に取り組んでまいりました。具体的には子ども医療費の無償化、給食費高騰分の公費負担、待機児童ゼロの継続、子育て支援センターの充実、桃田運動公園への進入部の設置などを実現いたしました。

また、高齢者をはじめとする市民の皆様の移動手段確保のため、乗合タクシーの運行エリアの拡大と増便を行ない、公共交通不便地域の解消と利便性の向上に努めてまいりました。さらに高齢者見守りアプリ、オレンジセーフティネットの導入や、一般不妊治療費助成制度の創設など、暮らしを支える福祉施策も充実させてきたところでございます。

次に、まちづくりの充実では、まちなか未来図を策定し、市民、民間事業者、そして行政が一体となったまちづくりを進めてまいりました。現在より具体的なプログラムの作成と並行し、中央病院跡地や旧市役所跡地の利活用につきましても整備に向けて動き出しております。

また、新玉名駅周辺におきましては、整備方針の策定や立地奨励金の創設により、宿泊施設や住宅の進出を促進し、具体的な成果が現れ始めております。現在、商業施設を含む複数の事業者の皆様と交渉を進めているところでございます。

そして企業誘致におきましては、この4年間で15件の立地協定締結を行ない、製造業、サービス業、物流業など多岐にわたる企業誘致を実現いたしました。これらの誘致は、雇用の創出、経済の活性化、人口減少対策に貢献していると認識しているところでございます。

最後に、行政運営の進化では、DXを推進し、市民サービスの向上に努めてまいりました。中でも市公式LINEは大幅なリニューアルを行ない、電子申請など数多く機能を搭載し、持ち運べる市役所の実現に至ったと考えております。登録者数はリニューアル前の5,000人から2万4,000人、5倍の伸びで多くの方々に御利用いただいている状況でございます。併せましてキャッシュレス決済や証明書自動交付機、セミセルフレジの設置など、ICT技術を活用した効率的な行政運営により、便利で使いやすい行政サービスの提供に努めることができたところでございます。

また、公共施設の包括管理にも取り組み、コストの削減と効率的な運営による財源の有効活用も図っているところでございます。これらの施策は市民の笑顔づくりにつながるものと確信しておりまして、今後も市民の皆様の声に耳を傾け、さらなる発展に向けて邁進してまいります。どうか引き続き議員各位には御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○12番（田浦敏晴君） 藏原市長に答弁いただきました。

2期8年の具体的な成果について、子育て支援の充実から企業誘致、さらには行政運営のDX推進に至るまで、多岐にわたる着実な前進があったことが確認できました。特に市民の皆様への利便性向上に直結する市公式LINEの登録者数が大幅に増加した点や、子育てしやすい環境づくりの注力は、多くの市民が日々の生活の中で実感できる成果であることを評価いたします。

今回の無投票当選という結果は、これまで2期にわたり市政運営に対する市民の皆様からの評価であり、同時に3期目となる新たなステージへの大きな期待と負託の表れであることを認識しております。引き続き市長が掲げる笑顔をつくる10年ビジョンに向け、この確かな実績を礎として、さらなる力強い市政運営を推進していただくことを期待いたします。

次に、3期目における市民との約束の実現についてお伺いします。

市長は、今議会開会日の冒頭あいさつにおきまして、3期の市政運営に対する強い決意と今後の取組に関する所信表明をされました。市民の皆様との約束を一つ一つ着実に果たし、さらなる本市の発展に尽力されるとの市長の熱い思い、そして力強いお言葉に私自身深く感銘を受けました。私としましても、市長が掲げられたビジョンが、市民の皆様への笑顔に直結する具体的な成果につながることを心から期待してやみません。

さて、本市を含めて多くの自治体が人口減少や少子高齢化、市民ニーズの複雑化など多くの課題に直面しています。このような状況の中で市政運営における大きな鍵となるのが自治体職員であると考えています。よって、市長が掲げる市民の笑顔づくりに向けて重要なことは、職員の皆さんが一丸となって取り組むことであると考えます。縦割り行政の弊害を打破し、各部署が連携を密にし、市民目線に徹して質の高い行政サービスを提供することで、市民一人一人の笑顔づくりに直結していくとの認識であります。

そこで市長にお伺いします。3期目の市政運営において、市長自身が掲げられた市民との約束を確かな形で着実に実現するためには、市長のリーダーシップの下、どのような点が重要であるかを考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 田浦議員の3期目における市民との約束の実現に向けた御質問にお答えさせていただきます。

私が3期目の市政運営において掲げた市民との約束を一つ一つ着実に、そして確実に成果へと結びつけていくために重要であるとする点は大きく分けて3つございます。まず1つ目に、職員の当事者意識と組織連携強化でございます。議員御指摘のとおり、職員が一丸となって市民の笑顔づくりプロジェクトに取り組むことは、まさに私が目指す方向性と合致いたしております。職員は市民の皆様にとって最も身近な行政サービス

の担い手であり、その一人一人の意識や行動が市民満足度を大きく左右いたします。

私は、全職員が自身の業務や言動が市民の笑顔にどうつながるのかを常に意識して、自ら考え行動することができるよう、引き続き職員の意識改革とモチベーション向上に力を注いでまいります。そして、これまで以上に部署間の垣根を越えた連携を強化することで、本市が持つ組織としての総合力を最大限に発揮し、複雑化、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制を構築してまいりたいと考えております。

2つ目に、市民との対話と共創でございます。これは市民の皆様の実のニーズや期待を肌で感じ取り、行政が提供するサービスや取り組むべき課題を市民の皆様と行政が共に認識し、共有することに他なりません。市民の皆様の生の声を市政に反映させる仕組みをさらに強化し、共に課題解決に取り組む「共創」共に創ると書きますけれども、共創の姿勢を徹底していくことが不可欠であると考えております。

3つ目に、目標の明確化と成果の可視化でございます。掲げた約束が単なる目標に終わらないように、具体的なKPI、業績評価指標になりますけれども、を設定し、その進捗状況を定期的に検証し、市民の皆様にも分かりやすい形で情報公開していくことが重要であると考えております。社会情勢や市民ニーズは常に変化しており、時には計画の見直しや新たな視点を取り入れた改善というものが求められます。このPDCAサイクルを迅速かつ柔軟にまわし、常に最善の行政運営を目指してまいります。

これらの要素を総合的に推進し、そして議員御指摘のとおり、市長自らが先頭に立ち、果敢に、そして粘り強く取り組む姿勢を示すことは、職員の士気を高め、組織全体の推進力となってまいります。3期目においても私自身が率先垂範し、職員と共に知恵をこぼり、汗を流しながら市民の皆様一人一人の笑顔があふれるまちの実現に全力を傾けてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○12番（田浦敏晴君） 市長、答弁ありがとうございました。

3期目の市政運営において掲げられた、市民の皆様との約束を確かな成果へと結びつけていくための3つの重要点、すなわち職員の当事者意識と組織連携強化、市民との対話と共創、そして目標の明確化と成果の可視化について市長の考えを伺いました。

特に私自身が最も重要であると考えておりました自治体職員の役割、そして縦割り行政の打破と組織連携の必要性について、市長がまさにそれを第一に掲げられ、職員の当事者意識と組織連携強化を重要課題の1つと認識されていることに、市長と同じ認識であることを確認でき大変心強く感じました。職員一人一人が市民の笑顔にどうつながるかを意識し、部署間の垣根を越えて連携を強化することこそが、複雑化する市民ニーズに迅速かつ的確に答える上で不可欠であると確信いたします。

また、市民との対話と共創をさらに強化するという決意は、市民目線に立った市政運営の根幹であり、市民の皆様の真のニーズを把握し、共に課題解決に取り組む姿勢に敬意を表したいと思います。

さらに目標の明確化と成果の可視化は、行政運営の透明性を高め、市民への説明責任を果たす上で極めて重要であり、PDCAサイクルを迅速かつ柔軟にまわし、常に最善の行政運営を目指されているという市長の方針に大いに期待しております。そして、何よりも市長自らが先頭に立ち、率先垂範されるという力強い言葉は、職員の士気を高め、組織全体の推進力となるものと確信しております。

それではここで再質問したいと思います。

市長は2つ目に市民との対話と共創を挙げられましたが、市民の皆様の真のニーズや期待を肌で感じ取り、共に課題を認識し、解決に取り組む共創の姿勢は複雑化、多様化する現代の市民ニーズに応える上で、まさに市政運営の根幹を成すものと私も考えております。

市長は先ほど市民の生の声を市政に反映させる仕組みをさらに強化し、共創の姿勢を徹底していくと述べられました。この共創は単なる行政間の情報発信や意見聴取にとどまらず、市民の皆様が主体的に市政に参加し、共に知恵を出し合い、汗を流しながら課題解決に貢献していくことを意味すると理解しております。市長が目指される市民との対話と共創を真に実効性のあるものとし、より広く多くの皆様、市民の市政に関心を高め、積極的に参加していただくために、具体的な取組を検討されているのかお尋ねいたします。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 田浦議員の再質問にお答えいたします。

今、共創、共に創造する、共に創る、お話しいただきましたけれども、私も共創こそが、複雑化、多様化する現代の市民ニーズに応える上で、市政運営の根幹をなすものであると確信しております。

共創を真に実効性あるものとして、多くの市民の皆様が市政への関心を高め、積極的に参加していただくために、具体的な取組といたしましては、次年度より市政報告会を定期的で開催してまいりたいと考えております。この報告会では、市政運営の進捗状況や喫緊の課題について、直接市民の皆様にお伝えするだけでなく、双方向の対話を深めることも目的としております。市民の皆様がより身近な場所で、気軽に市政について語り合える場を設けることで、生の声を肌で感じ、市政に反映いく仕組みを強化してまいります。

御承知のとおり、私は今回の選挙において無投票という形での当選となりました。この結果は、市民の皆様からの温かい御支援と御期待の表れであると真摯に受け止めると

ともに、先の会見でも申し上げましたとおり、無投票だったからこそ、これまで以上に市民の皆様の声に耳を傾け、気を引き締め直していきたいとの思いを強くいたしております。この市政報告会はまさにその決意を具体的な行動で示すものでありまして、市民の皆様、お一人お一人の声に丁寧に向き合う機会として、最大限に活用してまいりたいと考えております。

市民の皆様が自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を共有し、共に知恵を出し合い、汗を流しながらより良いまちづくりを進めていくことこそが、私の目指す共創でございます。市民の皆様との対話を深め、真の共創を実現するために、私自身が率先して行動し、全力を尽くしてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○12番（田浦敏晴君） 市長、答弁ありがとうございました。

市長が示された3期目の市政運営における確固たるビジョンに心から賛同いたします。特に次年度からの市政報告会の定期的な開催は、市民の皆様の生の声を直接市政に反映させる、まさに実効性のある共創の場となるものと大いに期待しております。単なる情報発信にとどまらず、双方向の対話を重視される市長の姿勢は、市民と行政との距離を縮め、信頼関係を一層深める上で不可欠であると確信しております。

自分たちのまちは自分たちでつくるという市民が主体となるまちづくりへの市長の熱い思いは、私にとっても共通の願いでもあり、市民の皆様が市政に積極的にに関わり、共に汗を流しながら、より良い未来を創造していくこの共創の理念を私たちも全力で支援し、共に実現していく所存であります。

藏原市長の強いリーダーシップの下、市民の皆様一人一人の笑顔が輝く活力あるまちづくりの実現に向けて、私たちも市民の皆様の声を市政とつなぐ架け橋となり、市長が進めるまちづくりに積極的に協力していくことをお誓い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で田浦敏晴君の質問は終わりました。

2番 右田憲吾君。

[2番 右田憲吾君 登壇]

○2番（右田憲吾君） 皆さんこんにちは。2番、市民クラブ、右田憲吾です。

まず初めに、先日御逝去されました故浜田繁次郎さんに心より哀悼の意を表します。年に数回程度でありましたが、貴重なお話を伺わせていただき、温かい思い出が今も鮮明に心に残っております。浜田さんの分まで精一杯職務に取り組んでまいりたいと思っております。

この出来事をきっかけに、私自身改めて生きることの意味について考えさせられました。今という瞬間をどのように生きるかが何よりも大切であると強く感じております。

「日に新た日々日々新たに新た」これは小泉元総理が61歳のときに記者団に語られた古典を引用した言葉であります。私も毎日新しい気持ちで迎え、一つ一つの課題に誠実に向き合っていきたいと思っております。

先日、今年の流行語大賞に高市総理大臣の「働いて働いて働いて働いて働いてまいります」という言葉が選ばれました。この力強い言葉は、私たちが職務に就けること自体が、いかに重要でありがたいことかを再認識させてくれました。

先日、私ごとですが、高熱を出してしまい仕事どころではない状態になりました。そのとき健康でいられること、そして心身ともに充実した状態で働けるということは、本当に恵まれたことなのだと痛感いたしました。この働くことができる日々に心から感謝し、日々頑張っけてまいりたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

教育行政について。小中学校の自然体験取組状況について質問いたします。

私は、青少年の自然体験活動は、子どもたちの成長において非常に大切な役割を担っていると考えます。幼少期から青年期にかけ、多くの人々との関わりの中で、様々な体験を重ねることは、社会を力強く生き抜くために必要な基礎的な能力を育む効果があるからです。現代社会で強く求められている仲間とのコミュニケーション能力、困難に立ち向かう自立心や主体性、そして集団で協力し合う協調性、新しいことに挑むチャレンジ精神、やり遂げる責任感、豊かな想像力といった資質を伸ばすには、机上の学習だけではなく、多様な体験活動が欠かせません。また、自分とは異なる考えを持つ他者と協力し合う能力も体験を通して育まれます。

さらに体験活動は、自分自身と深く向き合う機会となり、実社会とのつながりを考える大きなきっかけとなります。自然の中で初めて触れるものや予測できない出来事に遭遇し、それらをありのままに受け入れる経験を積むことは、将来思いどおりにならない状況に直面した際に、柔軟に対応できる心の強さを育むことにもつながると期待されています。

また、自然体験や基本的な生活習慣がしっかりと身につけているお子さんほど自分を肯定する気持ち、自己肯定感や道徳心、正義感が高い傾向にあるという調査結果も示されており、自然とのふれあいが、子どもたちの心の土台づくりに大きく貢献していることが分かります。子どもの健やかな成長にとって非常に重要なことです。学校における自然体験活動の具体的な取組状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

[教育部長 西原正信君 登壇]

○教育部長（西原正信君） 右田議員御質問の小中学校の自然体験取組状況についてお答えいたします。

小学校における自然体験活動につきましては、1、2年生では、主に生活科で季節ごとの草花や生きもの探し、花づくりや野菜づくり等が行なわれ、3、4年生では、主に理科で生きものや植物の観察、自然の中の水の姿や星空の観察等が行なわれております。5、6年になりますと、集団宿泊教室等の野外活動のほか、主に総合的な学習時間において、田植えや稲刈り等の農業体験を行ったり、地域の特色に応じた、横島町では野鳥の観察や、岱明町鍋松原海岸の地引き網体験、マジック釣り、小岱山の登山等が行なわれております。

中学校における自然体験活動につきましては、集団宿泊教室等での野外活動が主な体験活動となります。しかし、それ以外でも職場体験学習の中で、農業体験や委員会活動での花の栽培など、学校や地域の特色に応じた活動が行なわれております。自然体験を含めた体験活動での様々な学びや、子どもたちにとって豊かな人間性、自ら学び自ら考える力などの生きる力を育む基礎となるものと認識しております。引き続き、各小中学校における自然体験などの体験活動の機会の確保及び充実について推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 右田憲吾君。

○2番（右田憲吾君） 答弁いただきました。

私自身も小学生、中学校の頃から大人になった今も変わらず登山を楽しんでいます。木葉山や小岱山、金峰山、そして雄大な九重など様々な山に登る経験を重ねてきました。自然に触れると心が深くリラックスできるのを感じますし、珍しい草花を見つけるたびに、この花は何だろうと知的好奇心が湧き、見たことのない鳥を見つければ、帰って調べてみようと思求心が刺激されます。そして長い道のりを自分の足で登りきったときに感じる達成感は、何事にも変え難い喜びです。こうした経験こそが子どもたちの感性を豊かにし、困難を乗り越える力を育むものだと思信しております。引き続き積極的に自然体験活動を推進していただきたいと思います。次の質問に移ります。

伝統文化への関わりについて質問いたします。

古来より私たちの日常生活の中で、大切に受け継がれてきた季節ごとの行事や地域のお祭り、祭り事は、単なる催しではなく、私たちの祖先が自然と共に生き、感謝の念をささげてきたかけがえのない文化そのものです。この文化を次世代を担う子どもたちが実際に経験し、肌で感じることは、非常に大きな意義があると思えます。現代の生活の中では、希薄になりがちな季節感を行事を通して五感で感じ取ることは、子どもたちの豊かな感性を育みます。

また、祭りや儀式を通じて、自然の恵みに感謝する心や、苦労を重ねてきた祖先を敬う精神が培われ、これは子どもたちの豊かな人間性の土台を築くことへとつながります。特に地域のお祭りなどは、老若男女様々な世代が人々が1つの目的に向かって協力し合う場であり、子どもたちが共助の精神や連帯感を学ぶ生きた教材となります。伝統的な役割を担う経験は、子どもたちに責任感や達成感を与え、地域社会の一員としての自覚を芽生えさせます。

私たちが暮らす玉名には、長い歴史の中で育まれてきた固有の祭りや風習、言い伝えが数多く存在します。子どもたちがこれからの玉名の歴史や文化に触れることは、単なる知識の習得に留まりません。例えば、地域の神社やお寺の行事に参加し、先人たちの営みに思いをはせることで、この地域で生まれ育った自分というアイデンティティが明確になり、郷土に対する愛着、郷土愛が自然と深まっていくものと期待されます。自分が住む土地の魅力や歴史的な背景を知ることが、地域に誇りを持ち、未来を考える上で大切な視点を与えてくれます。伝統文化への関わりについて伺います。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 議員御質問の伝統文化への関わりについてお答えいたします。

本市におきましては、それぞれの地域で継承されている様々な伝統文化行事がございます。主なものに梅林天満宮の流鏝馬、岱明町の大野下の雨乞い奴踊り、地域の神社で奉納される神楽などがございますが、運営に当たっては地域コミュニティが主体となって、貴重な伝統文化を絶やさぬよう日々努力されているところでございます。

しかしながら、昨今の社会状況といたしましては、少子高齢化や人間関係の希薄化などを背景に、後継者不足によって運営が苦慮されていることも多く見受けられます。このような中、玉名市の神楽につきましては、玉名市神楽連絡協議会を設立され、11団体が連携してその運営に取り組んでおられますが、ここでは大人の神楽とともに子ども神楽にも取り組まれているところでございます。このように子どもの頃から地域の伝統文化に触れるということは大変有意義なことであり、また、神楽の舞い方の技術的な指導を大人から子どもに伝える中で、地域連携が生まれ、地域力強化につながるものと確信しております。

一方、学校現場におきましては、直接伝統文化に触れる機会があまりないものの、玉名市が独自に作成しました教材、玉名学探究を用いて、年間行事の中にて取り込み、総合的な学習時間等で学習を行なっております。また、地域の人などを学校に招いての学習を行なっている学校もございます。

本市の伝統文化行事の今後継承につきましては大変重要であると認識しておりますので、引き続き団体に対しての補助金交付や広報活動の協力等、今後とも積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 右田憲吾君。

○2番（右田憲吾君） 答弁いただきました。

今、私たちが大切にしている伝統文化も、かつては誰かが引き継ぎ守り育ててきたからこそ存在しています。子どもたちが幼い頃から玉名の伝統を体験し、その感動や意義深さを感じるにより、将来自分たちがこれを絶やさずに伝承していこうという意識が自発的に高まっていくものと思います。伝統文化の継承は、単に古いものを守ることではなく、未来の玉名をより豊かに彩っていくための希望に満ちた種まきであり、子どもたちが地域の文化の担い手として自信を持ち、世代を超えて受け継ぐ喜びを知ること、玉名のコミュニティは一層強固なものになると考えます。古くから伝わる玉名の文化の輝きを子どもたちの心にしっかり届けることで、その健やかな成長を支え、未来への熱い思いを育んでいけるよう切に願います。

次に、総合学習の時間について質問いたします。

私は、学校教育における総合的な学習時間が、変化の激しい現代社会においてますます重要な役割を担っていると強く感じております。この時間は単に知識を詰め込むのではなく、探求的な見方や考え方を働かせ、教科の枠を越えた、横断的かつ総合的な学びを通して、子どもたちがより良く課題を解決し、自らの生き方を考えていくための資質、能力を育成することを目標としています。児童生徒は主体的に課題を見つけ、解決していく探求的な学習の場であり、自ら学び、考え、解決する力を育み、これからの時代を生きる生き抜く、生きる力を養うことが目的とされています。この生きる力は、いかに社会が変化しようとも、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する資質能力であり、同時に自らを律しつつ、他者と共に協調し、他者を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であり、さらにたくましく生きていくための健康や体力であるとされています。心身ともに調和のとれた青少年を育成するためには、御家庭、学校、そして地域社会の連携の下、多角的な経験を豊かに積み重ねることが必要不可欠であると考えます。

私自身の経験として、小学2年生から始めた剣道を通じて、多くの社会教育を学びました。剣道の理念である剣の理法の修練による人間形成の道の下、礼に始まり礼に終わるというあいさつの重要性や、稽古前後の黙想で心を整えることの大切さを教わりました。

また同級生や先輩、後輩との触れ合い、そして先生方の御指導のおかげで、礼儀作法、人に対する思いやりの気持ち、そして早朝からお弁当を作って送迎してくれた両親への感謝の気持ちなど、人間として大切な多くのことを学ぶことができました。

高校時代は東京の国士舘高校に進学しましたが、そこでは総合学習の時間に大変恵ま

れました。例えば、相撲の輪島大士さん、プロレスの橋本真也さんの講話、西田ひかるさんのコンサートなど、ふだんでは触れられないような分野の方々の話を聞く機会がありました。

またイベントでは、世田谷幕末維新祭りに参加し、戦国時代の衣装を身につけて練り歩くなど、剣道漬けの生活の中にあっても、総合学習の時間が私の世界観を広げ、多角的な学びを与えてくれました。これらの経験を踏まえ、玉名市においても子どもたちの世界観を広げ、探究心を刺激する学習環境が求められていると考えます。総合学習の時間について伺います。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 議員御質問の総合的な学習の時間についてお答えいたします。

総合的な学習の時間は、探求的な見方、考え方を働かせ、横断的、総合的な学習を行なうことを通して、より良く課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質、能力を育成することが目標となっております。総合的な学習の時間では、議員から御説明されたとおり、ほかの教科との横断的な取組として、地域の素材や地域の学習環境を積極的に活用した探求的な学習が行なわれております。

その事例として、地域の方による講話等の取組を行なっている学校がございます。例えば、自分の生き方に向き合うきっかけとするために、社会人として活躍している卒業生や、高校で頑張っている卒業生に話をさせていただく学校がございます。また、地域の自然や歴史、文化の良さを再認識し、地域を大切にしていこうためには何をすればいいのかを考えるために、地域で見られる生き物や郷土史について話をいただいている学校もがございます。さらに地域の一員としての自覚を持たせ、自分の故郷をさらに良くしていこうという思いを高め、地域の活性化のために頑張っていこうという方々に話をさせていただいている学校もがございます。

このように総合的な学習の時間に地域の方を積極的に活用することは、児童生徒が地域の一員として、地域の人々と共に活動することや、学校と地域との互惠性が生まれ、学校を地域に開くことにもつながり、学校と地域との信頼関係を築く大きな要因となり、次世代の学校、地域を創生していくことにもつながると考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 右田憲吾君。

○2番（右田憲吾君） 答弁いただきました。

具体的には、先ほど言われた高校の卒業生や多様な経験を積まれた方、あらゆる分野で活躍されている方、玉名の歴史に詳しい方、あるいは世界的な偉業を成し遂げた金栗四三さんの精神を伝える方など、地域の宝である方々を総合的な学習の時間に御講師してお招きし、子どもたちが直接対話を通じて刺激を受けるような環境を整えることは、

非常に価値があると考えます。このような地域の優れた人材を積極的に活用し、子どもたちの生きる力を育む総合的な学習の時間を期待しております。

続きまして、スポーツ振興について質問いたします。

スポーツは人間をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的、精神的な欲求に応える世界共通人類の文化で1つであります。心身の両面に影響を与えるスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に必要な不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義を有しています。

スポーツは、体を動かすという人間の根源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす、さらには体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持促進に資するもので、また生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを送ることは大きな意義があります。

玉名市スポーツ推進計画の中の基本理念は、スポーツの楽しさ、喜びこそがスポーツの価値の中核であり、市民がスポーツの力で輝くとともに、自己実現を図り、主体的に取り組むことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い人、地域、玉名をつくとあります。多くの市民に夢や希望を与える県内、全国、世界で活躍できる競技者を輩出できるよう、競技の底上げや選手の育成を推進し、取組事項で自己管理意識の高揚やスポーツ医科学分野との連携が必要、プロやトップアマチュア選手を招致して、スポーツ教室や交流イベントを開催し、トップアスリートの技術を学んだり、交流できる機会をつくるのが重要であり、競技の底上げや選手の育成が必要です。競技スポーツ推進の取組について伺います。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 議員御質問の競技スポーツ推進の取組についてお答えいたします。

現在、本市では各種競技スポーツ団体が盛んに活動しており、小学校をはじめとした幅広い年代において、全国大会に出場した経験を持つ選手が多数在住しております。そのような市民を支援し、本市における競技スポーツの向上及び発展を図ることを目的として、全国大会等出場激励金を交付しております。この激励金は、トップアスリートを目指す競技者の奮起を促すためのもので、全国大会の出場に対し1万円、国際大会の出場に対し2万円をそれぞれ単年度につき1回の範囲で対象者に交付するものでございます。

また、競技力の向上には、トップレベルの技術等に身近に触れることも大切であり、金栗杯玉名ハーフマラソン大会の開催、各競技団体が主催する熊本玉名杯九州高校生レ

スリング大会及び金栗駅伝大会に対する支援も行なっております。その他市スポーツ協会から各競技協会への支援金、県民体育祭への出場者派遣に対する支援等、協会と連携した種目団体への支援を実施しているところでございます。今後も競技スポーツの振興において、各競技協会の組織力強化及び指導者の育成並びに選手の育成、強化に向けた取組について引き続き推進してまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 右田憲吾君。

○2番（右田憲吾君） 答弁いただきました。

剣道の世界では時代が変わり、私たちが中学校の頃は県外の学校に進学する時代でしたが、今は県外の生徒が熊本県に進学される時代になりました。引き続き選手の育成、強化の推進を期待しております。

次に、中学校地域部活の指導者の状況について質問いたします。

今日において社会経済、環境の変化により、教育者に関わる課題が複雑化、多様化し、学校の先生方の負担も大きく、中学生の部活においては地域移行が進んでおります。今の現状では、平日は学校の先生が教えて、土曜日、日曜日は外部講師が教えるということになっているそうです。生徒の豊かなスポーツ活動を実現するには、学校と地域との連携、生徒や保護者の負担と信頼関係に十分配慮することと、持続可能な活動環境を整備する必要があります。今現在の中学校地域部活動の指導者の状況を伺います。

○議長（西川裕文君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 議員御質問の中学校地域部活動の指導者の状況についてお答えいたします。

まず、本市で取組を進めております中学校部活動の地域移行の現状について御説明させていただきますと、令和5年度から現在に至る過程におきまして、国が推進する部活動地域移行における実証事業を活用いたしまして、休日における中学校部活動の地域展開を進めているところでございます。

具体的には、市内中学校に存在する部活動をベースに、拠点校方式や合同部活動方式といった形で集約化を図り、併せて指導者の確保、活動場所の選定などを経て、休日の生徒の受皿となる地域部活動を発足させるというものであります。この取組を具体化するために、本市に唯一存在します総合型地域スポーツクラブを推進母体といたしまして、地域展開に関する啓発活動をはじめ、学校地域との連絡調整、あるいは指導者の発掘とマッチング、受皿となる実施主体の強化、育成など、様々な取組を展開いたしまして、現在のところ17種目29の部の地域部活動を発足させ、全体の9割以上の地域展開を完了しているところでございます。

地域部活動の指導者は、兼職兼業の承認を受けた職員と、外部指導者を合わせ83名

が登録をさせていただいております。また土日のいずれか1日のうち、3時間程度の活動に対し、2名前後の複数体制で指導に当たるほか、大会引率も担っていただいております。指導者の役割としては、実技の指導に当たることのみならず、それぞれの地域部活動をいかに持続可能な状態に導くかなど、組織をマネジメントする役割やスキルも併せて求められているところであります。

この地域部活動の指導者につきましては、中学校部活動地域展開を進める上でも、その方向性を左右する最も重要な部分でありまして、本取組を推進する中で、この団体運営について意見交換や情報交換の場を設けるなど、指導者の意識醸成を図っているところであります。

また、月曜から金曜日までの平日の活動におきましては、本市では当面の間、学校部活動として存続することになっております。またその指導に当たる方々は主に教職員、一部に外部指導者が含まれているという状況であります。国の示す方向性としましては、将来的には平日における中学校部活動の地域展開の動きもございますが、まずは、本市では地域に即した取組といたしまして、休日における持続可能な地域部活動をしっかりと確立していきたいと考えております。そのためには地域部活動に関わる指導者の存在が不可欠であり、今後においても指導者の発掘や育成はもとより、協力体制の構築に努め、より持続可能な地域部活動の推進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 右田憲吾君。

○2番（右田憲吾君） 答弁いただきました。

地域移行が進むことによって、生徒が通う学校だけでは人数が足らずにできなかった活動種目も、地域で複数の生徒が集まれば可能になる場合もあり、試合にもそれぞれの学校で学校の生徒同士で参加でき、絆を深める環境ができると考えます。引き続き、より持続可能な地域部活動の推進を期待しております。

スポーツ合宿の誘致推進について質問いたします。

スポーツ合宿は、単に施設の整備や費用面だけではなく、交通アクセス、宿泊環境、食事など多岐にわたる連携が必要です。スポーツ合宿を開催することで、短期間での技術の向上や精神面の充実にもつながるものだと考えます。

私が中学生の頃は、剣道練習試合での遠征、高校生の頃は、近畿の学校に宿泊させていただいて練習試合、大学時代は夏場の合宿でしたので、比較的涼しい山梨県や長野県に宿泊して強化合宿、厳しい稽古でしたので思い出に残り、チームメートとの絆も深まり、チームワークの向上につながります。また、合宿場所付近に宿泊しますから、郷土料理の食事ができ、温泉に入浴し、お土産を買って観光もでき、地域活性化につながります。スポーツ合宿の誘致推進についてお尋ねします。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 議員御質問のスポーツ合宿の誘致推進についてお答えいたします。

本市では、スポーツ合宿の誘致を推進することを目的として、市内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用し、合宿を実施する団体に対し、スポーツ合宿誘致推進補助金の交付を行なっております。この制度は、合宿を実施する団体の目的達成に向けた活動を通して、本市におけるスポーツ交流の促進や競技スポーツに対する興味を引き出すほか、合宿を対外的に広報することで得られるシティプロモーション効果など、本市の活性化についても大きなメリットをもたらすという趣旨の下に行なっている取組でございます。

交付対象者といたしまして、市と包括連携協定を締結している市外の学校等の生徒、または学生で構成するスポーツ系の団体と定めており、現段階では筑波大学、熊本大学、熊本県立大学、崇城大学の4団体が補助対象となっております。補助の内容といたしましては、合宿に伴う宿泊費と食料費を補助するもので、補助額は宿泊者1人につき1日に要した宿泊費及び食料費限度額1万円に、延べ宿泊者数を乗じて得た額、総額30万円を補助限度額として予算計上し、運用実績につきましては、令和2年度に制度を定め、筑波大学陸上部へ交付を行ったところでございます。

また令和3年度の東京オリンピック開催時にアンゴラ共和国のハンドボール女子チームの直前合宿として本市においていただいた実績もでございます。最近では岱明コミュニティセンターの潮湯を利用したスポーツ合宿等が行なわれております。これからも情報周知と各種団体との連携や魅力あるスポーツの環境づくり等を行ない、より多くのスポーツ種目団体の合宿誘致を促進するよう、本制度の活用がさらに進むように検討を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 右田憲吾君。

○2番（右田憲吾君） 答弁いただきました。

教育、福祉、地域の方々と連携をして、合宿を開催していければ、感化される方々の幅が広がっていきます。玉名には魅力もあり、たくさんの方々にお越しいただければ、地域の人とスポーツ団体が共に成長でき、レベルアップにつながっていきます。より、多くのスポーツ種目団体で合宿誘致が促進されますよう期待しております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で右田憲吾君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

13番 山下桂造君。

[13番 山下桂造君 登壇]

○13番（山下桂造君） こんにちは。13番、自友クラブ山下桂造です。

共に2期目の当選を果たした浜田議員が急逝され、大きなショックを受けました。浜田議員の御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、今後は浜田議員の考えていたことを含め、同じ一番近い地域でもありましたことから、今後活動していきたいと考えております。

では、通告に従い一般質問を行ないます。まず、市民が利用できるプールについて質問いたします。

玉名市民プールは再開しないと決定しています。そのため私は過去に市民プールの代替案を提案し、市としても考えを出されていきました。しかし本年度実現しておりません。今後市民プールの代替案を取るのかどうか質問いたします。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

[教育部長 西原正信君 登壇]

○教育部長（西原正信君） 山下議員御質問の市民が利用できるプールについてお答えいたします。

玉名市民プールが再開しないということに対する補完的な対応策として、旧市町単位で、子どもたちが楽しめるプールを1か所ずつ確保するというイメージとして描いております。現在、市有施設における一般開放しているプールは、岱明B&G海洋センターと横島ゆとり一む屋内プールの2か所のみでございます。子どもたちのプールに対する思いや需要を満たしているとは言い難く、本市としても市全体をカバーする対策を講じる必要があると考えております。ただ、新たにプールを単体で建設することについては、財政的にも厳しいことから、小学校プールの一般開放を検討しております。

以前、山下議員から学校プールの一般開放について、他市の事例を踏まえ御提案いただきました。それについて準備を進めておりますが、施設管理や監視体制、熱中症対策等に対する調整が難航し、現在のところ実施に至っていないのが現状でございます。

これについては引き続き検討を重ねており、予算をかけずに試験的な試みができないかについて模索しているところでございます。現在実現可能な取組といたしましては、令和9年度に開校する天水小学校プールの完成に併せて、一般開放ができないか準備を進めているところでございます。新たに建設される天水小学校のプールは、日差しを遮るサンシェードが備え付けられることになっており、熱中症対策が講じられ、一般開放

に耐え得るモデル的なプールになるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても今後は既存の一部の小学校プールの利活用を図り、本市の財政負担軽減とともに、市民の皆様に喜んでいただけるようなプールの利用の実現につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 山下桂造君。

○13番（山下桂造君） 今、プールについてのお考えを聞くことができました。この計画間違いなく進んでいくと思いますので、楽しみにしておりますから、どうかよろしく願いいたします。

[13番 山下桂造君 登壇]

では次の質問に移ります。

○13番（山下桂造君） 次は玉名温泉と玉名市の関わりについて質問いたします。

玉名温泉は玉名市にとって大きな財産と思います。しかしながら玉名温泉を玉名市としてどれだけ大事にしているのでしょうか。温泉につながる道路はきれいとは言えませんし、温泉街につながる街灯については灯火が消えているところもあったり、また1メートルほどの石でできた街灯は倒れたまま1年以上も放置されております。玉名温泉という大きな看板もありません。これで玉名市として玉名温泉を大切にしていると言えるのかという大きな疑問を持っています。

そこで、まず玉名市として玉名温泉をどのように位置づけているのかを伺います。

○議長（西川裕文君） 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長（井上康博君） 山下議員御質問の玉名温泉と市の関わりについてお答えいたします。

本市において、玉名温泉は小天温泉とともに市を代表する観光資源の1つであると考えております。以前行なった玉名市のブランド調査において、玉名市と聞いて連想する第1位は玉名温泉でした。令和4年度に策定した第2期玉名市観光振興計画では、本市の観光振興を図るための21のアクションプランを設定しておりますが、そのうち17本が温泉、宿泊に関するものとなっております。

また、観光統計調査においては、本市の宿泊や日帰り客、観光消費客の算出など、あらゆる観光データの基礎となるのが玉名温泉であると位置づけているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 山下桂造君。

○13番（山下桂造君） あらゆる観光の一番の大本だと答弁いただきました。そのよう

な中で、玉名温泉、知名度は高いんだなとは思いますが、宣伝をあんまりしているようには見えないように思うんです。そこで玉名温泉を盛り立てるための施策を行なっていますかと、行なっているならどのようなことを行なっているか教えてください。

○議長（西川裕文君） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 山下議員の再質問についてお答えいたします。

本市では、玉名温泉の核となる組織である玉名温泉観光旅館協同組合に対し、観光振興や観光客誘致、温泉街の整備等のために必要な経費として、年間300万円の補助金を交付いたしております。

また、同組合が月に1回開催している定例会には、観光物産課職員が必ず参加し、各温泉施設からの意見や要望を伺いながら情報を共有し、できる限りの連携を図っているところであります。加えて玉名観光協会と連携して、玉名温泉に関する情報発信やプロモーション、ホームページのリニューアルやPR動画の企画作成等を行なっているほか、今年8月の豪雨災害に対する復興イベントとして、11月26日から玉名温泉観光大使「玉名満美」就任1周年記念とした、玉名温泉宿泊キャンペーンを開始しております。

また来年1月25日には、温泉娘のキャラクターボイスを担当する3人の声優を本市に招いて、トークイベントを予定しております。さらに県の補助メニューを活用した、玉名温泉をブランド化するための事業にも玉名観光協会と連携して取り組んでおり、今後も玉名温泉だけではなく、小天温泉も含めた全ての観光関連事業者の皆様と共に、本市を盛り立てていく方策を講じてまいります。

以上です。

○議長（西川裕文君） 山下桂造君。

○13番（山下桂造君） 答弁いただきました。

いろいろなことをされているのは分かりました。私の勉強不足というのもあるんですけども、ただやっぱり何か自分のイメージとして、まだ玉名温泉というのが、もっともっというところ、宣伝とか出て行かないのかなとかいう思いがありますものだから伺ったところです。

またホームページとかいろいろなPR動画も補助金を使って作られているという、そのへんのPR動画もちゃんと私も見ないといけないことではあるんですけども、いろいろなYouTubeとかいろいろ見ているんですけどね、玉名温泉は引っかけたことがないんですね。というのも何か引っかけるとかいう手当てがあってもいいのではないかと考えております。

では次の質問にいきます。玉名温泉、看板があるんだろうかということによく他の人とも話をするんですが、2枚立っているということは聞いております。ただ私の目に入ってこないんですね。山鹿とかに行ったら結構パッと目に入っているものですから、玉

名市の入り口に看板を設置しませんかということで伺います。

○議長（西川裕文君） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 山下議員の再質問についてお答えいたします。

玉名温泉の看板については、温泉街の入り口である温泉大通り及び県道165号玉名停車場立願寺線の2か所と、菊水インターチェンジの出口に1か所設置しております。これらは本市を訪ねる観光客の大半を占め、観光のメインターゲットでもある福岡方面からの来訪者に対しまして、歓迎とお礼を込めた玉名温泉への案内を行なっております。

また、玉名温泉及び草枕温泉てんすいのサインを荒尾玉名地域サイン計画推進協議会により、延べ20か所設置しており、本市として新たに看板を設置する予定はございませんが、玉名温泉観光旅館協同組合から、新規の看板設置に対する要望があれば改めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（西川裕文君） 山下桂造君。

○13番（山下桂造君） 新規の設置要望があれば設置を検討するという事なんですね。はい、ありがとうございました。

質問は以上なんですけれども、随分前の一般質問で、玉名市をもっと観光名所みたいにしたいたいということで、道標を建てませんかという話をしていたんですよ。何で道標か、今スマホで見て回ればというか、スマホで案内をしてくれるものと言いながらもですよ、立願寺橋のところに行ってからあそこで聞かれるわけですよ、「花しょうぶはどちらですか」と、温泉からやってきて「花しょうぶ祭りはどちらでやってますか」と、道標があれば一発なのになんか思っていて、なんか観光地的じゃないんですよ、玉名市自体がとずっと思っているんですよ。ぜひとも今後検討していただければと思います。

[13番 山下桂造君 登壇]

では次の質問に行きます。

○13番（山下桂造君） 8月豪雨で床下浸水について、実態調査をする必要があるのじゃないかと思いましたので質問いたします。

災害発生時に床下浸水、床上浸水の件数がマスコミから発表されますが、床下浸水については、実数が上がっていないのではないかと疑問を持ち確認したところ、市に被災、また罹災届を出しているところのみの数とのことでした。つまり床下浸水の実態把握ができていないということが分かりました。現実の状況が分からないということは、今後の対策もできないということになると考えております。市はこのことについてどのように考えているのか質問いたします。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

[総務部長 前田弘信君 登壇]

○総務部長（前田弘信君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

8月の豪雨災害における床下浸水の被害状況につきましては、基本的に被災者からの申請をもとに実数の把握を行ない、県やマスコミ等への公表数値といたしております。ただし、今回の災害においては、職員の巡回及び市民から寄せられた情報で、一部の地域において被害の集中が確認されたため、申請を待たずに調査を行なった地域もございます。

しかしながら、8月豪雨災害において、ほとんどの地域が雨水等による内水氾濫がありました。堤防の決壊や越水による外水氾濫と違い、浸水の解消が早かったり、被害の状況が外観からは分かりにくく、住宅の立地状況や建物の構造等により被害場所にばらつきが生じるため、全棟を対象とした調査は困難な状況であります。

そのような状況で床下浸水の全棟把握ができていないため、災害対策が行なわれないのではないかと議員の御心配に関しましては、浸水報告をもとにおおむねの浸水エリア、原因把握を進めており、今回の水害も含め国・県が想定する最大規模の水害等をもとに防災対策を講じてまいりますので、水害への対策が損なわれるようなものではないということを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 山下桂造君。

○13番（山下桂造君） 今の答弁で一応市がおっしゃりたいことは分かります。確かにいっぱいありましたから、ただ私がすごく心配したのが、今回特別に多かったというのも事実ありますけれども、いろんな人の話を聞いていましたら、違うところから水が来たというんですね。いつもだったら右から来るのに今回左から来たとか、だからそういうことをやっぱり押さえておかないと、今度ある程度の雨が降ったら水の流れが変わってくるんだなど。

また、このあいだ境川の説明会に行きましたところ、2日目の春出に行っていたんですが、ちょうど被災された方が、水が道を通って上から山のように流れてきたというのがあったんですね。そこもいつも大雨が降ったらつかるところなんですけども、やはり今までにないような形があったと思うんです。そうすると、それによって一概に水路に入った水が上がってきたというわけではないと。そういうのもすぐにはできないでしょうけども、今後少しでも解消していただければありがたいなと思っているわけです。ただ本当にショックだったのは、床下浸水の件数が発表されても、それは本当の数ではないということを知ったことが一番のショックだったということをお伝えしておきます。

ただ、市としても本当に非常に件数が多いということで、大変だったというのは間違

いないんですけれども、何で上がってこないのかと言われてたら、床下浸水被害しても保険も何も下りないから、市にも届けませんという話を聞いて、ああそうだったのかというのもあって、だからといってそのままにしとっていいのかなというのはすごく疑問に感じたところだったわけで、今回の質問をいたしました。

だけど私もいろいろところで情報集めていますので、情報だけは提供していきたいと、今までにない、地形が改変されたところとかすごい状態になっていたというのもありますので、このへんは共有していきたいと考えているところであります。

この床下浸水の質問については以上なんですけれども、実は今回の一般質問をするに当たって、もう一つある部署に聞いてみたところ、一般質問で答えが出せませんというようなことがあったんですが、ちょっと話を聞いていただけないでしょうか。

例を挙げて説明いたしますが、駅通りのアンダーパス、とんでもないことが起こったんですけれども、これは答弁があるわけでも何でもありません。ちょっとお話しさせていただきたいと思って、アンダーパスの南側はすごいことになっていました。北側のほうは大雨が降ると床の下を水が流れるそうなんです。それでその担当がどうかなというところで私も各課に伺ったんですけれども、土木課、これは排水路の関係だから上下水道課だということで上下水道課に行ってお話を伺いました。上下水道課としては、もうこれ以上のことはできませんと。それは当然でしょう、分かりました。かといって土木課かという土木課でもない。ただ床下浸水という事実があると。だから、そういうことに対して課で受けられないというのですかね、実際水害があっている、けどどこにも言いようがない。実は過去に何度も言っているそうですけども、全然何もしていただけてない。それはなぜかという、担当する課がちゃんと決まらないからだというような形みたいなんです。

現在、やはり課対応という形になるとちょっと難しいんだろうなということで、考えていたのが、病院のほうで、ちょっと話が変わりますが、総合診療科というのが設置されていて、何が原因か分からない人はそこに行っているいろいろ調べると。だからそういうことで、市役所としてもそういうのを受ける総合対策課というような窓口をつくって、市民の困り事を一緒に考え、部や課の枠を越えて対策をとっていくというようなことを考えていただけないでしょうか、ということをお話ししようと思っていたんです。そして先ほどの田浦議員の一般質問の中で、市長からのお話で、横断的に市民の困り事に対して対応していきますよと言われましたので、こういう形ですべていただけたのかなと考えましたので、またどうかよろしく願いいたします。非常に困っている市民がいっぱいいるということをお伝えしたいと思います。

[13番 山下桂造君 登壇]

○13番(山下桂造君) では最後の質問、都市計画税の廃止について質問します。

都市計画税は、旧玉名市の下水道設置区域に課税されている税金で、昭和30年代から続くものです。玉名市は合併して20年がたちますが、同様に下水道のある岱明地区では都市計画税が課税されておりません。これは平等に反すると考え、都市計画税の廃止について、過去に一般質問を行ない、廃止に向けて動くとの答弁をいただきました。現在の都市計画税廃止に向けての進捗状況について質問いたします。

○議長（西川裕文君） 市民生活部長 渡邊一正君。

〔市民生活部長 渡邊一正君 登壇〕

○市民生活部長（渡邊一正君） 山下議員御質問の都市計画税の廃止についてお答えいたします。

令和7年3月定例会の予算決算委員会におきまして、副市長が、2年後ぐらいには廃止の方向で進めていきたいと答弁しています通り、現在関係する各課で準備を進めているところでございます。

以上になります。

○議長（西川裕文君） 山下桂造君。

○13番（山下桂造君） 答弁いただきました。

では進捗ちゃんとやっているということでありますので、安心して楽しみにしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（西川裕文君） 以上で、山下桂三君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日10日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないません。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時35分 散会

第 3 号

1 2 月 1 0 日 (水)

令和7年第8回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和7年12月10日（水曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 21番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 2 11番 吉田 憲司 議員（創政未来）
- 3 4番 梅田 政次郎 議員（自友クラブ）
- 4 1番 緒方 亜利沙 議員（第三新生クラブ）
- 5 10番 中村 慎吾 議員（第三新生クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 21番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
 - 1 避難所と災害対策本部の課題について
 - (1) 避難所運営における課題
 - (2) 高齢者等避難対象者の事前避難シミュレーションの個別提案、アウトリーチ支援の強化
 - (3) 災害対策本部の拠点の見直し
 - 2 予防医療の推進について
 - (1) がん予防
 - (2) 脳梗塞・心筋梗塞予防
 - (3) 認知症予防
 - 3 物価高対策について
 - (1) 重点支援地方交付金の活用
 - (2) 食料品高騰対策
 - (3) 水道料金の減免
 - (4) 学校給食費の支援
- 2 11番 吉田 憲司 議員（創政未来）
 - 1 8月の豪雨災害について
 - (1) 避難所開設からの時系列
 - (2) 職員参集後の配備態勢

- (3) 災害の検証
- (4) 災害の復旧に関する予算
- (5) 境川の改修
- (6) 災害に関する市長の所感
- 2 公共施設の今後について
 - (1) 旧玉名中央病院跡地
 - (2) 旧庁舎跡地
 - (3) 玉名第1保育所
 - (4) 玉名市文化センター
 - (5) 岱明ふれあい健康センター
- 3 教育環境等について
 - (1) 出生数の推移
 - (2) 玉名市学校規模・配置適正化基本計画
 - (3) 制服の標準化
 - (4) 保育所等給食費の無償化
 - (5) 急激な出生数の低下に伴う本市の教育環境の方向性
- 3 4番 梅田 政次郎 議員（自友クラブ）
 - 1 境川流域における災害対策について
 - (1) 排水機場の課題と今後の取組
 - (2) 排水路等の維持管理
 - (3) 被災した農業施設・設備・機械等への対応
 - (4) 玉名市としてできること
- 4 1番 緒方 亜利沙 議員（第三新生クラブ）
 - 1 乳幼児健診結果に基づく情報連携体制の構築について
 - (1) 現状と課題
 - (2) タイムリーな情報連携を実現する具体的なルール構築
 - (3) 保健師による園への助言機会の設置
 - (4) 継続的なフォローアップ体制
 - 2 心理士による保育・教育現場での専門的なサポート体制の構築について
 - (1) 心理士巡回相談・支援の実態に対する市の認識
 - (2) 専門人材の抜本的拡充と具体的対応方針
 - (3) 官民学連携による重層的な専門支援ネットワーク
- 5 10番 中村 慎吾 議員（第三新生クラブ）
 - 1 玉名市過疎地域持続的発展計画について

(1) 現在の進捗状況

(2) 今後の計画

散 会 宣 告

出席議員（21名）

1 番	緒 方 亜利沙 さん	2 番	右 田 憲 吾 君
3 番	江 田 剛 君	4 番	梅 田 政次郎 君
5 番	坂 西 麻 由 さん	7 番	田 中 美 鈴 さん
8 番	西 村 太 君	9 番	大 野 豊 重 君
1 0 番	中 村 慎 吾 君	1 1 番	吉 田 憲 司 君
1 2 番	田 浦 敏 晴 君	1 3 番	山 下 桂 造 君
1 4 番	立 川 信 之 君	1 5 番	坂 本 公 司 君
1 6 番	吉 田 真樹子 さん	1 7 番	一 瀬 重 隆 君
1 8 番	北 本 将 幸 君	1 9 番	多田隈 啓 二 君
2 0 番	松 本 憲 二 君	2 1 番	徳 村 登志郎 君
2 2 番	西 川 裕 文 君		

欠席議員（1名）

6 番 松 本 陽 子 さん

欠 員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	二階堂 正一郎 君	事 務 局 次 長	松 野 和 博 君
次 長 補 佐	小 嶋 栄 作 君	書 記	徳 永 優 貴 君
書 記	本 田 祐 一 君		

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	吉 田 勇 人 君
総 務 部 長	前 田 弘 信 君	企 画 経 営 部 長	宮 本 圭 一 郎 君
市 民 生 活 部 長	渡 邊 一 正 君	健 康 福 祉 部 長	小 山 聡 君
産 業 経 済 部 長	井 上 康 博 君	建 設 部 長	二 瀬 哲 也 君
企 業 局 長	池 本 秀 一 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	西 原 正 信 君		

午前10時00分 開議

○議長（西川裕文君） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（西川裕文君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

21番 徳村登志郎君。

[21番 徳村登志郎君 登壇]

○21番（徳村登志郎君） 皆様、おはようございます。21番、公明党の徳村登志郎でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まずは最初の質問、避難所と災害対策本部の課題についてお尋ねします。

(1) 避難所運営における課題について伺います。

災害発生時、避難所は市民の生命と生活を守る最後のとりでであります。しかし、現状の避難所運営には幾つかの課題が残されております。

第1に、見守り家族がおられない認知症の方への対応であります。避難所という環境は大きな不安と混乱を招き、徘徊、興奮などの行動がみられるケースもありますが、現場では専門的な対応が十分に取れない状況があります。

第2に、女性が女性に相談しやすい体制の確保です。避難所では、衛生面の悩みや家庭内暴力の相談など男性職員には言いにくい問題が多くあります。にもかかわらず、女性職員の配置が不十分で相談窓口として機能しきれていない現状があります。

第3に、介護ヘルパー等による支援が必要な高齢者や障がいのある方への対応です。食事、排せつ介助、移動支援など日常的な介護が必要な方が避難された際、避難所の体制では対応が追いつかず、御家族の負担が過度に集中するという問題が生じています。

第4に、避難所におけるベッドの整備についてです。高齢者や持病のある方にとって床での雑魚寝は褥瘡、床ずれの発生、肺炎、エコノミークラス症候群のリスクを高めます。必要な数の簡易ベッド、段ボールベッドの確保は命を守るために欠かせません。

以上の課題に対し、市としてどのように改善を図っていくのか具体的な対応策を伺います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

[総務部長 前田弘信君 登壇]

○総務部長（前田弘信君） おはようございます。徳村議員の御質問、避難所運営における課題についてお答えいたします。

まず、認知症の方への対応についてですが、市が避難所を開設する際、4名程度の職

員で避難所運営をいたします。その中で避難者一人一人のケアを行なうことは現状難しく、予防的な避難や発災初期における避難の際には、見守りが可能な方が同行される避難をお願いしたいと考えております。ただし、被害が深刻で長期の避難が必要になった場合は、避難所における見守り支援など様々な対応を行なうことが必要であると考えられますが、特に配慮が必要な方につきましては、個別避難計画などの作成を通し、ふだんから支援の在り方について御理解をいただければと思います。

次に、女性職員の配置についてですが、本市が設置する避難所につきましては、避難所運営に当たり、男女で必要な支援や対応が異なることも考えられることから、職員の配置はなるべく男性だけ、女性だけとならないよう配慮はいたしております。

しかしながら、発災初期など対応が可能な職員で緊急的に避難所を開設する場合がありますので、男女均等に職員配置ができない場合もございます。御理解をいただければと思います。

次に、介護が必要な方への支援につきましては、見守り者がいない場合、避難所に避難された方の状況に応じ、必要なタイミングで個別に協定を締結している介護施設や医療施設などの福祉避難所への避難を促しております。

今後も災害時における迅速な入所調整を行なうことができるよう関係機関との情報共有など連携を強化し、介護が必要な市民の皆様が適切な支援を受けられるよう体制の充実に努めてまいります。

最後に、避難所におけるベッドの整備につきましては、各避難所や拠点施設に備蓄を行なっております。このベッドの設置につきましては、災害の種別によって対応が異なります。地震のような事前避難が困難で発災後から長期の避難が予想される場合は、避難所開設後、なるべく早くベッドなどの配置を行なうこととしております。しかし、水害のような災害で避難者の動向が分かりにくく、避難も一晩程度で解消されるような場合は、ベッドの設置は行なっておりません。もちろん、水害により被災し、避難が長期化するような場合は、プライバシーの確保やベッドの設置は早急に行なうこととしており、実際8月の豪雨災害で被災され、長期避難を余儀なくされた避難者の方には同様の手配を行なわせていただいたところです。

なお、足腰が不自由で起き上がり等に影響があるなど事情がある避難者の方につきましては、これまでも個別に対応を行なわせていただいておりますので、避難の際にお尋ねいただければと思います。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） ただいま避難所運営に関する御答弁をいただきました。幾つか前向きな取組も示していただき、一定の理解をいたします。一方で、改善が必要だと

感じた点もございますので、見解を申し上げます。

まず、認知症の方への対応については、避難所の職員体制では個別のケアが難しいとの答弁がありました。しかし、近年の災害では、高齢者や要支援者の避難が大きな課題となっており、個別避難計画の作成だけではなく、地域包括センターや福祉職との連携強化、発災初期からの支援体制の明確化など、より踏み込んだ対応が必要だと考えます。

次に、女性職員の配置については、男女均等の配置を心がけているが、発災初期には難しい場合もあるとの答弁でした。しかし、女性が相談しやすい環境を整えることは防災、避難所運営の基本です。初動段階でも女性避難者が孤立しないようマニュアルや配置計画の事前整備が求められます。

また、介護が必要な方への支援については、福祉避難所との連携を図っているとのことで評価いたします。ただ現場では、移送手段の確保、受入調整の遅れ、家族負担の偏りが依然として課題となっております。平時からの訓練と関連機関との実働の連携強化が必要だと考えております。

あと、ベッドの配備につきましては、災害種別に応じた配置をされているとのことでしたが、特に高齢者や障がいのある方にとってベッドの有無は健康被害に直結いたします。避難が短時間でも必要な方には速やかに提供できる柔軟な体制づくりを求めたいと思います。

全体を通して、今回の答弁は、現在の体制の範囲内での対応が中心になり、災害が激甚化する中、より実効性のある体制強化が求められると感じております。引き続き、市民の命と健康を守るため、避難所運営の改善に積極的に取り組んでいただきたいと思います。見解といたします。

次に、（２）高齢者等避難対象者の事前避難シミュレーションの個別提案、アウトリーチ支援の強化について伺います。

災害時、早い段階から避難行動を取ることができるかどうかは生死を分ける重大な要素であります。特に高齢の方、障がいのある方、要介護の方、また支援が必要な一人暮らしの世帯などは状況判断や移動が難しく、避難が遅れる災害弱者となりやすい現状があります。そこで重要となるのが平時からの個別避難計画づくりとそれに基づく事前の避難シミュレーションであります。地域に出向き、対象者に寄り添って丁寧に説明し、避難経路、避難手段、連絡体制を一緒に確認していくアウトリーチ型の支援を行なうことで災害時の混乱を大幅に減らすことができます。

しかしながら、現状では個別避難計画の作成が十分に進んでいないだけでなく、作成後のフォローや事前訓練が形骸化しているケースも見られます。これでは実際に災害が起きた際、机上の計画が生かしきれない恐れがあります。

については、市としては、個別避難計画の作成対象者への積極的な働きかけと避難シミ

ュレーションの実施支援をどのように進めていくのか。そのための体制整備や地域との連携について伺います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 徳村議員の高齢者等避難対象者の事前避難シミュレーションの個別提案、アウトリーチ支援の強化についてお答えいたします。

高齢者等避難対象者である避難行動要支援者につきましては、個別避難計画をそれぞれ作成しており、避難支援等関係者や緊急時の家族等の連絡先を登録し、必要となる場合はこれらの連絡先に連絡し、適切な支援を受けることができる体制を整備しております。

また、今回の豪雨災害を受け、被災された方に対して保健師による健康調査を個別に実施しておりまして、併せて、民生委員及び災害ボランティアによるアウトリーチ支援、具体的には個別訪問調査、支援メニューの周知を複数回行ないました。

避難された方の個別の状況をより正確に把握することで適切な支援につなげることができたところでございます。今後、アウトリーチ支援で収集した情報について分析を行ない、災害時要援護者名簿及び個別避難計画に登載する内容について精査し、必要に応じて見直しを行なうことでより一層実効性のある事前避難につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） ただいま高齢者等避難対象者への事前避難シミュレーションやアウトリーチ支援に関する御答弁をいただきました。

個別避難計画の作成や今回の豪雨後のアウトリーチ支援を行なわれたことについては一定の評価をいたします。

しかしながら、避難行動要支援者の安全を守るためには計画を作るだけでなく、それが実際に使える計画になっているかどうかの検証が極めて重要であります。今回、被災者に対して、保健師や民生委員が個別訪問されたことは大変有意義でしたが、これを災害後だけの対応で終わらせず、平時から継続的に行なう体制づくりが必要だと考えます。特に近年の水害は夜間に急激に状況が悪化するケースも多く、要支援者がどのタイミングで、誰が迎えに行き、どのルートで避難するのかというきめ細かな動線まで想定したシミュレーションが不可欠です。

今回の豪雨の経験を踏まえ、アウトリーチ支援で得られた情報を個別避難計画に反映し、より実効性の高い計画へとブラッシュアップされることを期待いたします。

また、地域の民生委員だけの過度の負担が偏ることがないように多様な支援主体と連携した支援体制の構築も併せてお願いしたいと思っております。

今後も市民の命を守る最前線である事前避難支援が形骸化することなく確実に機能す

るようさらに取組を進めていただきたいと申し上げ、まとめいたします。

次に、(3) 災害対策本部の拠点の見直しについて伺います。

御存じのとおり、本年8月の豪雨災害においては、市庁舎周辺の道路が冠水し、一部職員が庁舎へ到達することに難航し、災害対応に支障が生じたと聞いております。災害対策本部は市全体の危機管理を担う司令塔であり、その機能が一時でも損なわれれば市民の安全確保に深刻な影響を及ぼします。本来、災害対策本部は、災害化でも確実にアクセスができ、安全に指揮が執れる場所に設置されていることが大前提であります。しかし、現庁舎周辺の浸水リスクを踏まえると現在の立地は必ずしも最適とは言えない状況が明らかになりました。

については、今後も激甚化する豪雨水害に備えるため、災害時に確実に機能を維持できる高台や浸水想定外の場所などへの指揮拠点の見直し、もしくは代替え拠点の設定を早急に検討すべきではないでしょうか。市として庁舎の浸水リスクの評価とそれに基づく災害の対策本部の拠点再検討についてどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 徳村議員の御質問にお答えいたします。

災害対策本部の拠点見直しに関する御質問ですが、議員御指摘のとおり、今回の豪雨で庁舎周辺の道路が冠水しており、本庁舎周辺の浸水リスクにつきましては承知いたしております。本庁舎としての機能に関しましては、電源装置等の浸水対策等を行なっているため、一定の浸水により指揮系統が完全に損なわれるものではないと考えておりますが、活動の拠点としては機能不全に陥る可能性がないとは言えません。市としましても水害のみならず、様々な災害リスクを考慮し、代替え拠点の設定は行なっております。災害状況に応じた拠点の移設を予定しております。しかしながら、想定外のことも起こり得ることから、指揮系統の拠点、活動拠点など重要施設につきましては今後も様々な災害リスクを考慮し、災害対応への影響が発生しないよう協議・検討を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） 今回の災害対策本部の拠点見直しについての御答弁は、庁舎自体の最低限の機能は維持できる一方で活動拠点としては機能不全に陥る可能性があるという認識を共有できた点は評価いたしたいと思っております。

また、市として常に代替え拠点の設定を行ない、状況に応じた移設を予定しているとの説明も確認できました。しかしながら、今回の8月豪雨のように想定を超える浸水や道路冠水によるアクセス遮断が発生した場合、指揮系統の維持や支援活動の継続性に重大な影響が出る恐れは依然として残っていると考えます。特に災害対策本部へのアクセ

スの確保、代替拠点の発動基準の明確化、拠点移行時の動線や通信確保、職員、住民双方への事前周知、それらの具体的な運用面の整理が引き続き必要であると思います。

今回の豪雨は、私たちに本庁舎が必ずしも安全な指揮拠点ではないという現実を突きつけたと受け止めています。今後の協議・検討がより一層深化し、災害に強い拠点体制の構築につながるよう強く期待するものであります。

ここで再質問になります。今回8月豪雨では、市内の多くの道路で冠水が発生し、安全な避難移動が極めて困難な状況となりました。災害時に市民が迷うことなく避難できるためには、どのルートなら安全に避難できるかを事前に把握できる体制が欠かせません。

そこで伺います。市として冠水が発生しやすい危険箇所の見える化、そして災害時に利用可能な推奨避難経路の案内や地図化など避難行動に直結する情報提供を強化すべきと考えますが、今後どのように取り組まれるのかお考えをお示しください。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

今回の豪雨では、1時間雨量が100ミリを越え、記録的短時間大雨情報が発表されるなど3時間雨量で300ミリ近い降雨となり、市内各地で冠水が発生しております。このような短時間での豪雨の場合、道路などの雨水が浸透しにくい地面や地形的に雨水が流れ込みやすい場所では、水路等の整備の有無に関わらず一時的に冠水してしまうことが起こりえます。そのため、安全な避難ルート等の選定は難しいのが現状でございます。洪水ハザードマップにおいてアンダーパスや特に冠水が起こりやすい場所についてはお示しさせていただいております。浸水想定区域内では、どこで冠水していてもおかしなく、浸水深が高いところほど水が集まりやすい箇所であり、冠水リスクが高い場所である可能性があります。自分の身は自分で守る自助の観点からも日頃からハザードマップ等で水害リスクの確認をいただければと思います。

なお、道路冠水情報、通行規制等の見える化につきましては、関係部局とよりよい周知方法がないか検討を行ないたいと考えております。

ただし、車両での避難に関しては、冠水が10センチ程度で運転自体が危険であることに加え、20センチを越えるとエンジンが停止する恐れが非常に高くなります。そのような点からも早め早めの避難を心がけ、気象情報や市が発表する避難情報に注視していただきますよう今後も継続して啓発を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） ただいまの答弁で、本市として短時間豪雨時には安全な避難ルートの確定が難しいという現状、また、ハザードマップで特に冠水しやすい箇所の提

示を行なっていること、そして、道路冠水や通行規制情報の見える化についても検討されるとの方向性が示されたものと理解いたしました。

しかしながら、今回の8月豪雨では、市民がどの道が危険なのか、どのルートなら避難できるのかが分からず、実際に冠水箇所に入ってしまう事例が多数発生いたしました。ハザードマップの存在だけでは突発的な豪雨の中、具体的な避難行動の判断に十分つながっていないという課題が明らかになったと考えております。そのため、冠水危険箇所のリアルタイム、または準リアルタイムの情報の共有、またSNSや情報アプリを活用した冠水通行止め情報の迅速な発信、特に高齢者や移動弱者が利用する推奨避難ルートの事前整備など、より実効性のある仕組みの構築に向け、今後の具体化を強く求めるものであります。

市民の命を守る避難行動につながる情報提供の強化を引き続き検討だけではなく、計画的に実行に移していただきたいと思います。

最後に、市長に伺います。

本年8月豪雨災害では、市内各所で冠水が発生し、避難行動や庁舎へのアクセスにも大きな影響が生じました。この災害から得られた教訓を今後どのように危機管理体制に反映し、市全体の防災力向上につなげていかれるのか、改めてお尋ねいたします。

あわせて、今回の経験を踏まえ、現時点で検討されている具体的な改善策や新たに取組むべき方向性があれば市長の考えとして示していただきたいと思います。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 徳村議員の再質問にお答えします。

今回の豪雨では、市内各地に甚大な被害が生じ、市民の皆様の暮らしに多大な影響が及びました。防災対策につきましては、これまでも喫緊の課題と認識し、様々な検討や対策を進めてきたところではございますが、今回の経験により、これまでの想定を超えた自体に直面し、抜本的な見直しを要する新たな課題というものがですね、浮き彫りになったことも事実でございます。

この経験を真摯に受け止め、現在、災害対策全般について、今回の豪雨で浮き彫りになった課題を詳細に精査するとともに、既存の計画やマニュアルの抜本的な見直しを含めて、全庁あげて検証と協議を進めているところでございます。

今後はこの検証結果を踏まえて迅速かつ実効性のある具体的な対策を講じてまいります。今回のですね、災害の経験を風化させることなく、危機管理体制の強化と改善に不断の努力を続け、今後も市民の皆様命と暮らしを守る市政運営に全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） 市長、御答弁ありがとうございます。

今回の8月豪雨では、これまで想定した以上の短時間豪雨が市内を襲い、避難所運営、要支援者の避難、災害対策本部の機能、市民の避難行動などあらゆる局面で課題が噴出したしました。

本日の質問を通して、避難所における認知症の方や介護が必要な方への支援体制、女性が避難しやすい環境整備、事前避難シミュレーションとアウトリーチ支援の強化、そして、災害対策本部の拠点の在り方や冠水危険情報の発信についてそれぞれ前向きな検討と改善の方向性を御答弁いただいたものと受け止めております。

しかし、繰り返し申し上げますが、災害は次はもっと想定外である可能性が高い状況にあります。だからこそ今回の豪雨で明らかになった課題を教訓として終わらせるのではなく、必ず次につなげるという姿勢が行政には求められます。市民が必ず守られると実感できる避難体制、どんな状況でも市が指揮を継続できる危機管理体制、そして、誰一人取り残さない防災対策の実現に向けて本日示された改善方法が確実に実行へ移されることを強く期待いたします。

以上でこの質問を終わります。

[21番 徳村登志郎君 登壇]

○21番（徳村登志郎君） 予防医療の推進について質問いたします。

本市では、少子高齢化が進み、医療、介護の負担は年々増加しています。その中で病気の重症化を防ぎ、健康寿命を延ばす予防医療の充実は住民の安心につながるだけでなく、本市財政の健全化にも極めて重要です。今日は特に（1）がん予防、（2）脳梗塞・心筋梗塞予防、（3）認知症予防の3点から伺います。

（1）がん予防について伺います。がんは依然として本市の死亡原因の第1位であります。しかし、がんは早期発見と生活習慣の改善により大幅にリスクを減らすことができます。

そこで、2点伺います。

1つ、がん検診の受診率向上に向けた取組について。本市のがん検診の受診率は国や県の平均と比べてどの位置にあるのか。また、若い世代や働き世代の受診率向上のため、夜間、休日検診、オンライン予約、未受診へのリマインド通知、託児付き検診などの導入を検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

2つ、HPVワクチンや肝炎ウイルスの検査の普及について。子宮頸がん予防の要であるHPVワクチンは、キャッチアップ世代の人たちが課題となっております。学校や地域と連携した正しい情報提供や相談体制の強化が必要ではないか。あわせて、肝炎ウイルス検査の推進についても市の方針を伺います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

[健康福祉部長 小山 聡君 登壇]

○健康福祉部長（小山 聡君） 徳村議員の御質問のがん予防についてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、がん予防対策として生活習慣の改善とともに検診の充実が国の基本計画にも示されております。

本市では、がん予防を目的に健康増進法に基づき5種類のがん検診を実施しております。これまでのがん検診の受診率向上に向けた取組といたしまして、広報紙やホームページでの周知のほか、働く世代へ向けての休日検診、20歳、40歳の節目年齢での無料クーポン券の送付等、受診しやすい環境を整備しております。

また、検診の未受診者に対しましては、ハガキや封書で受診勧奨通知を送付し、検診の受診を促しております。そのほか、令和6年度からは市公式LINEを活用した検診の申込みを実施しており、多様な申込みに対応できるよう対策を実施、充実させたところでございます。

また、年明け1月には、女性を対象とした集団検診を予定しており、子育て家庭の女性に向けて託児サービス付き検診を新たに計画いたしました。

今後も受診しやすい環境整備を検討し、受診率向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、これまでHPVワクチンの積極的勧奨の差し控えがあったため、ワクチンの接種ができなかった令和9年度生まれから令和20年度生まれの女性に対するキャッチアップ世代への積極的勧奨についてでございますが、HPVワクチンの有効性が確認されたため、積極的勧奨が再開されました。これに伴い、キャッチアップ世代への公費によるワクチン接種期間が当初、令和6年度末までとされていたところ、需要の大幅な増加に伴い、接種期間が令和7年度末までに延長されたものでございます。また、キャッチアップ接種対象者への勧奨の一環として、九州看護福祉大学、玉名高校、北稜高校、玉名工業高校、玉名女子高校、専修大学熊本玉名高校にポスターの掲示とキャッチアップ接種やHPVワクチンに関するリーフレットの配布を行なったところでございます。

最後に、肝炎ウイルス検査の普及についてでございますが、40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を実施されていない希望者を対象に肝炎ウイルス検診の費用の一部を助成しております。検査は個別医療機関での検診または集団検診の際に実施しております。引き続き、肝炎ウイルス検査の周知を適宜行ない、肝炎の早期発見、早期治療につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） ただいまの答弁では、本市が、がん検診の受診率向上に向け

て広告媒体による周知、未受診者への勧奨通知、節目年齢の無料クーポン、休日検診、託児サービスなど多様な取組を行なっていることが示されました。特に市公式LINEを活用した申込み導入は働き世代や子育て層にとっては利便性の高い施策であり、評価したいと思います。

また、HPVワクチンのキャッチアップ世代への勧奨が大学、高校等へのポスター掲示やリーフレット配布など、若い世代の目に届く形で進められている点についても確認できました。さらに、肝炎ウイルス検査についても助成制度を継続し、周知に努めているとのことでした。ただし、本市のがん検診受診率は全国平均と比べても必ずしも十分とは言えず、依然として受診しない層へのアプローチが課題であります。そのため、今後は個別の生活背景に応じた受診勧奨や近年多くの自治体で成果が報告されているデジタルツールを活用した受診管理・通知システムの導入など、より一層踏み込んだ対策が求められると感じております。

また、HPVワクチンについては、女子だけではなく、男子接種の効果も国際的に確認されていることから、市としての認識を改めて伺いたいと考えております。

以上を踏まえ、さらなる受診率向上と予防医療の推進に向けて、幾つか再質問を行ないたいと思います。

先ほど御答弁をいただきましたが、関連として再質問いたします。

私はこれまで胃がん予防に有効なピロリ菌検査への助成制度を提案してまいりました。ピロリ菌の除菌によって胃がん発症リスクが大きく低下することは医学的にも明らかであります。

そこで伺います。本市としてピロリ菌検査、除菌への助成や若年層への普及啓発をどのように検討してきたのか。これまでの対応状況と今後の方針をお示してください。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 徳村議員の再質問にお答えします。

その前に先ほど答弁をいたしましたHPVワクチン関連の答弁の中で、私はキャッチアップ世代の年代を平成9年度生まれから平成20年度生まれというべきところを令和20年と申し上げました。修正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、再質問のほうにお答えをいたします。

ピロリ菌検査が胃がんの早期発見に重要な役割を担っていることは十分認識をしております。過去において胃がん検診でのピロリ菌検査の導入について協議をしたものの、国の指針では、検診として導入を推進されておらず、市といたしましても現在のところは検査の導入、費用の助成の考えには至っておりません。

今後国の専門部会の指針や県内各市の動向を十分注視してまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） ただいまの答弁では、国の指針では検診として必ずしも推奨されていないものの、ピロリ菌検査が胃がんの予防、早期発見に極めて重要であるという認識を市として共有していただいていることは確認できました。

また、ほかの市の状況を踏まえ、助成の在り方や検査の導入方法を検討していく姿勢を示していただいたことは評価したいと思います。

近年、自治体レベルでピロリ菌検査助成を開始する動きが広がっております。胃がん罹患率の低下、医療費の長期的な抑制、若年期の除菌による予防効果の最大化といった成果も報告されています。

本市でも特に若年層や子育て世代の胃がん予防につながる施策として大きな意義があると考えておりますので、ぜひ具体的な検討を進めていただきたいと思います。今後の検討に期待するとともに、引き続き、予防医療の充実を強く求めてまいります。

続いて、再質問いたします。

HPVワクチンは子宮頸がん予防として、女子を中心に推進されていますが、男子への接種も感染予防や将来の咽頭がん等のリスク軽減に有効とされており、既に海外では多くの国で男女ともに接種が標準となっております。

そこで伺います。男子へのHPVワクチン接種の有効性に対する市の認識と今後どのように啓発を進めるのか、見解を求めます。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

男性もHPVワクチンを接種することで肛門がんや尖圭コンジローマなどの予防効果が期待できます。加えて、男性がHPVワクチンを接種することで性交によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんの予防につながることも期待されております。現在、国の予防接種ワクチン分科会において男性へのHPVワクチンの接種に関する議論が継続されておりますので、随時、国などの情勢を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） ただいまの答弁では、男性へのHPVワクチンの接種が肛門がんや尖圭コンジローマの予防に効果があること。さらには、女性への感染防止にもつながるという認識を市として共有いただいていることを確認できました。

また、国の予防接種ワクチン分科会において男性接種を含む制度設計の議論が継続されているとの紹介もあり、国の動向を注視していくという市の姿勢について理解いたしました。

しかしながら、世界的には既にアメリカ、オーストラリア、イギリスなど多くの国で

男女ともに定期接種化が標準となっており、男女の双方のがん予防に寄与していることが報告されております。

また、国内でも東京都豊島区、千葉県柏市など一部自治体が先行的に男子のHPVワクチン接種費用を独自助成し、接種率の向上と感染予防の効果を上げている事例もございます。

本市においても国の制度化を待つだけではなく、まずは市民への情報提供の充実、男女のHPV関連疾患への理解促進、希望者が接種しやすい環境整備など自治体としてできる部分から積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上を踏まえ、引き続きHPVワクチンの男女接種を見据えた予防接種の検討を求めます。

続いて、（２）脳梗塞・心筋梗塞の予防についてお伺いします。

脳・心血管疾患は、本市の死亡原因の上位を占め、要介護の大きな要因にもなっております。その多くは発症のかなり前から生活習慣病や口腔機能低下などのサインが生じており、早期発見や早期介入により予防できる疾病です。市民の健康寿命を延ばすためには自治体として予防医療をより一層強化していく必要があります。

そこで、以下の３点について伺います。

１、高血圧、糖尿病の早期発見とフォローについて。高血圧や糖尿病は脳梗塞や心筋梗塞の最も大きなリスク因子でありながら自覚症状がほとんどなく、気づかないまま病気を進行させてしまうケースが少なくありません。本市では、特定検診の受診率が依然として課題であり、発見の遅れが重症化や医療費増大につながる懸念があります。

そこで伺います。特定検診や後期高齢者受診率向上に向けた新たな取組や未受診者へのフォローアップ強化、さらには、有所見者に対する保健指導の徹底についてどのように進めていくかのお考え、市としての見解をお示してください。

２、運動習慣の定義について。運動習慣の不足は、動脈硬化の進行や高血圧、糖尿病の悪化を引き起こし、心筋梗塞、脳梗塞の発症リスクを大きく高めます。国はフレイル対策の一環として日常生活の中に運動を取り入れる日常化・習慣化を強調していますが、本市でも地域や世代に応じた多様な運動プログラムの普及が必要であると考えます。

そこで伺います。地域の通いの場やスポーツ教室、保健センターなど多様な機会を活用して市民の運動習慣をいかに定着させていくのか。特に高齢者のメール予防に向けた市の考えをお聞かせください。

３、口腔ケア検診の推進について。近年、歯周病菌が血管に炎症を起こし、動脈硬化の進行を促し、脳梗塞や心筋梗塞の発症リスクを高めるメカニズムが科学的に示されています。また、口腔機能の低下は、口の力の衰えを通じて栄養不足を招き、筋力低下やフレイルにつながる負の連鎖を生むことも明らかになっています。多くの自治体では、

成人期から口腔ケア検診を導入し、歯周病の早期発見と指導、口腔機能訓練の普及を進めています。

そこで伺います。本市としても脳・心血管疾患の予防、フレイル予防の観点から成人期を含む口腔ケア検診の導入や拡充を進めてはどうか。歯科医師会との連携も含めた市の考えをお示してください。

以上、脳梗塞・心筋梗塞予防に向けた3点について質問いたします。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 徳村議員御質問の脳梗塞・心筋梗塞予防についてお答えいたします。

本市の重症化予防の現状といたしまして、脳血管疾患の割合が多く、その約8割は高血圧が原因疾患となっております。また、血糖コントロール不良も多く、その中で検診を受けていた人は2割程度という状況でございます。また、糖尿病の検診の結果、異常が認められた人の数は年々増加しておりますが、心原性脳梗塞や心筋梗塞の原因となるため、検診受診や生活習慣の改善により予防していくことが重要でございます。重症化予防の強化方針としましては、特定検診を受診し、血圧や血糖値が治療域にあるにも関わらず、未治療の方を最優先に保健師及び管理栄養士による保健指導を行ない、医療機関受診につながった後も治療を中断しないよう生活習慣の改善とともに、継続した保健指導を実施しております。

次に、運動習慣を促す施策につきましては、熊本連携中枢都市圏事業として始まった熊本健康アプリ、「もっと健康！げんき！アップくまもと」に本市も令和6年度から参加しております。このアプリは、各種検診の受診や歩くなど日々の健康づくり活動を行なうことでポイントが付与され、ポイントがたまると特典を受けることができるアプリでございます。本市では、11月末現在で1,618人が登録されており、本年4月から約500人増加しております。本年度はポイントが付与できるイベントを増やし、アプリポイントがたまりやすい工夫もいたしております。先月実施した玉名健康食育フェアにおいても、来場者の大幅な増加がみられ、今後もアプリの新規登録や活用を促進してまいります。

最後に、口腔ケア検診の推進につきましては、玉名市国保人間ドック受診者のうち、40歳から70歳の節目検診受診者を対象に歯周病検診を実施しておりますが、令和6年度の受診率は45%という状況でございました。歯周病は糖尿病や脳梗塞、心筋梗塞等の全身疾患だけではなく、早産や低出生体重児のリスクにもなる可能性がございます。今後は20代、30代の歯周病検診も推奨されていることから、本市におきましても特定検診との同日受診や歯科治療の際に受診できる体制整備について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） ただいま丁寧な答弁をいただき、本市における脳・心血管疾患の現状と重症化予防に向けた取組について理解いたしました。

まず、脳血管疾患の約8割が高血圧を背景にしているとの御説明がありました。しかし、血糖コントロール不良者のうち検診を受けていた方が2割程度にとどまるという現状は大変深刻な課題であると受け止めております。未治療・未受診による重症化を防ぐためにも特定検診の受診率向上は最重要テーマであり、市の保健師、管理栄養士によるフォロー強化を評価するとともに、さらなる拡充を期待いたします。

次に、運動習慣の定着に向けた健康アプリ、「もっと健康！げんき！アップくまもと」の活用について、登録者がこの半年で約500人増加しているということは大きな成果だと感じております。ポイントがたまりやすい工夫を進めていただいているとのことで、市民が楽しみながら継続できる仕組みづくりを引き続き推進していただきたいと思ます。

また、口腔ケア検診については、歯周病が脳梗塞、心筋梗塞だけでなく、糖尿病、早産、低体重児など多くの疾患リスクと関係することが改めて示されました。本市でも40歳から70歳を対象に検診を行なっているものの、受診率45%という現状を踏まえると、20代、30代も含め、若年層からの予防的口腔ケアの強化が極めて重要であると考えます。特定検診と同日受診、歯科医療機関での受診体制整備など前向きに検討いただいている点を評価し、ぜひ早期に具体化をお願いするものであります。

以上、市が示された取組や検討方針を高く評価するとともに、脳・心血管疾患の予防には、行動変容の支援が鍵であることを改めて思いました。検診、運動、口腔ケアを一体化で推進する体制づくりを求め、今後のさらなる強化に期待したいと思います。

続いて、（3）認知症予防についてお伺いします。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには認知症の早期発見、早期対応と重症化予防、そして、見守り支援の拡充が不可欠です。国も自治体に対し地域での予防プログラムやテクノロジー活用を積極的に促しています。本市としても認知症施策を市民の身近な場所に広げていく必要があると考えます。

そこで、以下の3点について伺います。

1、認知症スクリーニングの導入について。認知症は、適切な支援を行なえば症状の進行を遅らせることが可能であり、そのためには気づきが非常に重要です。近年、多くの自治体では簡便なタブレット検査や質問票を用いた認知機能スクリーニングを実施し、軽度認知障害、MCIの段階での早期フォローにつなげています。

そこで伺います。本市でもタブレットや簡易検査を活用した認知機能スクリーニングを導入し、早期発見、早期支援につなげていく考えはないか、市の見解をお示しください。

い。

2つ、コグニサイズの実施拡大について。国立長寿医療研究センターが開発したコグニサイズは、認知課題と運動を同時に行なうことで脳の前頭前野を刺激し、認知機能の維持・向上に高い効果を実証されています。全国では自治体や地域包括センター、通いの場などで導入が進んでおり、高齢者のフレイル予防と社会参加の促進にもつながっています。

そこで伺います。本市での地域包括センターや通いの場、公民館活動などと連携し、コグニサイズをより幅広く実施していく考えはないか。拡大に向けた市の方針をお示しください。

3つ、見守り支援へのスマートスピーカー活用について。近年、認知症の高齢者や独居高齢者の見守りにアマゾンエコー、グーグルネストなどのスマートスピーカーを活用する自治体が増えています。声だけで操作できるため高齢者も使いやすく、服薬、通院のリマインド、見守りセンターへの自動通知、話し相手機能による閉じこもり防止など、生活支援と安全確保の両面で有効性が示されています。

そこで伺います。本市においても見守り支援策の1つとしてスマートスピーカーを活用し、高齢者の孤立防止や緊急時の支援につなげていく考えはないか。ICT活用の観点から市の見解をお願いします。

以上、認知症予防の3点について質問いたします。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員御質問の認知症予防についてお答えいたします。

認知症機能スクリーニングについては、現在、長谷川式認知症スケールやミニメンタルステート検査MMS Eなどが一般的であり、早期発見のメリットもありますが、症状のない方に実施し、偽陽性となってしまった場合、過度な心配をおおる可能性もあることから、スクリーニング後のフォローについてもしっかりとした整備が必要となります。スクリーニング導入については、関係者間でしっかりと協議し、慎重に取り組む必要があると考えております。認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにすることを目指し、認知症になっても何もできなくなるわけではないということをしつかり普及していき、正しい知識を持っていただくことが重要だと考えております。

その上で、本市においては医師会と連携し、認知症初期集中支援チームの活動や認知症になっても生活の見通しを立てることができるよう認知症ケアパスを作成し、公民館活動時やイベント開催時に配布し、周知しております。

次に、認知症予防運動については、本市では、令和3年度から脳トレリーダー養成講座を開催しており、地域の公民館活動で脳トレを実施していただく人材の育成に取り組んでおります。これまでに受講された34人の脳トレリーダーが自分の地域でパズルや

コグニサイズ、カードプログラムといった脳トレを自分たちの地域などで実施していただいております。

次に、見守り支援のためのスマートスピーカーの活用についてでございますが、本市では、高齢者の見守り支援のため、安心相談確保事業で緊急通報装置を活用し、高齢者の方の安否を確認している状況でございます。スマートスピーカーは安否確認や薬剤管理など様々な機能があり有効であると認識しております。今後、緊急通報装置に代わるアイテムの1つとして検討をしております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） 健康福祉部長より認知症予防に関する丁寧な答弁をいただきました。

まず、認知症スクリーニングについては、偽陽性による不安を招かないための慎重な検討が必要との御指摘、理解いたしました。だからこそスクリーニングのフォロー体制を含め、市が主体的に整備を進めることが極めて重要であります。早期発見・早期支援を可能にすることで御本人や家族の生活の安定につながる取組として今後の前向きな検討を期待するものです。

次に、コグニサイズの認知症予防運動については、脳トレリーダーの育成により、地域で実践が広がっていることを評価いたします。34名という貴重な人材が地域で活動している点は大きな財産であり、今後、さらに実施場所の拡大やリーダー同士のネットワーク形成など、市が後押ししていただくことをお願いしたいと思います。

また、見守り支援におけるスマートスピーカーの活用について、緊急通報装置に代わる選択肢の1つとして検討いただけるとの答弁を評価いたします。

高齢者の単身世帯が増加する中、テクノロジーを活用した見守り体制は待ったなしの課題です。安否確認、服薬支援、生活リズムの把握など、現在の通報装置では補えない機能を持つ点から実証導入などの支援、積極的な検討をお願いしたいと思います。

認知症は、予防、早期発見、地域での支え合いが三位一体で取り組む必要があります。本市のさらなる強化を求め、今回の見解といたします。

今回、本市の予防医療の取組について各部より詳細な答弁をいただきました。市民の健康寿命を延ばし、医療費の適正化にもつながる予防の強化は、これからの自治体運営において最重要課題の1つであると考えております。まず、脳梗塞・心筋梗塞の主因である高血圧や血糖コントロールの不良に対して、未治療者へ優先支援や継続的な保健指導を行なっている点は高く評価いたします。しかし、検診受診率がまだ十分とは言えず、早期発見につなげるためにも受診勧奨の強化や若年層への周知が必要だと考えます。

また、熊本健康アプリの活用など、運動習慣を促すインセンティブ施策は大変有効で

あり、登録者が着実に増えていることを心強く感じております。さらに、市独自のポイント付与や地域イベントとの連携など、より参加しやすい仕組みの拡充を期待いたします。

口腔ケアについては、歯周病が全身疾患に関係することを踏まえて、特定検診と同日受診で若い世代の拡充を検討していただける点を評価します。口腔保健充実は、予防医療の大きな柱であり、継続的な取組を求めます。

加えて、認知症予防では、スクリーニングの慎重な検討、コグニサイズの地域展開、見守りのスマートスピーカーの活用など幅広い方向性が示されました。テクノロジーの活用や地域人材の育成はこれからの高齢社会に不可欠であり、さらに一步踏み込んだ推進をお願いしたいと考えます。

総じて、市の予防医療施策は確実に前進しているものの、いずれも早期発見、早期介入、継続支援が鍵であります。本市が健康で暮らし続けられるまちとなるよう今後も実効性のある取組に強化を強く求め、私の総括といたします。

[21番 徳村登志郎君 登壇]

○ 21番（徳村登志郎君） 物価高対策について伺います。

政府は21日、物価高への対応を柱とした総合経済対策を閣議決定し、その規模は2兆3,000億円にのびます。中でも公明党が創設拡充を一環して指導してきた重点支援地方交付金には2兆円が計上され、自治体が独自に物価高対策を進めるための重要な財源になっています。これまでの同交付金は、学校給食費の負担軽減、プレミアム付商品券、LPガス支援など地域の実情に応じた幅広い施策に活用されてきました。

今回、政府の推奨メニューには、食料品、価格高騰の負担を和らげる電子クーポンやお米券、水道料金の減免など、公明党の提案が多数反映されています。公明党政調会長の岡本三成氏も地方議員による首長への迅速な提言の重要性を強調しており、生活者に一刻も早く支援が届くよう、現場を知る地方議員の役割は大きいとされています。

そこで、本市として以下の点について伺います。

1、重点支援地方交付金の活用について。本市では、今回追加された交付金を活用し、物価高で苦しむ中間所得者層を含む生活者に対し、どのような支援策を検討されているのか伺います。

2、食料品高騰対策について。電子クーポンの発行やお米券配布など、食料品購入に直結する支援策を本市として検討しているか。また、その実施の可能性と課題を伺います。

3、水道料金の減免について。水道料金の負担軽減分を食料品購入などの家計支援につなげる目的で減免措置の導入を提案します。本市の検討状況はいかがか伺います。

4、学校給食費など子育て世代支援について。給食費の一部または全額の負担軽減を

交付金を活用して行なう考えはあるか伺います。

本市としては、国の総合経済対策を受け、生活者に一刻も早く支援が届くよう柔軟かつ迅速な施策実施が求められます。特に食料品は水道料金、学校給食費といった生活直結の支援です。市民の暮らしを守る上でも不可欠です。つきましては、市長におかれましては、上記施策の実施方針と具体的なスケジュールについて明確に御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 徳村議員の御質問、お答えいたします。

国は、去る11月21日、強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定いたしました。この総合経済対策では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金について、従来の生活者支援分、事業者支援分に加えて、必須項目として食料品の物価高騰に対する特別加算が措置されるなど推奨事業メニューが示されたところでございます。

本市といたしましては、プレミアム商品券やお米券など方法は検討中ですが、食料品の高騰に対する支援はもちろんのこと、既に一部負担軽減を行なっている学校給食費のさらなる軽減や水道料金の減免につきましても本市の実情や事業実施による効果など、総合的に勘案して事業内容や実施の可否について各部署において現在検討を進めているところでございます。この交付金を活用したこれまでの取組におきましても、物価高に直面した市民の皆様や事業者にとって非常に有効な手段だというふうに感じているところであり、できるだけ早く事業内容を精査して対応していきたいというふうにご考へております。ただ、事業の調整には一定の時間を要することもあり、事業実施の時期につきましては、今議会の会期中での追加提案、あるいは年明けの臨時議会の開催を想定し、速やかな事業実施に向けて早急に対応してまいりますので、議員各位におかれましては御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 徳村登志郎君。

○21番（徳村登志郎君） ただいま答弁いただきありがとうございます。

本市としては物価高騰に苦しむ市民の皆様にしつかりと寄り添い、重点支援地方交付金を活用しながら迅速かつ実効性のある対策を進めていく方針を確認できたことは大変心強く受け止めております。特に食料品高騰対策や水道料金の負担軽減、学校給食費の支援など、日々の家計を直接下支えする施策について前向きな姿勢を示していただいたことは生活者にとって大きな安心につながるものと考えます。今後は、今日いただいた方向性をできるだけ早く具体的な事業として形にし、市民の皆様にご実感していただける

支援につなげていただけることを強く期待いたします。現場の声を踏まえながら、引き続き市民に寄り添った施策展開をお願い申し上げ、私の総括といたします。

以上、今回は、避難所と災害対策本部の課題、予防医療の推進、そして物価高対策といういずれも市民生活の安全と安心に直結する3つのテーマについて質問させていただきました。

4期目に当選して最初の一般質問となりますが、私はこれまで以上に現場の声を市政に届けることを使命として、引き続き一つ一つの課題に真正面から向き合っておりまゝす。本市が災害に強く、健康を守り、物価高の中でも誰一人取り残さない力強い地域として前進していくために、今日の議論を確かな政策へつなげていただくことを強く期待いたしまして、今後も市民の皆様の生活に寄り添い、ともに未来を切り開く市政の実現に全力を尽くしてまいります。どうぞよろしくようお願い申し上げます、私の質問を締めくくります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

11番 吉田憲司君。

[11番 吉田憲司君 登壇]

○11番（吉田憲司君） こんにちは。緊張して昨日はあまり眠れませんでした。11番、創政未来で再びお世話になることになりました吉田憲司です。創政未来の多田隈団長、北本副議長、吉田真樹子委員長、本当にありがとうございます。またよろしく願います。

まずは改めまして、浜田議員の御冥福をお祈り申し上げます。そして、昨年6月に急逝された町小、玉中の同級生であった瀬崎議員、お二人本当に無念だったろうと思います。このお二人を弔う意味でも同じ町小校区、同じ世代ということで私も努力をしてみたいというふうに思います。

さて、私、吉田憲司は、市民の皆様の御支持により、4年ぶりに議会に送っていただきました。8年前、初めてここに立たせていただいたときのように、初心に戻り精進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、藏原市長におかれましては、3期目の御当選おめでとうございます。大変恐縮ですが、4年前のことは水に流していただいでよろしいでしょうか。ありがとうございます。市長も私もいつの間にか還暦になってしまいました。ひな壇に座っておられる

執行部の中にも還暦の同級生が何人かおられます。お互いに健康に注意をしながら頑張
ってまいりましょう。

さて、先ほど藏原市長から4年前のお許しをいただきましたので、勝手ながら私はこ
れから藏原市長の懐刀、応援団長に就任をしたいというふうに思います。この役目は単
なるイエスマンではありません。玉名市の子どもたちの未来と30年後、40年後、5
0年後も玉名市が玉名市であり続けるために、今何をどう判断し、子どもたちに何を残
し、何を残さないか。そういうことを念頭に置き、是は是、非は非として、時には市長
に耳の痛いことを言うことがあるかもしれませんが、それが本当の意味での応援団長の
役目だと思っていますし、自分が60年前に生まれ、そして育ったこのふるさと玉名の
ことを思っていることですので、どうかお許しをいただきたいと思います。

そして、この4年間、市民の皆様の御意見を拝聴しながら市長をはじめとする執行部
の皆様、そして議員の皆様、未来志向的な議論をさせていただきたいと思いますので、
重ねてよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い、一般質問に入りたいと思います。

まずは、8月の豪雨災害についてであります。

開会日の市長のあいさつの中で、災害に強いまちづくりは喫緊の課題だと述べられま
した。今回の豪雨災害において、私の住んでいる地区は住宅だけではなく、2つの大型
スーパーや量販店、そして2軒の車の販売店、ほかにもたくさんの店舗や事業所が甚大
な被害を受けました。これは市民生活にも長期にわたり大きな影響が出ました。その現
場に市長が随行をされ、国土交通大臣、防災担当大臣、木村県知事にも足を運んでい
ただきました。境川は毎年のように氾濫していますが、今回の浸水の高さからすると夜間
の被災にも関わらず人的な被害がなかったことが奇跡的だったと思いました。

それでは、まず、避難所を開設してから職員の参集、災害の状況の把握、いろいろ大
変だったと思いますが、その一連の流れの時系列をお尋ねいたします。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

[総務部長 前田弘信君 登壇]

○総務部長（前田弘信君） 吉田議員御質問の8月10日から11日の本市の状況、動向
を時系列で御説明いたします。

[電子資料を示す]

○総務部長（前田弘信君） お配りしております資料及び議場モニターを御覧いただけ
るとより分かりやすいと思います。

8月10日11時、熊本県に対し、線状降水帯半日前予報が発表され、熊本地方では
11日朝から夕方にかけて大雨警報の発表の可能性が高いとの予報が出されました。そ
れを受け、防災安全課職員が情報収集のため庁舎に待機し、夜間の大雨の可能性も考慮

して17時頃に自主避難所を開設する旨を市民に周知し、18時に避難所を5か所開設いたしました。21時頃から雨が降り出し、21時25分に土砂・浸水に係る大雨警報を発表、それに伴い、21時26分、玉名市全域に避難情報レベル3、高齢者等避難を発令いたしました。その後、22時に記録的短時間大雨情報が発表され、玉名市付近で1時間110ミリの雨を観測、直ちに災害対策本部を設置いたしました。22時5分には、土砂災害警戒情報が発表されたため、玉名市全域に避難情報レベル4、避難指示を発令いたしました。この土砂災害警戒情報の発表を受けて防災安全課や事業課のみでの対応は困難と判断し、第2配備態勢として防災地区責任者を参集し、被害情報の収集、現場確認などを行ないました。23時22分に再び記録的短時間大雨情報が発表され、1時間110ミリの雨を観測し、異常な大雨に伴い、22時以降、各所から被害情報が寄せられ始めました。23時30分頃には气象台からのホットラインでこのままの雨量が続けば大雨特別警報発表の可能性がある旨の連絡が市長に入りまして、11日午前0時の第2回災害対策本部会議において、大雨特別警報の発表を待たずに避難情報レベル5、緊急安全確保の発令を決定し、即座に発令を行ないました。その後、0時20分に大雨特別警報が発表されましたが、雨の降り始めからわずか3時間ほどで観測史上最高となる284ミリの降雨を観測しております。この時点で各関係機関や市民からの被害情報などが多数寄せられており、市内全域で甚大な被害が予想されることから全庁的な対応が必要であると判断し、第3配備態勢を取るため、1時30分に全職員に対し、参集メールを発出、身の安全を確保した上で5時を目途に参集をかけたところでございます。その後、夜明けとともに当庁した職員で班編成を行ない、市内の被害状況を確認のための巡回、被災現場の応急対応、公共施設等の被害確認、今後予想される災害復旧業務の手配などを順次行なってまいりました。雨につきましては、11日の4時頃から弱まり、11日15時10分に土砂災害警戒情報、15時45分に洪水警報が解除され、20時59分に大雨警報が解除されたことから、21時に避難情報を全て解除いたしました。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） ありがとうございます。その日は大変だったろうというふうに思います。これ气象台から市長に直接くるんですね。分かりました、ありがとうございます。

1時半に第3配備体制が取られたということだったですけども、それでは、1つだけ再質問をしたいというふうに思います。

玉名市地域防災計画に基づいて18時に避難所を開設されました。しかし、この日の夜に確か岱明町の夏祭りが開催をされました。お祭りの終盤ぐらいから雨が段々段々ひ

どくなって、この豪雨災害が起こってしまいました。この避難所開設とお祭りが開催されたという整合性はどのように理解されているのかお伺いをいたします。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

まず、避難所開設につきましては、先ほどの時系列にありましたとおり、8月10日の17時頃に防災無線、安心メール、LINE等での市民への周知を図り、18時から開設を行なっております。この判断につきましては、10日15時の気象庁の気象解説等を踏まえ、市長と防災安全課の間で協議し、避難所開設の決定をいたしております。

なお、8月10日は玉名市岱明町夏まつり実行委員会主催の岱明町夏まつりの開催が予定されており、市長は来賓として御案内を受けておられましたが、15時の避難所開設の決定を踏まえ、出席を見送られ、緊急対応に備えておられました。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） 夏祭りをですね、やりたいという実行委員会のお気持ちも理解できます。しかし、市は避難所を開設して避難してくださいというのと、お祭りをやりますというのは矛盾しているように思います。「お祭りのありよけん避難せんちゃよかる」という間違ったメッセージを市民に与えたとしたら、玉名市としての危機管理も問われます。もう少し市と実行委員会とのコミュニケーションがあってもよかったのかなと感じました。

そこで、市長がお祭りに行かれるのを辞退されたというのは賢明というか、当然の判断だったろうと思います。

では、次の質問です。

職員を参集されましたが、何人、何%の職員が参集できたのかお伺いをいたします。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中にありましたとおり、まず、8月10日22時頃の第2配備態勢による職員参集状況につきましては、11日0時時点で95人となっております。

次に、第3配備態勢として8月11日午前5時に全職員参集を実施しております。その際、参集報告を行なった職員は職員506名中329名で、約65%となっております。

また、出勤途中の道路冠水などにより登庁に時間を要した職員もおりましたが、11日中に登庁し、災害対応に当たった職員は417名の約82.4%となっております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

当然、職員自身が被災をされている方もおられたと思います、それは仕方ありません。私も翌朝市内を見回りましたが、市役所の職員の車だと思いますが、その道路にずっと並んで止まっていたですね。駐車場の中にも、もうタイヤが半分ぐらいつかつた車が何台も止まっていました。市長、やはりここはちょっと高めの何かスロープば作ったほうがよかつじゃなかつかなと、私はちょっと思いました。

そして、先ほど徳村議員の一般質問でもありましたが、やっぱり災害対応するサブ的な拠点が私は必要だというふうに思います。これは何年か前の一般質問でも私は岱明支所にサブ的な災害対策本部を設置するのはどうかなというのを提案したことがあるというふうに思います。消防本部でもいいと思うんですよね。情報が入ってきますし、県ともダイレクト、国ともダイレクトにつながってますんで、そういうことも考えていいかなというふうに思っています。

国も今、有事のことを考慮して副首郡をどこにつくろうかなという議論があっています。

それから、参集の件については、熊本県庁や熊本市役所は抜き打ちの職員の参集訓練をやっています。一斉にメールを流してですね。早期に何人登庁できるかというのですが、これ私が消防にいたときも抜き打ちでやっていました。日曜日のお昼ぐらいにですね、一斉にメールをぱっと流します。すと、1時間から2時間後に登庁できるのは約半分ぐらいでした。職員もですね、リュックに水、パンを持って来る職員もいれば、手ぶらで来る職員もおりました。そういうのがやっぱり訓練、危機管理につながるんだろうなと私は思っています。

そして、これも前に言ったことがあります、大きな災害は必ず閉庁時に発災をします。要は、夜間、早朝、土曜、日曜、祝日に発災をします。一昨日の青森での地震もそうです。熊本地震、九州北部豪雨、能登半島地震、球磨川が氾濫した県南豪雨、阪神淡路大震災、今回の豪雨災害もそうです。それから、災害時の職員の参集の取決めも勤務地に行くのか、一番近いところに行くのか。そういったこともシミュレーションをしておく必要があると私は思います。

ちなみにですね、これ私が総務省消防庁の消防大学校に2か月間研修に行かせていただきました。ちょっと古いデータなんですけど、これ全国の消防本部はですね、どういうふうに決めているかという、勤務場所に行きなさいというのが49%なんです。それと、原則勤務場所だけど、災害の状況によっては最寄りの署に行きなさいというのが31%です。一番近いところに行くというのが20%ということになっていました。これは一長一短あります。こういうことも参考にしていただいでですね、訓練も実施していただければいいかなと思います。

次は、災害の検証についてお伺いします。

今回の豪雨災害を受けて、熊本市はサイレンの吹鳴が遅れ、避難が遅れたことや、排水ポンプ場のポンプが停止したことなどについて2つの検証委員会を立ち上げました。原因の特定などを報告し、マニュアルの抜本的な見直しや訓練の実施、さらには条例改正をし、アップデートしていくことと聞いています。

玉名市にあっては、このような検証委員会は設置されたのか。設置されていなくても庁内で各部署が集まって次の災害に向けて検討会というか、反省会というか、そういうものがあつたのか、なかつたのか。もし実施されていればどんな見直しや課題があつたのかお伺いをいたします。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

今回の8月に発生した豪雨災害における本市の災害対応等の検証につきましては、検証委員会などは設置しておりませんが、全部署に対し、検証課題の抽出及びアンケート調査を実施しております。これにつきましては、11月末を提出期限としておりましたので、現在、集計作業を行っております。

今後、このデータを基に、市全体としてうまくいった点や課題も含め、全職員で共有し、防災計画等の見直しや改善策の検討を行なった上で今後の災害対応につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

11月末集計をしているということなんですけども、もう発災から4か月が経過をしています。熊本市はその委員会の中間の答申が終わっています。先ほど避難所とお祭りの件も言いましたけど、やはりきちっと課題を洗い出して、各課が共通認識を持って関係機関とも連携を密にしてスピーディに対策を講じていただきたいというふうに思います。

次は、災害復旧に関する予算について伺います。

今回の豪雨災害を受けて、熊本県に激甚災害を適用するということが11月11日、高市内閣において閣議決定をされて、11月14日に公布、施行されました。このことによって、9月議会での補正、約10億円、今議会の補正が9億5,000万円、合わせて約20億円、農林水産業、公共土木等、補助率やかさ上げ部分のところ若干違うと思いますが、どの程度この激甚災害指定の恩恵を受けるのかお伺いいたします。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 吉田議員御質問の災害復旧に関する予算についてお答えいた

します。

8月の豪雨災害に関しては、激甚災害の指定とその災害に対する適用措置を指定する政令が11月11日に閣議決定され、14日に公布、施行されたところです。指定された内容といたしましては、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助や農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置など7項目となっております。適用される主な優遇措置としては、国庫補助率のかさ上げで過去の実績を参考にしますと、道路等の公共土木施設災害復旧事業は66.7%が70%から84%に、農地等の災害復旧事業は50%から65%が80%から90%にかさ上げ、社会教育施設災害復旧事業の蛇ヶ谷公園野球場フェンス修繕は3分の2の国庫補助が適用されるなど、国の財政支援を受けることとなります。

また、地方債においては、災害ごみの処理についても地方負担分に対して交付税措置57%の災害対策債が可能となるなど、地方債においても対象経費の拡充や交付税措置率の優遇措置が適用されることとなります。ただし、実際の増額等については、現時点でお示しできるものではなく、今後、各事業において国からの通知や起債協議の中で確定していくものであり、確定したものは3月議会で補正予算計上を考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） ありがとうございます。

3月議会できちっとした数字が出るということですので、そのときに確認をしたいというふうに思います。

次は、境川の改修の見通しについてお尋ねします。

11月27日、28日に熊本県による地元への住民説明会が開催をされました。私も出席をしましたが、地元の方々からも結構活発な意見や質問が出ました。結局のところ、結論としてはJRの線路下の工事次第ということで、県からは令和9年3月頃の完成という説明でした。

また、先週の県議会の一般質問で城戸県議がこの境川の改修の件を質問されています。それに対し、県の土木部長も令和9年の3月までには完成する。それと旧国道208号線の多分ニトリのとこだと思うんですけど、そこに河川カメラを新たに設置すると答弁をされています。

しかし、来年の出水期には間に合いません。地元の皆さんはまた不安な日々を過ごすこととなります。年明けからしゅんせつ工事も始まるとのことでしたが、抜本的な解消にはなりません。説明会の中では、出席者からJRにプレッシャーばかけろと、ちょっとつめの発言もありました。1日でも早い工事の完了を目指し、どうでしょうか、玉名市として県と連携をしてJRに対して申出に出向くとか、難しいのであれば申入書み

たいなもの、文書を提出されればどうかなというふうに思いますが、その辺りどう考えておられますでしょうか。

○議長（西川裕文君） 建設部長 二瀬哲也君。

○建設部長（二瀬哲也君） 吉田議員の御質問の境川改修についてお答えいたします。

現在、熊本県では境川水系河川整備計画に基づき、境川河川改修工事が実施されておりますが、8月の豪雨では境川の越水したことにより、流域の春出地区を中心に住宅や店舗に大きな被害をもたらしました。この災害を受け、熊本県主催の地元説明会が今議員がおっしゃいましたとおり、11月27日、28日の2日間にわたり開催され、その中で事業の内容、これまでの取組や今後の計画などについて説明がされました。しかし、県管理区間の整備完了にはまだ時間を要することから流域の住民の方や企業の皆様が不安を募らせていることについては当然認識しております。これまでも県に対し、市としては事業の早期完成に向け、境川改修事業促進期成会を通じ、要望を行なってまいりましたが、今年度については毎年行なっている期成会での要望式とは別に10月1日に令和7年8月の大雨被害に係る要望を行なっており、その中でも境川については強く働きかけを行なったところでございます。

次に、境川流域における市の対策といたしましては、南大門橋より上流部の市管理区間において毎年度予算を確保し、しゅんせつ作業を行ない、河川の流れを良好に保つよう努めております。

また、周辺の水路整備や出水期に入る前には土木課職員での河川内の除草作業なども実施しております。

さらに、広報紙やホームページを通じて道路の冠水や河川の氾濫に関する注意喚起を行ない、冠水が予想される場所には看板を設置するなど市民の皆様にも周知を行なっております。

今後も県に対し、期成会を通じての要望はもとより、あらゆる機会を捉え働きかけを行なうとともに、河川改修事業の早期完成に向け熊本県と連携を図りながら市としてもできる限りの協力を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） ありがとうございます。

JRにもやはり地元の現状をやっぱり伝えることは大事なかなというふうに思っています。そこは県と連動をしてやっていただきたいというふうに思います。

災害のあと、スーパーがもう撤退するんじゃないかなといううわさが流れました。単に買い物ができなくなるということだけではなくて、そこに雇用されている方もおられます。もし撤退すれば玉名市としても大きな損失です。どうか何回も言いますが、今

回は大臣も県知事も視察に来られたレベルの災害ですので、そこは国・県・市と緊密な連携を取っていただき、1日も早い不安の解消に努めていただきたいというふうに思います。

では、最後に、市長にお伺いをします。

今回の災害は住宅やインフラ、農林水産業、そして商工業の事業所の長期にわたる休業等により市民生活にも大きな影響が出ました。市長が開会日に述べられました今後の災害に強いまちづくりなど、災害に対する総合的な市長の所感をお伺いいたします。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

今回の記録的な大雨は、従来の経験則では測りきれない、まさに未曾有の事態として本市を襲いました。雨の降り方や雨雲レーダーの動きもこれまでと全く異なり、自然災害が私たちの想定をはるかに超える規模で発生しうること、改めて痛感いたしました。幸いにも人的被害が発生しなかったことだけは安堵したところでもございます。

そのような中、次第に明らかになっていく被災状況を受け、本市だけでの災害復旧、被災者支援には困難が伴う中、近隣の市、町をはじめ、関係団体の皆様からの多大なる御支援を賜りました。災害復旧、被災者支援は現在も継続しておりますけれども、皆様の御協力により一定の目途を立てることができたものというふうに考えております。

また、私自身の災害時における重要な責務というものは、職員の陣頭指揮を執り、早期復旧、早期支援を推進することに加えて、国や県、また各種団体からの財政的、人的支援を確実に確保することであるというふうに認識しております。こうした中、防災担当大臣、国土交通大臣はじめ、地元選出の国会議員、県議会議員の皆様にはともに被災地を視察され、本市への強い支援の意向を示されました。そして、木村県知事におかれましては、発災直後も含め、本市を2度にわたって訪問いただきました。その際、災害復旧支援及び河川改修を含む今後の対策について意見交換を行ない、県からの継続的な御協力を得ながら復旧・復興に取り組んでいくことを確認できたことは、本市の将来を考える上で極めて重要であるというふうに捉えております。

また、こういった場面で瞬時に協力体制がしっかりと整ったということはやはり日頃からのそれぞれとの大変良好な関係性あってこそ機動力、瞬発力が発揮できたものというふうにも考えております。

今回の被災によりまして甚大な被害を受けられた皆様が1日も早く元の暮らしを取り戻し、笑顔あふれる日常生活を再び送られますよう、市としても職員一丸となって迅速な復旧・復興、そしてきめ細やかな被災者支援に全力を尽くしてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） ありがとうございます。

今後も私もその瞬発力に期待をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

先日のその説明会でこのような意見も出ました。それは、毎回境川が越水すると左岸のほうは一時的な田んぼダムみたいになるんですよね。ただそこに都市計画道路の計画があります。ループ橋を降りてきて築山小学校に行く道が都市計画道路あるんですけど、平嶋線ですけど、これができるると余計に洪水がひどくなるんじゃないかなという意見が、懸念の声が出ました。市長、そのところも県と市、緊密に連携を取っていただいて、そして、地元の皆様と十分に協議をしていただいて、慎重かつスピーディに進めていただきたいというふうに思います。やはり市長が所信の中で市民の皆様が安心して暮らせるよう災害に強いまちづくりは市政の喫緊の課題であり、最優先事項の1つでありますと述べられました。市民はそれを待っていると思います。市民はそれを期待していると思います。その期待を裏切らないようによろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

[11番 吉田憲司君 登壇]

○11番（吉田憲司君） 2つ目の質問は、公共施設について伺います。

まずは、旧玉名中央病院跡地について伺います。

市長、私は本当にうれしかったです。開会日の所信の中で、私が令和3年の6月議会の一般質問の中で提言したとおりの表明をしていただきました。文教地区であること、図書館、カフェ、多世代の交流スペース、学習スペース、そして有事の際は防災機能、提言をしてから実に4年半です。感無量です。この場所は玉名市の都市計画審議会でも都市機能誘導区域に設定をされ、将来の玉名市にとって重要な場所であると位置づけられています。しかしながら、今の状況は結構な段差、高低差があります。これをどうしていくのか。現時点で結構ですので、どういったイメージなのか。そして、予算規模はどの程度か。タイムスケジュール的にはどうなのかお伺いをいたします。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 吉田議員御質問の旧玉名中央病院跡地についてお答えいたします。

中心市街地の活性化を目的として今年3月に策定しました、まちなか未来図では、旧玉名中央病院跡地がある区域を文教エリアとして位置づけております。今年度は、まちなか未来図の具体的な実行計画となる、まちなか未来図アクションプログラムを策定しますが、その中で旧玉名中央病院跡地活用については、まちなか未来図の目標達成に向

けて先導的に取り組むリーディングプロジェクトとして位置づける予定であります。

今後のスケジュールにつきましては、市民の方からの意見聴取、それから、民間事業者へのサウンディングの実施、基本構想や実施計画の策定、また、事業スキームや資金計画など具体的に事業を進めるための準備を経る必要がありますので、来年度からおおむね5年以内の整備完了を目標に早急に取り組んでまいります。

また、整備イメージにつきましては、図書機能を核とした学びやくつろぎの場など、過ごしやすい環境の整備を進めることで多世代が集い、ともに学び、成長できるエリアを目指すこととしております。具体的な事業内容、施設規模、機能などが確定しておりませんので、現段階で想定される予算規模を示すことはできませんが、国・県の補助金の活用に加え、公民連携事業による民間の資金やノウハウなどの導入も視野に入れ、財政的な負担を極力抑えながらも市民の皆様にとって最も価値のある施設整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

やはり市民はいつできるのかというのが一番の関心事になるんですけど、今部長の答弁で5年以内という具体的な数字が出てきました。ありがとうございます。市長は、この令和3年の6月議会ではこうも答弁をされています。「地域住民の意見を収集する会合を持ったほうがいいのか、それぞれの御意見を伺ってしっかり精査していくことが大事ではないか」と答弁をされています。今後のスケジュールの中にもしっかりと組み込んでいただきたいと思います。

それとこれはちょっとお願いなんですけど、跡地に隣接して2つの公民館があります。曙町区公民館と春出2区公民館の2つです。この2つとも駐車場がありません。老朽化をしています。そして、人口減少も進んでおります。春出2区は、私、前春出2区に住んでたんですけど、そのときから、俺が子どものときからそのままの公民館なんですよ。結構老朽化もしています。これは私の腹案なんですけど、2つを1つにして、そこに組み込めないかということです。当然、区長さんをはじめ、地元の方々と協議をするのが必要なんですけど、地元の声を聴くという方針だと思いますので、そういった課題があつた辺にはあるということをお承知おきいただきたいというふうに思います。

次は、旧庁舎跡地について伺います。

これも市長の所信の中で、子育て交流施設、雨の日でも遊べるキッズパークなどを整備すると表明されました。こうなると、いだてんの大河ドラマ館に入っている玉名第1保育所はどうなるのか。文化センターはどうなるのかとか、そんな疑問が生まれます。玉名第1保育所は建て替えに伴い、平成29年に玉名温泉の紅葉館跡地に用地選定がさ

れました。しかし、急傾斜地危険区域だったため頓挫をしました。そして、ちょうどい
だてんがあってそのドラマ館を1億2,000万円で改修をして、さらにリース料を払
いながら現在は仮園舎として使っているということです。そして、令和3年の12月議
会で、市長はなるべく早く本園舎を現地に建て替えたいと、江田議員のお父さんに答弁
をされています。

また、文化センターは建築されて45年が経過をします。旧耐震基準のためコンクリ
ートの強度が長寿命化の基準を満たしていません。耐用年数からするとあと15年しか
使用できないということです。ということは、解体をされるのでしょうか。今後、玉名
第1保育所はどうなって、文化センターはどうなって、結果的に市長が目指されている
この子育て交流施設はどんなイメージで、どれぐらいの予算規模で、どんなタイムスケ
ジュールなのかお伺いをいたします。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の旧庁舎跡地についてお答えいたします。

旧庁舎跡地の利活用の方針につきましては、まちなか未来図におきまして未来を担う
子どもたちとその保護者を力強くサポートする子育て応援施設として整備を進める方針
を示しております。この子育て応援施設でございますが、今年3月に策定しました玉名
市子ども計画の市民アンケートにおいて子どもが安心して遊べる拠点の整備を求める声
が多数寄せられたところでございます。旧庁舎跡地については、こうした子育て世代の
ニーズに加え、民間事業者へのサウンディング型、市場調査の結果を踏まえ、より魅力
的な空間となるよう目指してまいります。

なお、整備の時期につきましては、今年度策定予定のまちなか未来図アクションプロ
グラムに基づき、できるかぎり早期に着手できるよう着実に準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） ありがとうございます。

今度は具体的な数字が出てきませんでした。早期にということでした。なるべく早く
市民の皆様に青写真をお示しできるように努力をお願いしたいというふうに思います。

次は、岱明ふれあい健康センターについてお伺いします。

岱明防災コミュニティセンター、いわゆる岱明町公民館は議会で度々否決をされ、紆
余曲折あってようやく建設をされました。当時、幾度となく執行部のほうからは類似施
設であることから民間への売却を考えている。問合せも何件かきている。だから御理解
を願いたいというような趣旨のお話があったと記憶をしています。これまでの経過、今
後の方針、それから、年間の現在のランニングコストをお伺いいたします。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 吉田議員御質問の岱明ふれあい健康センターについてお答えをいたします。

岱明ふれあい健康センターは、岱明防災コミュニティセンターの開設で施設の貸館など重複、類似する機能が多数あることから、玉名市公共施設長期整備計画において令和12年度を目途に民営化に向けて取り組むこととしております。この令和12年度という時期につきましては、太陽光発電やLED照明などの施設整備に国のカーボンマネジメント事業の補助金を活用したため、その処分制限期間等を踏まえて設定した時期でございます。

これまで議会の中でも御説明してまいり、今後想定される諸条件が解決でき、地元住民、利用者の御意見をお伺いしながら可能な限り前倒して施設の民間移譲を進めていく考えでございます。

現在、岱明ふれあい健康センターは、温泉利用のほか、空手教室、ダンス教室などの各種運動教室や高齢者の送迎付き体操教室がトレーニングルームで実施され、また、各種講演会やカラオケ大会など大広間で開催されるなど、施設を利用いただいている状況でございます。

次に、岱明ふれあい健康センターの年間の維持管理に関わるコストについては、現在は市の直営で管理を行っており、令和6年度の年間コストは、温浴施設が大部分を占めますが、ボイラーなどの燃料費のほか、光熱水費など施設の維持管理費で約3,200万円、再任用職員、会計年度任用職員などの人件費で約1,900万円、合計で約5,100万円でございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） ありがとうございます。

令和12年度を目途に民間にということで、それと年間のランニングコストが約5,000万円ということが今お話ありました。これはやっぱり先ほど部長も言われたとおり、類似施設ということで、やっぱりなるべく早くこれはこの5,000万円というのなかなかの金額ですので、そこはいろんな協議をしていただいて、方向性を示していただきたいというふうに思います。

今後も市長が表明をされた図書館や子育て支援施設や岱明中学校が終わって、今度は天水中学校と建設ラッシュです。やはり急激に少子化が進む中、さらには物価高騰の中、この公共施設は建設にも、維持していくにも、そして解体するにも莫大な金額がかかります。

後の質問で出生数のことも出てきますが、今から生まれてくる子どもたちは、この学校をはじめとする公共施設を少ない人口で税金を納め、維持していかななくてはなりません。

ん。そのことを私たちは肝に銘じておく必要があると思います。

では、次の質問。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

11番 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） 先ほどの質問の続きなんですけども、玉名第1保育所と文化センターの答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 吉田議員の玉名第1保育所についてお答えをいたします。

旧庁舎跡地を活用した子育て広場、キッズパークなどの整備を行なうためには、玉名第1保育所仮園舎の解体が必要となります。以前の一般質問でも答弁しておりましたとおり、現在の仮園舎は令和12年3月末までのリース期間となっておりますため、それまでに新園舎の建設を完了させ、新園舎で開所する必要があるとございます。現在、まちなか未来プロジェクトにおいて旧庁舎跡地の一体的な整備と併せ、元の玉名第1保育所園舎があった場所への建設に向けた検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 吉田議員御質問の玉名市文化センターについてお答えいたします。

玉名市文化センターは、御承知のとおり、中央公民館と玉名市民図書館の複合施設で建築から44年が経過しており、耐震性は確保されているものの、広範囲において劣化が見られ、安全性や機能が低下しているため、利用しづらい状況にございます。このため、公共施設個別施設計画において、主に機能回復を目的とした大規模改修を計画しておりましたが、大規模改修を実施しても長期の使用については躯体の健全性が保てるか懸念されることや、令和3年度に改修と建て替える場合で比較をし、コストの差が大きくなかったこと、また、構造や防犯上の課題が解消されないことから文化センターは建て替えを含めて検討を行なっているところでございます。

今後につきましては、現在、まちなか未来プロジェクトにおきまして、引き続き子育て世代が集い、交流が図れる魅力ある交流拠点となるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） ありがとうございます。

玉名第1保育所は令和12年3月末までがリース期間ということで、それまでに現地建て替えをといた話がありました。

それから、文化センターは、これはもう何年も前からですけども、大規模改修を控えているということが答弁ありました。それで取り壊してその施設を建てるのかというのを今からまた検討していくということよろしいでしょうか。

では、3つ目の質問に移ります。

[11番 吉田憲司君 登壇]

○11番（吉田憲司君） 次の質問は、教育環境等について伺います。

日本人初の女性総理、高市総理の所信表明演説の中で、日本の最大の問題は人口減少であると述べられました。日本の出生数は過去5年間でみても81万人、77万人、72万人、68万人、そして今年は64万人程度と見込まれています。これは毎年過去最少を更新している状況です。

そこで伺います。玉名市の過去5年間の出生数をお伺いします。

○議長（西川裕文君） 市民生活部長 渡邊一正君。

[市民生活部長 渡邊一正君 登壇]

○市民生活部長（渡邊一正君） 議員御質問の出生数の推移につきまして、本市におけます過去5年間の推移を申し上げます。

まず、令和2年度が421人、令和3年度も同じく421人、令和4年度401人、令和5年度339人、令和6年度334人であり、年々減少の傾向にあります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

令和6年が334ということでした。私は玉名中学校出身ですけど、私が玉名中学校のとき、同級生は350人いました。玉名中学校だけでですね。それよりも少なくなっているということです。それから、来年は皆さん多分知っておられると思いますけども、丙午の年です。この来年はまた一段と落ち込むことが懸念をされます、このように、全国的に急激に出生数が落ち込む中、熊本県教育委員会は、今後10年間で中学校を卒業する生徒が4,500人以上減少すると算定し、再来年度から2年間で県立高校の定員を400人削減すると決定をしました。27年度が済々黌、第一、熊本西、東稜、大津、28年度が熊本高校、第二、熊本北、人吉、それに玉名高校も入りました。玉名高校もずっと定員割れが続いていましたから、仕方がないということではないと思いますが、

そういう状況にあります。県はそういう状況です。

さて、玉名市の学校規模配置適正化基本計画はどうでしょうか。現状に即しているでしょうか。令和4年に策定をされていますけど、その時点の見通しも甘かったように感じます。中身を見てみると、児童数の再来年度までの推計が載っています。玉名町小学校が613人、築山小学校が609人と推計をされています。しかし、実際は現在、玉名町小学校が587人、築山小学校が686人で、築山小学校が逆に100人多いです。それとこの計画の中には2クラス以上が望ましいと記載をされています。そして、適正化の重要課題としては、切磋琢磨できる教育環境とうたっています。しかし、各学年1クラスの学校は滑石、八嘉、伊倉、大豊、睦合、鍋、高道、玉水、小天、14校中、実に9校に及びます。間違っていたらすみません。特に滑石小学校は全児童数が76名です。1学年平均で12名ぐらいとなります。この議論も急がれます。また、本年度、豊水小学校は閉校をしましたが、校舎を建設してまだ17年しかたっていません。こういう楽観的な計画だとこういうことが発生をしてしまいます。

このように、本計画が実際の状況と乖離しています。甘い見通し、楽観的な計画と言わざるを得ません。その認識を伺います。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 吉田議員御質問の玉名市学校規模配置適正化基本計画についてお答えいたします。

まず、急激な少子化に対し、第2次学校規模配置適正化基本計画は対応しているのかについてですが、近年の急激な少子化の進展を受け、教育委員会では令和4年度に令和13年度までの10年間の計画として第2次学校規模配置適正化基本計画を策定いたしました。その中で平成24年に策定いたしました第1次基本計画では、国の基準に基づき、小学校において1学級当たり40人、1学年2学級から3学級、学校全体で12学級から18学級が望ましい規模基準としていたところでございます。

これに対し、第2次基本計画では、子どもたちの教育環境の整備を第一に考え、様々な観点から見直しを行ない、原則として1学級当たり20人から30人、1学年2学級以上を望ましい学校基準と定めたところでございます。ただし、学校再編後においても各学年2学級以上が見込めない場合には、1学級当たり20人から30人の人数を確保することといたしました。

これは少子化の現状に即し、児童生徒一人一人が切磋琢磨できる質の高い教育環境を保障するための方針でございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） ありがとうございます。

今、1クラスの人数を20人から30人にとすると2クラスになるというちょっと話が出ました。現状として、今の小学1年生が玉名市全体で488人です。昨年度生まれた赤ちゃんは、先ほど答弁ありましたように334人です。この赤ちゃんたちは6年後小学校1年生になります。しかし、新しくできる天水小学校も1クラスになる可能性があります。お隣の荒尾市の荒尾海陽中学校は、17年前に荒尾第一中学校と荒尾第五中学校が合併して開校しました。その頃、玉名市は今年閉校した豊水小学校の校舎が完成をした年です。もう玉名市も次の計画では中学校を統合することを検討せざるを得ないと思います。今年は合併をして20年、来月、成人式を迎える二十歳の人たちは岱明町とか、横島町とか、天水町とかを知らない時代の人たちです。これは学校だけではありませんが、玉名市全体を俯瞰したまさに市長がいつも言われている行政運営の進化を本気で取り組んでいく必要が私はあると思います。

では、次の質問です。

次は小学校の制服についてであります。これも令和3年の6月議会で提言をさせていただきました。市内の小学校の制服を標準服に統一してはどうかということです。いろんな理由で同じ市内であっても転校をしたり、あるいは、玉陵小学校や天水小学校のように学校が統合されるたびに協議をしなければなりません。そこで、当時の部長答弁では、制服の買い替えが不要になる。知り合いの間で制服の譲受け、譲渡しができると言われ、貴重な御提案と受け止め、今後の検討課題にしたいと前向きな答弁をいただきました。あれから4年半が経過をしました。この制服の統一について、再度見解をお伺いいたします。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 吉田議員御質問の制服の標準化についてお答えいたします。

最近では個性化や多様性を尊重する社会が望まれる中、校則の見直しも全国で活性化しており、それに伴い、制服を標準服に変更している地域や学校があることは承知しております。また、少子化の影響で今後も小中学校の統廃合が予測されることから、保護者の経済的負担軽減を鑑みましても制服の標準化の考慮も必要であるかと思っております。現在、天水小学校への統合を進めておりますが、玉水小学校と小天小学校におきましては、どこでも購入可能な経済的負担の少ない制服を望む保護者の意見を尊重し、標準服の導入を検討している状況でございます。

一方で、小中学校の制服は地域の人々にとって大変愛着と親しみのあるもので、その地域の文化、伝統の一つであるといっても過言ではないと思います。

しかし、制服の標準化について考えることは、先ほど述べましたように、多様性の尊重と保護者の経済的負担軽減等の視点から大変重要なことと考えています。

文部科学省が令和4年12月に公表しました生徒指導提要には、校則は、最終的には

校長が適切に判断することがあるが、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいと記されております。

また、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、絶えず見直さなければならないとも記されております。

以上のことから、校則の一つである制服を変更し、標準化するためには、児童・生徒、学校、保護者、地域の方々の意見をしっかりと聞き、検討を重ねることが大切だと考えております。

玉名市教育委員会といたしましては、制服については、今後も各学校の実情に鑑み、各学校の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） ありがとうございます。

まだまだ検討中ということですね。地域の気持ちも分かります。それも理解できますが、部長言われたとおり、やっぱり保護者の負担等そういうのもあると思いますので、また検討を重ねていただきたいというふうに思います。

今年度から熊本市は、市内の全部の中学校において統一された標準服を導入しました。この趣旨としては、生徒の多様性を重視したものだと思いますが、転校しても全然使えますし、生徒や保護者からも評価をされているようです。新しい天水小学校も制服は変わるんでしょうかね。玉名市全体の統一といいますか、標準服については、また深く検討していただきたいと思います。

次は、保育所、幼稚園等の給食費の無償化について伺います。

市長の所信の中で来年度からようやく小中学校の給食費の無償化に言及をされました。これも私の以前の一般質問の中で無償化を提言しましたが、答弁としては、学校給食法第11条第2項に、保護者が負担すると規定されていますと、そのときは一蹴をされました。今回、小学校の部分については、国が来年度から実施を予定していましたが、先日の自由民主党・日本維新の会・公明党による3党協議で、国による完全無償化は断念をされました。今日の新聞で、昨日、国が半分は負担するということでしたが、木村知事も大西熊本市長も反対するコメントを出されております。しかし、市長は開会日にも、昨日の田浦議員の答弁にも、小学校も中学校も無償化をすると宣言をされましたので、児童生徒をお持ちの家庭は心待ちにされているのかなと思います。

このことが市長は子育て世代の負担軽減につながると述べられました。そこで、幼稚園、保育所等の給食費、副食費について、今の状況と無償化の方向性について伺いをいたします。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 吉田議員の保育所等の給食費の無償化についてお答えします。

保育所や認定こども園の給食費は、0歳から2歳児までは保育料に含まれております。また、3歳以上児からは一般的に主食である御飯は家庭から持参され、おかずやおやつ代である副食費分を公定価格に応じて保育所等で算出された額を徴収されているところでございます。

このような中、本市では、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、保育所等に対しまして副食費の補助を行なっております。内容としましては、令和3年度までは副食費の公定価格は1人当たり月額4,500円で行なっておりました。それ以降の急激な物価高騰を反映し、令和4年度以降、毎年のように公定価格が上昇したことから、現在、その上昇分である1人当たり月額400円を各保育所へ補助しているところでございます。

議員御質問の無償化につきましては、制度面から総合的に研究する必要があると考えております。具体的には、保育所や認定こども園に通う児童は、小学校と違い、玉名市外の児童も含まれていると同時に、玉名市外の保育所等に通う玉名市在住の児童も多数いること。副食費の徴収は各保育所等で行なわれておるため、補助対象の設定次第では保育所等に新たな事務負担が出てくることなどが想定されます。

以上のことから保育所等における給食費の無償化については、その実施の可否も含め、今後研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） ありがとうございます。

今の答弁によると4,500円から出た分を今市が補助をしているということでした。それから、無償化については、市外の子どももいるということで、調査研究をしていかなければならないということでした。簡単にはちょっといかないかもしれませんね。では、最後に教育長に伺います。

今日もいろいろ議論をしてきましたが、急激な出生数の低下は教育環境にも、そして地域社会にも大きな影響を与えます。その教育環境というのは、子どもたちの心にも大きな影響を与えます。また、学校の統合や校舎の建設には、地域の方々の深い御理解と莫大な予算が必要です。これらのことを踏まえ、玉名市の教育環境の方向性についてはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（西川裕文君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

議員もおっしゃいましたように、近年における急激な少子化は学校規模の縮小という形で表れておりまして、教育機会の均等と教育水準の維持向上を図ることは教育行政を

展開していく上で大変重要な課題であると位置づけております。

そこで、教育委員会といたしましては、この少子化という大きな課題に対応するため、平成24年に策定いたしました第1次学校規模・配置適正化基本計画を改定いたしまして、令和4年に第2次の学校規模・配置適正化基本計画を策定いたしました。この第2次計画におきましては、改めて中学校区を1小学校、1中学校を基本としつつも、地域の教育環境の実情に応じ、段階的に2小学校、1中学校へと再編を進めることとしております。

また、小学校の望ましい学校規模基準につきましても、先ほどの教育部長答弁にもございましたとおり、1学級20人から30人、1学年2学級以上と変更いたしましたところでもあります。それに基づいて再編後も2学級以上の確保が難しい場合におきましても、1学級当たり20人から30人となるよう配慮するなど計画の実効性を高めるための見直しを行なっているところでございます。

この第2次計画は、10年の計画期間としながらも、5年を目途に計画の見直しを行なうこととしており、実情に応じては、毎年5月に住民基本台帳を基に、向こう6年間における児童生徒数を推計し、現状を的確に把握しているところであります。特に複式学級の発生につきましては、児童一人一人の教育環境に大きな影響を及ぼすことから、その都度児童数の推移を常に注視をしながら対象となる校舎の老朽化の状況、そして、地域における統合への機運の高まりといった複合的な要素を総合的に見極めながら統合の時期については検討をしているところでございます。

また、中学校の再編につきましては、まず、小学校の再編を先行していくこととしております。その上で、中学校の再編の必要性については、令和14年策定予定の第3次計画において、児童生徒数の減少だけでなく、社会情勢の変化、中学校区変更に伴う地域の御理解なども含め、十分に議論・検討を行ない、判断していきたいと考えております。

さらに、施設整備におきましても、少子化の進展を視野に入れながら、維持管理や校舎の改築等の対応を図っているところであります。例えば、本年4月に開校しました大豊小学校の統合では、既存の大浜小学校施設を有効活用した統合の事例でございます。また、令和9年に開校いたします天水小学校におきましても、過疎債を有効活用しながら既存の中学校の体育館、グラウンド、図書館、音楽室等の特別教室などを共用で活用するなど、施設の一層の有効利用を図る取組を進めているところでございます。

このように、教育委員会といたしましては、今後も常に少子化の動向を見据えながら、機動的かつ柔軟に教育施策を総合的に展開をしまして、未来を切り開き、地域と社会に貢献できる輝く人づくりを基本理念としまして、子どもたちが自立の基礎を養い、夢を実現できる教育を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 吉田憲司君。

○11番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。ありがとうございます。

この第2次計画はスパンが10年だということだったんですけど、これ前倒しをする可能性も多分あるんじゃないかなというふうに思います。やはりこの少子化のスピードは私たちが思っている以上にこれ速いです。だから、やはりタイムリーな計画をしていただいて、やっぱり子どもたちが不利益を得ないようなそういう、地域との絡みもありますけど、そういうことも思っていて策定をしていただきたいというふうに思います。

私は、玉名市のこの適正化計画の基本的な考え方、これうたってあるように、切磋琢磨、コミュニケーション能力の育成、学びの集団づくり、この考え方は、私はすばらしいと思いますし、大切だと思います。これを生かした教育環境をさらにいいものにしていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、皆さんはスキヤモンの法則というのを御存じでしょうか。このスキヤモン、検索してもらおうとわかるんですけど、これは子どもの運動神経は大体5歳までに80%が完成をします。これは皆さん分かれると思います。三つ子の魂百までという言葉がありますけども、これは要するに、小さい頃の経験、見たもの、聞いたもの、感じたものはその人の考え方、人生に大きく影響するということです。もう私たちの時代ではなく、子どもたち自身が玉名っていいねって、玉名っていけるねとか、センスあるねとか、そう思ってくれるような玉名市を想像しながら様々なお膳立てをして、次の世代にバトンを渡す必要があると私は思っています。皆さんと一緒にそんな玉名市を目指してまいりましょう。

時間があと4分ありますから、これも以前、私がちょっと朗読をさせていただきましたが、旧制玉名中学校、今の玉名高校の卒業生でもあります坂村真民先生のいつもの歌を朗読して終わりたいというふうに思います。

「あとからくる者のために。あとからくる者のために、田畑を耕し、種を用意しておくのだ。ああ、あとからくる者のために、苦勞をし、我慢をし、みなそれぞれの力を傾けるのだ。あとからあとから続いてくる、あの可愛い者たちのために、みなそれぞれ自分にできる何かをしていくのだ。」

終わります。

○議長（西川裕文君） 以上で吉田憲司君の質問は終わりました。

4番 梅田政次郎君。

[4番 梅田政次郎君 登壇]

○4番（梅田政次郎君） こんにちは。4番、自友クラブ、梅田政次郎です。

まずはじめに、浜田議員におかれましては心より御冥福をお祈りいたします。

さて、1期目、市民の皆様からいただいた温かい御支援と期待を真摯に受け止め、市政の発展と市民の福祉の向上のために尽力してまいります。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めていきたいと思っております。

境川流域における災害対策についてですが、まず、排水機場の課題と今後の取組についてお尋ねいたします。

私、農業を始めて9年目になるんですが、最初の頃、湛水防除と聞いても何のことやらぴんときなかつたんですが、先輩農家さんが雨のときに、大雨が降ったときに湛水防除で泊まり込みだったとか、そういう話を聞いてもなかなか大変だなぐらいに思ってたんですが、今は、この湛水防除がいかに大切で、この排水機場、それを運転管理する方々のおかげで安心して営農ができ、河川流域で生活ができるんだなと思っております。

ただ、今回の8月の豪雨災害において現場からの声を聞いていろいろ思うところが出てきたわけでありまして。降雨時の排水路の樋門操作などでもう少し排水路の排水を効率的に排水機場へ取り込むことはできないのかとか。排水機場の運転に関するガイドラインなどがあれば改善できるのでは。また、樋門操作人などの関係者間の連携も重要であるのではないかと。排水機場の運転管理者の方は日々苦勞されており、活動期間がある程度長い方に感謝状などで表彰することにより、運転管理者の励みになり、地域の地元広報紙、例えば、滑石なんかは友愛だよりというのがあるんですが、そういうところに紹介することにより、モチベーションの向上につながり、運転管理者のなり手不足の解消にもつながるのではと思っております。

では、質問いたします。

排水機場の運転に関してガイドラインがあるのか。排水機場の運転に関して関係者間での連携が取れているのか。さらに、排水機場運転管理者の活動期間がどれぐらいの期間の方がいらっしゃるのか。また、感謝状などの表彰はあるのかをお聞かせください。

○議長（西川裕文君） 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長（井上康博君） 梅田議員御質問の排水機場の課題と今後の取組についてお答えいたします。

現在、農地整備課で管理している排水機場の運転に関するガイドラインは地域ごとに自然条件や排水方法など異なっており、地域の実情を詳細に把握されている地元の運転管理者の判断に委ねていることから統一せず、それぞれの状況に応じて一番最適な方法で維持管理を行なっているところでございます。

次に、排水機場の運転に関して、関係者間の連携状況ですが、排水樋門など管轄が異なる管理団体である土地改良区などとの連携はまだ十分ではないと認識しております。

今後は可能な限り連携を図るように調整してまいります。

次に、排水機場の運転管理者の活動期間ですが、短い方で3か月、長い方では36年の間活動していただいております。その中で活動期間が10年以上の方を対象として交代されるときに感謝状を渡しております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 梅田政次郎君。

○4番（梅田政次郎君） 答弁いただきました。

地域の実情を詳細に把握されている地元の運転管理者の判断に委ねているということは、最善だとは思いますが、やっぱり地域の状況とかいろいろその場その場のこの排水機場の状況があると思うんです。ただ、このガイドラインなんですけど、今回の豪雨でいろいろ今やってらっしゃる方々が経験をされて知識とか、そういうのを次の方に伝えていくのは非常に重要なことだとは思っています。ここは市のほうからも各その排水機場の管理者の方に任せているのは当然のことなんですけど、その方々のその地域ごとのガイドラインとか、今までの経験の蓄積、そういうものを市のバックアップのもと、そういうガイドラインを作っていくのも非常に今後、また起こりうる大雨の災害が来たときにどうにか生かせるんじゃないかと思えます。

それと連携、関係者間での連携がまだ不十分とのことですが、私が滑石なんですけど、樋門、それから排水機場、いろいろ地元の方が役をやってらっしゃいますけど、連携が取れずに横の樋門を開けてらっしゃらずに農地のほうに河川から増水して農地に被害があって、早急に地元の方集まって樋門を開けて干潮時にさっと水が流れて、被害は1回起こったんですが、数時間つかることもなく引いたんですが、そのガイドラインのこともそうなんですけど、干潮・満潮の時間にそのガイドラインがあれば干潮の時間に樋門を開けて、連携を取り合っただけの水害のとき、大雨が降ったときに可能な限り対応できるんじゃないかと思えます。

それと、この排水機場の運転管理者の活動期間が36年の方もいらっしゃるということなんですけど、大変僕ら地域に住んでいる人間にとっては非常に頭の下がる思いであります。ただこの感謝状についてなんですけど、10年で辞められた方に表彰状をお渡ししているとのことなんですけど、もうちょっとこう短めてもいいんじゃないかなというふうには思っています。それは期成会のほうで、できれば検討していただいて、こないだ樋門の管理をやっている方もそうだったんですけど、高齢の方なんです、今から10年後に表彰されるぐらいまで生きていられるかどうか分からないですし、高齢の方なんか特に責任感のもとやっていらっしゃるの、ちょっと期間が短くて表彰されるともっとやる気が出たりとか、老人会関係でやってらっしゃる方もいらっしゃるの、次はちょっとお前やってみないとか、そういうふうに変換要員というか、なり手の方が、なり手不足の解消に

もつながるのではないかと思います。

それでは、次の質問です。

排水路の維持管理についてどのようなことを行なっているのか。例えば、しゅんせつを繰り返し行なったところがあれば、そこをデータ化しておけば、なぜそこが土砂堆積しやすいのかなどの課題解決につながるのでは。また、要望に対する対応がスムーズに進められるのではと思います。

それでは、質問です。排水路に土砂が堆積し、排水障害の要因になっている。これに対しどのような取組を行なっているのか。排水路のしゅんせつの実績データ、例えば、場所、日時、記録などはあるのかお聞かせください。

○議長（西川裕文君） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 梅田議員御質問の排水路などの維持管理にお答えいたします。

現在、市には排水路などの維持管理に関する地元からの御要望が多数寄せられております。基本的に農業用施設である排水路は除草などの日常維持管理は受益者負担の観点から地元をお願いをし、しゅんせつについては地元で対応できない場合は、緊急性などを考慮し、可能な限り市で対応している状況です。

また、地域から市への整備に関する要望書につきましては、データ化に向けて取り組んでいるところでありますが、日常の修繕やしゅんせつなどの維持管理に関するものにつきましては、現地状況の確認のための立ち合い後に対応方針を決定し、業者に対応を依頼するとともに、位置図や写真を立ち合い記録簿として記録しております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 梅田政次郎君。

○4番（梅田政次郎君） 答弁いただきました。

しゅんせつについてなんですけど、僕もお米を19丁ほど作ってまして、1週間から10日ほど田植えでかかるんですけど、毎年、後半になるとまとまった雨というか、ちょっと大雨に近いような雨が降りますと、排水路等に堆積した水がなかなか引かずに、田植えしたばかりの苗がちょっと水につかってちょっとひやひやすることが毎年あるんですけど、この田んぼの水も引かないぐらい堆積しているわけですから、大雨が降ったときに、やはり水の流れを障害して、大雨のときにちょっと災害とか、被災の要因の一つになっているんじゃないかなっていうのも思うわけでありまして。このしゅんせつの要望なんですけど、記録は取ってらっしゃるとのことだったんですが、なかなかその担当の職員さんが人事異動とかあって、この要望をしに来る方々っていうのはずっとそこに住んでらっしゃって、例えば、2年後にまた来ましたとか、3年後に来ましたとか、前も言いに来たのかとかそういう話もあつたりすると思うんですよ。ただ担当の方が変

わるとその記録しているデータなんか、例えばもうファイルにとじてあるだけとかだと、なかなかその前のデータを探するのは大変だと思うんですね。だから、その地元の方の要望とか、そういうのをなかなかスムーズに対応ができなかったりすると思うんで、この世の中なんで、地図上にその各要望とか、地図上にどこをやったとか、どこに何年に何月に要望が来たとか、そういうのをデータ化というか、見える化して市と市民とのこのやり取りがスムーズに行なえるようになればいいのかなと思っております。引き続き、その対応を頑張ってくださいと思います。

次の質問です。被災した農業施設・設備・機械等への対応について質問いたします。

今年8月の大雨により、玉名市では家屋や農業施設、農地、農業機械などに甚大な被害が発生しました。これを受け、熊本県は国の事業を活用し、早期復旧と営農再開を目的とした令和7年8月大雨営農再開支援事業及び大雨対応産地緊急支援事業などを創設し、玉名市においても要望受付等が開始されたと聞いております。

このような状況の中、私、地域の農家さんから新たな支援事業の内容について質問をよく受けるようになりました。そういう機会が増えたんですが、十分に説明することができなかったんですね。このような支援策、今回、質問で聞き取りもしましたが、すばらしい支援だとは思いますが、市内の農家さんへ広く周知されるべきとは考えています。ただ、この今回の質問になるんですが、今回、この玉名市としてこれら事業の周知、どのように行なっていたのか伺えますでしょうか。

○議長（西川裕文君） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 梅田議員の被災した農業施設・設備・機械等への対応についてお答えいたします。

令和7年8月、玉名市では記録的な大雨に見舞われ、家屋の浸水や車両の水没に加え、施設園芸ハウスの浸水、農用地の冠水、農業機械の水没、さらには、一部農作物への深刻な影響など甚大な農業被害が発生したところでございます。

こうした状況を受け、熊本県におきましては、被災された生産農家の速やかな営農再開を支援するために国の事業を活用し、新たに2つの事業を創設されました。

まず、ハード事業として、令和7年8月大雨営農再開支援事業が創設され、国10分の3、県10分の2、市10分の2の補助率に補助金額1,400万円を上限とし、被災した農業用機械や施設等の原形復旧に必要な経費が支給されることになりました。

また、併せて、国2分の1の補助率により、農作物の苗などに甚大な被害を受けた生産農家を対象に、種子、種苗の調達や生育回復に向けた追加堆肥・防除等を支援するソフト事業である大雨対応産地緊急支援事業が創設されたところでございます。

このことを受け、本市におきましては、被災生産農家に対する支援事業の概要などを迅速かつ的確に把握するため、玉名地域振興局農業普及振興課をはじめ、JAたまな、

J A大浜、農業共済組合等の関係団体と緊密に情報共有を図ってきたところでございます。

また、災害発生以降、熊本県と随時情報のやり取りを行ない、支援事業の内容や提出書類の要件等を整理した上で、去る、令和7年10月1日に市ホームページや市の公式LINE、さらには、農業政策課独自のLINEを通じて生産農家の皆様へ広く周知を行なったとともに、J Aなどの関係団体からも組合員の方々などに情報提供をしていただいたところでございます。

現在は、生産農家の皆様から提出いただいた書類の整理を進めており、今後、熊本県によるヒアリング等を経て補助金交付申請などの手続に移ることになっております。

本市といたしましては、引き続き、熊本県と緊密に連携しながら今回の支援事業が適正かつ円滑に執行されますよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 梅田政次郎君。

○4番（梅田政次郎君） 答弁いただきました。

大変分かりやすい答弁だったと思います。ありがとうございます。

ただ、農家の被災された皆さん方、何名かの方だけなんですけど、非常に連携が取れないと。J Aが大体、農家さんってJ Aを窓口で、市はどうなっているんだ、市からどういう、国から、県からとか、J Aを通して情報を取る農家さんが大多数だと思われま。自分から市役所に来て調べられる方とかもいらっしゃると思うんですけど、だから、非常に農家さん、被災された農家さんなんか片付けとか、これからまた翌年の準備とか、いろいろ作業される中で、こういう事業とかを調べるのはなかなか大変だと思います。だからLINEとか、いろいろホームページとか各関係機関との、関係団体との緊密な情報共有、これは非常にこれからも全力でやっていただきたいんですけど、1軒1軒の農家さんにもう少し情報が末端まで行くような形を、この流れの中でもうちょっと寄り添った対応をしていかないといけないかなというのは、今後の課題だなというふうには思っております。

それでは、最後の質問に移ります。

11月27日の境川改修事業説明会に参加してまいりました。ほかの議員さんも何名かの方お会いしたり、僕は1日、27日の日にしか行ってないんですけど、河川改修、境川の改修事業の内容とか、これまでの取組、今後の取組、8月豪雨後の対応等の話でした。河道バイパス区間、このJ Rの線路の下、これの新規河道への切替え、先ほども吉田議員の質問の中にあっただけなんですけど、令和9年度の出水期前の完了を目指すとの説明だったんですけど、あと1年以上もかかるわけですね。今回、豪雨、また来年ももしかしたら、これはもう予想できないことですから、その完成前にまた来るかもしれない

豪雨に備えているいろいろ対応をしていかないといけないんですけど、県としては、工事が完了する前に上の河道拡幅区間に関してはバイパス区間の工事完了を待たずして土砂の撤去とかそういうのを同時にやっていくということでした。これは県の説明だったんですが、玉名市として、これも質問になるんですけど、吉田議員の質問と被るところあるんですけど、玉名市としてこの境川流域における災害対策について、玉名市としてできることをお聞かせください。

○議長（西川裕文君） 建設部長 二瀬哲也君。

○建設部長（二瀬哲也君） 梅田議員御質問の玉名市としてできることについてお答えいたします。

近年、全国各地で豪雨災害が頻発している中、玉名市、荒尾市、長洲町を流れる6つの二級水系の流域を対象にあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である流域治水を計画的に推進するため、協議、情報共有を行なうことを目的として令和3年7月に玉名圏域二級水系流域治水協議会が設置され、令和4年3月には玉名圏域流域治水プロジェクトが策定されました。本市においては、防災安全課、農地整備課、土木課、都市整備課、上下水道工務課が構成員となり、流域治水プロジェクトに基づき様々な治水対策に取り組んでまいりました。その中でも市管理区間の南大門橋上流部につきましては、毎年度計画的に河道掘削、土砂しゅんせつ、竹木伐採を実施しております。

また、今年度より河川改修事業の方針検討業務委託を行ない、南大門橋より下流部を整備中である熊本県や農業用の堰を管理している農地整備課など各関係機関と協議を重ねながら整備方針を決定し、県による河川改修完了後には速やかに上流部の河川改修に着手できるように計画してまいりたいと考えております。

また、境川に流入する周辺の水路についても順次水路整備を行なっているところであり、流域全体の治水対策を考えながら水路整備を進めていく予定でございます。

今後も地元の要望や意見などを十分に踏まえた上で、県など関係機関や関係各課とともに詳細な協議を行なうなど、連携を図りながら境川流域全体の浸水被害軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 梅田政次郎君。

○4番（梅田政次郎君） 答弁いただきました。

そうですね、やっぱりこの境川流域、県だけでも駄目ですし、玉名市、それからこの各関係機関とか、関係各課、この辺の連携とか、先ほどの質問、最初の排水機場から排水路からいろんな担当の課が分かれていますけど、連携が必要だと思っています。やっぱり各課だけ全力でやってらっしゃってプロ同士でやってらっしゃるんですけど、そのプ

ロの中で連携が伴えばシナジー効果で2倍じゃなくて3倍、4倍の効果が出ると思うんですよね。だから今回の災害で何が駄目だったのか、課題が多分山積していると思います。先ほど徳村議員の質問の際、市長の答弁の中に、今回の災害で浮き彫りになった課題を検証、検討、抜本的見直しをしていくとの市長の答弁もありましたが、それを期待して、また今後100年に1度、200年に1度と言われるような災害に備え、対策に努めていただきますようお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で、梅田政次郎君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時05分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

1番 緒方亜利沙さん。

[1番 緒方亜利沙さん 登壇]

○1番（緒方亜利沙さん） こんにちは。1番、第三新生クラブの緒方亜利沙です。このたび、選挙を経てこうして議員としてこの場に立ち、市政について議論できますことを市民の皆様並びに関係者の皆様に心より感謝申し上げます。初めての一般質問ということで大変緊張しておりますが、選挙戦を通じて市民の皆様からいただいた切実な声を胸に一つ一つの課題に真摯に向き合ってまいります。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。質問に入ります前に、私の活動の原点であり、本日の質問の背景となります点について簡潔に述べさせていただきます。

私は・・・・・・・・・・・・・・・・・・母親でございます。また、これまで看護師、保育士、幼稚園教諭として子どもたちの命と育ちを支える医療、福祉、教育という3つの現場に携わってまいりました。現在は幼稚園、学童保育、そして保育園の運営を通じ、日々地域の子どもたちとその御家庭に関わっています。・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・本日はこうした現場を知る母親として、そして、現場を知る保育士の視点から本市の子ども子育て支援体制について質問いたします。

国においては、こども家庭庁のもと子ども未来戦略が掲げられ、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すというメッセージが発信されています。玉名市を見渡しますと現場の状況は決して楽観視できるものではありません。令和7年10月のデータによりますと市内の未就学児で児童発達支援に通っている人数は77人、保育所等訪問支援を利用している人数が7人、小学生で放課後等デイサービ

スに通っている人数は214人にのぼります。また、小学校における不登校児童数は34人、令和7年5月1日時点での特別支援学級に在籍する児童数は178人となっています。

保育園、幼稚園、そして学校という学びの場で何らかの困難を抱える子どもたちが増え続けているこの現実、私たち行政と社会全体が直視すべき最も深刻な課題の一つです。集団の中で生じる小さなつまづき、発達特性に起因する集団生活の中での困り感や葛藤、あるいはそこから生じる保護者の孤立、こうしたサインに私たち大人がどれだけ早く気づき、専門的な支援の手を差し伸べられるか、就学前後の早期支援こそが将来にわたる子どもたちの健やかな育ちを保障し、困難を乗り越えられる力を育むための根幹になると私は信じております。この深刻な現状を断ち切り、全ての子どもたちを就学前の段階から誰一人取り残さない、切れ目のない支援を実現するため、まずその入り口となる重要な施策について伺います。

乳幼児健診結果に基づく情報連携体制の構築について質問いたします。

1点目が乳幼児健診結果の情報連携に関する現状確認と課題認識です。

乳幼児健診8か月、1歳8か月、3歳6か月は、子どもの発達を捉え、早期支援につなげる重要な機会です。要支援、経過観察と判定された子どもの健診結果が保護者の同意を得た上で園へ情報提供されるまでの具体的な流れと健診後の保護者への対応、認識について伺います。

そこで、健診において要支援や経過観察が必要と判断されたケースの園への情報提供の流れについて伺います。

支援が必要な子どもの健診結果について、現場の保育園や幼稚園等がその情報を共有できれば日々の保育の中でより適切な配慮やサポートが可能になります。早期支援を行ない、小学校で普通学級に行けた子、また、早期支援がされぬまま小学校に入り、学校生活につまずいて支援学級に行った子、不登校になった子を見てきました。だからこそ早期支援が必要だと思えます。

では、スクリーンを御覧ください。

[電子資料を示す]

- 1番（緒方亜利沙さん） こちらは現在使用されている3歳6か月健診の問診票です。この裏面には、園への情報共有に関する同意書の欄が設けられています。この同意書には、「玉名市では幼児健診を行なっています。お子様の健やかな成長のためにふだん過ごされている保育園、幼稚園等の先生方や関係機関と情報交換しながら連携を図っています。お子様のよりよい成長・発達のため、保健センターの保健師と関係機関、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援課、子育てセンター等との双方の情報共有を行なうことに同意いただける方は同意書に署名をお願いします」と、ここに書いてあります。

市はこの同意欄で保護者の署名を得た上で健診を実施されているはずですが、しかし、保護者の同意があるにも関わらず、実際には園側へ情報が提供されないのが現状です。また、園が健診結果の情報を求めても情報共有を断られるという現状がございます。同意を得ているにも関わらず、なぜ現場への情報連携がなされていないのか。この現状に対する市の認識と見解を伺います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

[健康福祉部長 小山 聡君 登壇]

○健康福祉部長（小山 聡君） 緒方議員御質問の乳幼児健診結果に基づく情報連携体制の構築の現状と課題についてお答えをいたします。

現在、本市では、3歳6か月健診時に保護者から保育園の関係機関との情報共有に関する同意書をいただいておりますが、これは個人情報保護に対する配慮として導入を開始したものでございます。これにより、健診等で知り得たお子さんの情報について、関係機関において発達支援を行なう上で必要があると判断される場合に当該関係機関へ情報提供を行ない、逆に関係機関から依頼があった場合も情報提供を行なうという形を取っております。個人情報保護のため、情報提供についてはその必要性が認められると判断した場合のみ実施しており、一人一人の健診結果を一律に関係機関に提供することは考えていません。

以上です。

○議長（西川裕文君） 緒方亜利沙さん。

○1番（緒方亜利沙さん） 現場では、要支援、経過観察と判断された子が誰なのか分からないという声が上がっています。また、要支援、経過観察と判断された子がどの子なのか情報を求めても名前を教えていただけないのが現状です。現場が手探りで保育をするのではなく、正確な情報を共有し、早期から適切な支援につなげられる仕組みへの改善を求めます。

2点目は、タイムリーな情報連携を実現する具体的なルールの構築です。

支援の空白期間を生まないためにも要支援、経過観察と判断された子は、保護者の同意を得て健診後すぐ、例えば、2週間以内や入園・進級の時期に合わせ、現場の職員へダイレクトに情報が渡るルールが必要だと思います。いつまでに誰から誰へという明確な連携ルールを構築していただきたいと考えますが、市の見解と実現に向けた具体的な工程を伺います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 緒方議員の御質問、タイムリーな情報連携を実現する具体的なルールの構築についてお答えいたします。

同意書の利用については、個人情報保護に配慮する上でも継続して実施してまいりた

と思います。しかし、日々子どもの発達支援にも携わっておられる保育園等におかれ
ては、早急な対応を求められる場面が多々あることも十分理解するところでございます。

そのため、情報提供の同意をいただいております。情報提供の必要があると判断されるお
子さんについては、努めて提供してまいりたいと考えております。

また、保育園等においても支援を行なう上で必要と思われる情報の御依頼については、
市へ御連絡をいただきますよう、併せてお願いを申し上げます。

このような市と保育園との情報連携については、市内全園に周知されますよう毎年度
通知等でお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西川裕文君） 緒方亜利沙さん。

○1番（緒方亜利沙さん） 前向きな御答弁をいただきありがとうございます。

現場である園からも実情に即した詳細な情報を市へ提供してまいります。つきまして
は、市におかれましてもその情報を単に受け取るだけでなく、そこから具体的な支援策
につなげるための現場へのフォローバックを確実にこなしていきたいと要望します。

現場と行政が密に連携し、よりよい支援体制が構築できるよう引き続きよろしくお願
いいたします。

3点目が保健師による園への助言機会の設置です。

大切な情報を子どもたちを支える生きた支援に変えていくためには、やはり専門家
による翻訳やアドバイスが必要です。

そこでお伺いします。今後は保健センターの保健師さんが園の先生と一緒に話
し合えるような場や合同カンファレンスのような機会を定期的に作っていただけないで
しょうか。現場を支えていくことについて、市のお考えをお聞かせください。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員御質問の保健師による園への助言機会の設置につ
いてお答えをいたします。

3歳6か月健診等の幼児健診は、法定健診として自治体に実施義務が課せられており、
精神発達以外にも身体発育、内科疾患、歯科疾患、視覚・聴覚異常、育児指導等多岐に
わたる内容となっており、スクリーニングとしての役割を担っております。

議員御質問の保健師による保育園等への助言としましては、専門性の違いから保健師
より心理士のほうがより適しており、保健師の役割として保護者の育児を支援し、子
どもの健康増進を図ったり、関係機関や専門機関につなぐことであると認識をしており
ます。そのため、保育園等で行なわれる特定の子どもに関する協議の場に参加し、健診場
面での子どもの様子や公認心理士による面談結果等について情報を共有し、関係機関の
一つとして支援を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 緒方亜利沙さん。

○1番（緒方亜利沙さん） 巡回相談はもちろん重要だと思います。一方で、保健センターが持っている情報は時間をかけて検査し、生育歴も含めて分析した深い情報です。事前に詳しい情報が共有されていれば巡回時のアドバイスもより具体的で効果的なものになるはずで、巡回の質を上げるためにも事前の情報共有が不可欠です。子どもの発達の特性は、健診当日の様子だけでなく、園での集団生活を通じて初めて見えてくる部分も多いため、一時的な判断ではなく、継続的な観察と評価をよろしくお願いたします。4点目が継続的なフォローアップ体制についてです。

市としても情報提供後も園と連携し続ける継続的なフォローアップ体制の構築を求めます。具体的には、子どもの発達段階に応じたサポート会議を年間計画にあらかじめ組み込み、定期的実施すべきと考えます。検診結果と集団生活の様子をすり合わせ、実効性のある切れ目のない支援体制をどのように構築していくのか、今後の計画について伺います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員御質問の継続的なフォローアップ体制についてお答えいたします。

現在、子どもの精神発達における継続支援については、心理士による個別面談と巡回相談施設支援事業がございます。近年、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充の一環として、5歳児健診が推奨されております。この健診は、就学前の5歳児に対して社会性発達の評価や発達障害等のスクリーニング、適切な生活習慣の確立を目的としたもので、これまでの集団健診以外に園巡回等、自治体独自の体制で実施することが可能となっております。今後、本市の切れ目のない支援体制の課題について整理した上で、5歳児健診実施の有無も含め、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 緒方亜利沙さん。

○1番（緒方亜利沙さん） 御答弁ありがとうございました。

5歳児健診については、ぜひ園巡回方式での実施を希望いたします。子どもたちが園という安心できる環境の中で友達と遊ぶ、ふだんの姿を専門家に見ていただくこと、これこそがより正確な発達の評価を可能にします。

また、そこには毎日子どもたちと過ごしている担任の保育者がいます。その場で専門家と保育者が直接言葉を交わし、情報交換を行なうことこそが最も実効性のある連携だと考えます。

また、お話を伺って、保護者の同意という署名の重みに対する認識が行政側と保護者

や現場側でずれていると感じます。保護者が署名をするとき、そこには多角的な視点で子どもの成長を見守ってほしい、専門家の目を見た結果を園の先生にも正しく知ってほしいという切実な願いが込められていると思っています。個人情報の保護はもちろん大切ですが、それを守るあまりに肝心の支援の手を止めてしまっては本末転倒です。保護者からいただいた同意書を最大限に生かすための運用改善をお願いいたします。

そもそもなぜ私たちがこれほど情報共有にこだわるのか、それは早期支援こそが子どもの未来を変える鍵だからです。成長の著しい幼児期の数か月や1年は大人感覚とは重みが違います。困り事を抱えた子どもに対し、専門機関と現場の先生が同じ目線に立ち、1日でも早く適切な関わりを始めること、それがその子の自己肯定感を守り、将来の二次的な障がいや不登校を防ぐことにつながるのです。子育て家庭や現場の先生方の切実な声をしっかりと受け止め、情報共有の仕組みを作っていただくことを要望いたします。

[1番 緒方亜利沙さん 登壇]

○1番（緒方亜利沙さん） 次の質問について伺います。

心理士による保育・教育現場での専門的なサポート体制の構築について質問いたします。

保育・教育の現場では、子どもたち一人一人の発達の特異性や多様性に寄り添ったきめ細やかな保育・教育が求められています。日々子どもたちと向き合う保育士や教職員にとって専門的な視点を持つ心理士による巡回支援は適切な関わり方を見つけるための道標であり、保護者の安心につながるための重要な機会となっています。現場がこの専門的支援をより効果的に活用し、子どもたちの健やかな育ちを支えるために、現在の具体的な運用実態と支援の中身について伺います。

1点目が心理士巡回相談・支援の実態に対する市の認識です。現在、心理士さんが巡回対象とされている施設は、玉名市全域の幼稚園、保育園、小学校と認識しています。巡回訪問でどのようなことをされているのか、実態を教えてください。

また、1人の心理士が実質的に対応しているという現状について、市はどのような認識を持っていますか。巡回時、保育士や教職員に対して具体的にどのような専門的助言を行なっていますか。保護者に対しどのような専門的支援をされていますか。現在の頻度と時間で玉名市全域の幼稚園、保育園、小学校の継続的な支援計画の政策や保育士、教職員への専門的な研修、助言を行なう時間が十分に確保できていないのではと感じますが、市の見解を伺います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

[健康福祉部長 小山 聡君 登壇]

○健康福祉部長（小山 聡君） 緒方議員、心理士の巡回相談・支援の実態に対する市の

認識についてお答えをいたします。

本市の巡回相談施設支援事業につきましては、保育所や認定こども園、小学校等の職員や保護者からの要請に基づき、子育て支援課に配置された心理士が子どもの発達や子育て・福祉・教育、専門支援等の相談支援を行なっております。具体的には、保育所等の集団の中での行動を観察し、アセスメントした子どもの様子を基にして、保育士などに知識や助言を提供するコンサルテーションや個別面談を通じた保護者支援等を行なっております。

今年度の実績としましては、市内保育施設27園全ての園から要請があり、ときには小学校や玉名市在住の児童が通園している玉名市外の保育所等から要請がある場合もございます。

保育所等への支援の頻度としましては、1日1から2施設、週平均にしますと3から5施設を訪問し、支援を行なっているところでございます。

また、保育士などの支援者や保護者に対する研修、講話につきましても保育所等の要請に基づき、毎年数回程度実施しております。市の心理士による保育士や保護者向けの研修会につきましては、教育・保育・福祉分野において心理士の関わりが必要となる事例が増加傾向にあると認識はしておりますので、今後も関係機関と連携を図りながら、より効果的な事業となるよう研究・検討してまいります。

しかしながら、心理士が訪問できる施設、回数にも限りがございますので、早急な対応が必要な場合等には、県や県内外の団体等による研修会や講演会など、様々な学習の機会も積極的に活用いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 緒方亜利沙さん。

○1番（緒方亜利沙さん） 御答弁では、要請に基づき訪問するとありましたが、現場の実態はそれほど単純ではありません。1人の心理士さんが全て対応されており、要請の電話をしても予約が取りにくく、折り返しの連絡さえままならない。日程調整すら大変な状況です。これでは早く要請できた園とそうでない園との間で受けられる支援に明確な格差が生まれてしまっているのではないのでしょうか。私たちが求めているのは、単なる事後相談ではありません。実際の保育事業の場面に入り込み、その場で具体的な関わり方を助言してもらうことです。机上の空論ではなく、その瞬間の対応にいきる、「生きた支援」ができる体制の転換を求めます。

2点目が専門人材の抜本的拡充と具体的対応方針です。

心理士さんは相談室での待機型ではなく、定期的に園や学校を回る訪問型の業務にどの程度比重を置かれるのでしょうか。現場に足を運び、実情に即した具体的なサポートを行なう、そのような実践的な支援体制となることを期待して質問いたします。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員御質問の専門人材の抜本的拡充と具体的対応方針についてお答えいたします。

本市の巡回相談施設支援事業につきましては、保育所等の対象施設に対しまして、巡回相談回数を設定するような定期訪問型ではなく、対象施設の規模や対象となる児童の状態も様々であることから、対象施設や対象者からの要請に基づく要請型の相談支援を実施しております。

今後の実施方法につきましては、限られた人員体制の中で定期訪問型と要請型のメリット・デメリットを研究し、より多くの施設の御要望に応えることができるよう事業の見直し等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 緒方亜利沙さん。

○1番（緒方亜利沙さん） 先ほど申し上げたとおり、現状の要請型では予約が取れず、支援が届かない空白期間が生まれています。要請に基づくシステム自体が現場の負担となり、支援の遅れを招いていると考えます。現場からのアクションを待つ受動的な姿勢から、行政側から現場に向向く能動的な定期訪問型へ要望いたします。

3点目が官民学連携による重層的な専門支援ネットワークです。

熊本県や近隣の療育機関、学校、大学などと連携し、巡回相談や専門指導の導入のみならず、現場職員へのフィードバックとなる研修やケースカンファレンスの開催も含めた重層的な支援体制を構築していく御予定はありますか。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 議員の官民学連携による重層的な専門支援ネットワークについてお答えいたします。

発達障害のある子どもや発達上の課題のある子どもの支援のためのネットワークにつきましては、対象児童や保護者のニーズに対応するために関係課や関係機関と連携・協力実施しております。例えば、市内であれば、発達障害がある子どもたちの支援を行なう教育・福祉・子育て部門の4課の連携を図るため、発達障害児に関わる関係各課連携会議を年1回開催しております。また、特別支援教育を一層推進するため、保育施設や小中学校、高校、支援学校、大学、福祉機関、そして関係各課の代表者で構成される特別支援連携協議会がございます。

しかしながら、官民学連携による重層的な専門支援ネットワークの整備等までには至っていない状況でございますので、今後、保護者や保育教育施設の声を聞くと同時に、他市町の事例を参考にしながらその必要性も含め、総合的に調査・研究してまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 緒方亜利沙さん。

○1番（緒方亜利沙さん） 御答弁いただきありがとうございました。

今回の質問を通して、改めて申し上げたいのは、現場から今の玉名市に求められているのは、これまでの取組の一步先だということです。単に、マイナスをゼロにするだけの環境から子どもの力をプラスに延ばすための環境へと、私たち大人が意識を転換していく必要があります。子どもたちの困り感を取り除くだけで満足せず、その先にある可能性を最大限に引き出す環境を整える。そう願ひ、私も現場の視点を持つ1人の議員として皆様とともに尽力していく所存です。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で緒方亜利沙さんの質問は終わりました。

10番 中村慎吾君。

[10番 中村慎吾君 登壇]

○10番（中村慎吾君） 傍聴席の皆様、また、インターネットで御視聴の皆様、こんにちは。10番、第三新生クラブ、中村慎吾です。

本日、最後の一般質問となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨日から多くの議員の方がお話をされておりますが、先月、11月19日、同じ会派で同志議員である浜田繁次郎議員が急逝されました。10月の2期目の選挙を乗り越え、同じ2期目の議員として、前日の臨時議会的时候は現在の私の議席である10番の席に座ってにこやかに話をしたのを思い出します。浜田議員の思いを受け継ぎ、市政発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、8月には玉名地域において線状降水帯の発生により、過去に類を見ない大雨の影響で境川の氾濫や天水地区の冠水被害などが発生しました。被害に遭われた皆様にはお見舞いを申し上げます。

昨今は異常気象が常態化し、日本においても春夏秋冬の四季から夏と冬への二季へとなりつつあります。今年は特に多くの皆様が感じられたのではないかと推測します。異常気象が異常ではなく、当たり前が出来事となった昨今、世界中で大雨や台風による洪水のニュースが報道され、先日8日の深夜には東北地方でマグニチュード7.5の地震も発生しました。乾燥による大規模火災も各地で発生しております。11月18日には隣の大分県にある佐賀関町にて大規模火災が発生し、鎮火まで約10日間を要しました。佐賀関町も過疎化の波が押し寄せており、地区の高齢化率も高く、焼失した家屋の4割は空き家との報道もされておりました。空き家は火災延焼の大きな要因となり得るということで、過疎対策は防災などを含めた大きなくくりでの対応、対策が必要となると考えます。

それでは、通告に従い、一般質問を行ないます。

1、玉名市過疎地域持続的発展計画について。

現在の進捗状況、本市においても天水地区が一部過疎指定されております。過疎地域持続的発展計画は、国の方針により12の取組区分から地域の実情に応じて策定することとなっております。令和4年9月に策定された玉名市過疎地域持続的発展計画は、地域住民のアンケートにより意見や意向を把握し、反映させたものであるとあります。そして、この計画では、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、交通施設の整備、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進、教育の振興、集落の整備、その他地域の持続的発展に関し、必要な事項などを12項目に事業区分を定め、その中でハード事業、ソフト事業を計画し、各々既存事業と新規事業が盛り込まれておりました。

しかし、地域の皆さんからは過疎対策事業はなんぼしよらすとだろかとの声も聞こえてきます。計画が策定されてから3年が経過し、期間は令和8年3月31日までとなっておりますが、現在まで取り組まれてこられた事業等の進捗状況、内容についてお尋ねします。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 中村議員御質問の玉名市過疎地域持続的発展計画の進捗状況についてお答えいたします。

本市では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和4年度から7年度までを計画期間とする玉名市過疎地域持続的発展計画を令和4年9月に策定し、地域の活性化と持続的発展を図るため、各種事業を実施しております。

現在、本計画に記載の事業数は全体で59事業でございます。このうち、これまでに5事業が完了し、45事業が継続中、残る9事業が未実施の状況でございます。完了した事業は、農産物直売所郷〇市の中規模改修工事、天水老人憩の家の改修事業、尾田農業用道路改修工事、草枕温泉てんすいにおける公衆無線LAN環境整備事業、並びに公共浄化槽設置事業でございます。

一方、継続中の45事業につきましては、農業用排水路整備事業や道路の舗装、改良事業のように1つの事業の中に複数の業務委託や工事などが含まれているものが多くございます。そのため、個別の工事が完了しておりましたも事業全体としては引き続き実施しているものが多数ございます。その継続事業のうち、個別に完了しました内容の一部を申し上げますと、まず、ハード事業では、令和4年度に草枕温泉てんすいの泉源掘削及びポンプ設備の新設や農業排水路整備事業として、竹崎排水路工事などを実施しました。また、令和5年度には、天水体育館の中規模改修工事や栗ノ尾石橋線、三ノ岳線舗装工事などを、令和6年度には、立花大塚線道路舗装工事、北横内裏線道路改良工事

などを実施し、既に完了しております。

ソフト事業につきましても、天水公民館で実施している生涯学習事業や乗合タクシー運行事業、老朽危険家屋の除却、農業用機械の取得などに対し、引き続き補助を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 中村慎吾君。

○10番（中村慎吾君） ありがとうございます。

全体で59の事業があつて、完了したのが5つ、継続が45ということで、まだまだ継続されているというのがこれで分かります。やはり継続されていて、説明の中でもあつたように、一部ずつされているというところの継続事業なんで、なかなか地域の皆様には分かりにくい部分もあるのかと感じました。ただ、そういう事業の中で、実際ちょっと未実施の事業が9つあるという御説明が先ほどございました。この計画を立てて、やはり未実施というのは、それなりの理由、原因等があると思います。その未実施の事業というのはどのような事業で、なぜ取り組むことができなかつたのか、再質問でお尋ねします。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員の再質問にお答えいたします。

現計画の計画期間において、着手できなかった事業につきましては、EV導入整備事業、ネットワーク管理事業、農業用道路舗装工事、古川護岸改修整備工事などが上げられます。これらの事業が実施に至らなかつた理由としましては、第1に、事業内容について更なる有効性の検証を要したこと、第2に、地域住民の方々や県との詳細な協議・調整を要したこと、そして、第3に、事業の効率的な観点から関係する他事業の進捗や計画時期との整合性を考慮し、着手時期の調整が必要となつたことなど、これら複数の要因が重なり、当該事業の着手を見送つたところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 中村慎吾君。

○10番（中村慎吾君） 分かりました。

要するに、事業内容の再検討が必要になつたということでしょうか。ただ、やっぱ確かにいろんな県とかと協議も必要な部分も確かにあると思います。説明の中にありました、古川の護岸改修工事等についても、冒頭でお話しました大雨のときの被害もございましたし、前から地元の要望も強くいろいろ整備等の要望も出されておりました。やはりここら辺は再検討は必要ですけれども、やはりスピードを持って対策を講じる必要があると思いますので、県または国と連携して早期の整備工事着工に向けての取組をお願いしたいと思います。

では、(2)で今後の計画についてお尋ねします。

最初のお話のところで、現在の計画は、令和8年3月31日までとなっております。第2次計画といたしますか、次の計画、令和8年4月以降の計画については、地元の意見また現在の計画の反省などをどのように反映して取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○議長(西川裕文君) 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長(宮本圭一郎君) 議員御質問の今後の方向性についてお答えいたします。

本市では、令和8年度からの過疎地域持続的発展計画の改定に向けまして、本年9月下旬から10月中旬にかけて天水地域の住民、各種団体、そして中学生を対象にアンケート調査を実施いたしました。このアンケート結果からは共通して重要視されている取組として、地域の担い手人材の育成、交通手段の確保、子育て環境の充実、そして、産業の振興などが特に高い割合で上げられており、そのほかにも多岐にわたる貴重な意見を多数いただいております。これらのアンケート調査の結果を踏まえまして、現在、各担当課におきまして、地元の声と実情に即した具体的な過疎対策事業の検討を進めている状況でございます。

今後は、地域の方々の声を最大限に反映し、実効性の高い計画となるよう改定作業を進め、引き続き、持続可能な地域社会への実現に向け、全力をあげて取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長(西川裕文君) 中村慎吾君。

○10番(中村慎吾君) ありがとうございます。

今回は、過疎地域持続的発展計画についてお尋ねしました。内容的には天水地区の過疎対策になるんですけれども、今部長のほうからお話がありました、次期計画にも再度住民アンケートを行なった結果をもとに行なうということでしたけれども、前回は確かアンケートをもとに計画が行なわれてきています。その中で未完や継続中が非常に多くあり、その辺を考えるとちょっと行政が考えている施策と、先ほどお話があった地元の皆さんが考えを持っていることに、言葉としては一緒ですけれども、内容的にちょっと開きがあるのかなというところの感じはあります。通常、過疎対策で一番に考えられるのは、単純に住民の増加が上げられます。交流人口を増やし、移住までつなげることができれば、それは一番いいと思いますけれども、ハードルはかなり高く、とても難しいのではないかと思います。では、どうするか。やはり地元を離れる若者を減らす。出て行っても戻ってきて住みたいと思う住環境の整備等の必要性だと思います。

また、農業振興地域の問題はいつも地元の皆さんの話で出てきます。過疎地域に指定されているのであれば、規制緩和等の必要もあるのではないのでしょうか。もちろんいろいろ地域のことも必要ですけども、まず、仕事がなければ若い人たちも戻ってきておく

れません。企業誘致や、また基幹産業である第一次産業の維持・発展に今以上に取り組む必要があるのではないのでしょうか。地域の皆様から学生さんたちの通学に関しても乗り合いタクシーや路線バスではなかなかカバーしきれない部分が多い。さらなる利便性の向上、また、新しい通学形態での補助等も必要ではないかと考えます。やはり子育て環境は重要だと思います。そして、一番の天水地区のメリットは、本県の中心都市である熊本市と隣接しているということにあります。交通網の整備ができればベッドタウン等々としても考えられる立地条件だと思います。そうすれば、天水地区の過疎対策もはっきりと取り組んでいけるのではないのでしょうか。住民数の減少や高齢化率も改善するのではないかと考えます。そうなれば玉名市全体もよくなってまいります。

本年3月に市長に専門部署のお願いをさせていただきました。なかなか現状、限りある職員の数の中で、また新しい部署を作るといのはなかなかハードルが高い部分とは承知しております。そんな中で、現在、天水地区では、地域おこし協力隊の方が活動されています。ただ、現在の任期は今年度末までと聞いております。やはり新しい考え方、流れ、そういう今まで地域になかった、いなかったような考えを持っている人が地域にいるということが、まず大きな活性化になると考えます。

同じように、私もちょっと調べさせていただきましたら、地域おこし協力隊というのと似たような支援で、制度で、集落支援員というのが何かあるみたいで、こちらは任期がないということで、もし、そういう人、新しい考えを持った方、そういう人たちを取り入れることができれば任期もありませんし、地域に根差して活動して、そうすると、過疎化の波が少しは止まるのかなと思っております。

いろいろお話をさせていただいておりますが、天水町がよくなれば玉名市全域がよくなると考えております。次期の過疎地域持続的発展計画が地域の活力となるよう、また、行政と地域住民が一緒になって官民連携で取り組むことが一番大事だと考えております。

いろいろお話をさせていただきましたが、ぜひ検討していただいて、私も皆さんと一緒に最後まで一生懸命働いて、働いて、働いて、働いてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で、中村慎吾君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日11日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時57分 散会

第 4 号

1 2 月 1 1 日 (木)

令和7年第8回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和7年12月11日（木曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 18番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 2 7番 田中 美鈴 議員（新生クラブ）
- 3 15番 坂本 公司 議員（新生クラブ）
- 4 9番 大野 豊重 議員（市民クラブ）
- 5 14番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

+++++

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 18番 北本 将幸 議員（創政未来）
 - 1 令和7年度中期財政計画について
 - (1) 行財政緊急対策期間における取組の検証
 - (2) 都市計画税廃止に向けた協議
 - (3) 金利上昇における影響
 - (4) 繰入金の推移
 - (5) 令和7年度中期財政計画（令和8年度から12年度）における市長の見解
 - 2 令和8年度予算編成について
 - (1) 令和8年度予算の見通し
 - (2) 施策単位での評価
 - (3) 市民目線での評価
 - (4) 枠配分方式の検証
 - 3 第3次総合計画の策定について
 - (1) 第2次総合計画の成果・課題の検証
 - (2) 総合戦略との一体化
 - (3) 笑顔をつくる10年ビジョンとの連携
 - (4) まちなか未来図との連携

- (5) 市民の意見反映
- 2 7番 田中 美鈴 議員 (新生クラブ)
 - 1 不登校の状況とその支援体制の拡充について
 - (1) 不登校、長期欠席者等の児童生徒に関する現状
 - (2) 教室外登校児童生徒への支援体制拡充
 - 2 性教育及び子育て支援について
 - (1) 学校における性教育
 - (2) 子育て支援
- 3 15番 坂本 公司 議員 (新生クラブ)
 - 1 大野下駅付近及び松木・六田地区の水害状況について
 - (1) 各地の被害
 - (2) 被害拡大の原因
 - (3) 災害ごみ置場の状況
 - (4) 今後の対策
- 4 9番 大野 豊重 議員 (市民クラブ)
 - 1 増加する外国人への施策について
 - (1) 本市の外国籍在留状況
 - (2) 国家戦略特区 (産業拠点形成連携) による本市の受け止めと施策
 - (3) 異文化共生による課題と対策
 - (4) 外国籍の生活環境と行政サービスへのアクセス
 - (5) 多文化共生への政策
 - 2 漁港のしゅんせつ事業について
 - (1) 現在の漁港しゅんせつ状況
 - (2) しゅんせつ費用
 - (3) 処分場の状況
 - (4) エジェクターシステムの状況
 - (5) 長洲港土砂処分場整備事業による岱明漁協への影響
 - (6) 漁港維持に対する政策
 - 3 九州看護福祉大学の公立化について
 - (1) 市の公立化に対する是非
 - (2) 検討委員会の報告書をどのように捉えているか
 - (3) 大学運営費以外の財政負担
 - (4) 大学の魅力とは

(5) 公立化に向けた体制整備はどのように進めるのか

5 14番 立川 信之 議員 (第二新生クラブ)

- 1 令和7年8月豪雨について
 - (1) 玉名市全体の被害状況と支援内容
 - (2) 天水地区の被害状況と支援内容
 - (3) 天水町受免地区の浸水被害への市の対応
- 2 農産物直売所郷〇市と併設の受免干拓メモリアル公園の整備について
 - (1) これまでの進捗状況と整備計画
- 3 天水町本村地区の道路整備について
 - (1) 現状と今後のスケジュール

日程第2 市長提出追加議案上程

議第118号 工事請負契約の締結について

議第119号 監査委員の選任について

議第120号 監査委員の選任について

日程第3 提案理由の説明

日程第4 市長提出追加議案上程

議第121号 監査委員の選任について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告 (1件)

報告第15号 専決処分の報告について 専決第17号

日程第7 議案及び請願・陳情の委員会付託

日程第8 玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙

散 会 宣 告

出席議員 (21名)

1番	緒方 亜利沙 さん	2番	右田 憲吾 君
3番	江田 剛 君	4番	梅田 政次郎 君
5番	坂西 麻由 さん	7番	田中美鈴 さん
8番	西村 太 君	9番	大野 豊重 君
10番	中村 慎吾 君	11番	吉田 憲司 君
12番	田浦 敏晴 君	13番	山下 桂造 君
14番	立川 信之 君	15番	坂本 公司 君
16番	吉田 真樹子 さん	17番	一瀬 重隆 君
18番	北本 将幸 君	19番	多田 隈啓二 君

20番 松本憲二君

21番 徳村登志郎君

22番 西川裕文君

欠席議員（1名）

6番 松本陽子さん

欠員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 二階堂正一郎君

事務局次長 松野和博君

次長補佐 小嶋栄作君

書記 徳永優貴君

書記 本田祐一君

説明のため出席した者

市長 藏原隆浩君

副市長 吉田勇人君

総務部長 前田弘信君

企画経営部長 宮本圭一郎君

市民生活部長 渡邊一正君

健康福祉部長 小山聡君

産業経済部長 井上康博君

建設部長 二瀬哲也君

企業局長 池本秀一君

教育長 福島和義君

教育部長 西原正信君

午前10時00分 開議

○議長（西川裕文君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（西川裕文君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

18番 北本将幸君。

[18番 北本将幸君 登壇]

○18番（北本将幸君） おはようございます。18番、創政未来、北本将幸です。

国会においては補正予算が成立する見通しが立ち、物価高騰に対する様々な取り組みが実施されていることとなります。予算規模は18兆円とコロナ禍後最大規模となり、その内6割以上が国債発行で補われる予定であります。今後は膨らむ予算に対する財源確保のための税制改革も検討されており、人口減少が進む中、様々な対策を実施していくためにどのように税収を確保していくかも課題となってきます。国も含め、地方自治体においても将来をしっかりと見据えながら、財政運営を実施していかなければなりません。

4期目最初の一般質問になりますが、玉名町小校区の先輩でもあります先月御逝去されました浜田議員の分まで誰もが住みよい玉名市を目指して今後も全力で活動していきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、中期財政計画について質問いたします。

玉名市においては、将来の財政運営の健全性を確保するための指標、予算編成や予算執行にあたっての指針、行財政運営の理解を深めるものとして5年間の中期財政計画を作成され、公表されています。本計画は、毎年度見直しが行なわれ、本年令和7年度におきましても令和8年度から令和12年度までの5年間の財政計画が発表されています。玉名市においては、その計画の中で行財政改革を強力に推進するために本年度までの5年間を行財政緊急対策期間として既存事業の見直しなどにより、行政改革を推進してこられました。

そこで、まず、この5年間の行財政緊急対策期間での取組の検証についてお伺いします。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

[総務部長 前田弘信君 登壇]

○総務部長（前田弘信君） おはようございます。北本議員御質問の行財政緊急対策期間

における取組の検証についてお答えいたします。

本市は、令和3年度から令和7年度までの5年間を行財政緊急対策期間とし、既存事業の見直しなどによる行財政改革を推進しているところでございます。取組として、令和2年度当初予算額を基準として一般財源ベース5%以上削減での予算編成を目標に取り組んだところでございますが、新型コロナウイルス感染症対策から原油物価高騰が続いていることもあり、目標の達成には至っていないのが現状でございます。もちろん、歳出削減に向けた事業の見直しなど進めておりますので、一定の効果は図られているところではございます。

また、職員数につきましても、令和3年度から毎年度1人ずつ採用を抑えていく方針としておりましたが、令和5年度の定年延長制度導入に伴い、令和7年度までの期間を5年間延長し、採用枠を確保しながら平準化に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 答弁いただきました。

行財政期間の目標としては令和2年度の当初予算額を基準として一般財源ベースで5%以上の削減を目標として取り組まれてきたと思いますけど、目標が達成できていないという状況だと思います。恐らく予算規模は増加傾向にあるんじゃないかなと思います。理由としては答弁でもあったんですけど、新型コロナウイルス対策や物価高騰など、様々な要因があると思いますけど、その中でもしっかりと各事業見直しながら引き続きやっぱこの歳出削減というのに取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思います。

ここで1個スライド見ていただきたいんですけど、

[電子資料を示す]

○18番（北本将幸君） これが毎年庁内で事務事業の評価として行なわれている事務ふりかえりの結果になるんですけど、これが令和5年度、2年前の結果なんですけど、結果見てみると、下から2番目の休止・廃止になった事業は0件で0%、縮小しても12件の3.7%となっていて、拡充して継続は3.4%、これだけ見るとやっぱり予算的には拡大していくんじゃないかなと思います。

次いいですか。

[電子資料を示す]

○18番（北本将幸君） 次が令和6年度、昨年度のふりかえりの結果なんですけど、ここでもやっぱり休止・廃止になった事業は2件で0.6%、縮小して継続も5件で、合わせても2%ぐらい、一方で、拡充して継続が26件で8%ということで、やっぱり予算は拡大していくんじゃないかなと思います。終了している事業もあるんですけど、やっぱ併せて新規事業も出てきていると思うんで、予算増大していくんじゃないかなと思

います。とはいえ、やっぱ全部どれも必要な事業なのかもしれないし、やっぱやっていかなん事業なのかもしれないですけど、この中期財政計画、見ることできるんですけど、この中ではやっぱり一層の選択と集中による事業の見直しや縮小、限られた財源の効果的な活用を図り、歳出の削減に取り組んでいくという、この目的は、この事務ふりかえりの結果を見る限りまだ達成できていないんじゃないかなと思います。予算に関係していく評価というのはこの事務ふりかえりの結果だと思うんで、やっぱりここで厳しい目を持って各事業を検証していかないと、この年々予算が増大していくという結果になるんじゃないかなと思います。

再質問したいんですけど、今年度5年間、行財政緊急対策期間として取り組まれてきたけど、目標の5%削減には至らなかったということなんですけど、来年度からどういうふうに取り組んでいくのか、目標とかあられたらお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

行財政緊急対策期間終了後の対策についての御質問でございますが、本年度をもって期間は終了しますが、これまでの取組を継承する形で、本年度、令和7年度予算から導入しました一部枠予算方式により、各部局が限りある一般財源を念頭に主体的な事業見直しを行ないながら一般財源の抑制に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 引き続きしっかり取り組んでいくことが重要だと思いますけど、この中期財政計画にも市の課題としては、少子高齢化による人口減少、社会保障費の増加、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援、また、老朽化した公共施設、インフラ等の更新に伴う維持管理費の増加、加えて、市役所旧庁舎跡地周辺などの市中心部の活力と魅力を高めるまちなか賑わい再生事業や新玉名駅周辺整備、学校再編に多額の費用が必要となると見込まれる中で市税が減収の推移で見込んでいて厳しい財政状況が続くとされています。やっぱりいろんな事業を控えていると思うんですけど、やっぱりその中で本当にしっかり事業を見直しながらもやっぱり限られた財源で効果的に活用していくことが本当一層求められているんじゃないかなと思います。よくやっぱり選択と集中と言われるんですけど、選択するということは、するという選択肢もあるけど、しないという選択肢も取らないといけない場合が出てくると思います。今回の一般質問でもプールの話が出てましたけど、市としてはプールの再開はしないという選択肢を取られましたけど、そのしない中でどうやって市民に対してプールを提供していくか、できるように考えていくかというのがやっぱり行政の使命じゃないかなと思います。そういうことを一つ一つ考えていくことで、やっぱ厳しい財政の中でも財政削減しながら

市民サービスの向上に繋げていくことができるんじゃないかなと思うんで、しっかりと未来を見据えながら財政対策に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移りますが、今年度、令和7年度の中期財政計画において、昨年度の計画から大きく変わったところが概要のところ、令和9年度からの廃止に向けて都市計画税が廃止に向けて協議中としっかり明記されています。この計画の中に、この都市計画税については、今後どのように協議し、進められていく予定なのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 市民生活部長 渡邊一正君。

○市民生活部長（渡邊一正君） 北本議員御質問の都市計画税廃止に向けた協議についてお答えいたします。

一般質問初日の山下議員への答弁で申し上げたとおり、都市計画税につきましては、廃止する方向で現在関係する各課で準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） この計画に令和9年度からの廃止に向けて協議中ということで進めておられるということなんですけど、この都市計画税については、令和6年度の決算ベースで約1億6,000万円程度の税収があるわけなんですけど、それが廃止となるとその税収はなくなるということになるんですけど、その影響と対策について何か検討されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 市民生活部長 渡邊一正君。

○市民生活部長（渡邊一正君） 再質問にお答えいたします。

廃止後の財源といたしましては、まず、行財政改革の中での歳出の見直しや徴収率の向上、地域活性化による歳入の増加などを鋭意進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） この都市計画税については、なんで自分のとこだけ課税されているのかというような市民の方からの意見も多くありました。今後廃止に向けて協議が進められていく中で、しっかりこの市民の方たちにも周知、説明していく必要があると思うんですけど、その辺についてはどう考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 市民生活部長 渡邊一正君。

○市民生活部長（渡邊一正君） 再質問にお答えいたします。

市民への丁寧な説明による御理解が何より大切であることから、都市計画税の廃止が決まった段階で広報たまなどによる周知をしっかりと図っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） しっかりその市民の方たちにも周知、説明していただきたいと思います。廃止となったら、先ほど質問したんですけど、1億6,000万円の税収がなくなるということで、これは目的税なんで使用が限られていた税収なんですけど、それだけの税収がなくなるということは、その影響は出てくると思うんで、その辺もしっかり検討しながら進めていただきたいなと思います。

それで3点目の質問にいきますけど、金利の上昇における影響について質問したいと思います。

現在、債権市場では、金利の上昇が続いており、長期金利の代表的な指標である10年もの国債の利回りが2%の突破が目前となっており、市場関係者の間では、日銀が今月の会合で政策金利引き上げを決める可能性が強く意識され、最終的な利上げの到達点の引き上げも示唆に踏み込むのではないかと観測が出ていると言われていています。地方自治体においても今後投資的事業を行なっていくにあたって金利の上昇に伴う歳出の増加も当然予想されるわけですけど、実際、この玉名市の中期計画においても昨年度の公債費の利率は0.7%と予定されてたんですけど、今年度の利率は1.6%と見積もっておられて、約1%金利を上昇した形で財政計画立てられているんですけど、実際、この1%、約1%上昇したとするとどの程度金利の影響が出るのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 議員御質問の金利上昇における影響についてお答えいたします。

近年は、金利の上昇基調が続いております。金利変動が及ぼす公債費への影響として、財政の柔軟性を低下させ、新たな投資に対する財源手当てが難しくなります。仮に、利率が1%上昇した場合の影響額を令和7年度中期財政計画の借入額で試算すると計画期間5年間の総額で約3億5,000万円の増加となります。併せて、基金等の預金に対する利率も上昇し、積立金も増額となりますが、影響は決して小さいものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 金利がどこまで上昇していくかは分からないんですけど、やっぱり1%上昇でも億単位のやっぱり影響が出てくるということは、同じ事業してても去年と今年ではそれだけ変わってくるということなんで、しかも玉名市今から投資的な事業が予想されているんで、しっかりこの金利の影響というのも分析しながら財政計画立てていただきたいなと思います。このように、税収が少なくなるけど、歳出が削減できないとなると、この4点目の財政調整基金とかの繰入金に頼るしかなくなってくると思

うんですけど、この繰入金の推移についてはどう見込まれているのか見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 議員御質問の繰入金の推移についてお答えいたします。

令和7年度中期財政計画における財源調整については、財政調整基金などからの繰入金により収支の調整を図っております。それぞれ年度ごとの繰入金の内訳を申しますと、財政調整基金は主要事業の実施等に伴う財源調整のため、令和8年度に6億円、令和9年度に5億円、令和10年度に6億円、令和11年度、令和12年度にそれぞれ5億円を計上しております。

また、減債基金については、地方債償還の財源として令和10年度に1億円、市有施設整備基金については、公共施設整備の財源として令和8年度に1億円、令和9年度に2億円、令和10年度、令和12年度にそれぞれ1億円を計上しております。

このほか、地域振興基金、渇水等被害対策基金及び森林環境譲与税基金を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） すみません、税収は上がって、歳出も上がっているということで、それを補うために繰入金という形でされるということですけど、やっぱり今答弁があったように、財政調整基金から全部足すと27億円ぐらいになると思うんですけど、やっぱりこの財政調整基金からの繰り入れというのがかなり比重が多くなっているんじゃないかなと思うんですけど、その辺について何か見解あればお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 議員の再質問にお答えいたします。

あくまでも計画上の財源調整として扶助費などの社会保障関連経費や公共施設の更新による投資的経費等の増加に対応するため、財政調整基金繰入金で調整を行なっておりますが、扶助費の伸びも影響する普通交付税など歳入として見込めていないものもございますので、実際は基金繰入金も抑えられると考えております。ただし、この財政調整基金の減少が加速すると財政運営の安定性が損なわれる恐れがあります。将来に渡って持続可能な財政基盤を確立し、安定した財政運営を行なっていくためにも一定の基金残高を確保しておく必要があることから、引き続き事業の選択と集中などを徹底し、適正な基金残高の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） ここで1個スライド見ていただきたいんですけど、

[電子資料を示す]

- 18番(北本将幸君) これが今年度の中期財政計画における歳出の部分の計画なんですけど、一番下が収支、実質収支はプラスになるんですけど、その上が財政調整基金の取り崩しを使わなかった場合の収支で、結局全部マイナスで計画されてて、全部が財政調整基金が使われるわけじゃないと思うんですけど、5年間はマイナス計画となっています。これを結局財政調整基金で負担していくということになるんですけど、それで次のスライドを見ていただきたいんですけど、

[電子資料を示す]

- 18番(北本将幸君) これが令和6年度の中期財政計画、これ毎年見直されているんで、令和7年度、1年前と今年の財政計画で基金の推移を見たんですけど、令和6年度の見込みだと5年後には34億円ぐらひは財政調整基金は残っているという見込みだったんですけど、これが本年度の計画になると1年でやはり20億円になっているんで、ここ14億円の差が出てきています。1年の見直しで。これは計画なんですけど、あくまでもやっぱりこれが予算編成の芯になっていく計画だと思うので、貯金が14億円ぐらひ減っていくという予想がされています。財政調整基金の規模についてはよく質問が出るんですけど、市としても、恐らく標準財政規模の20%程度は持っておきたいというのがあると思うんですけど、今、玉名市の標準財政規模が185億円ぐらひだと思うんで、20%として36億円、10%としても18億円ぐらひなんで、ほぼ10%ないぐらひになっていく、令和12年度においては。こういう状況にあると思います。

もう1個見てほしいんですけど、

[電子資料を示す]

- 18番(北本将幸君) これが地方債の推移なんですけど、昨年度の財政計画では令和11年度末に268億円ぐらひに借金が減るかなと予想されてたんですけど、今年度の計画では283億円、同じ令和11年度を比較しても。ということは、借金の減りも15億円ぐらひ少なくなっているということになります。つまり令和6年度から7年度のこの財政計画、5年後の見直しでも貯金は14億円ぐらひ減るけど、借金は15億円ぐらひ減りませんですというような見通しの変化になっているということは、30億円ぐらひ1年で見通しが変わっているということで、かなりやっぱこの厳しい中期計画が出てきているんじゃないかなと思います。この計画を見る限りは、やっぱこの財政改革というのの課題がやっぱり将来に段々段々先送りされているんじゃないかなと思うんですけど、そこで最後に市長に聞きたいんですけど、この計画について、市長の見解をお伺いしたいと思います。

- 議長(西川裕文君) 市長 藏原隆浩君。

- 市長(藏原隆浩君) 北本議員の再質問にお答えします。

中期財政計画において、中期的な財政収支を推計し、将来の財政運営の健全性を確保することを目的として、毎年度公表を行なっております。議員がおっしゃってますとおりでございます。

その時々々の社会情勢を反映させており、本年度の計画では、社会保障経費や投資的経費などが増加する見込みになっております。

一方、歳入の根幹となる市税収入につきましては、大きな増加を盛り込んでおりましたが、国税の動きや企業誘致の実績を鑑みると今後波及してくるものというふうに期待しております。ですので、税収の増加を見込んではいらなくても、盛り込んでいないということで、極めて安全運転なのかなというふうに思っております。

計画期間5年間、令和8年度から令和12年度までの収支の推移から本市の行財政運営は今後においても厳しい状況が続くというふうと考えております。そのような想定の下で、市民サービスを決して低下を招くことなく将来に渡り安定した財政運営を維持する観点から一層の選択と周知による事業の見直しや縮小、限られた財源の効果的・効率的な活用を図って歳出の削減はもちろんでありますけれども、市税やふるさと納税増収に向けた取組、強化などの歳入確保に努めて持続的な財政運営を務めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） この令和7年度の計画においては、もしかしたらもっと税収増えるかもしれないけど、それは盛り込まれていないということで、良いほうに転換していくのが一番いいんですけど、実際、この6年度と7年度を比較すると7年度のほうがやっぱり悪くなっているという計画に出されているので、やっぱりそこをしっかりと改善していかないといけないんじゃないかなと思います。市長も答弁で言われましたけど、やっぱり事業の選択と集中、やっぱりしっかり事業を選択して、集中的に行なっていくということをまだまだしっかり取り組んでいかなければいけないんじゃないかなと思います。この中期財政計画というのは、最初も言ったんですけど、将来の財政運営の健全性を確保するための指標であったり、予算編成や予算執行にあたっての指針となるものなので、しっかりこの計画よりもよくなるように取り組んでいていただきたいと思います。

今回の一般質問でも多くの方がいろいろ聞いてた中で、旧庁舎跡地における子育て関連施設とか、学校給食費の無償化とか、旧中央病院跡地における複合施設などやっぱり様々な取組が市においても検討されていると思います。やっぱりこういった厳しい財政状況が続くと、それらの事業を選択することすらできなくなってくる可能性も本当あると思います。やっぱり私たち議員も含めて、職員の方みんながこの状況をしっかりと把

握した上で、財政改革にしっかり取り組んでいただきたいなと要望します。

次の質問に移ります。

[18番 北本将幸君 登壇]

○18番（北本将幸君） 次に、令和8年度の予算編成について質問いたします。

予算編成においては、市民ニーズを的確に把握し、市民サービスを向上していき、誰もが住みよい玉名を実現していくための予算編成を実施していかなければなりません。現在、玉名市においても令和8年度、来年度の予算編成が行なわれている最中であります。限られた予算の中で、時代の変化に合わせながら既存事業をしっかりと検証し、事業の廃止や縮小、併せて、新規事業の確立を効果的に行ないながら行政運営を行なっていかなければなりません。必要な予算を当初予算できちんと確保するため、選択と集中でやるべきことはしっかりやり、不要なところは削減していくといったメリハリの利いた予算編成を行なっていただきたいと思います。

そこで、まず初めに、令和8年度の予算の見通しについて質問いたします。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

[総務部長 前田弘信君 登壇]

○総務部長（前田弘信君） 議員御質問の令和8年度の予算の見通しについてお答えいたします。

令和8年度の予算編成につきましては、10月6日付けで予算編成方針を通達し、その中で本市の現状としまして少子化対策や高齢化等による社会保障関係経費、普通建設事業の実施に伴う公債費が高い水準で推移していることに加えて、長期化する原油価格、物価高騰の影響による需用費等の増加や老朽化したインフラ、公共施設の更新を多く控えている状況から、市民ニーズを的確に把握し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で予算を見積もることとしたところでございます。

各課からの予算要求につきましては、一部仮要求のものもございしますが、ひとまず要求を締め切ったところでございます。現段階での当初予算の要求状況につきましては、各事業において物価高や人件費上昇の影響も大きく、歳出予算総額で約384億円と令和7年度当初予算額371億円に比べ、非常に大きい要求額となっております。

現在、要求に対するヒアリングを行っており、これから精査していくこととなりますが、社会情勢を認識しつつ、将来に渡り持続可能な財政基盤の確立を考慮しながら予算編成を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 現在は要求段階で、これからさらに査定が進んで本格的に編成されていくと思うんですけど、384億円今要求あっているということで、実際、これ

を全部実施できればいいんだと思うんですけど、恐らくそうはいかないと思うんで、しっかり今までの事業を検証し、見直しながら予算編成、一つ一つの事業をしっかりと評価して予算立てしていただきたいと思います。

この評価については、一番最初に事務ふりかえりの結果を示したんですけど、この事務ふりかえりとして評価検証されているんですけど、それに加えて、最近は新たにこの施策単位で評価していくというのを導入されて、現在検討されていると思うんですけど、この2点目の質問なんですけど、この施策単位での評価の実施状況についてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の施策単位での評価についてお答えいたします。

本市におきましては、市民ニーズを反映した事務事業の選択と集中を実現し、限られた行政資源の有効配分を図るため、施策評価を実施しています。評価の対象となる施策の単位は、第2次玉名市総合計画後期計画に掲げる31の主要施策としており、今年度は、昨年度に引き続き、全ての部において評価を行なったところでございます。

評価を行なった施策は、各部に関連する施策のうち、事務ふりかえりにおいて評価対象となる事務事業が3事業以上ある施策を選定しており、23施策となっております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 一つ一つの事務事業の評価に加えて、このちょっと大きい目線で施策単位で評価していくという今取組されているということで、この評価もしっかりできるように今後も取り組んで、これを予算編成にやっぱ繋げていくことが重要じゃないかなと思います。

この評価は内部的な評価もあるんですけど、次の質問に行くんですけど、以前からこれ何回も質問しているんですけど、やはりこの内部的な評価じゃなくてやっぱ外部の目線もしっかり取り入れながら評価していくことが重要じゃないかなと思うんですけど、この市民目線での市民の意見を取り入れた評価というのに関しては、どう考えられているか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の市民目線での評価についてお答えいたします。

本市におきましては、前年度に実施した事務事業について、事業の必要性、有効性及び効率性の視点で評価し、見直しを行なう事務ふりかえりを実施しております。実施にあたっては、事業に対する市民の意見を的確に把握した上で評価を行なうことが重要に

なりますが、市民の意見につきましては、市民に身近な存在である所管課が事業を実施する中で把握に努めております。

また、本市のまちづくりにおける指針であり、最上位計画である総合計画の策定にあっても、各種施策の推進に対する市民の評価や意見を把握するために市民意識調査を実施し、その結果を分析し、計画策定に活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 市民の方たちの意見を聴取するには、市民意識調査とかアンケート調査とかしながら評価に繋がられていると思いますけど、ここでもう一つスライド見てほしいんですけど、

[電子資料を示す]

○18番（北本将幸君） これ八代市のホームページなんですけど、八代市は本年度市民の方々みんなにこの事務事業を評価してもらう取組を実施されています。見える市政、聞く市政の実現を目指して行政が何をやっているのか、税金をどのようなことに使っているのかを市民の方々に見える化するとともに、それぞれの事業に対する市民の皆様から評価を聞くことで優先順位や限られた財源の使い方などの見直しを行なっていきたいとのことで実施されています。

[電子資料を示す]

○18番（北本将幸君） 次、これが下のほうに行くとQRコードが書いてあるんですけど、このQRコード読み取っていくと施策を評価していけるんですけど、ちょっとやってみたんですけど、地区名とか入れないといけないみたいで、市民の方しかできないのかなということで、八代市でもやっぱこれまでも事務事業として内部の評価はやってきたけど、やはりこの市民目線での評価ができてなかったということで、事業の見直しなど繋がっていないのが現状だったともされています。実際、玉名市の事務ふりかえりでも最初に結果の表を見せたとおりに、事業の廃止・休止に至っているのはほとんどなくて、やっぱり本当の意味で見直しという評価まではいってないのかなと思います。市長も今回の一般質問の初日でしたかね、答弁で、やっぱ今後自分の政策を実現していくためには、やっぱり市民との対話が重要で、その仕組みづくりや市民との共創、共に創っていく必要があると言われていましたので、より多くの市民の方の意見を幅広く取り入れることができるような仕組みというのも作っていただいて、その声をしっかり予算に反映していただきたいと思います。

4点目の質問に移るんですけど、現在の予算の編成方法として、今までは積み立てで予算を総額幾らとなっていたと思うんですけど、昨年度から新しい方法として、この枠配分方式というのを取り入れられて実施されていると思います。この枠配分方式は、予算の

大枠を決めて、各課に振り分けて、あとはこう自主的に作ってくださいという簡単に言うとうそういう方式だと思うんですけど、この枠配分方式について、現在、どういうふうに進められているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 議員御質問の枠配分方式の検証についてお答えいたします。

枠配分予算の導入につきましては、第4次行政改革大綱に位置づけられた取組で、健全な行財政運営の推進の歳出予算の適正化として行政評価と連動する形で推進するものでございます。これまで予算編成課程において、財政部門が歳入歳出科目ごとに1件ずつ査定を行なう、いわゆる積み上げ方式により財政部門が一律の査定を行なっていたものを、枠配分の設定金額の範囲内で各部局が自らの権限と責任で予算編成する枠配分方式に変更し、財政部門がその内容に原則関与しないものでございます。

これにより、スクラップ・アンド・ビルドが徹底され、各部局の自主性と自立性が確保されることで、市民のニーズを最も反映した取捨選択による予算編成が期待されるものであります。

令和7年度当初予算編成時から一部導入しており、令和8年度当初予算も同様の方式で実施しています。人件費、扶助費、公債費の義務的経費と投資的経費、政策的経費を除いたこれまで経常的な経費としていた経費を基本に枠配分予算の対象経費としております。各部局に対しては、これら対象経費の総額ではなく、国・県、その他特定財源を用いた一般財源の額を課ごとに設定し、部内での調整機能を持たせており、枠配分予算の金額の設定につきましては、基本的に前年度の一般財源の額の範囲内としております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 枠配分方式で昨年度から新たに取り入れられて、今年度も実施していくということで、やっぱり予算の上限が設定されるんで、歳入にあった歳出規模に予算の圧縮を図ることが期待できるとともに、やっぱり各担当課、予算を振り分けられた各担当課が自分たちの責任で予算編成がしていく必要があるため、自主性と自立性が確保され、ましてやそれがコスト削減に繋がるとともに、市民ニーズを的確に反映した予算編成が期待できるんじゃないかなと思います。現在、検証しながら進められているということで、答弁にもあったんですけど、枠予算として配分するのは、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費と投資的経費、政策的経費を除いた経常的な経費、補助金とかも除いた部分になると思うんですけど、実際、さっき384億円ぐらい要求があっているということだったんですけど、その中で枠配分として予算される予算というのはどのぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 議員の再質問にお答えいたします。

令和8年度予算の枠配分額についての御質問ですが、先ほど答弁いたしましたように、一部導入ということで経常的な経費を基本としております。一般会計の枠配分額の総額は、一般財源分として12億5,559万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 今検証段階ということで12億円ということで、まだこの額を広げていくというのが大事なんじゃないかなと思いますけど、とはいえ、やっぱり玉名市においても、実際この義務的経費、人件費とか扶助費、公債費が多く占めているというのが現実だと思います。財政運営の自由度、柔軟性を判断する指標である経常収支比率も97%台となっており、高い推移で推移しているんですけど、このようなやっぱり財政構造だと、やはり自由に使える予算が非常に限られてくると思うんですけど、市として、この財政の硬直化というのはどのように認識されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 議員の再質問にお答えいたします。

経常収支比率は財政の硬直化を表す重要な指標の一つであり、市税や普通交付税といった毎年入ってくる一般財源に対して、人件費、交際費といった毎年支出する経費の割合を示すものでございます。

本市の令和6年度決算での経常収支比率は97.4%で、前年度から0.2%改善はしましたが、以前として高い比率となっております。これはほかの自治体も同様で、人件費の増加や物価高騰に伴う物件費の増加が主な要因であります。本年度より枠配分方式を導入し、経費の抑制を図ってきておりますが、一部の経費のみを対象としているため、大きな改善には至っていないのが現状です。今後も厳しい財政運営となることが予想されますが、歳入の確保や更なる経費削減等を行ない、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 経常収支比率が97.4%ということで、単純に言うと、入ってくるお金で出ていくお金がほぼ決まっている、97.4%決まっているということだと思うんですけど、やっぱ0.2%は改善したということで、やっぱり本当に財政的に厳しい状況がある中で予算編成もしていかないといけないということで、本当大変だと思います。

再質問にいくんですけど、さっき12億円枠配分で予算があるということだったんで

すけど、この12億円の各課への配分の基準とか、そういったものは何かあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますが、配分額の算定は、これまで経常的に支出していた経費を基本にしつつ、事業ごとに枠内経費と枠外経費に仕分けし、枠内経費とした分を対象経費としております。基準としましては、各課の事業ごとの対象経費の総額から国・県、その他特定財源を除いた一般財源の合計額を課単位で配分しております。

なお、課内で枠内に収まらない場合は、部内での調整を可能としています。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 経常経費なんで、今までやってきた事業に対しての予算を多分配分されてると思うんですけど、その中で、物価高騰対策とか、人件費上がっていったりとかもしていると思うんですけど、人件費は外されているんでいいと思うんですけど、実際、この枠で、経常経費で与えると思うんですけど、この予算編成ではこの物価高騰による経費も枠内で対応となっていると思うんですけど、その影響についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 議員の再質問にお答えいたします。

昨今の物価高騰や人件費の上昇によって影響が大きい経費については、社会情勢を鑑みて一部で配分額を増額している経費もありますが、増額した経費に代わる調整として、事業の内容や事務処理方法を見直すことで経費の抑制に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 物価も高騰してて、予算もかかってくるという状況の中で、予算はやっぱりこれだけしかないという中でやっぱりやっていくには、効率的にやっていくとか、仕組みを変えていくとかいろんな方法を取りながら予算削減に取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思います。この枠配分予算方式の最終的に目指す形としては、なるべく各課に多く予算を配分して、その枠内で各課でしっかりと市民ニーズに即した予算を作っていくって、課で足りないときは部内で調整して予算を作っていくということをしていくのが理想じゃないかなと思います。その中で、やっぱりしっかりその事務事業の評価、結果、ふりかえりの評価でもありますし、施策単位の評価というのをその予算にしっかり反映していかないといけないと思うんですけど、その仕組みづくり、前も課題があると言われてたんですけど、その辺についてはどう考えられているのかお

伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 議員の再質問にお答えいたします。

現在は、企画経営課で行政活動そのものの妥当性、有効性、効率性などを重要な視点に評価を行ない、行政活動の選択や改善に結び付けるためのツールとして行政評価を行なっております。この行政評価を行なっている施策単位での配分は、施策が複数の部にまたがることもあり、部ごとの配分額の調整が困難であることから、対象経費の拡充と併せて、今後の課題としているところです。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） この枠配分方式の本当、理想の形に最終的になるように検討しながら、本当進めていていただきたいなと思います。

やっぱり評価結果がしっかり予算に反映できるようにしていただきたいと思いますし、やっぱりこの384億円今要求があつて、これを全部できるようにこしたことはないと思うんですけど、結局、そこまで税収が来ないということは、その税収に見合った施策を実施していかないといけないということなんで、やっぱりそこでしっかり事業の選択、周知、みんな言っていると思うんですけど、そこをしながら効果的な予算編成に繋げていただきたいと思います。

やっぱり市として市の全体の課題に優先順位をつけて、市長が掲げる事業、市長がこれをしていきたいという事業に恐らく予算がつくと思うんで、玉名市としてどういう市を目指していくかというビジョンをしっかり持ちながら、それを枠予算にも反映しながら予算編成を進めていくとよりよい市ができるんじゃないかなと思います。その市のビジョンを描く最上位計画が総合計画になりますので、最後の質問に移りたいと思います。

[18番 北本将幸君 登壇]

○18番（北本将幸君） 最後に、第3次総合計画の策定について質問いたします。

総合計画は、本市が進むべき方向を示し、市の最上位計画として策定され、予算編成においても中心となる計画であります。現在、玉名市においては、平成29年度から来年度の令和8年度までの10年間を計画期間とする第2次玉名市総合計画に基づき、まちづくりを展開しています。この第2次計画が来年度をもって計画期間を終了することに伴い、令和9年度からを計画期間とした第3次玉名市総合計画の策定作業が現在行なわれています。計画策定にあたっては、市民ニーズを的確に捉えつつ、玉名市が抱える課題を解決し、目まぐるしく変化する社会環境にも対応できる計画づくりを進めていく必要があります。そのためにも、まずはしっかり現在の第2次総合計画の成果、課題の検証を行なうことが必要だと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員御質問の第2次総合計画の成果、課題の検証についてお答えいたします。

本市では、令和7年度及び令和8年度の2か年で第3次玉名市総合計画を策定いたしますが、策定にあたりましては、現行計画である第2次玉名市総合計画後期基本計画で策定された施策、主要施策、事務事業について、本年10月に庁内各課で評価を行ない、その成果と課題を検証し、社会情勢の変化や本市を取り巻く課題の整理を進めているところでございます。併せて、市の施策全般に渡る市民の皆様の評価や意見などを把握し、今後の施策の立案や推進に生かしていくために本年9月に市民3,000人を対象とした市民意識調査を実施し、1,261人から回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） やっぱりこの第2次総合計画前期5年、後期5年の10年間の取組だと思うんですけど、その評価をしっかり総括して行なって第3次総合計画に繋げていくことが必要だと思います。アンケート調査されて、1,261人から集まったということで、検証されてるということなんで、しっかり評価、課題であったり、良かったところであったり検証しながら第3次に繋げていただけないかと思います。

2点目の質問にいくんですけど、玉名市においては、この総合計画が最上位にあるんですけど、計画。このほかにも様々な計画があります。その一つに総合戦略があります。現在は玉名市デジタル田園都市構想総合戦略となっていますけど、これは玉名市人口ビジョンにおいて示す将来展望を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法により、玉名市におけるまち・ひと・しごとの創生を一体的に取り組むため、現在計画期間を令和9年度までとして目標や具体的な施策をまとめて取り組まれています。

しかし、一方で、この総合戦略に掲げる各取組も多分野にまたがっていて、総合計画に位置づけられた目標と重複する部分も多いため、この総合計画と総合戦略を一体化する動きもありますが、この一体化についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の総合戦略との一体化についてお答えいたします。

人口減少対策や地方創生の取組を位置づける計画である総合戦略ですが、国では地方創生2.0の基本構想が令和7年6月13日に閣議決定され、これまでの人口減少に歯止めをかける考え方から、人口減少と向き合いながら活力ある地域づくりへと方針の転換がなされております。

その内容を踏まえますと。本市で策定しております総合戦略におきましても今後対象となる施策はさらに横断的で広範囲となることが想定されます。

また、総合計画と総合戦略は整合性を確保する必要があり、そのため、内容が重複している部分があり、策定作業や進捗管理など共通する作業も多く、別々に実施する場合には業務量の増に繋がっております。

よって、本市の総合戦略を1年前倒しして終了し、次期総合戦略を第3次玉名市総合計画へ包含することといたしました。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 総合戦略を令和9年度までなんですけど、1年前倒しして、総合計画に盛り込むということだと思んですけど、やっぱりこの大きな計画が別々に今まで作られてて、別々に評価もして、会議体も別々にあってるのが現状だったと思んですけど、やっぱり私も計画はなるべく少ないほうがいいと思んですけど、そうじゃないと似たような計画が何個もあるとどれを基に進めていっているのかというのがやっぱり曖昧になってくるので、今回、総合戦略も盛り込むということなんで、やっぱりしっかりとしたこの第3次の総合計画を策定して、柱をしっかりとしておくことが重要になるんじゃないかなと思います。

この総合戦略のほかにもう一つ大きなこの市の指針となるものがやっぱり市長の公約というのがあると思んですけど、3点目の質問になるんですけど、これは計画じゃないんですけど、市長の公約も含めて、こんな玉名市であってほしいと願う多くの市民の意見や希望を基に、玉名市においては、10年後の将来像をまとめた笑顔つくる10年ビジョンを策定し、最終目標である市民の笑顔が人呼び込むまちの実現を目指して10年ビジョンとしていろんな取組を進められていると思んですけど、この10年ビジョンもしっかりこの総合計画と連携しておく必要があると思んですけど、その辺についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の笑顔をつくる10年ビジョンとの連携についてお答えいたします。

笑顔をつくる10年ビジョンは、市民の皆様の意見や希望をもとに市長の思いなどを盛り込み、本市の10年後の目指す姿を市民にお示しし、共有しながらその実現に向けて取り組んでいくためのものがございます。笑顔をつくる10年ビジョンとの連携につきましては、第3次玉名市総合計画より計画期間を基本構想を8年間、前期・後期の各基本計画を市長の任期に合わせて、各4年間とし、併せて、市長任期から次期計画開始までの1年半を策定期間として確保することで、市長の思いや10年ビジョンの内容を

次期総合計画に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 今答弁でもあったように、今回、総合計画の計画期間を10年から8年に変更するというので、私も以前も一般質問でも8年にしたらどうかと言っていたんですけど、やはりこれは本当に市長の任期の4年4年の8年でしたほうが、本当市長の公約と総合計画がしっかり連動できるんでいいと思います。1年半の検討期間もあって、しっかりこの総合計画、公約が連携できるような体制を作ることだったので、本当にいいと思います。

今回、本当総合計画、総合戦略、市長の公約、10年ビジョンという市の大きな方向性を決めるものが一つガチッと作られていくということなんで、そこをしっかりと今後進めていただきたいなと思います。会議体においても総合計画の審議会と総合戦略会議と今2つあって、並行して会議進められていると思うんですけど、この会議体においても、しっかりこの総合計画が評価できるような体制を取っていただきたいと思いますし、総合戦略においては、KPIという指標で評価していると思うんですけど、しっかりその目標値も定めて評価できるような計画を作っていただきたいなと思います。

4つ目なんですけど、このまちなか未来図との連携なんですけど、やっぱり今、まちなかランドデザインということで、市の中心部を対象に玉名を活気あるまちにしていこうということで、まちづくりの指針としてこのまちなか未来図が作られていると思いますけど、これに本当大きな事業が多数控えていると思うんですけど、このまちなか未来図との連携についてはどう考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問のまちなか未来図との連携についてお答えいたします。

今年3月に策定されましたまちなか未来図を着実に推進するため、市民、民間事業者、行政が一体となって官民連携のもと進めていく必要がございます。また、まちなかの交流、賑わいによる活性化は、まち全体の魅力向上に不可欠であり、賑わいの創出と多様な機能集積を図ることで市全体の持続的な活性化に繋げていかなければならないと考えております。

このように、まちなか未来図の考え方は、市全体のまちづくりの指針となる総合計画にも包含すべき内容であることから、第3次玉名市総合計画にはまちなか未来図の内容を盛り込んで強力に推進を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） もう本当この総合計画を進めていけば、本当にいい市ができるという計画を第3次計画で本当作っていただきたいなと思います。

そのよりよい計画となるためには、この最後の質問、5点目の質問なんですけど、やっぱり市民の方たちの意見をしっかり反映していくということが重要になると思います。先ほどアンケート意識調査されたということだったんですけど、それ以外にもしっかり市民の意見を聞いて、それを反映していくことが大事だと思うんですけど、それに対する取組をお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の市民の意見反映についてお答えいたします。

市民3,000人を対象とした従来の市民意識調査のほかより多くの方からの意見をいただくため、どなたでも参加可能な市公式LINEを活用したアンケートも今回より併せて実施しました。

また、本年9月から10月にかけて、市民の皆様のみちづくりに対する思いをお聞きするため、市民を対象としたワークショップの開催やまちづくり意見ボードを公共施設や玉名駅、商業施設の一角に設置するなど、幅広く市民の意見の聴取に努めてきたところです。

第3次玉名市総合計画の策定においては、市民の皆様よりいただいた意見を踏まえ、市民ニーズを反映した計画となるよう勧めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 北本将幸君。

○18番（北本将幸君） 市民の方々の意見の収集として、公式LINEを使ったアンケート調査であったり、ワークショップであったり、意見ボードも公共施設において意見聴取をされたということで、やっぱり公式LINEもかなりの人数が2万人以上もう登録されているということで、やっぱりこういう手段、様々な手段持ちながらやっぱり幅広い世代にアプローチして、多くの意見を収集していくことが大事じゃないかなと思います。

今回、いろいろ再質問しようかなと思ってたんですけど、職員の人たちがこれもしてます、これもしてますって、本当幅広い意見を聴取されてたんで、本当第2次のとくと比べるとかなり今回は多くの意見を聞いていろいろこの情報というか、が集まっているんじゃないかなと思います。今後も恐らくワークショップされたりとかもあると思うんで、さらにこの意見がしっかり聞けるような取組を実施していったらよりよい本当計画ができるんじゃないかなと思います。この意見聴取については、本当たくさんいろいろされてたなと思って、よかったなと思います。

八代、さっき評価の部分もあったんですけど、八代市でもこの総合計画に対する意見聴取をしているということで、市民全員対象にして意見聴取されています。やっぱり本当人口減少進んで、やっぱり少子化対策であったり、子ども真ん中社会の実現も叫ばれています。その中で、老朽化していくインフラであったり、公共施設、それを維持管理しないといけないという問題であったり、空き家の問題であったり、地域公共交通の問題であったり、本当いろんな課題が山積していると思います。その課題に対して、市民の方たちの意見をしっかり聞いて、市政に対して多くの市民の方々にやっぱり関わりを持ってもらうことで子どもから高齢者まで各世代のニーズや思いを的確に捉えることができて、今後の将来のまちづくりの方向性をしっかり決めた最上位計画、第3次玉名市総合計画になるように策定していただきたいなと思います。

今回、中期財政計画、令和8年度予算編成、第3次総合計画の策定の3点について質問させていただきましたが、長期的に将来の玉名市像を描くのがこの最上位計画である総合計画であります。第3次総合計画においては、目指すべき8年後の姿を明確にしながらしっかりと課題解決できる計画を策定していかなければなりません。そして、それを実現していくための財政計画が中期財政計画であります。現時点でかなり厳しい現実が予想されていますが、財政調整基金にも取り崩しがなかなかできない限界のところまでできていると思いますけど、この財政改革についてもやっぱり先延ばしにしないで、今行政運営に関わっている私たち全員が今一度財政運営について真剣に考え、その中で10年先、20年先を見据えながら持続可能な財政基盤を構築していかなければならないと思います。

そして、毎年度の予算編成においても各事業本当に厳しい面を持ちながら評価し、幅広い声を聞きながら予算編成を行ない、その1年1年を積み重ねていくことにより、8年後の未来が明るいものになると思います。今年度の予算状況も含め、現状を見つめなおし、玉名市一丸となって活気ある玉名市を目指していただきたいと要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 田中美鈴さん。

[7番 田中美鈴さん 登壇]

○7番（田中美鈴さん） こんにちは。7番、新生クラブの田中美鈴です。どうぞよろしくお願ひいたします。

この度は、10月の選挙におきまして市民の皆様から温かい御支援をいただきまして、こうしてここに立たせていただきますことを本当に心より深く感謝をいたします。

そして、先日、同級生である浜田議員が本当に御逝去されたことをです、もう心からお悔やみ申し上げます。彼の思いを受け継ぎ、精一杯努めていかなければいけないと強く感じております。

さて、私は今年の3月まで学校で養護教諭をしておりました。自分も他の人の体、命を大切に、自部らしく共に生きていく力を育む性教育をはじめ、命を育む食育など大切に伝えてきました。保健室では元気いっばいの子どもたちだけではなく、様々に悩みを抱えて登校できない子どもたちとたくさん出会ってきました。また、その子どもたちをどう支えたらよいかと不安を抱えながらも一生懸命に向き合う保護者の方々とも出会えたことに感謝をしています。

その数か月後、病院に私は勤務をさせていただきました。心に悩みを抱えた高齢者の方々とも関わる中で、心身の健康と日々の暮らしが深く結びついていることを実感し、誰もが幸せに生きていける社会を作りたいという思いをより強くしました。私たちの命は多様であり、一人一人がかけがえのない存在、その思いを胸に市民の皆様のお声を真摯に受け止め、市政に確かに届けていきたいと思ひます。

これからともに市民のために働く者の一人として、必要なことはしっかり申し上げ、改善すべき点を提案をし、前向きに取り組んでまいります。まだ不慣れな点もございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従ひまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく2点について質問をいたします。1点目は、不登校の状況とその支援体制の拡充について、2点目は、性教育及び子育て支援についてという流れで行ないます。

全国的に不登校の人数は過去最多を更新し、2021年が24万4,940人、さらに昨年は35万3,970人と3年間で約10万人も増えるという急激な増加を続けています。この傾向は本市でも例外ではないと感じています。学校に行けない子どもたち、保護者を含め、今こそ市や地域の力を合わせた包括的な支援の強化が求められていると思ひます。

これらを踏まえて、次を質問します。

本市における不登校、長期欠席者、不登校傾向児童生徒の人数とその理由、校内外で対応内容についての現状を教えてください。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

[教育部長 西原正信君 登壇]

○教育部長（西原正信君） 田中議員御質問の小中学校における不登校及び長期欠席者に関する現状についてお答えいたします。

令和7年10月31日時点で欠席30日以上長期欠席者は小学校で36名、中学校で90名となっております。その内、病気、経済的理由等を除く不登校につきましては、小学校で34名、中学校で35名となっております。また、30日以上長期欠席者以外に学校には登校しているが教室外で過ごす児童生徒数は、小学校で17名、中学校で47名となっております。教室外で過ごす児童生徒の居場所につきましては、小学校では保健室、中学校では適用指導教室が最も多くなっており、また、学校外の居場所としては、本市の教育支援センターでありますタマにゃん教室や地域のフリースクール等が利用されております。特にタマにゃん教室につきましては、10月31日時点での利用登録者数は小学校が23名、中学校が22名で、1日平均利用者数は小学校で6名程度、中学校が3名程度となっております。活動の内容としましては、常駐している3名の指導員のもと、それぞれのペースで教科の学習を取り組んだり、軽スポーツや近隣の散策、調理などをしたりして過ごしております。

また、タマにゃん教室を含め、現在、本市の児童生徒が利用しております地域のフリースクール等につきましては、文科省通知にあります出席扱いの要件を満たしますと当該児童生徒の学校長が判断した上で全て出席扱いとなっております。

本市の不登校児童生徒数は数値的には小学校で増加傾向、中学校ではここ数年ほぼ横ばいという状況でございます。引き続き、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田中美鈴さん。

○7番（田中美鈴さん） 不登校等の人数とその内訳、さらに子どもたちの居場所について幾つか御説明をいただきました。年間30日以上欠席をしている児童生徒が今年度合計126人とのことでした。さらに、学校には登校しているものの教室ではなく別室や保健室など教室外で過ごしている児童生徒が小中学校合わせて64人いるということです。つまり、合計で190人の子どもたちが今教室にいないという状況にあるということです。

私自身が養護教諭として勤務をしていた際に欠席日数は少なくとも友人関係の悩み、両親、家庭の不安、授業理解の困難など様々な理由で保健室に来て1日を過ごす子どもたちがおりました。こうした潜在的な不登校の子どもたちへの支援も必要だと感じています。

また、子どもたちの居場所づくりについては、先生方が可能な限り適用指導教室や別

室、保健室などを活用し柔軟に対応してくださっていることも十分に理解をしております。

以前はようやく登校できるようになっても出席日数の不足により高校進学が難しくなるケースも見られました。しかし現在では、文部科学省の通知に基づき、一定の要件を満たせば校長判断で登校扱いとして認められるようになっており、子どもたちにとっては大きな支えとなっています。この点については非常にありがたく思っています。

また、タマにゃん教室の活動内容やフリースクールについてお示しをいただきました。では、これを踏まえて、今後の教室外登校児童生徒への支援体制の拡充について質問いたします。

現在、学校内、また玉名市が運営するタマにゃん教室でのICTの活用状況と日々の活用内容についてお示してください。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 議員御質問の教室外登校児童生徒への支援体制の拡充についてお答えいたします。

まず、学校内における適応指導教室を含めた教室外での支援につきましては、小中学校ともに適応指導教室指導員や特別支援教育支援員を中心に対応し、場合によっては管理職や養護教諭、空き時間の教諭等で対応いたしております。

活動の状況としましては、それぞれの児童生徒の実態に合わせて教科の学習や自主学習、支援者との対話等が行なわれております。教室外では、特に本市で導入いたしております1人1台タブレット端末でのeライブラリーやロイロノートといったタブレット内蔵の学習支援、事業支援アプリが多く活用されております。

一方で、教室での授業を教室外の児童生徒に配信するいわゆるオンライン授業配信につきましては、実施している学校は少ない状況でございます。

次に、学校外における支援でありますタマにゃん教室の状況でございますが、タマにゃん教室は子どもたちが元気を取り戻す場所として平成29年に設置し、週1回、午前中のみ開設し、令和3年度から週2回、午前中にも開設しておりましたが、現在は月曜日から金曜日までの週5回、午前9時半から午後3時までと段階的に拡充してまいりました。今年度は指導員1名を増員し、常時3名の指導員で対応できるようにしたところでございます。利用している児童生徒の通室方法としましては、保護者の送迎が大半ですが、日によっては、徒歩や自転車で通室してくる児童生徒もおります。また、社会福祉協議会のファミリーサポートセンターを利用されている御家庭もございます。

昼食につきましては、タマにゃん教室では提供しておりませんので児童生徒それぞれで家庭から弁当を持ってきたり、学校に給食を食べに行くこともございます。本市としましては、タマにゃん教室で給食を食べることができるようになると利用している児童

生徒が学校への登校する回数が減少することを懸念しており、何よりタマにゃん教室の開室時間が決まっておりますが、児童生徒の登校時間は本人の体調にあわせてまちまちであったり、登校日も不定期ですので、昼食の提供が計画できないこともあり、現在のところ給食の提供は考えておりません。

今後もタマにゃん教室は、できる限り多くの児童生徒が活躍できる居場所にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田中美鈴さん。

○7番（田中美鈴さん） 詳細に御回答いただきました。

子どもたち一人一人の実態に応じて教科の学習や自主学習が行なわれており、その中でeライブラリーなどタブレットも活用しているということでもよかったですでしょうか。

しかし、コロナ禍で整備された1人1台タブレットで当時は実施されていたであろうオンライン授業が現在はほとんど活用されていない状況であることも分かりました。学校内であれば教科の先生方がおられますので、子どもたちが教えてくださいと声をかければ十分に学習のフォローが可能だとは思いますが。

先日、タマにゃん教室を見学させていただきました。現在、5名の先生方が毎日3名ずつ交代で担当されており、大変丁寧に御対応いただいていることを実感いたしました。一方で、専門外の教科を教えることが難しいというお声もいただきました。

そこで、担任の先生方の授業をオンラインでつなげていただけると子どもたちは教室の生の授業に参加することが可能になります。前任校では、コロナ以降も登校できない子どもの机に先生のタブレットを置き、授業を配信し、班活動のときも子どもたちお互いがですね、話し合ったりできるようにしてありました。子どもたちにとってはまるでここにいる感覚で一緒に学ぶことができていました。ただ、45分から50分の授業を終え、別室にいる子どもたち、学校外にいる子どもたちにタブレットをつないでオンライン授業を提供することはICTに執着した先生でなければ大変な負担となります。次の授業に食い込んでほかの子どもたちもしばらく待っているというのも何回も見かけたことがあります。

これらのことを考えると、オンライン授業の配信は助かるということですが、つなぐのはとても難しい。そこで1点目なんですけど、常時、学校にお一人ICTの支援員の先生の配置を要求したいと思います。教室にいなくてもタブレットを活用することで先生方が登校していない子どもと話をし、相談を受けやすくなったり、不登校の早期解消につながるのではないのでしょうか。支援員の配置により、さらにICTの活用が進むことを期待します。

写真をお願いします。

[電子資料を示す]

○7番(田中美鈴さん) タマにゃん教室は幅広い年代、小学校から中学校の子どもたちが活用しています。思春期の子どもと小学生と一緒に学習し、過ごすことが難しいというときもあるようです。現在は126人のうち10名ほどの利用となっていますけれども、15人も通室すると3名の先生方では足りないというお話も聞きました。ぜひ職員増員の検討もお願いしたいと思います。

3点目に、子どもたちが安心して過ごすための、例えば、衝立とか、今ここのお部屋を見ていただくと分かると思いますけれども、子どもたちがあそこに何人か小学生座っていて、2テーブルあるんですけども、衝立のないことでなかなかやっぱり集中ができなかったりとかということも聞きました。学校と似た環境で学習することを考えるとテレビなどの教具等も必要だという御意見もありました。これについても検討をお願いしたいと思います。

4点目、タマにゃん教室の通室について。タマにゃん教室の通室は自力か保護者の送迎が主となっていますけれども、欠席の理由にもあるように、保護者の経済的理由から登校する意欲が出ない子もいます。急激な物価高、給料が上がらない、子どもの貧困が叫ばれる中、保護者の負担はできるだけ減らす方向を探さなければなりません。送迎でファミサポを利用するとしても、往復1,200円、10日通えば1万2,000円ということになります。利用料の補助を要求したいのですが、先日もありましたように、ファミサポの会員はおられても送迎の時間等は利用がしづらいという実態もあります。玉名市周辺部の子どもたちが通えるように送迎バスの運行、または利用料の補助についても検討をお願いします。

5点目、給食についてです。不登校の子どもたちは夜起きて昼間は寝ているなど、生活リズムが崩れやすく、ネグレクト傾向の場合もあり、1日に1食から2食ぐらいしか食べていない子どもたちもいます。いろんな課題があって登校ができない子どもたちです。早く学校に戻って教室で食べるようになってもらいたいという気持ちは分かります。私もそう思っていることもありました。しかし、戻れない子どもたちもいます。せめて1食ぐらいは栄養の揃ったものを食べさせたい。本当にラーメンだけを食べてるとか、お菓子を食べてるとか、そういう子どもたちもいました。タマにゃん教室の先生方もこれを希望なさっておられました。給食の無償化という点で、どの子にも栄養のあるものを食べさせたいという玉名市の思いからしていただけることだと思います。タマにゃん教室でも給食提供の前向きな検討をお願いしたいと思います。

この点につきましては、市長の御意見も伺えればと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長(西川裕文君) 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 田中議員の再質問、タマにゃん教室においての給食の提供の部分でよろしいですか。

先ほど一括して部長のほうからの答弁をさせていただいておりますけれども、やはりタマにゃん教室において登校される児童生徒さん方が登校時間がまちまちであること。それから、登校が不定期であって、提供する数というものが確定しづらいということ。当然そうなってきましたとフードロスの観点にも及んでくるかというふうに思います。もう一つに、給食の配送の問題、そういった課題、問題をクリアできるのであれば、当然のことながら給食を食べてもらいたいという思いはものすごくあります。といいますのも、先ほど田中議員がおっしゃったように、なかなか栄養を補給できない子どもたちというんですかね、朝は食わずに学校に来る子がやっぱりいますし、夜はコンビニのお弁当を食べている子もいますし、先ほど言ったカップラーメンだったりする子もいますし、お昼の給食こそその子が健康に育っていく唯一の栄養素として考えるならばなおさら給食を食べてもらいたいというふうに思っています。

ただ、先ほど申し上げたとおり、そういった課題を解決に導くことができるならばぜひとも給食を提供させていただきたいと思っておりますので、そこは改題解決に向けて検討させてください。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田中美鈴さん。

○7番（田中美鈴さん） ありがとうございます。

初日の質問にも出てきたと思いますけれども、地域の子どもたちが地域の中で育つということは本当にとっても大事なことだと思います。給食のことも本当に考えていただいて、検討していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

タマにゃん教室が旧玉名市の中心部に位置している。保護者の負担を減らし、子どもたちの通いやすさ、座学だけではなく、運動したり、外活動をしたり、活動の内容を学校に近づけることを考えれば、地域の公民館等を利用してはどうかと思います。活動を推進するお考えがありますでしょうか。

○議長（西川裕文君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 議員の再質問にお答えいたします。

公民館等地域施設の活用推進につきましては、現在、本市におきましては、不登校児童生徒が利用できる教育支援センターは、市文化センター内に設置しておりますタマにゃん教室と学校へは登校できるが教室で授業を受けることが難しい児童生徒が利用する適応教室を市内6つの中学校と築山小学校に設置をしております。適応指導教室は、不登校の兆候が見られる児童生徒や不登校から学校復帰の段階にある児童生徒にとりましては、元気を取り戻す場所であるとも考えております。自分のペースで学習や生活がで

きる環境により、学習の遅れやそれに伴う不安が解消され、学校での学習や生活への意欲を早期に回復しやすい効果が期待されるところであります。そこで、令和8年度、来年度にはさらに玉名町小学校にも開設をしたいと考えております。

タマにゃん教室への利用登録者も年々増加をしております、10月31日時点で、玉名中学校区が32名、玉南中学校区が1名、玉稜中学校区が2名、有明中学校区が2名、岱明中学校区が6名、天水中学校区が2名、計45名の児童生徒が登録しているところです。登録者の増加に伴いまして、開室日数、開室時間を拡充をしまして、既に指導員も増員をして対応をしております。

また、文化センターの2つの教室で不足する場合は、予約が入っていない研修室等も臨時的に利用をしているところでもあります。他の公共施設等地域施設の活用推進につきましては、新たな拠点を設けることになりますと、さらに指導員の配置や施設等の環境整備が必要となるなど課題はありますが、今後の利用者数の状況を見ながら必要性について見極めながら判断してまいりたいと考えております。不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自分の進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すものであると捉えておりますので、玉名市教育委員会といたしまして、支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田中美鈴さん。

○7番（田中美鈴さん） 支援体制の充実を図っていきますということで御答弁いただき、本当にありがとうございます。

学校の中に適応指導教室が整備されていることは、本当に意義があることだと思えます。何より子どもたちにとって学校も本当に大切な場所です。一方で、家に閉じこもりがち子どもたちが地域の人たちとゆっくり関わって、温かく受け止めてもらえることで生きる力を取り戻し、進学し、就職し、立派な社会人になったケースもあります。信頼できる地域の方々と連携し、公民館や体育館など既存の施設を活用できれば子どもたちが安心して歩いて通える新たな居場所がつかれると思います。地域の方々、ときには学校の友達ともふれあい、繋がりや安心が積み重なって心が元気になってきたときは、また学校に戻ることができる。そのような不登校支援の形が玉名市でも広がることを期待して、この項を終わります。

[7番 田中美鈴さん 登壇]

○7番（田中美鈴さん） 次に、子どもが自分らしく幸せに生きていくための子どもの権利と健康を守る視点から学校での性教育と玉名市の子育て支援について伺います。

子どもたちの未来を守ることは、同時に、子育て世代を力強く支えることにも繋がります。

また、文部科学省は、これまでも計画がありましたが、令和3年度に幼児期から高校生までを対象とした命の安全教育という教材と指導の手引きを公表しました。

また、男女共同参画社会基本法は、平成11年に施行され、性に関する教育や人権意識の醸成は、私たちの暮らしに深く根付く重要な施策として位置づけられています。性に関する正しい知識を学び、自分を大切に思う自尊感情や自己肯定感を育むことは望まない妊娠や性被害の防止に止まらず、一人一人の違いを認め、多様性と人権を尊重しあう社会づくりの土台となるものです。

1点目の学校における性教育について。近年、子どもたちは幼児期からゲームやスマホなどを通してネットに触れ、低学年でも過激な性情報に出会いやすい状態になっています。NHKのあさイチでも幼い頃から刺激的な動画に触れ続け、性加害を止められなかった子どもたちの事例が紹介されていました。大人は教えてくれないと、誤った性情報をそのままのみにしてしまう危険性は確実に広がっています。男女共同参画社会基本法が成立し、性別役割分業が当たり前というのがだいぶ払拭されてきたと思います。学校では、平成10年頃から男女混合名簿も導入されました。それは男子が先、女子が後という序列意識や性別で役割を分ける習慣が子どもの意識に刷り込まれることを防ぐための取組です。私は、男女別名簿は、無意識のジェンダー差別を再生産する仕組みであり、必要以上に分けてはならないと考えています。子どもたちが正しい知識を持ち、誰もが尊重される環境で育つためには、学校での性に関する指導、そして、家庭や地域と連携した子育て支援の充実が不可欠であると考えています。

まず、小中学校における男女混合名簿の実施状況、それから、学校数ではなく、在籍児童生徒数からその結果をお示しいただきたいと思います。

また、実施できていない場合は、その理由についてもお示しくください。

性教育の現状ということでよろしくお願いいたします。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

[教育部長 西原正信君 登壇]

○教育部長（西原正信君） 議員御質問の学校における性教育の中の男女混合名簿を導入していない割合と、男女混合名簿を導入していない理由についてお答えいたします。

まず、男女混合名簿を導入していない割合につきまして調査をしましたところ、令和7年5月1日現在、全小中学校児童生徒数4,718名に対しまして、男女混合名簿を導入していない学校の児童生徒数は678名であり、男女混合名簿を導入していない割合が約14%となっております。

次に、男女混合名簿を導入していない理由についてお答えいたします。

男女混合名簿を導入していない理由を確認しましたところ、健康診断後の事務処理に時間がかかり、労力が大きくなることからということでございました。健康診断は男女

別に実施する必要があり、実施したあとの記録を入力するときに男女混合であると作業が煩雑になるからという理由から導入していないとのことでした。

教育委員会といたしましては、男女を区別せず、序列をつけない男女混合名簿は、子どもたちの男女平等意識の育成、そして、ニュートラルな性の児童生徒の尊重のため重要であると認識いたしております。今後は、男女混合名簿を採用した際の児童生徒への利点を伝えながら、導入に向けて働きかけるとともに、各学校で包括的性教育が行なわれていくよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田中美鈴さん。

○7番（田中美鈴さん） 御答弁いただきました。

本市全体では男女混合名簿の実施が約14%に止まっているという御説明でしたが、特に中学校においては、未実施の生徒数が割合的に40%を超えているという計算になるかと思えます。思春期の子どもたちにとって名簿の並び方は日常的に触れるものであり、社会的性と言われるジェンダー意識の形成にも影響を与えます。玉名市の半分近い中学生が依然として男女別名簿の環境に置かれているという事実は、決して小さな影響ではなく、将来の職業選択や家族のありよう、生き方にも影響をする可能性があります。

また、混合名簿を実施していない理由として、健康診断の事務処理が上げられましたけれども、現在は校務支援システムが市内に導入をされていると思います。混合名簿の議論になったときに、私もよく聞かれていました。養護の先生が大変でしょうというふうに言われるんですけども、20年前でも私はエクセルなどを使って十分に対応ができていました。事務処理の効率というよりも学校という場で子どもたちの無意識に刷り込まれるジェンダーバイアスのほうがはるかに重大な問題だと考えています。私たちの世代は男子が先、女子は後、家事は女性、子育てや介護も女性、そうした価値観の中で育ってきました。社会は男女半々なのに、その結果がどのような場でも男女比に影響をしているんじゃないかと思えます。この場もどうでしょうか。私たちは男性女性というだけで区別はできません。今日も新聞に載っていましたが、男女混合名簿については、人権尊重の視点からも導入に向けて早急に働きかけをお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

ユネスコ国際連合教育科学文化機関が示す国際基準包括的性教育という考え方があります。これは世界の標準とされ、人間関係、価値観、人権、ジェンダー、暴力、安全など体系的に教えることを求めています。そして、今ネット社会に生きる子どもたちを守るためにも児童生徒の発達段階に応じた計画策定を支援するものとされ、家庭、地域と連携した子育て支援の充実が不可欠だと考えます。

これらを踏まえまして、再質問です。

各小中学校で行なわれている性教育の授業時間数と外部講師依頼の現状についてお示しください。

○議長（西川裕文君） 教育部長 西原正信君。

○教育部長（西原正信君） 田中議員再質問の性教育、性に関する指導の現状についてお答えいたします。

まず、本市の小中学校における性に関する指導の時間数は、基本的に2時間から4時間で取り扱っております。中には10時間以上取り組んでいる学校もございます。なお、全く実施していない学校はございません。

次に、性に関する指導における外部講師の活用状況につきましては、中学校で外部講師を活用して学習しておりますが、小学校では少ない状況でございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田中美鈴さん。

○7番（田中美鈴さん） 計画の主な内容について御説明いただきました。

私自身が養護教諭として性教育を担当してきましたが、最低限の内容でも各学年3時間は必要だと感じてきました。ところが、同じ玉名市内でも学校間で指導時間に大きな差があります。子どもたちのために丁寧に計画され、時間をしっかり確保している学校はそのまま継続をして、時間数の少ない学校については、指導が十分か再検討が必要だと考えます。

また、教職員不足の中で先生方が専門的な性教育を準備、そして実施をすることは大きな負担となっているのではないのでしょうか。国や県も、そして助産師の皆さんも今積極的に包括的性教育を進めているにも関わらず、玉名市では学校の予算不足で外部講師を活用できない状況があるという声もお聞きしました。子どもたちが本来受けるべき学びを保証する仕組みが必要だと考えます。

他の市町村の取組をみると、例えば、神戸市で市が主体となり、助産師と連携した思春期性教育を中学校で実施されています。熊本市では、独自の指導計画を策定し、推進委員会を設置、小学校5年から中学生まで計画的に助産師による授業が行なわれています。

こうした例を踏まえまして、本市でも市としての指導計画を策定し、玉名市のどこに住んでいても同じ水準の性教育が受けられる体制づくりを強く希望いたします。

また、中学校から授業内容を整え、性被害、妊娠、出産、性感染症、多様な性など外部講師と連携して授業を進められるよう予算を計上し、玉名市委託事業として検討していただきたいと思っています。

それでは、次の質問に移ります。

全国的に出生率が低い中、本市においても平成27年は539人、令和5年度は35

0人ほどで10年間に200人近い減少となっております。少子化に歯止めがかかっていない状態です。原因は何なのでしょう。この数か月、市民の方から子育て支援の充実についていろんな御意見をいただきました。その中で、今回は出産に関わる、特に産後ケアを取り上げて質問をいたします。

20年ほど前までは産婦人科に毎月定期健診を受け、母親・両親学級があり、食事の仕方や出産後の準備を教えてもらいながら出産後は1週間ほど入院をしていました。しかし、特にコロナ以降、母親・両親学級などが減り、出産後の入院期間も4日と非常に短くなっています。理由の一つに、産院が地域で集約化され、玉名地域では1か所だけです。多くの妊婦さんは熊本市内の病院に通院をされています。その病院では、月に300件を超える出産数ですが、母親学級は十数名しか受けられないと聞きました。遠くて通えない状況です。さらに、地域に産院がないということは、妊産婦の体や出産にまつわることを教えてくれる助産師もいないということになります。妊産婦の心身はホルモンに影響され、変化はとて大きくなります。出産後は母乳を作ろうとします。母乳をあげられると子宮の収縮は早くなりますが、母乳をあげたいけれどもすぐには出ない。そういつているうちに乳腺炎を起こして母乳育児を断念するということが多くなっているようです。泣いている赤ちゃんの世話で眠れない、体と心が休まらない、頼める人もいない、どうしたらいいか分からない、産後うつも多くなります。

そこで、玉名市の産後ケア制度の利用状況とその利用率向上の取組についてお尋ねをします。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 田中議員の御質問の子育て支援の産後ケア事業についてお答えをいたします。

保健センターにおいて令和4年から産後の母親の育児指導や心身のケア、授乳指導等を行なう産後ケア事業を実施しております。内容として、委託医療機関で実施する宿泊型とデイサービス型、委託助産師が実施する居宅訪問型の3つがあり、課税世帯の自己負担額については、宿泊型が1泊6,000円、デイサービス型は6時間程度の利用で2,400円、居宅訪問型については1,000円としており、非課税世帯及び生活保護世帯についての自己負担はございません。

また、居宅訪問型の助産師に支払う委託料としては、1回5,000円でございます。利用件数につきましては、令和6年度が宿泊型が19泊、デイサービス型が8回、居宅訪問型が42回でございます。令和7年度につきましては、11月末日の時点で、宿泊型が11泊、デイサービス型が10回、居宅訪問型が64回と利用件数が昨年度より増加をしております。

議員御指摘の自己負担額と委託助産師への委託料については、事業開始にあたって近

隣自治体の状況を踏まえ、設定した費用でございます。そのため、若干の違いはあるものの大幅な違いはないと認識をしております。しかしながら、今後の社会情勢や近隣自治体の動向を確認しながら費用を検討してまいりたいと思っております。

次に、LINE申請項目についてですが、併用しております紙の申請書の内容と同様で、これは本市の産後ケア事業実施要項に記載の様式となっております。今後、利用者アンケートの意見を参考にして必要に応じ、様式の見直しを検討してまいります。

最後に、産後ケア利用の継続支援についてでございますが、利用申請時に電話等での聞き取りを行ない、母親の育児上の心配事や課題、必要な支援について保健センター内で協議をしております。産後ケア利用後は、電話等でその後の状況を把握し、必要ときは利用できるサービスを案内したり、関係機関において継続的な見守りができるよう連携を図っております。

また、本市では、令和6年4月から子ども家庭センターを設置したことで支援に携わる関係機関が増えつつあります。今後も支援を通じて、関係機関との連携が密になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田中美鈴さん。

○7番（田中美鈴さん） 御答弁いただきありがとうございます。

私の中で子育てはとても楽しかったという思い出はあります。しかし、今回の質問をするにあたって、自分自身も育休中はとてもブルーだったなど記憶がよみがえりました。出産後、実家に帰って相談する親がおられる方は随分楽かなとは思いますが、近年は60から70代もお仕事をされて、勤めておられる方も多いので、若い子育て世代にとっては頼る人がいなくて大変な時代だと言えます。

まず、利用者件数を見ていきます。昨年度の出産数が350件ほどあると思いますが、宿泊19日、デイサービス8回ということで、居宅型にしても64回とお聞きしたかと思えます。6、7人に1人程度、また1人が何回か使われると考えると、もっと割合が減るのではないのでしょうか。

玉名市には、地域子育てセンターも充実をされていて楽しく活動できているお母さんもいらっしゃいますけれども、うつ状態になり、外に出ることも、相談することもできずに赤ちゃんを泣かせているお母さんがいらっしゃるのではないかと心配をします。プレパパ、プレママ学級など妊娠初期から声掛けをしてもらって、ほんの小さなことでもすぐに安心して相談できる人がいる、そんな環境になっていくように期待をします。

次に、料金や回数設定について、資料3をお願いします。

[電子資料を示す]

○7番（田中美鈴さん） これは熊本県助産師会の産後ケア事業をまとめてある書類から

抜粋をして、玉名市ホームページと併せて私がまとめたものです。左の訪問型というのは、利用者のところに助産師さんが訪問するというものです。先ほどもありましたけれども、利用者の負担額が玉名市が1,000円、玉名市から助産師の方に支払われる金額が5,000円ということで、他市町村では8,500円から1万円となっており、玉名市の倍近い金額が交通費別途で支払われています。助産師さんは、母級学級や母級支援、子育ての支援をされている専門職です。常に研修を受けながらスキルアップをされておられます。今後料金の検討をお願いできないかと思います。

資料4をお願いします。

通所型というのは、利用者さんが病院に通われた際に市町村が病院等に支払う金額で、玉名市の場合、利用者さんが支払うのは2,400円です。阿蘇市や近隣地域、長洲町、合志市、他市町村よりも玉名市が高いことが分かります。利用回数も10回のところがありますが、玉名市は通算7回ということです。お母さん支援というのは、子どもたちがすくすく育つためにとっても大切だと思います。産後ケアの周知方法や利用回数も増やす方向で今後検討をお願いします。

また、LINEの申請につきましては、本当にいい取組だなと思っています。昨年よりも申し込みが増えているのも分かります。しかし、私もちょっと試してみたんですけども、25項目ほど入れないといけませんでしたので、もう少し減らしていただいてもいいかなと思います。

そして、産後も相談しやすいように、妊娠中から現在もしていただいていると思えますけれども、保健センターや助産師さんとの連携した関わりを持つ取組を要望します。

令和6年から玉名市は子ども家庭センターを設置したということで、先進的な支援ができ、視察も多くなっているというふうにお聞きしました。どこの地域からもモデルになるような若者が住みたくなる、暮らしたくなる玉名市になるように取組を期待して、この項を終わりたいと思います。

次に、共同親権制度について移ります。

○議長（西川裕文君） 田中美鈴さんの一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時12分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

田中美鈴さん。

○7番（田中美鈴さん） よろしくをお願いします。子育て支援について、2項目目の共同親権制度に移りたいと思います。

児童の権利に関する条約、いわゆる「子どもの権利条約」を1989年に国連が採択をされ、日本は1990年に批准をしています。子どもを主体としたもので、第9条に「親と引き離されない権利」があります。

この共同親権制度とは、離婚後に父母の双方が子どもに対して親権を持つことを指します。現在の日本の法律では、離婚後は必ずどちらか一方の親が親権を持つ「単独親権」が採用されていますが、共同親権制度が導入されることで、両親が協力をして子どもを育てることが可能になります。これについては、賛否が分かれるところもあるかと思いますが、この制度は、2026年4月に施行される予定です。

そこで、この制度が始まるにあたって、どのように市民へ周知していくのかお答えください。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 田中議員の共同親権制度についてお答えいたします。

父母が離婚した後も適切な形で子どもの養育に関わり、その責任を果たすことは、子どもの権利を確保するために重要なことから、令和6年5月に民法等の一部を改正する法律が成立しました。この法律は、子どもの養育に関する父母の責任を明確化するとともに、親権、看護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関するルールが見直され、令和8年4月に施行されます。本市では、既にホームページに掲載し、周知を図っているところではございます。また、国のポスターやリーフレット等が送付されましたら関係機関等への配布やホームページ及び広報たまななど活用し、制度の正しい理解が繋がるよう啓発を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 田中美鈴さん。

○7番（田中美鈴さん） ありがとうございます。

この制度は、当事者にとってはとても重要なことだと思っています。そして、子どもに関わる幼稚園や保育園、それから小中学校の先生方も知っておく必要があるなと思いました。私も保健室を通していろんなケースを経験をしましたが、片方のお母さん、会わせたくない、子どもは両親の間ですごく悩みます。学校にも保護者さんから連絡が来る、警察に連絡をしなければならないなど、関係者が対応されている現実もあるかと思っています。単なる広報紙、ポスターなどのお知らせに止まらず、理解を深めるために講演会、勉強会を市のほうで計画をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

では、この項については終わります。

今回、大きく2項目、1項目としては不登校等の現状と課題と支援の拡充について、2項目目として、性教育及び子育て支援についてということで質問とたくさんの要望を

させていただきました。初めての質問でもあり、その質問の趣旨、意図等が伝わりにくいところもあったかと思えます。皆さんに大変御迷惑をおかけしたかと思えますので、本当にすみませんでした。今後とも市民の皆様のために頑張っていきますので、引き続き、御協力をお願いしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

皆さん、御清聴ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で、田中美鈴さんの質問は終わりました。

15番 坂本公司君。

[15番 坂本公司君 登壇]

○15番（坂本公司君） 皆さん、こんにちは。15番、新生クラブ、坂本公司です。

まずはじめに、10月の選挙においてたくさんの支持をいただき、この場に立たせていただいております。ありがとうございました。喜びも束の間でしたが、11月18日に浜田議員がお亡くなりになられて、何人かの議員の方がお悔やみを申し上げておられますけども、弔辞を読ませていただきましたけども、ちょっとお聞きづらい点がございますところをお詫びいたします。

本来であれば、第三新生クラブの団長である田浦議員が読み上げる場所でしたが、私に譲っていただいてありがとうございました。さすがにやっぱ30年の付き合いがあって、悲しい思いをしておりますけども、よく言われるんです、しげちゃん分まで頑張れよと言われるんですが、あまりにも多すぎるもので、二十何人かでみんなで分けて頑張りますとお伝えしておりますので、よろしく願いいたします。

質問に移りたいと思うんですけども、新人の議員の方はちょっと御存じじゃないかもしれませんが、私、質問の前にちょっとしたお話を、落語でいう枕みたいなことを何度か申し上げたところ、いろんな執行部の方、前の副市長なども大変気に入っていただいて、最近では若い女性の職員さんがですね、あれ期待してますよという話で、本当はね、浜田議員の亡くなった後にこういうのも不謹慎かなと思うんですけども、浜田議員も今回何するんですかとか、にやにやして聞かれてたので、御期待に添えるかどうか分かりませんが、今回はちょっと、ちょうど私も3期目になりましたので、新人議員の方に教訓といいますか、一つお話をしたいなと思えます。

どういう話かという、私も8年前に急にちょっと手を挙げさせていただき、何の知識もなく当選させていただいて、本当に何も皆さんみたいに何年も前からとかという準備は全くしてなかったもので、本当に何も知らずにで申し訳ないんですけど、議会が始まる前ぐらいに城戸議員から一般質問するのと言われて、それは何ですかって言ったぐらいでございました。皆様も経験されたように、臨時議会がありましたね。浜田議員が初日はこられましてけども、2日目が終わって、会派で懇親会がありまして、そのときに、作本議員がとにかく私のことを褒めてくださるんですよ。もう異常なぐらいにで

すね。坂本はやるぞと、もう公司君はすごい人間だと、それがその会派の人間だけではなく、居酒屋の大将とか、スナックのママさんにまでとにかく一日中褒めてくださってまして、それはなぜそれを褒めていただいたかという、私が会派室が出るときにドアを開けて、皆さんをお通ししたんですね。ていうことを言われたんですよ。確かにそれはしたんですけども、なぜそうしたかという、1分前ぐらいですかね、ブザーがピツとなりますけど、当時はまだ会派室にみんなでいて、ピツとなった後にさあ行こうかと言われたんですけど、私、実はどこに行くかわからずに、これはちょっとドアを開けてみんなについていこう、いや、多分議場だというのは分かったんですけど、もし違ったらいけないなと思ったんで、開けてお通しをしてやったんですね。もう2日目からそれを褒められたもので、私4年間毎日、毎回ドアを開ける羽目になりまして、4年終わって、2期目になったときには、後輩の議員は誰もやってくれなかったんですけど、今回ね、3期目にもなりましたし、直の後輩も入ってきたもので期待をしたいなと思っているところですが、こういうことを言うと何かいろんなハラスメントになるかもしれませんが、それはお気になさらず。

では、教訓というのは何かと言うとですね、このお話もそうです。人生生きてれば一つや二つ、ちょっと面白いお話もあるのでしてみたところ、そうやって期待をされてしなければならぬ羽目になると。なので新人議員の方にはあまり後先を考えずに余計なことをしないほうがいいんじゃないかというふうに、本当なら言いたいところなんですけども、やはりこの市議会議員というものと違いますか、そんな前から考えてた仕事じゃないと思うんですよね。やっぱり1年、2年、半年、いろんな事情があったり、人から勧められたりとか、やはり自分から手を挙げてこの場にいるので、何事にもやっばチャレンジしていただいて、失敗してもちゃんと誠実に謝罪なりなんなりをしていけばいいなと思いますので、挑戦をし続けていってほしいなというようにお話でよろしかったですかね。ということですので、皆様、これからもよろしく願いいたします。

では、質問に移ります。

大野下駅付近及び松木・六田地区の水害状況について。

まずはじめに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。他の地区も甚大なる被害があったことも存じ上げておりますが、他の議員の方も質問されておられますし、地元である大野下駅付近と仕事をさせていただいている松木・六田地区に限定して質問をさせていただきます。

被害という意味では、私もその1人ではありますが、皆さんは8月10日はどのようにお過ごしだったでしょうか。私は、当日、17時ぐらい避難所の設置の放送は聞いておりましたが、実行委員のほうに確認したところ、岱明の夏祭りを実行するということでしたので、行ってまいりました。吉田憲司議員がおっしゃいましたけども、玉名のほ

うではどのぐらいの雨量だったのかちょっと分からないんですけども、岱明のほうはそこまで降ってはいなかったんですね。9時前ぐらいでしたっけ、花火が上がるっていうところになりまして、そのときに、やっぱりいろんな事情だったり、雨でもしかしたらないのかなとかって思って来られてない方に、私、インスタのライブを、ライブ中継をするためにテントから出でずっと撮ってライブしてたんですね。途中から結構ちょっと強くなったんですけど、やっぱり途中でね、止めるのはよくないな、どっちにしろ家帰って濡れただけですかね、家帰ってシャワーでも浴びればいいなと思ったんで、15分雨に濡れながら撮っていて、花火が終わって、確認したら、実はできてなくて、ただ単に濡れただけだったんですよ。一旦家帰りまして、岱明の自宅から高瀬のほうの職場に10時ぐらいですかね、行きました。築地の三共運送さんあたり、あのあたりがやっぱりちょっと水が多いなと思ったのと、ニトリさんあたりはいつもあの辺は浸かるところだったんで、確認しながら、職場に行きまして、11時ぐらいからすごく雨が降って、本当は画像というか、動画があったんですけど、音が出ないところで、まあいいかなと思って、とにかくすごい雨でした。その頃にはタクシーとかが電話しても出なくて、お客さんたちは自分の御自宅のほうから御家族の方がお迎えに来られたりとかされておりました。逆に12時過ぎとか1時ぐらいでしたかね、ちょっと雨が止むぞということだったので、高台はどこかなと思ったのでTSUTAYA、両方に坂があるんで、TSUTAYAの駐車場でちょっと状況とかどっちの方向に帰ればいいのかないかなと思いつつ、まずその駅通りを高瀬のほうから駅のほうに向かって行ったら、まあ少し水があるなということだったんですけども、アンダーパス、もう全然あと30センチぐらいかな、それでも満杯なのかなというぐらいのところまできておまして、ああこれはちょっといけないなと思ったんで、そのガソリンスタンドさんのセブン-イレブンの反対側から上に上がる細道がありますよね、そこを上がろうかと思ったんですけども、とにかく水が上がってきておまして、私の車ちょっとそんな車高が高い車じゃないので、これはちょっと登れないんじゃないかなというぐらいの勢いだったんですよ。だから、そこを堰き止めることはもちろんできないんですけど、アンダーパスに貯まった水、雨の量は多分あそこからの結構影響しているのかなと思って。それから、駅のほうに向かったら、最後の上がる場所、あそこの専門学校に上がる道のところからもうこの先は通れませんかということだったので、TSUTAYAに行き、それこそTSUTAYAで待機中ですみたいなちょっとインスタあげたら、知り合いの方から電話があつて、ちょっとラ・ムーさんのほうではとにかく胸まで使って救助された方がおられるんです早く帰ったほうがいいですよと言われたんですけども、私、まだスタッフとかが残っておりましたので、ちょっと雨が弱まったといってもそんなにじゃないですけど、ピークではなくなったところに、まず専玉の近くに住んでいるというお客さんを乗せて行こうとしたんですが、

もちろん、ニトリさんとは行けない。ループ橋に上がったけど、六田の交差点はもうできないということだったので、途中で降ろさせてもらって歩いて帰られたんですけど、翌日聞いたら、もうももぐらいまで水に浸かりながら帰ったというようなことでした。

1人、うちのスタッフが大野地区に住んでいるものがおりましたので、どうにかですね、それもなかなか普通には帰れなかったんで、バイパスまで出たんですけど、バイパスも途中ちょっと崖崩れあってんでテニスコートのほうからバイパスに出て、陸合を通過って大野下駅のすぐ東側に熊日新聞さんがありますよね、あそこの踏切から行こうと思ったら、もう目の前は海みたいな感じになってて、その者はちょっと知り合いの家まで送ってそこに泊まったというような状況でございました。それぐらい今までこの玉名に住んでれば初めての大雨であり、被害が大きかったということでございます。

そこでまず、各地の被害状況についてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

[総務部長 前田弘信君 登壇]

○総務部長（前田弘信君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

8月の豪雨災害における被害状況でございますが、11月末時点での玉名市全体の住家被害につきましては、470件の被害報告があつており、床上浸水203件、床下浸水237件、その他被害30件となっております。

また、車両被害につきましては327台の被害報告があつており、この件数には市外在住者が玉名市で被害に遭われた件数も含まれております。このほか、事業所等において181件の被害報告があつております。この内、住家被害として、岱明町大野下で床上浸水8件、床下浸水3件、六田地区で床上浸水35件、床下浸水26件、松木地区で床上浸水12件、床下浸水15件となっております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂本公司君。

○15番（坂本公司君） 御答弁いただきました。

とにかく大変な被害であつたということは、皆さんも御存じだと思います。大野下駅付近では、例えば、11件と住宅が少ないこともあつたかと思いますが、先ほどもお伝えしたように、本当に海のような状態でありました。

私は翌日、雨も上がつておりましたし、8月11日は祝日でしたので、六田の放課後等デイサービスは朝から生徒たちをお迎え行くことになってまして、スタッフが送迎車に乗ろうとしたらシートが濡れてて、そしてエンジンがかからないと、施設の送迎者が3台も動かなくなつておりました。本当にまさかの出来事でした。今まで確かに、六田のJA斎場あたりは道路が冠水していたのは知つておりましたが、まさかこんなところ

まで、しかもシートが濡れてエンジンがかからなくなるほどだとは思っておりませんでした。

私の想定なんですけども、多分松木・六田地区だけでも多分100台以上は被害に遭われてたのではないかなと思います。毎日何台もレッカー車をその地区で見かけました。何年か前に、多分台風のときだったと思うのですが、その日の夜に松木・六田あたりを見回りに行ったときは、いろんなところに避難されていたのか、車はほとんど見かけませんでした。今回は誰もが予想つかないぐらいの雨量でしたので、避難できなかったのだと思います。

そこで写真をお願いしてよろしいですか。

これどこかお分かりになれるかなと思うんですけども、これ専修大学熊本玉名高校というんですが、専玉の正門から東側を見たところなんですね。しかもこれよく見たら明るいで、これ多分、僕が撮ったわけじゃなくて、近所の方からいただいたんですけど、これ多分、朝の6時、7時の話なんですよね。それぐらい被害が大きかったということでした。

そういったように、今まで想定もしなかった雨量でございました。そこで、被害拡大の原因についてお伺いいたします。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 議員の御質問にお答えいたします。

本年8月の豪雨災害における被害が拡大した原因につきまして、大きな要因としてあげられるのは、雨量及び雨の降り方にあったかと思えます。今回の豪雨は24時間降水量が453.5ミリと観測史上最高を記録しており、8月平均降水量の約2.5倍の雨量となっております。その内、10日21時の降り始めから6時間で356.5ミリ、10日から夜から12日未明の3時間降水量が284ミリという観測史上最高の雨量となり、いかに短い時間での降雨であったかが分かると思えます。これだけの雨量が短時間で降ったことで、河川、水路等の排水能力を大きく上回ったことが考えられます。

議員お尋ねの岱明地区における被害拡大の原因は、想定を超える雨量により、明神尾排水機場の周辺一帯が短時間で冠水したことであり、さらには機場の操作盤及び各器具が水没したこと、運転管理者による稼働が不能の状態となったことが影響しているものと考えています。

また、松木地区周辺の浸水被害につきましては、雨水の処理を行なっている市浄化センターにおいて施設の最大能力でフル稼働しておりましたが、想定を超える雨水が短時間で大量に流れ込んだことが浸水被害に繋がった要因の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂本公司君。

○15番（坂本公司君） 答弁いただきました。

岱明町の排水機場の件は予想以上の雨量で稼働ができなかったことということで、何よりも命が大事ですので仕方のないことだと思いますし、松木・六田地区のほうでは想定を超える雨量でフル稼働したけども追いつかなかったということでした。

対策については、後ほど答弁いただくとして、災害ごみ置き場の現状についてお伺いいたします。

先ほど申し上げましたが、私の施設は道路よりちょっと高いところにあったため、床上浸水などはありませんでしたが、裏の駐車場が低いため、車は被害を受けました。しかし、その周りの住宅やアパートなどは床上浸水しているところはかなり多くありました。アパートもメゾネットタイプですかね、昔みたいというか、今でもあるんですけど、2階と1階が別々にあるわけじゃなくて、1階に全部ドアがあって、2階の方も1階から入っていくというところですね、などは2階に住んでも1階部分が浸水して、何棟かのアパートは全室退去されたと聞いております。

そこで問題になるのが、災害ごみです。大雨の翌日、11日の朝には住宅やアパートからたくさんの災害ごみ、水害ごみが表に出されていました。

そこで私にできることは何かと考え、施設裏の駐車場としてお借りしている土地を災害ごみ置き場とし、松木・六田地区の中にチラシを配布し、そこに集められた災害ごみを軽トラで岱明町のB&Gまで運びました。猛暑の中、2週間で約30台ほど、大体5トンぐらいは運んだのではないかなと思いますが、まず、そこで、今回どれぐらいの災害ごみが運ばれたのか。お伺いいたします。

○議長（西川裕文君） 市民生活部長 渡邊一正君。

○市民生活部長（渡邊一正君） 坂本議員御質問の災害ごみ置き場の状況についてお答えいたします。

今回の8月豪雨により発生しました災害ごみの総量は823トンでございました。開設・運営いたしました2か所の内訳は、岱明B&G海洋センターで519.5トン、天水グラウンドで279.4トンとなりました。そのほか、災害ボランティアなどによります処理施設への直接持ち込みが24.1トンとなっています。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂本公司君。

○15番（坂本公司君） 答弁いただきました。

総量が823トンというちょっと想像もできないぐらい大変な量でありました。

そこで、災害ごみ置き場についてです。先ほどの答弁にもありましたが、今回は岱明町B&G海洋センター駐車場と天水グラウンドの2か所に設置されておりました。大野下駅付近からですと、B&Gまでは車で3分とかかりませんし、周りにも農家の方もお

られて、軽トラを所有されている方も多いかと思いますので、運搬にはあんまり不便はなかったかと思います。問題は、松木・六田地区です。その近辺もしかりですが、私は六田のその置き場に1人で軽トラにごみを積み、B&Gまで行き、1人でまた降ろし、六田まで帰ってくるとちょうど1時間かかりました。私は軽トラを知人にお借りしましたが、松木・六田地区の方は農家の方なども少なく軽トラを所有してる方もあまりおられません。ですので、私の施設裏に運ぶだけでも大変だったと思われま

そこで、松木・六田地区にも公園や民地など災害ごみ置き場として利用できる場所はないかと思いますが、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（西川裕文君） 市民生活部長 渡邊一正君。

○市民生活部長（渡邊一正君） 再質問にお答ひいたします。

今回の8月豪雨に伴う災害ごみ仮置き場の開設につきましては、市災害廃棄物処理計画に基づき、その候補地の中から選定しております。その内容といたしまして、まず、市有地であること。スムーズな出入りができる広大な面積であること。さらには、長期間使用できること。そして、大型車両による搬出や処理施設までの運搬ルートが確保できること。さらには、悪臭や騒音など周辺に与える影響が極力少ないことなど、総合的に判断しております。

今回開設した岱明B&G海洋センター駐車場及び天水グラウンドにつきましては、管理運営に携わる熊本県産業資源循環協会荒玉支部と平常時から現地確認や協議を十分に行ない、表土張替えなどの復旧作業が不要で、迅速に搬入することが可能となるアスファルト敷の場所を選定いたしました。未舗装の場合、鉄板を敷き詰める作業に相当な日数を要し、作業の効率性や安全性、また、地下水、土壌への環境負荷を考慮しますとアスファルト敷きの場所が条件面で最も適しております。

議員御提案の松木・六田地区の公園や民地、その周辺の空き地などを災害ごみ仮置き場として活用することは、先ほど申し上げました選定条件にどうしても満たないため、困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂本公司君。

○15番（坂本公司君） ありがとうございます。

やはりアスファルトではないとトラックなどの運搬に支障が出るし、鉄板などの設置をしなければならぬと、設置は難しいということでした。

そこでもう一つ、そういった災害ごみ置き場の設置できないのであれば、例えば、建設会社や運送会社などに協力いただき、その地区、今回であれば松木・六田地区のほうであります。これからまた別に地震など、水害にしろ災害が起きたとして、そういった企業に協力していただき、その現地の災害ごみを運搬していただけないか、よろしく

お願いいたします。

○議長（西川裕文君） 市民生活部長 渡邊一正君。

○市民生活部長（渡邊一正君） 再質問にお答えいたします。

建設会社や運送会社による仮置き場への収集運搬業務につきましては、事業所が市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていることが基本的な条件となっております。災害が発生した場合、事業所は道路、河川等の復旧作業を優先されることが想定されます。したがって、災害時のごみ収集運搬を委託することも極めて困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂本公司君。

○15番（坂本公司君） 答弁いただきました。

これはある市民の方がこういうのができないかとおっしゃったので、質問してみましたが、やはり難しいとのことでした。

しかも、人力で積むとなると軽トラなら簡単に詰めますが、2トンとかのトラックになると荷台が高くて積みにくいという不便さもあると思います。しかしながら、地震や大雨、いろんな災害がいつ起こるか分かりません。大雨水害のことだけを言えば、今回分かったように、水は低くに流れ、低いところに水は溜まります。であれば、災害ごみ置き場などを含めていろいろな対策をしなければならないと思いますので、今後の対策について、市長、よろしくをお願いします。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 坂本議員の再質問にお答えします。

今後の岱明地区松木・六田地区における浸水対策につきましては、今回の8月豪雨のように短時間で想定を超えるような雨量が降ることも念頭に、浸水被害などの軽減を図るため、施設機能の強化や施設の運用方法の改善、より効果的な対策について関係機関と連携し、検討を行なっているところでございます。

また、災害発生時におけるごみの仮置き場の設置場所の選定など、被災者支援等の対策につきましては、災害の規模や種類によって想定される状況に迅速かつ的確に対応ができるようにということで協議と準備を重ねてまいります。

最後に、今回の豪雨災害を受け、市民の生命と財産を守るため、ハード整備対策につきましては、重点的かつ早急に進めていく必要がありますので、スピード感を持って関係各所と協力をして対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 坂本公司君。

○15番（坂本公司君） 答弁いただきました。今後の対策についてでした。

先日、何人かの議員の方も来られましたけど、境川河川改修の説明会に参加してまいりました。住民の方の中には、怒りをあらわにされている方もおられました。確かに今回被害が大きかった境川周辺では、ずっと何年も工事をしているので市民の方からみるといつまで何をやっているんだと思われても仕方がないと思いますが、今後スピード感を持って進めていくとのことでした。

そして、今まで被害がなかった地区にまで被害に遭い、今後に不安を抱いている市民の方も多いかと思われまます。私がもう30年ほど前になりますが、実家の建設会社でバイトをしていたときに、ちょっとどこだったかははっきり覚えてないのと、ちょっと限定してしまうとちょっとあれなんですけども、熊本県内のある山に囲まれた集落の現場に行きました。当時、うろ覚えではあるんですけども、多分工事費が何億だったような気がします。うちは下請けでしたのでそんな全部いただけるわけじゃないんですけども。そのときの会社の先輩に、先輩というのがここにおられる誰かの、どなたかの弟さんであり、どなたかの御主人であるんですけども、これは何の工事かと聞いたんですね。まだ私二十歳ぐらいでしたので。そしたら、どうやら100年に1度あるかないかの大雨のときに備えた工事だと聞きました。その集落は30年前とはいえ夕方4時ぐらいになると町内放送があって、魚が入りましたみたいな、魚を売りに来る場所がある。そういう本当山奥だったんですけども、当時は本当にこんなところに100年に1度あるかないかの大雨に備えた、しかも金額が億を超えていると、それこそ税金の無駄遣いじゃないのかとかいろいろ思ったことがありましたが、今回のこの大雨の後にそれを思い出し、大変反省をいたしました。

災害というのは本当に急に起こります。先日も青森、北海道で大きな地震がありました。あつてほしくはありませんが、自然災害は防ぎようがありません。しかし、河川に関しては拡張やしゅんせつ工事などできる対策はありますし、それでも災害となればその後の災害ごみ、避難所などの設置、それらは瞬時に対応していかなければなりませんので、今後の対策よろしく願いいたします。

この大野下駅付近、松木・六田地区以外にも被害が遭ったことは承知しておりますし、この玉名市役所付近も浸水し、近くのスーパーは1か月近く営業ができないほどでした。幾つかの事業所が数週間も営業ができない状況が続いていましたし、一般の家庭でも片付けが何日も終わらずに仕事に行けないなど大変な思いをされた方もたくさんおられましたので、次に災害があったときは、1日でも早くふだんの生活が取り戻せるように対策をお願いしたいと思います。

しかし何よりも今回の水害では、玉名市内では死者が出なかったことが不幸中の幸いではなかったかと思いますが、今後の対策は市民の方も大変関心を持たれておりますのでよろしく願いいたします。

以上で、今回の質問は終わらせていただきます。何度も申し上げますけども、本当に浜田議員は残念でありました。実はこの前もネクタイの話をしましたけど、実は2本もらっておりまして、今日もその浜田議員の思いを受けながら質問させていただきました。今後も本当に浜田議員のことを、もう本当一人では背負いませんでみんな背負って頑張っていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で、坂本公君の質問は終わりました。

9番 大野豊重君。

[9番 大野豊重君 登壇]

○9番（大野豊重君） 9番、市民クラブ、大野豊重です。4年前に1期目を当選させていただきました。その当時、同志として7人の新人の議員が誕生しました。玉名市発展のためにこの7人であるサークルを作りました。それは7人の侍という名前で、市の発展のために勉強会をしていきたいと思います、そういうことをやっていたことを思い出しました。この4年間でですね。しかしながら、今日現在までに今5名となって、2名の方が御逝去されたことは、本当にもうどうしようもなく歯がゆい気持ちでいっぱいです。しかしながら、議員として志した思いは7人全員が同じでありますから、最後の1人になるまで7人の侍でありたいというふうに思っております。

さて、このたび、2期目の議員活動を市民から負託され、またこの議場へとまいりました。議員として二代表制のことをしっかり理解をして、かつ市民の代表として意思決定機関の役割を果たしていきたいというふうに思っております。2期目の4年間は選挙で市民の方々と約束をさせていただきました。私は議会改革に力を入れて4年間活動していきたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、増加する外国人への対策についてなんですが、最近、メディアでも在留外国人のトラブルに対するニュースがとても多いように感じます。日本国内においても在留外国人の推移というものは、もう既に400万人に迫ろうとしております。これは人口の3%にはなっておりますが、約10年で2倍近くにも増えてきております。熊本県においては、現在3万人を超えていて、10年前の約3倍というふうになっております。特徴としては東南アジア系からの在留が多くて、特に近年ではTSMCの影響もあって台湾からの在留外国人は6倍に、この数年で推移しております。国の政治政党別では、外国人トラブルなどを背景に在留外国人に対する入国制限や国政としての判断をどのようにするかなどの議論がとても活発化してきているように思います。そのような中でも玉名市においては、そのようなニュースで見ると外国人に対してのトラブルというものはあんまり聞かない、あんまりというよりはほとんど聞かない。しかしなが

ら、少しはあるわけなんですね。そもそも外国人の技能実習制度というものは、日本の技能を身に着けて母国で技術を生かす、今では人口減少する日本の労働者としての位置づけというふうに切り替わってきております。

玉名市においていえば、一次産業が基幹産業であって、必要不可欠な位置づけになってきております。そんな外国籍の労働者の方々とどういうふうに向き合っていくのかといったところで質問を進めてまいりたいと思います。

まずはじめに、本市の外国籍の在留状況について伺います。

○議長（西川裕文君） 市民生活部長 渡邊一正君。

[市民生活部長 渡邊一正君 登壇]

○市民生活部長（渡邊一正君） 大野議員御質問の本市の外国籍在留状況についてお答えいたします。

本市におけます外国人の住民登録数の推移につきまして、10年前の平成27年度から2年ごとに申し上げます。

まず、平成27年度が481人、平成29年度712人、令和元年度999人、令和3年度885人、令和5年度1,307人で、そして本年11月末現在では1,480人と増加傾向にあり、10年前と比較いたしますと3倍を超える住民登録数となっております。

次に、国籍別に人数が多い国を5つ申し上げます。ベトナムが469人、インドネシア427人、フィリピン125人、ミャンマー124人、最後にカンボジア115名となっております。これら東南アジア諸国で約9割を占めております。

また、居住地区別の人数については、玉名地区が618人、岱明131人、横島が471人、天水が260人となっております。

最後に、現在、居住されている外国人の在留資格別の人数につきましては、御紹介いただきましたように、働き手不足を解消する目的とする特定技能等開発途上国へ技術移転を目的とする技能実習との合計が全体の8割を超えており、内訳は、特定技能が589人、技能実習が623人、これら以外の在留資格が268人となっております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 非常にこの玉名においても、非常にこの10年で3倍増えてきているということは、本当外国の方々も玉名市民の一員なんだなという認識でおりますし、それらについて、やはり文化も全然違う方々がこのように数多く入ってきていること、このことについて、やはり玉名市としてもいろいろ考えていかなければいけないのかなというふうにも思っております。

そんな中で、今、熊本県として、次の質問になるんですが、国家戦略特区として熊本

県はそれを出されて、それが認可されておりますけれども、本年1月に内閣府から指定された国家戦略特区の一つである産業拠点形成連携、絆特区ということで1月からスタートして事業を開始されております。さらに、今年の10月には新たに2つの特区事業として開業ワンストップセンターの設置と家事支援外国人受け入れの事業ということがなされておりますけれども、これらの国家戦略特区である国・県の方針をどういうふう玉名市としては受け止めていて、玉名市での変化とか、行政での対応はどういうふうに変化していくのかということを知りたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員御質問の国家戦略特区による本市の受け止めと施策についてお答えいたします。

熊本県は、宮城県とともに令和6年6月、半導体関連産業の新たな拠点形成に向けた共通の課題解決に取り組む産業拠点形成連携、絆特区として国家戦略特区に指定されました。熊本県におきましては、産業拠点の形成を進める上で課題となっております外国人受け入れ等の環境整備に対し、特区制度を最大限に活用し、施策を進めていくものと理解しております。

具体的には、半導体IT関連産業分野の外国人エンジニアの在留資格審査期間を短縮する外国人エンジニアの受け入れ、就労促進事業の実施に加え、外国人の起業開業のための各種申請のワンストップ対応、さらには、家事支援活動を行なう外国人のニーズに対応した家事支援外国受け入れ事業が実施される予定と承知しております。

本市におきましても、年々外国籍住民の方は増加傾向にあり、農業実習生をはじめ、各分野で外国人の受け入れが活発になってきております。また、外国企業の進出も増えてきているところでございます。

この度の国家戦略特区指定に伴う本市独自の具体的な取組につきましては、現時点ではございませんが、増加する外国人材の方々への環境整備や安心・安全な生活支援への取組は必要不可欠であると認識しております。

今後におきましても本市の状況と特区の動向を注視し、国や県との連携を図りながら外国人材受け入れ環境の整備や多文化共生社会の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 今、熊本県のほうではいろんな制度が確立されて実施されておりますけれども、玉名市のほうでは特にそれについては何もまだ動き出してはいないんですけれども、実際その今年、学校跡地のところにダルマエレクトロニクスもその関係で入ってきておりますし、そういったところで確かに今後行政としても何らかの対応をしていかなければいけないのかなというふうにも私自身感じておりますし、また、県のほうで

は、知事を本部長として全庁横断的で多文化共生推進と外国人受け入れ環境整備の取組を実施していく方針というふうにも打ち出されておりますし、その中にはいろんなその生活に関わる部分において、行政においても多岐に渡って対応がなされなければいけないというふうにもなっております。ということで、外国人と今の住んでる日本人との帳尻合わせをこれからいろいろされていくのかなというふうにも感じております。

初日の一般質問で田浦議員の質問の中でも市長の2期目の成果の部分で企業誘致が15件というふうにもなっておりますし、これからも企業誘致の動きの中で国外の企業も対象となってくるはずだというふうに思っておりますので、柔軟な行政対応が求められるものなんだというふうに思っております。

次に、やっぱりこの課題となってくるのが、やっぱりいろんな他国、他国というか、多くの国の方々が入ってこられたことによって、異文化共生による日常生活でのやはり課題、摩擦、都市圏と違って地方では、この玉名市の話なんですけれども、ニュースのような外国人とのトラブルというのはほとんど聞かないんですね。しかしながら、先ほども申しましたとおり、ゼロではないはずなんです。実際、私が住んでいる岱明町においても確かに土地の問題であったりだとか、やはり日本の文化とは全然違うようなやり方でトラブルっていうのもやはり起こっているんですね、水面下では。なので、これから質問する内容としては、これまでに、今この玉名市において苦情とかそういうトラブルの報告はどれぐらいあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員の御質問にお答えいたします。

騒音問題やごみ問題など個々の事案につきましては、その内容に応じて各所管課において対応しておりますが、これらの苦情やトラブルを外国人の方々に限定して一元的に集計、把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 確かに、一つ一つの事案については所管課で対応していくというのが当たり前のことなんですけども、しかしながら、やっぱりここまでやはり日本国土の問題としてもう既に3%ぐらい入っていて、玉名市でもどンドンどンドン増えてきている中で、それをやっぱり集計というか、またそういったところも必要になってくるんじゃないかなというふうには私自身は考えております。

なぜこういう外国人問題を取り上げるかというのと、やっぱり治安の悪化をやっぱり地域の玉名市民というものは心配をしておられる方々たくさんおるわけなんです。今、先ほど集計はなしというふうに言われたんですが、このところはやっぱり情報収集する、そういったことが対策を考えていく上では土台となる基礎データになりますので、

そこの何かしらの集計方法は必要だというふうには思っておりますので、ぜひまた検討のほうを進めていただければと思います。

次に、そうなってくると、先ほどは各所管課ごとで個別に対応しているというふうに言われたんですが、そうではなくて、やっぱりほかの市町村でもそうなんですけれども、専門の何か相談センターっていうか、そういう窓口みたいなものの設置が必要だというふうには私は考えるんですけども、そこのところの設置については、今現在どういうふうな考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員の再質問にお答えいたします。

本市には、市民の生活上の様々な相談に対応するため、複数の相談窓口を設置しております。具体的には、住まいや仕事など生活上の不安や悩み全般に対応する暮らしサポート課の自立相談支援窓口や消費者トラブルの解決や被害者救済を目的とした消費生活センターなどがあります。本市に在住の外国人や彼らに関する困りごとを持つ地域移住民が御利用いただける専門の相談窓口としましては、熊本県の外国人サポートセンターや玉名圏域定住自立圏の取組として玉東町に設置されています外国人相談窓口がございます。

また、今年度は同圏域定住自立圏事業の一環として本市において巡回外国人相談窓口を2回実施いたしました。しかしながら、現時点におきましては、本市に外国籍の方々を専門とする常設の相談窓口は設置はしておりません。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 先ほどの答弁と似たような内容だったんですけども、結局、市のほうではまだ専門の窓口の設置はしてないということなんで、それ以外のところは対応するのであれば県のサポートセンターだったり、先ほど言われた定住自立圏のほうの中の窓口でやっていくということなんですけれども、各種この玉名の所管課の窓口でやるのは、当然その玉名市民であれば言いやすいと思うんですよね、こうこうこうなんだ、こうなんだと。しかしながら、外国籍の方々が相談する場所もやっぱり必要だと思うんです。それがやっぱり各種窓口だとやはり言葉だとか、文化が理解できているのであれば外国籍の方々も各所管課に行って当たり前相談をされることができるかと思うんですが、なかなかそうはいかないというふうには私は見えています。だからこそ、専門の窓口の設置というのは必要なんじゃないのかというふうに思いますので、ぜひ設置する方向で、もう少し数が増えてからでも構いませんので、機構改革含めて、そこのところの設置をお願いしたいというふうに思います。

そうやってきたときに、今度は市としても不測の事態にもうやっぱり備えなければい

けないと。言葉悪く言えば、悪意のある外国籍の方々が土地を取得するだとか、そういったところのいわゆる不測の事態に備えてのリスクヘッジの仕方を玉名市としてはやっぱり考えていかなければいけない。今すぐに何かこう対処があるということは多分なからうかと思うんですが、やはり行政としてそこは考えていく必要性があると思いますので、まずそのところの現在のリスクヘッジの方法として何か考えがあるのかどうかというのを伺います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員の再質問にお答えいたします。

本市といたしましては、外国籍住民が本市のルールを理解し、地域社会の一員として安心して生活ができるよう多文化共生社会の推進を基本方針とした上で、一部の悪質な行為に対しては、法令やルールに基づき毅然とした対応を取ることが重要であると認識しております。

具体的には、日本の法制度や生活ルール、地域社会でトラブルに繋がりやすいごみの分別や交通ルールなどに関する多言語での情報提供と積極的な周知徹底が必要であると考えます。加えて、地域コミュニティとの交流を促進し、相互理解を深めること。また、言葉の壁がトラブルの要因とならないよう、相談体制を強化するなど、多層的なリスクヘッジを講じる必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 分かりやすい不測のトラブルだったらいいんですけども、例えば、その土地問題に関しても、ほかの県では土地を外国籍ではなくって日本人の名前で土地を取得して、やはりそこが変なふうに使われてしまう。もう一つの考え方として、やっぱり円安となっておりますので、日本は永久的な土地の保証をしてますから、一方、ほかの外国ではやっぱり土地の権利がない、使用の期間を許可されるだけといったところで、日本はとても魅力的なマーケットに感じられると思うんですね。今の円安で日本の土地を買って、これが円高になったときにそれを売却する。それまで放置している。やっぱりそういったところでトラブルというものも発生してくるだろうし、やはりこの玉名市民が、日本人がやっぱりその市民の安心・安全な暮らしをやっぱりそれを守っていくことは、やはり行政の役目だというふうにも思います。しかしながら、土地の問題に関しては、土地の取得をしてもそれは法務局での対応となりますので、市に降りてくるのは納税関係ぐらいなのかなというふうにも思いますので、なかなかそこところは見つけていくのは難しいかと思っておりますけれども、特にまたこの外国人の問題については、法律的な部分がとても多く含まれるので、市として何かをするということはなかなか難しいんですが、ただ考えとしてはやっぱり持つておかなければいけないのかなと

いうふうに思いますので、いろんな情報共有しながら進めていただければというふうに思っております。

次に、やっぱりそういった玉名市で暮らす外国籍の方々もやはり一玉名市民だというふうに私は認識しております。その中で、リスクヘッジも重要な今後の課題なんですけれども、何よりも今の玉名市に在留している外国籍の方々はなくはない人材というふうな今位置づけになっております。なので、よりストレスを感じずに、より快適な玉名市での生活を営んでいただくことがとても大事なんだろうというふうに思っております。

そこで、玉名市の行政サービスが各種ありますけれども、そういったところへの外国人の方々がどうやって行政サービスへのアクセスをしていくのか、情報提供を玉名市はどうやっていくのか。外国籍の方々がどうやって行政サービスの情報を仕入れるのか。そういうのをどうやって読み取っていくのか。そういったところの見解を伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の外国籍の生活環境と行政サービスへのアクセスについてお答えいたします。

本市におきましては、外国籍住民の方の生活環境の整備や行政サービスへのアクセス支援につきましては、現状では生活相談や各種手続、多言語による案内等につきましても案件の性質に応じて各所管課が個別にその都度対応している状況であり、先ほども申しましたけれども、横断的な支援体制や一元的な窓口体制は設けておりません。

しかし、今後は多国籍住民のさらなる増加と支援ニーズの多様化が予想されますので、外国籍住民の方が本市で快適に、また安心して生活されるために、より効果的かつ総合的な支援体制の構築が重要になってくるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） ぜひ、今答弁いただいたように、総合的に、そして効果的に対応していただけるような窓口の設置、システム等の構築をお願いしたいというふうに思います。

その中でいろいろ聞きたいことはたくさんあるんですが、この生活していく中で外国籍の方々が、その中の一つで、やはり自分の生命と財産等を守るには、やっぱりこの防災対応の周知がどういうふうに外国籍の方々には伝わっているのか。玉名の消防の在り方だとか、通報の仕方だったり、救助の方法だったり、そういったところを外国籍の方々はどういうふうな動きをされるのか。玉名市としてその辺りの指導をどういうふうに行っているのか。そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

在住外国人の方に対する防災対策の周知につきましては、多言語化した総合防災ハザードマップにより、災害情報の理解、促進を図っております。昨年は県の在住外国人支援事業を活用し、農業実習生約40名を対象に気象台とともに気象情報や避難に関する防災セミナーを実施しております。

また、横島地区で昨年実施した津波避難に関する玉名市総合防災訓練においても、農業実習生の雇用主等に協力依頼を行ない、避難訓練への参加を呼びかけ、在住外国人にも参加をいただいております。今後も在住外国人の方に対しても防災対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 随分進んでやられているなという認識をいたしました。やっぱり外国から日本にいられて仕事をされてますので、当然、家族もいらっしゃいますし、国にそういった家族を残して異国の地へと働きにきてますので、そういった少しでも生活のストレスを取り除くためにも今のような活動はどんどんどんどん拡充をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、私はこの外国籍の方々も、本当先ほども何度も言ってますけれども、玉名市民と同じだというふうな認識でおりますので、そういった今度は玉名市民とのコミュニティというか、そういう連携、単なる労働者としての位置づけではなくって、地域住民の位置づけとしてのそういったコミュニティはどのようなふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の多文化共生への政策についてお答えいたします。

現在、玉名市内では、年間を通じて各地域においてスポーツ大会や伝統的な祭りなど多様なイベントが多数開催されております。これらのイベントへの外国籍住民の方の参加につきましては、一部の地域では個別の呼びかけが行なわれている事例もございますが、その全体把握には至っておりません。外国籍住民の方々がそれぞれの地域で安心して生活していただくためには、行政サービスの支援体制の充実はもとより、地域住民との交流や相互扶助を通じた共生型の地域コミュニティを形成していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 実際一部で各地域で呼びかけながらやられているということでした。市では把握されてはいないんでしょうけども、やはり市長も最初の話の中で共創していかなければいけないと、この共創の中に地域住民との共創だということで、やはりここには働き手である外国実習生の方々も当然含まれるものだというふうに私は考えますので、そのところはできればその行政としてやっぱりそういう指南をしていくことも必要なんじゃないかならうかというふうに私は考えております。

最後の質問になりますけれども、国際交流協会も玉名市にはありますし、そことの連携を通じて、もっともっと文化だとか、生活習慣の違いを相互に認め合うやり方をもっともっと仕掛けていく必要があるかと思うんですね。そのところはどのような考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本市といたしましては、多文化共生社会の重要性について認識しており、玉名国際交流協会におかれましても近年の外国籍住民の増加や多文化共生社会の促進が全国的な課題となっている現状を踏まえ、本市と共通の認識を持っておられるものと承知しております。

本市の多文化共生の推進には、同協会がもつ長年の国際交流の実績と豊富な知識、事業実施のノウハウを生かしてまいりたいと考えており、具体的には日本語教室の定期的な開催、外国籍住民の方々安心して生活できる相談体制の構築、そして、地域住民との交流を促進するイベントの開催などの実施に向けて同協会と密に連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 実際、玉名市の国際交流協会は、今部長の答弁があったとおり、長年の実績と各種のノウハウを持たれておりますので、市の施策としてやはりこのお互いの文化だとか、生活習慣を認め合うためにそういった仕掛けを行政のほうから行なっていくことがとても重要なことだろうというふうに私は考えます。なので、その仕掛けを市で企画して、国際交流協会に委託するだとか、そういったところを投げかけていくことが有効な手段になるんじゃないかならうかなというふうに思いますので、また一歩進めたところで政策を進めていただければというふうに思いまして、次の質問に移ります。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君の一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

大野豊重君。

[9番 大野豊重君 登壇]

○9番（大野豊重君） 本日、2つ目の質問として、今度は漁港のしゅんせつ事業について伺っていきたいと思います。

現在、玉名市には、岱明に2つ、そして滑石、大浜、横島と基本的には5つの漁港があるわけですが、これについては、令和4年の6月に多田隈議員がこれらの質問をされております。その中で、既に策定された整備計画に従って順次進めていくというふうな答弁がっておりますが、ここ最近の物価高騰などによって状況の変化があるのか、ないのか。恐らくあるかと思うんでお伺いするんですが、まずはしゅんせつ事業の現在の状況について伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

[副市長 吉田勇人君 登壇]

○副市長（吉田勇人君） 答弁いたします前にお断りさせていただきます。本来でありますならば井上産業経済部長が答弁すべきところでございますけども、ちょっと御家族のほうに御不幸がありましたので、代わりまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

それでは、大野議員御質問の現在の漁港のしゅんせつ状況についてお答えいたします。

このしゅんせつの事業につきましては、平成26年度に国の補助事業の対象拡充に伴いまして水域施設のしゅんせつが対象に追加されましたことから、各漁港ごとに機能保全計画、これを策定した上で、年次計画に基づきまして平成27年度から事業を実施しているところでございます。

そこで直近3か年のしゅんせつ状況と今後の計画を申し上げますと、令和5年度は滑石漁港及び大正開漁港の竣工、令和6年度は新川漁港、そして今年度、7年度は横島漁港と滑石漁港の航路のしゅんせつを完了したところでございます。これはいずれも計画どおり進捗したところでございます。

また、今後の計画といたしましては、令和8年度に滑石漁港、そして令和9年度には大浜漁港の竣工及び滑石漁港の航路のしゅんせつをそれぞれ計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 答弁いただきました。

今現在、5つ、そして滑石の航路だとかそういったところも輪番制でしゅんせつ事業のほうを行なっているというふうな内容だったかと思います。

次に、そのしゅんせつの費用についてなんですけれども、これは物価高騰対策の影響を確認するものとして伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 議員御質問のしゅんせつの費用につきましてお答えいたします。

しゅんせつの費用につきましては、近年、単価が高騰しておりまして、その要因というものは様々になります。

まず、新川漁港の事例で御説明いたしますと、しゅんせつの土量、こちらは3万156立米で、総費用は2億5,930万円でした。その財源としましては、国費が1億2,960万円、玉名市の市費のほうが1億2,970万円です。費用の内訳としましては、しゅんせつ費用が6,230万円、しゅんせつした土砂を処分場まで運搬する運搬費が7,030万円、そして、土砂の処分費が1億2,670万円となっております。比較といたしまして、平成30年度、こちらに同漁港で実施したしゅんせつ工事では、土量が6万6,153立米に対しまして、総費用は2億8,620万円でした。これを分かりやすく1立米当たりの単価に換算して比較いたしますと、平成30年度は4,300円でしたが、令和6年度は8,600円となっております、わずかな期間で約2倍に高騰しているところでございます。その高騰の主な要因といたしましては、まず、これまで利用しておりました熊本市河内町にございます県管理の土砂処分場が満杯となりまして搬入ができなくなったことがあげられます。このことによりまして、処分先を上天草市龍ヶ岳町にある民間の処分場に変更せざるを得なくなり、結果として遠隔地への運搬費及び処分費が大幅に増加したところでございます。

次に、近年顕著な物価高騰の影響が挙げられてしゅんせつ作業に必要な人件費でありますとか、燃料費、こちらのほうは大幅に増加いたしております。これらを背景としましてしゅんせつの単価というものが大きく押し上げたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 単純に同じ事業をやるというわけではないので、今の答弁内容としては非常に分かりやすい答弁だったと思います。その中で明らかになったのは、この数年で2倍になっているということは事実なんだろうというふうにも思います。それは物価高騰の影響もあったり、人件費の高騰等もありますので、そうやってきて塩屋のほうに入れてたんですかね、そこ満杯になったからまたさらに遠くに持って行かなければいけない、だからその分費用がかかるんだというふうな内容だったと思います。今現在、大矢野処分場のほうと竹島のほうに処分されていると思いますが、これらの状況につい

て伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 議員御質問の処分場の状況についてお答えいたします。

まず、上天草市にごございます民間企業が所有する大矢野処分場につきましては、受入れ地から海上に土砂が流出したことにより、地元からの苦情があつておりまして、現在は一切利用ができない状況であると聞き及んでおります。

また、同一の民間企業が所有します上天草市龍ヶ岳町にごございます竹島処分場、こちらにつきましては、受入れの許容限度に達ししつつある状況ではございますけれども、受入れ企業からは令和8年度までの土砂の受け入れは可能である旨を確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 今の答弁内容ですと、大矢野のほうは土砂流出があつてもう今使えないと、竹島のほうについては、もう限度に近づいているが、令和8年度までは大丈夫だということを確認できたんですけれども、それに併せて並行して、宇土市住吉漁港のところに新たな共同処分場としてやっておられますけれども、これらも多田隈議員が聞いておられますが、それから大きな物価高騰等時間が経っておりますので、そちらが計画どおりに推移しているのか、そこのところについて伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられたこの事業自体は、現在、宇土市が事業主体となって取り組んでいるところでございますけれども、熊本県と熊本市、また玉名市との共同整備事業であります。その整備にあたり義務づけられております環境影響調査の業務が約1年ほど遅延しているところでございます。

また、並行して地質調査や測量設計が行なわれておりますけれども、土砂受入れ地自体の標高が高いことによりまして、しゅんせつ船が進入するための航路が確保できないなど、新たな課題が判明したことで、この解決策を今現在4者で模索をしているところでございます。

これらのことから、当初計画しておりました令和9年度からの受け入れ開始は実施困難であると認識しておりまして、1年遅れの令和10年度からの受け入れ開始を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 今状況については確認できまして、要約すると1年遅延をすると。

なので、令和9年予定だったのが令和10年になるということなのですが、先ほどのその辺であれば、今捨てる所は竹島のほうだけで、これが令和8年までは大丈夫ということで、じゃあその1年分どうするのかなってというのがものすごくこれから考えていかなければいけないというふうに思いますので、また頭を悩ませますね。また、これについては分かり次第また御報告いただければというふうに思っております。

次に、併せて、消防ポンプのやつを積み込んだエジェクターシステムのほうがあったかと思うんですが、この状況について、今現在どういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 議員御質問のエジェクターシステムの状況についてお答えいたします。

本市では、漁港の維持管理の効率化を目的としまして、令和5年度にエジェクターシステムを導入しまして、新川漁港及び滑石漁港において土砂移動の実証実験などを行なってまいりました。今後は土砂堆積が著しい滑石漁港におきまして、このエジェクターシステムと滑石漁協が所有する船舶のスクリューを用いた土砂攪拌を併用することで漁港の滯筋の確保や土砂堆積の軽減を、以前、漁協所有のしゅんせつ船で恒常的に適時実施されていたことと同様に滑石漁協主体の運用へと移行する計画でございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 滑石のほうで今後活用されていくということで、それは実際、効果があったからこそ使われていくのかなというふうにも思いますので、また具体的にその辺りが金額的とか、そのランニングコスト的にどれぐらい削減できたのかというのも併せてまた数年後に確認させていただければというふうに思います。

では、次に、今、長洲港のほうで長洲港土砂処分場整備事業というものが県主体で進められておりますけれども、これに関して岱明漁協が営むところに影響が出るというふうに今予想されています。まず、その長洲土砂処分場整備事業とはなんぞやといったところを市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 議員の長洲港の土砂処分場整備事業の概要についてお答えいたします。

この本事業は、長洲町にございます長洲港名石浜地先に埋め立て区域の面積約28ヘクタール、埋め立て土量約240万立米のしゅんせつ土砂の処分場を整備する事業でございます。この事業は、国土交通省管轄の港湾事業と農林水産省管轄の漁港事業との共同事業でございまして、国から補助を受けて熊本県が事業主体となって事業を進めてお

るところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 国交省と農水省の委託事業を受けて県が進めていくものだというふうにありましたけども、240万立米と言われてもちょっと私全然ぴんとこないんですけれども、随分広いんだろうなといったところなんです。問題なのは、そこの造ったときにどういう影響が出るのかといったところで、一番近いところ、この玉名市でいくと当然新川漁港と大正開のところの2つの漁港を管理する岱明漁協組合のところだと思うんですが、まずそこの方々、例えば、ノリだとそういったところへの質とか量に対して影響は出るというふうに言われておりますけども、今市のほうで認識している漁協の組合の方々の声というものはどういうものが上がってきているのか伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

この潮流の変化に関する県の説明では、環境への影響は埋め立て区域の近傍のみに限定されているものの、漁業者である岱明漁協の組合員の方からはさらに、県が想定しているよりもさらに広範囲にわたり影響するものとして、中でも今お話しありましたように、ノリの収穫量が減少することを最も懸念されていると聞き及んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 県の方々そういったところで説明されたり、調査したり、工事をされる方々はノリをするプロではないですよ。漁師というか、漁協の方々は長年、何十年親子で引き継いできてやられてきた、いわゆる職人なんですよ。職人の方々が言うってことは、確かにその根拠として数値とかそういったデータというものには基づかないものなんですけど、ほぼほぼ職人の方々が言うのは、これまでずっとやられてきているからこそそういったことが言えるわけであって、私はその声は無視できないものだというふうに思っております。そういったところで一番やはり懸念されるのが環境アセスメントのところだと思うんですね。県からの説明がやっぱり地元等に対して行なわれておりますけれども、これも長洲のほうでも行なわれておりますし、長洲町議会のほうでもそういう話がたくさん上がっているというふうに聞いております。その中で私が一番その知りたいというか、疑問視するのが、やっぱり環境アセスメントのところのその処理水の部分なんですよ。処理の方法とそれを今度新しく新設する土砂処分場へ、そこにやっぱり汲み上げていく。そのときにやはり影響が出ないか。そのところが一番心配なところなんですよ。それが実施主体である県がちゃんと調査をした中で大丈

夫だというふうに太鼓判を押してればいいんですが、そのところがどうもあやふやなんです。どうもやっぱり民間企業が公的な下水処理施設を通さずに処理、下水の処理をしている。その数値を県が調べるのではなくって、民間業者示してきた数値を根拠として大丈夫だというふうに言われているといったところが問題なのかなというふうにも思っております。しかしながら、じゃあそこに対して、玉名市が何かできるのかといったら、県事業でもありますし、お隣長洲町でもありますから、やはりその庭というか、そこには入りきれない部分もあろうかと思えます。なので、まずはその環境アセスのところが玉名市としてそういう情報も得られてるかと思えますので、まずは玉名市の見解としてはどういうふうな認識があるのか伺いたいと思えます。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

この土砂処分場整備の事業主体は熊本県でございますので、この投入土砂の土壌分析調査、この基準につきましては、玉名市が率先して意見することは非常に難しい立場でございます。しかしながら、漁協の方の不安とかもありますので、当然必要に応じまして県への働きかけや要望はしっかりと行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） ぜひ、そのところは影響が出てからではなくって、やはり出そうなとき、まさしく今がそうだと思いますので、そのところは働きかけ、もしくは意見書等のほうを提出のほうをしていていただきたいというふうに思っております。

そうなってくると、何かあったときには当然事業主体が補償していくのが当たり前だというふうにも思っておりますし、県のほうで補償のほうの考えはあるということは聞いておるんですが、今のその前の環境アセスメントに対して、じゃあ玉名市として何かできますかと言ったら、意見書ぐらいだということで、じゃあ何かあったときの補償としては当然玉名市はできないものだというふうには認識してはるんですが、しかしながら、その漁協を守っていくために何かしらの手立てというものはあろうかと思うんですね。それは補償金でなくてもほかの形で何かこう対応があるのではなかろうかというふうには考えるんですけども、まずそのところ、玉名市として補償、補っていく、そういう対策はどういうふうに行われているのか、今の段階でお示しできれば伺いたいと思えます。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

今回の事業によりまして漁業に影響が出た場合の、いわゆる漁業補償、こちらにつきましては、事業主体が県でございますので、あくまで現時点ですけども、今現在、玉名

市としては補償関係について、現時点では想定はしておりません。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） それはそうだというふうに思います。しかしながら、お金ではなくってほかの方法でも何か玉名市としてできることは恐らく出てくると思うんですね。そういったときに柔軟な考え方でやはり対応していただきたいなというふうにも思っております。

この質問の最後になるんですが、5つの漁港に対して、先ほど物価高騰等でも2億近くかかっているということでした。それを考えるとやっぱり今回の長洲の土砂処分場にはやはりその玉名のやつも当然入れていく必要があるかと思えます。財政的にもですね。そうすることでやはりしゅんせつ事業の抑制につながるんじゃないかというふうにも思えます。この5つの漁港を今後維持していくために玉名市としてはどういうふうな考え方があるのか。まずはこの5つの漁港の維持費について伺いたいと思えます。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 議員御質問の漁港の維持費についてお答えいたします。

玉名市内の漁港におけます過去3年間の漁港管理費及び漁港の整備に要した事業費の推移について御説明いたします。

まず、令和6年度ですけれども、3億660万円、令和5年度が5億3,085万円、令和4年度は1億7,575万円でございます。主な支出としましては、3か年ともともにしゅんせつ事業費が占めておりまして、令和6年度は、新川漁港で2億5,935万円、令和5年度は、滑石漁港と大正開漁港で3億7,022万円、令和4年度につきましては、大浜漁港の旧港で1億3,215万円となっております。なお、令和5年度のみ定期的に行ないます漁港の機能保全計画の見直しに要した委託料9,877万円が含まれておりまして、これらにはいずれも国の補助事業を活用して事業を実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 今、答弁いただいたとおり、しゅんせつが主な管理費だということで、しかしながら、そのしゅんせつというのもどンドン今金額が上がってきているということで、その令和4年に答弁いただいた内容からすると、処分場をひたすら作り続けていくということは、絶対に避けなければいけないというふうに市のほうでも答弁があがっております。このしゅんせつというものの自体が恒久的な課題解決にはならないというふうな答弁もあがっておりますので、どちらかというならばこの費用対策の面からしても、先ほどの長洲というのは当然必要になってくる。そして、それを考え

でも、やはりいつかは満杯になる。であれば、土砂が堆積しにくい漁港づくりも必要なんじゃないのかな。しかし、それをすると数百億かかってしまうというような何か考え方が小さくなっていってしまうようにも思えるんですけども、しかしながら、漁港を維持していかなければいけないといったところで、中長期的な視点に立って、漁港の維持管理をどういうふう考えていくのか、玉名市として。そのところを最後に伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

まず、維持管理費用の縮減に向けた取組といたしましては、スクラップ・アンド・ビルドを念頭におきまして、しゅんせつ事業を漁協の理解を得た上で見直しておりまして、これまでに大正開漁港の旧港の中止でありますとか、大浜漁港の旧港の休止を進めてまいりました。このことによりまして、捻出された財源をもとに新川漁港など優先度の高い施設修繕費用に活用しているところでございます。

次に、漁港の機能集約の必要性に関しましては、大変重要な課題であると同時に、容易に解決ができるものではないと認識しております。

今後、漁協の経営状況でありますとか、漁業者数の推移、これらを勘案した上で最適とされる機能の集約を図っていくことと考えております。当然その際には、漁協の組織再編も寛容となることから、漁協とも共通認識のもとに慎重な協議を重ねまして、持続可能な漁港の維持管理体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） そのスクラップ・アンド・ビルドこれによって多少なり成果は上がっていると思いますし、しかしながら、そのところを決めていくのはやっぱり組合員の方々なのかなと思いますので、しっかりそのところを対話を通じて進めていただきたいというふうにも思いますし、漁協の組合の方々がやっぱり次の、次世代の担い手に対して安心して事業継承ができるような、そういうやはり方策を講じていただきたいというふうに思ひまして、本日最後の質問に移りたいと思います。

[9番 大野豊重君 登壇]

○9番（大野豊重君） 本日最後の質問として、九州看護福祉大学の公立化について質問したいと思います。

初日に坂西議員のほうからの質問もありましたが、重複するところがあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

今現在までに私立大学から公立大学化した大学というのが、今日本全国で12校ほどありまして、現在、検討が進められているのが九州看護福祉大学を含めて4つの大学が

今検討されています。中には、公立化を途中で断念したものもあります。これは4つぐらいというふうには認識しておるんですけども、まず、この九州看護福祉大学の公立化にあたって、今年検討委員会が立ち上がって5回の検討会がなされ、その報告書があがってきました。それに対してパブリックコメントが11月に募集されて、今週月曜日にパブリックコメントが公表されております。まずはそのパブリックコメントの中身がどのようなものであったのか伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員御質問のパブリックコメントの内容についてお答えいたします。

パブリックコメントは、令和7年10月6日から同年11月7日までの期間で実施し、全部で9件の意見をいただきました。意見の内容としましては、賛成、前向きな内容として県外から入学し、そのまま玉名市に居住し、看護師として就職している。玉名市の発展のためにはぜひ公立化してほしいとの意見や、地域連携の強化、地元人材の確保、育成と卒業後の地域定着を期待する。それから、小中高校と連携を強化し、学園都市として進んでほしいといった意見をいただいております。

また、要望、慎重な内容として、市の財政に影響を与えるのではないかと。大学自らの自助努力も必要ではないかと。また、国家試験合格率を向上させるべき。学生の学業等に対する教員の手厚いフォローが必要ではないかといった意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） パブリックコメントの9件、この9件、私も全て読ませていただいて、それに意見に対しての市の考え方、見解も全て読ませていただきました。今、部長答弁でもあったとおり、肯定的な意見として一番最初に声が上がったかと思います。その中でもやっぱりそうだなと思った部分があって、その内容が先ほど部長も言われましたけれども、玉名に来て住んで、勉強して、そのまま県北病院のほうに就職したと。今もまたそのアパートに住み続けているんだということで、玉名のほうとしてもやっぱり住んでいただけるというようなメリットがあって、かつそれプラス親がやはりその4年間子どもがいるわけですから、やはり年に何回か来るわけなんですね。なので、親が来たときにもやはり飲食とか、お土産だとか、そういったところでの経済効果というのは十分あるかというふうにも考えます。それ以外の意見としては、慎重な意見が数多かったと思うんですが、それも今答弁あったとおり、やはり市の財政負担の心配であったり、ST比率であったり、入学者数、そして国試の合格率であったりだとか、当然な

がら経営努力が必要だ、教育改革が必要だとか、そういった御意見がたくさんあがって来たかというふうに私も認識しております。

その中でもやはり一番このパブリックコメントの中を要約すると、責任は誰が取るんだといったところが多かったように私は感じたんですね。どちらかという、これは前田議員も前回の一般質問で言われてましたけれども、やはりないよりあったほうがいい。私もそういうふう感じてますから、どうやってこれを市民の人に理解をいただいて、公立化スムーズに進めていって、今の九看大がさらに飛躍していくような仕組みづくりをしていくのか。これも私はそういうふうに全く同じ考えでおりますので、であれば、負の要因というか、まだ分からないところをどういうふうに解決していくのか。そういったところを今回から質問をしていきたいというふうにも思っております。

なかなか答弁しづらいとは思いますが、まずは市としての最終的な公立化の是非について、今伺うことができれば伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員の再質問にお答えいたします。

九州看護福祉大学の公立化の是非につきましては、現在、方針決定のために大学側との協議や庁内での検討も最終段階でありますので、この場で表明をすることはできませんが、これまで申し上げてきましたとおり、12月中には市の方針をお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 12月中ということ、あと2、3週間以内には進むのか、しないのかの判断になるかと思っておりますけれども、その最終調整というか、今協議をどんどん進められている中で、それは当然検討委員会からの報告書ありきだと思うんですね。その検討委員会の報告書の中にいろんなその数値があったかと思っております。財務シミュレーションであったり、入学者のシミュレーションであったりだとか、学科構成は本当にそれでいいのかとか、そういったところからまずこの報告書を市として受け取ったときにどういう見解がなされたのか。まずそこのところを伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の検討委員会の報告書をどのように捉えているかについてお答えいたします。

公立大学法人化検討委員会につきましては、地方独立行政法人法など法令や制度に精通されている大学教授や公認会計士、県内の国公立大学の教授や学長、さらに地域社会を支えている地元の医療、教育、経済界を代表する方など12名の委員で構成し、本年1月から8月までの間に計5回の会議を開催する中で、委員それぞれの専門的な見地か

ら多角的に議論していただき、貴重な意見をいただいたところでございます。

その検討委員会の報告書には、公立化について前向きな意見も、慎重な意見もあり、仮に公立化することを目指す場合には、様々な課題を解決するために段階的に実行すべき内容が提言されていることから、その提言についてしっかりと検討した上で方針を決定しなければならないと重く受け止めております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 今、答弁の要約をすると、課題解決をしなきゃいけないことが山積しているんだと。しかしながら、それはすぐにやれるものではなくって、段階的に解決を図っていくんだと。それができるというふうな見込みを見て、今月最終ジャッジをされるのかなというふうには思っております。その中でもいろんな私もこの報告書に対して聞きたいことはたくさんあるんですが、それはまた次の3月議会で行ないたいと思います。

まずは、今回の九看大の公立化にあたって、一番やはり見ていかなければいけないところは、やっぱりこの大学運営費以外の財政負担の部分だというふうに思います。今回の九看大の公立化にあたっては、あくまでも国からの運営費交付金の中で全てやっていくんだという答弁も聞いておりますので、となってくると、それ以外の部分でどれぐらいお金がかかるのかといったところを聞いていきたいと思っておりますので、これから、もし公立化をすると仮定するならば、令和8年度でそういった体制整備をしていかなければいけないというふうに思います。じゃあまずはその体制整備を令和8年度で進めていく中でどれぐらいお金を使っていくのか。まずそこのところを試算があれば伺いたいと思っております。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の大学運営費以外の財政負担についてお答えいたします。

仮に公立化することを目指す場合、令和8年度は開学に向けた手続が主な業務になりますので、担当職員3人の人件費や公立大学法人設立の認可申請等の各種手続に関する支援業務委託などが想定されます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 答弁いただきました。

人件費だったり、そういった申請に関わる手続とか、あといろんなドキュメント作成とかも委託していかなければいけないというふうにも思っておりますので、簡単にばつと計算してみると大体2,000万円ぐらいかかるのかなというふうには思います。そ

の中で、今回のこの報告書の中で、先ほどもその運営費交付金の中でやっていくから市の財政負担はないんだというふうなことは以前から言われておりますし、私も認識しているところでありますけれども、この報告書に書かれてあった財務シミュレーションが6本ぐらいあったかと思うんですね。それが本当にそのままいくのか、もしくはシミュレーションが大きく崩れたとき、不測の事態が発生したときに、本当に市は運営費に関して財政負担をする必要性がないのか。そこのところ、今一度答弁いただければと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員の再質問にお答えいたします。

報告書のシミュレーションについては、入学定員充足率や物価上昇率など一定の条件を設定した上で、6つのパターンを試算し、検討委員会において議論をいただいております。パターンによりましては、安定した運営が行なわれるものもありますが、将来的な施設等の更新費用を賄えないものもございます。シミュレーションによって明らかになったリスクについては、そのような事態に陥ることがないようにリスクに繋がる課題を早期に把握し、解決することで、適切な大学運営に繋げていくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 今回のこの報告書なんですけれども、私も見たときに、ちょうど今日の北本議員の一般質問の中でもやはり日銀の政策金利のほうがどんどんどんどん上がっていくんだというふうな内容、これはもうかなりその日銀の委員の人たちは過半数以上がそういうふうにするべきだというふうな今見解も示されている中で、今現在、ここ数年見てみますと0.5%から、これが今後1%、2%に上がっていくと。しかしながら、この報告書の中では、そこのところが今現在の0.5%ぐらいでシミュレーションされているんじゃないだろうかというふうに私は見ております。なので、ちょっと心配になったところではあるんですけれども、実際、そのほかの大学でも私立から公立化したところで財政負担しているところがあったりなかったり、なので、そのからくりが何ともまだ見えてこないんですね。これはちょっと私も調査・研究が時間がなかったので、これを今後、令和8年度の間にも私もいろんな大学に行って、調査・研究をして、本当に財政負担がないのか。もしあっているとすれば、それはどういうところで財政負担がしているのか。そういったところを先進地に出向いて、私なりに研究をしていきたいというふうにも思っております。

次に、そもそもこの大学なんですけれども、学費が安いから入学したくなるのかではないと思うんですね。やっぱり魅力があってそのこの大学で勉強したいから学生は入学する

もんだというふうにも思っております。魅力があれば学費に関係なく学生は入学できるはずなんです。今奨学金制度もありますし、いろんな補助制度もあります。ですから、まずはその大学に入学したくなるような九看大の魅力って何なのか、市としての見解を伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の大学の魅力についてお答えいたします。

公立化により学費が抑えられることが進学を考えている学生や、その保護者にとっては魅力の一つであることは確かであると考えております。

そのほかにも国家試験合格率を向上させることや多様な資格を取得できる環境を作ること、さらには、公立大学になりますと地域住民や民間企業等からも大学に寄せる期待が大きくなるため、地域貢献に積極的に取り組み、地域に根差した大学となることなども大学の魅力の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 今、国試の合格率を上げていくことなどが魅力に繋がるんだというふうにありましたが、実際、今現在、国試の合格率が低いから生徒が減っているんだというふうにも私は捉えております。だからこそ、じゃあその大学の魅力を上げていくためには、やっぱり学科の再編というものは、これは坂西議員もおっしゃってましたが、学科の再編は必要不可欠だというふうに思っております。まず、その学科再編についての見解を伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員の再質問にお答えいたします。

仮に熊本県から公立大学法人の設立認可があり、公立化する場合、学科の再編には、教員の確保や、場合によっては施設設備の改修などが必要となり、一定の期間を要することが想定されるため、過去の公立化事例では、公立化後に入学定員が充足していることなども鑑みて、まずは現在の5学科体制と定員を維持しながら開学を目指すことになります。

しかし、開学後にも入学定員を割り込む学科が出るような場合には、適宜、入学定員の見直しや学科の再編を検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） まず、すぐにはなかなか難しいというふうに思いますので、そのところは様子を見ながら進めていっていただきたいと思います。

今、答弁で人数の調整、話もありました、学科再編に併せて、例えば、看護学科を増

やしていこうとか、ほかのところは、ここを減らそうとかですね。私もかつて徳山大学、私立大学だったんですが、これが平成30年ぐらいだったかな、周南公立大学のほうに切り替わりまして、そのところが公立化したときに、ばんと入学率が上がってですね。それから2年後にはまたどんと下がったんです。下がった理由としては、定員を増やしたんですね。だから、受験者率というのは下がったんですけど、そういうふうになっていけばいいかなというふうにも思っておりますので、最後の質問になりますけれども、今後、その公立化を進めていく中でどういう体制で令和8年度は進めていくのか、中身を伺いたいと思います。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員御質問の公立化に向けた体制整備についてお答えいたします。

仮に、令和9年4月の公立化を目指す場合の令和8年度の主な業務といたしましては、公立大学法人評価委員会条例などの関係条例の整備や公立大学法人設立の認可申請、大学の定款、中期目標の策定などの手続が必要となってまいりますので、高度な専門性を要する業務については、必要に応じて民間業務委託などを行ない、現体制の中で進めてまいります。

なお、公立化に向けて準備を進めるにあたっては、各種条例の制定や定款、中期目標の策定において、議員の皆様にご審議をいただくこととなります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） いろんなそのソフト面の整備が必要なんだということが分かりました。

次に、じゃあそういったソフト面の整備を進めていく中で、今度は仮に公立化をやりますと決めて認可がおりて、いざ令和8年度で準備をして、令和9年に開学をしたとして、じゃあ令和9年の開学後以降は玉名市としてはどういう関わりを持っていくのか。そのところを質問します。

○議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 議員の再質問にお答えいたします。

仮に熊本県から公立大学法人の設立認可がおり、公立化した場合の市の関わりにつきましては、公立大学法人評価委員会において大学から毎年度の事業報告を受けるほか、中期計画の進捗確認等を行ない、必要に応じて改善、勧告を行なってまいります。

また、運営費交付金の予算案の上程や経営状況と業務実績の報告などについては、議会におきましても御審議いただくこととなります。

公立化後は、本市が設立団体として最終的な経営の責任を負うこととなりますので、

運営に関して厳しくチェックしながらも大学と連携を図りながら適切な大学運営に努めることが重要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○9番（大野豊重君） 大学改革に関しては、玉名市としても事業報告を受けて、そして中期の計画等に携わっていく。そして、改善や勧告等もできるという内容だったと思います。財政負担への懸念は残るんですけども、まちなか未来図にしてもそうなんですけど、まだまだ具体的なものが示されてないですよ。ここは何をする、あそこは何をする、そういったものがまだイメージでしかありませんので、そういったところを今後やっていくためには、当然、予算も必要になってきます。大学のボリュームを増やすことも一つの手立てかなというふうに思います。例えば、学術研究都市なんかのやり方もあろうかと思しますので、そしてまた、この公立化についてはですね、大学としては当然自助努力が求められて、この玉名市においては当然ながらその社会全体に向かって責任を果たしていくんだという覚悟が必要不可欠だというふうにも思っておりますので、ぜひしっかりと対応して、この九州看護福祉大学の公立化を成功に収めていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（西川裕文君） 以上で、大野豊重君の質問は終わりました。

続いて、14番 立川信之君。

[14番 立川信之君 登壇]

○14番（立川信之君） 皆さん、こんにちは。14番、第二新生クラブ、立川信之でございます。もう最終日の最後のトリでございます。あと少しお付き合いのほどをお願いいたします。

最初に、先月、亡くなられました浜田繁次郎議員に謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

浜田議員は、4年間にわたりこの玉名の発展、教育環境の整備など多大なる貢献をされ、私たち議員一同の模範でもございました。2期目の当選後、これからというときに議場からそのお姿が失われたということは、痛惜の極みでもあり、その功績と情熱は私たち後身の議員がしっかり受け継いでいかなければならないものと決意を新たにしております。ここで改めて、心より御冥福をお祈りを申し上げますとともに、御遺族の皆様にも心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問を始めます。

1番、令和7年8月の豪雨についてでございます。

もう早いもので被災からもう4か月が経ちました。今回の豪雨により被害を受けられ

た方の多くの市民の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

今度、玉名全体の被害のことをお伺いするんですけど、支援内容についても伺います。今回の質問について、多くの方々がされておりますので、重複することがあるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○議長（西川裕文君） 傍聴席の方は、私語は慎んでください。

健康福祉部長 小山 聡君。

[健康福祉部長 小山 聡君 登壇]

○健康福祉部長（小山 聡君） 立川議員御質問の玉名市全体の被害状況と支援内容について、まず私からは住家の部分についてお答えをいたします。

住家の被害状況については、災害発生直後より個別に住家被害認定調査を実施し、その結果、11月末時点の判定区分ごとの被害状況につきましては、全壊が1件、中規模半壊が17件、半壊が160件、準半壊が25件、一部損壊が267件でございます。その中でも住家に被害を受けた皆様への迅速な支援として、準半壊以上の認定を受けた方には住宅の応急修理制度、半壊以上の認定を受けた方につきましては、賃貸型応急住宅制度の利用を御案内しております。応急修理制度につきましては、居住に必要な部分の修理を支援するもので、玉名市全体で66件の申請がっております。賃貸型応急住宅制度は、被災した住宅から賃貸住宅に一時移転する場合に家賃等も支援する制度で、玉名市全体で32件の申請がございます。いずれも被災者の生活再建に寄与する制度であり、活用を促進するため、積極的な情報提供を継続してまいりてございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

[副市長 吉田勇人君 登壇]

○副市長（吉田勇人君） それでは、私のほうからは農業関連の被害等につきましてお答えいたします。

玉名市における農作物の浸水及び冠水の被害状況についてでございますけれども、夏秋ナス、それと冬春ナス。こちらが15件で170アール、メロンが2件、42アール、アスパラガス1件、12アール、キュウリ1件、12アール、そして大豆及び水稲は市内一円に冠水被害が及んでおります。また、苗の冠水被害につきましては、夏秋ナスが2件の7,000株、ミニトマト4件、1万1,200株が確認されているところでございます。

また、農業機械設備等につきましては、ハウス暖房機、炭酸ガス発生装置やポンプ、トラクターや管理機等で500台を超える被害があった旨を熊本県に報告しているところでございます。

これに対しまして、支援の状況についてでございますけれども、今回の大雨被害を受け、

熊本県が国の事業を活用して新たに創設した各種の支援事業によりまして、被災生産農家への対応を進めているところでございます。

まず、農業機械や施設等の原型復旧を目的としましたハード事業につきましては、玉名市全体で87件の申請があつておりまして、トラクター、コンバイン、動力噴霧器などの各種農機具のほかに園芸ハウス関連では、暖房機、炭酸ガス発生装置、灌水装置など多様な申請が寄せられているところでございます。

また、種子や種苗の調達、生育回復に向けた追加的な施肥、防除等を支援するソフト事業につきましては、市全体で52件の申請があつておりまして、トマト、ミニトマト、イチゴ、ナスなどの苗や圃場回復に必要な追加的な肥料や農薬などが主な支援対象となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 立川信之君。

○14番（立川信之君） 住宅につきましては、応急修理制度や賃貸型応急住宅制度について、迅速に支援体制を整えていただいていることに感謝いたします。

一方で、以前として生活再建に不安を抱える方も多く、申請手続の周知や相談体制のさらなる充実が求められると感じております。

次に、農業につきましては、特にトラクターや暖房機等の農業機械、さらには苗や肥料など生産再開に不可欠な部分をしっかりと支援対象としていただいている点、大変心強く受け止めております。

一方で、制度を必要としながらも申請に至っていない農家の方もおられるかもしれませんので、伴走支援の強化や情報のさらなる周知を期待するところでもございます。農業は、本市の重要な基幹産業でありますので、今後も切れ目のない支援をお願いし、私としてもしっかり連携してまいります。

しかしながら、一つ気になることがあります。応急修理制度のことです。半壊以上の被害で73万9,000円以内、準半壊で35万8,000円以内が限度額になっております。それでは少ないですね、足りないですね。私は、以前、損害保険の代理店をやっておりました。火災保険の必要性なんです。保険のほうは相互扶助の仕組みに基づき、多くの方が保険料を出し合うことで万が一の事態に直面した人を経済的に支援する仕組みです。保険に加入していれば損害額が対象になります。全損になったら加入している保険金がもらえるわけなんです。玉名市からいただいたお金は前金と思って火災保険に加入されることをお勧めします。

今回、車の被害も結構出ております。先ほど327台の車が被害に遭ったということに言われましたけれど、これも自動車保険の車両保険に入っとけば対象になるんですね。農業のほうもトラクターやコンバインの保険もございまして、また、農業の収入減にな

ったときも補償があります。いろいろありますので、それぞれに加入されることをお勧めしております。

それでは、次の質問に入ります。

天水地区の被害状況と支援の内容について伺います。

○議長（西川裕文君） 健康福祉部長 小山 聡君。

○健康福祉部長（小山 聡君） 立川議員の天水地区の被害状況と支援内容についてお答えします。

これも住家の部分についてでございます。天水地区における住家の被害状況につきましては、先ほど答弁いたしました件数のうち、11月末時点では中規模半壊が1件、半壊が27件、準半壊が1件、一部損壊が66件でございます。

また、応急修理制度及び賃貸型応急住宅制度の申請件数につきましては、応急住宅制度が13件、賃貸型応急住宅制度が2件でございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

○副市長（吉田勇人君） 私のほうから農業関連についてお答えいたします。

先ほど玉名市全体の被害状況とか被る部分もございませうけれども、御了承いただきたいと思っております。

天水地区におきましては、この被害状況でございますけれども、トマト、ミニトマト、イチゴ、キュウリ、これらのハウスが浸水しまして、農業機械や暖房機、炭酸ガス発生装置や灌水装置への被害があつてございます。

そして、この天水町でのハード事業の支援の申請件数なんですけれども、現在34件出ておまして、トラクターやコンバイン、動力踏み機などの各種農機具のほかに、園芸ハウス関連では暖房機や炭酸ガス発生装置、また、灌水装置等の申請が多数寄せられているところでございます。

一方、ソフト事業についてなんですけれども、ソフト事業につきましては、申請件数が18件で、トマト、ミニトマト、イチゴ、ナスなどの苗と圃場の回復に必要な新たな追加的肥料や農薬などが主な支援対象となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 立川信之君。

○14番（立川信之君） あれほどひどい洪水でございましたけれど、中規模半壊が1件、半壊が27件、準半壊が1件ということですね、思ったほど被害がなかったみたいですね。

しかしですね、今回の大雨は記録的な豪雨でございました。

映像のほうをお願いします。

[電子資料を示す]

○14番(立川信之君) これは天水町の呑崎の排水機場の映像でございます。排水機場の管理者から連絡がありましてすぐ見に来てくれということで行ったら、このありさまでございました。大量のごみが流れてきて詰まっております。

画像をちょっと大きくしてもらってよかですかね。

手前に見える四角いやつはパレットとあって、ミカンを積むやつでございます。その他、ここには映ってないか。冷蔵庫とかポリ缶とか、また近くに工務店があるんですけど、工務店の材料、角材とかも流れてきておりました。もうこんなに流れてきて樋門が詰まって流れなかったわけなんですね。近く、地元のやっぱり建設会社に依頼しまして、重機で取り除いてもらったと。その後、自然排水ができたということでございます。

また、次の写真をお願いします。

これはうちの倉庫の写真でございます。まだちょっとアップしてもらってよかですか。ここに、あとちょっと分かりにくかいですね。あとがついているんですけど、うちの昭和32年7月の大水害のときの水の跡なんですね。ここで約1メートル102センチ、うちが浸かっております。このとき、当時、昭和32年7月の25日から26日にかけて大雨が降り、二ノ岳より土石流が発生しております。下有所地区から本村まで土砂と流木が流れてきております。下有所地区というと教育長の生まれ故郷でございますけれども、このとき、53名の犠牲者が出ております。今回、この豪雨は、あのときの、昭和32年のときとあんま変わらんか、それ以上降ったわけなんですよ。天水町に国道501号線というのがございますけれども、あそこを水が、雨水が越えて受免地区まで流れてますですよ。ああいうことはなかったですよ。今まで初めてのことでございます。しかしながら、こんなに大雨が降りましたけれども、大惨事至らなかつたもんだから、その点はよかつたのかなと思っております。

それでは、次の質問にまいります。

天水町の受免地区の浸水被害について、市の対応を伺います。

○議長(西川裕文君) 副市長 吉田勇人君。

○副市長(吉田勇人君) 議員御質問の天水町受免地区の浸水被害の市の対応についてお答えいたします。

天水町受免地区では、3日間に渡り浸水がありました。玉名市管理の排水機場は、正常に可動し、強制排水は行なっておりましたけども、県管理のほうのいわゆる受免樋門ですね、こちらのほうがいわゆる堆積土、長年積み積もった堆積によりまして干潮時における自然排水ができない状況でございました。そのため、玉名市消防団の迅速な御協力を得まして、小型ポンプ9台によりまして緊急的に排水を行ないました。さらには、最終的には国土交通省から派遣された排水ポンプ車、こちら3台による排水を行なうこ

とで8月13日の15時までには平常時の水位まで下げることができたところでございます。

後日、受免樋門の自然排水ができるように陸上からではありましたが、大型機械による堆積土砂の除去と、また作業船、船による簡易的なさく濬を玉名市において実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 立川信之君。

○14番（立川信之君） 3日間に渡り浸水という事態は住民にとって大変不安な被害をもたらしたことが想像されます。そんな中で、消防団と国土交通省のポンプ車で排水作業にあたった現場のほうの苦労と努力とが強く伝わってまいります。今後は、自然排水ができるように市のほうに早急な対応をお願いしておきます。

再質問をいたします。

市長におかれましては、天水のほうに被害箇所をつぶさに見て回られたと思いますけれど、今後どうされるのか伺います。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 立川議員の再質問にお答えします。

災害後、熊本県に対して、8月の大雨被害に対する要望書を提出しておりますけれども、その要望事項の1つに、県管理の受免樋門周辺のしゅんせつ、また、適切な維持管理についてお願いしております、これに対して、熊本県の竹内副知事が、災害対応状況などの施設の折、ソフト・ハード面、両面でどういうことができるのかしっかりと対策を検討する旨の回答と併せて、唐人川にある防潮樋門の下流河口部にあります、突堤を除去する要望に対しても、受免樋門前の土砂の堆積軽減の効果があるかを検証するというふうに回答をされたところでもあります。

その後、この検証結果を基に、県で必要な予算化がなされて、計画では令和8年4月中旬から撤去工事に着手すること。併せて、受免地区の浸水対策として、短期的な対策及び中長期的な対策を効果的、効率的に実施するための基礎調査を業務委託し、その結果を基に市と協議し、順次対策を講じていく旨の報告を今受けているところでございます。

また、8月の大雨による災害を受けて、受免地区だけではなく、玉名市全体の河川や排水路の緊急的な対策も検討を行ないながら、現在、中長期的な対策の検討も併せて進めておまして、必要に応じて国や県などに対しての要望、また協議を進めているところであります。

自然災害も頻発化、被害も甚大化の傾向が高まる中で、行政の責務として市民の生命と財産を守るためにしっかりと災害対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 立川信之君。

○14番（立川信之君） 唐人川にある堤防の突堤を除去されることで土砂の堆積の軽減に効果的なことがあるということで、とても期待しております。こちらのほうも早急な対応をお願いします。

また再度、再質問をいたしますけれど、市長にお伺いします。

今回の災害の対応について、先頭に立たれてやってこられたと思いますけれど、思いをお聞かせいただきたい。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 立川議員の再質問にお答えします。

この度の記録的大雨は、これまでの経験測では測れない状況を引き起こしました。線状降水帯の脅威、自然の猛威を目の当たりにして、災害が私たちの想定や能力をはるかに超える規模で発生しうることを痛感した次第であります。

この未曾有の事態に直面し、市長として市民の皆様の生命と財産を守るため、陣頭指揮を取り、全力を尽くして対応にあたってまいりました。何よりも人命第一、異常なまでの大雨、特別警報の発表を待たずに避難情報レベル5、緊急安全確保を発令し、命を守る行動を呼びかけました。発災直後は、復旧・復興へのスピード感を最優先と位置づけ、1日も早く市民の皆様に安心を届けなければならないという強い思いで、全庁を上げて復旧災害支援のフェーズへと即座に移行するように指示をいたしました。

発災翌日には、市民生活の早期再建のため、罹災証明等の申請、相談窓口を速やかに開設し、また、災害ごみ仮置き場の開設の指示をするなど、被災された皆様が必要とする支援にタイムラグが生じないように迅速な対応を徹底してまいりました。特に被災した建物の外観調査につきましては、一刻も早く証明書を発行するため、被害の大きかった地域を優先的に職員が直接訪問するプッシュ型での対応を実施し、その後の迅速な支援に繋げた次第でもあります。

また、私も発災直後から災害対策本部会議、またですね、ほぼ毎日行なってきました、災害復旧連携会議などの合間を見ながら災害に見舞われた現場に足を運び、被災された方々の生の声に耳を傾けてまいりました。厳しい暑さの中、懸命に復旧作業に取り組んでおられた被災者の皆様、そして、遠方からも駆けつけてくださったボランティアの皆様には、深く深く敬意を表するとともに、感謝の念に堪えない次第であります。

市民の皆様の声こそが私にとって何よりも重要であると認識をして、その切実なニーズを直接把握することに努め、市民の皆様に寄り添った支援を追求してきたつもりであります。

もちろん、この甚大な災害からの復旧・復興というものは、本市単独では成し遂げら

れないものでもありました。そのため、国や県との綿密な連携、そして強力な要望活動、私の最も重要な責務であるというふうに認識をしておりますし、市長として構築してきた国また県との良好な関係、かつ円滑な関係性を基に積極的に連携を図り、県への要望につきましても私自身が知事、副知事に幾度となく直接お会いし、本市の切実な被災状況と具体的な支援の必要性を強く訴えるなど、市だけでは困難な課題についても国や県と一体となって解決に向けた道筋をつけるように精力的に働きかけを行ってきたところでもございます。

復旧・復興の道のりは、決して平坦なものではございません。市民の皆様の安全とまちの未来は私が市長として責任をもって守り抜く、その揺るぎない覚悟と強い使命感を胸にこれからも常に最前線に立ち、全職員、そして市民の皆様とともに全身全霊を傾けて邁進してまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 立川信之君。

○14番（立川信之君） 市長の思いを聞きまして、本当に大変たのもしく感じております。市長がリーダーシップを発揮されて、市全体が動いて、やっぱ玉名の住人でもよかったと思われることをされて、そすとまた県との連携、よかったですね。

今後、またいろいろ災害は続くと思われるんですね。この大雨、そすと地震、そすとこないだ大分でありました大火事みたいな、そのとき、また、市長のリーダーシップを発揮されて、きちんとやっていかれることを望んでおります。

それでは、次の質問に参ります。

[14番 立川信之君 登壇]

○14番（立川信之君） 農産物直売所郷〇市と併設の受免干拓メモリアル公園の整備について伺います。

映像のほうをお願いします。

[電子資料を示す]

○14番（立川信之君） これは郷〇市の南側にあります公園でございます。今、何ていいますか、草は切っておりますけれども、日頃は夏場になりますと草がぼうぼう生えているところなんですね。今、ここがもう天水町時代にできましてそのままになっております。去年9月にこの受免のメモリアル公園の活性化が図られないかという再整備について一般質問をいたしましたけれど、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうかということでお伺いします。

○議長（西川裕文君） 副市長 吉田勇人君。

[副市長 吉田勇人君 登壇]

○副市長（吉田勇人君） 議員御質問の農産物直売所郷〇市と併設の受免干拓メモリアル

公園の整備についてお答えいたします。進捗状況と整備計画、こちらについてお答えいたします。

まず、これまでの状況でございますけれども、昨年9月に立川議員のほうから一般質問を受けました後、この受免干拓メモリアル公園の再整備に向けた、いわゆる庁内の関係各課によります協議を昨年の11月に開催しております。その協議の中で、この公園整備については、人が集まり、賑わいを創出する施設として多彩なイベントに有効活用ができるフラットな、平坦な広場としての整備を基本に検討しているところでございます。

その整備計画でございますけれども、現時点では、まだその計画の策定までには至っておりませんが、今後、庁内関係課はもちろんですけれども、天水地域の関係団体の皆様の御意見等を丁寧に伺いながら、再整備に向けた協議を重ねまして、整備内容の具体化を行なっていきたいと考えております。

併せまして、メモリアル公園の以前に整備するために使った国の国庫補助金、こちらの取扱いと再整備の当然まだ財源必要になりますので、その財源についても過疎対策事業債など、有効な財源についてしっかりと検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 立川信之君。

○14番（立川信之君） ここは公衆トイレがあるんですね。利用客も非常に多い場所でございます。多様なイベントが有効活用できるフラットな広場ができれば益々にぎわうと思われま。再整備に向けて、過疎債の対策事業債を財源とされて、利便性のある広場を作っていただきたいと思ひます。将来は電気自動車の充電施設ですとか、夏場に涼が取れる場所ですとか、水遊びなどができる、いろいろできると思うんですね。ぜひともそれを作ってもらいたいと思ひております。

じゃあ次の質問にまいります。

[14番 立川信之君 登壇]

○14番（立川信之君） 3つ目の質問でございます。

天水町本村地区の道路整備についてでございます。

映像のほうをお願いします。

[電子資料を示す]

○14番（立川信之君） ここは引いて撮ればよかったですけれど、3方向から撮って、玉名方面から映した写真ですけれど、ここに今正面に車が見えますけれども、そこには家が建ってたんですね。そすと右側の家も取り壊してございますし、左がちょっと見えない、ちょっと角になってますけれど、そこにも家があったんですけれど、もう解体済みでございます。もう今は更地になっております。この場所、熊本方面から来られる方、ここを通っていかれるんですね。非常に交通量が多いです。ですが、道幅が狭いも

んですから離合の際は、止まって待つとかなければならないですね。ここの現状と、今後のスケジュールのほうをお伺いします。

○議長（西川裕文君） 建設部長 二瀬哲也君。

[建設部長 二瀬哲也君 登壇]

○建設部長（二瀬哲也君） 立川議員御質問の天水町本村地区の道路整備の現状と今後のスケジュールについてお答えいたします。

今、写真でもございましたが、この御質問の道路は、県道1号熊本玉名線とこの県道に接する市道天神山線でございます。まず、県道1号線は、主要地方道として熊本市街地と玉名市街地を結ぶ地域の重要な幹線道路でございます。次に、市道天神山線は、県道1号線と同様に、重要な役割を果たす道路であるとともに、地域住民の日常生活道路として欠かすことのできない道路でございます。

しかしながら、県道と市道が接する交差点付近において幅員が狭く、離合も困難であり、車両の通行にも支障をきたしているような状況になっております。

そのため、県では、交差点部の改良事業に着手され、現在、用地買収及び建物移転が完了し、令和8年度より交差点部の改良工事に着手される予定と伺っております。

次に、市道天神山線の現在の進捗状況といたしましては、今年度に詳細設計を行ない、その中で道路計画延長約512メートル、全幅8メートルでの整備計画に決定いたしました。この整備計画をもとに、8月には地元地権者の方への事業説明会を開催し、区長さん及び地権者の皆様から承諾を得たところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、今年度中に境界部の復元や用地幅杭の設置を行ない、地権者の方や関係者と現地立ち合いを実施する予定でございます。

その後、令和8年度には保証契約や用地取得を経て、令和9年度からの工事着手を目指しております。

今後も天水町本村地区の交通の円滑化、安全性の向上や地域活性化を図るため、計画的かつ効率的に事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 立川信之君。

○14番（立川信之君） 整備の目的が交通の円滑化、安全性の向上、地域活性化と具体的に示され、県による交差点の改良と、市による道路拡幅という役割分担になっておりますですね。道幅が8メートルになるということで、大型車両が通れるので本当に安心しております。以前、ここに間違って大型車両が入ってきたんですね。この方ずっとバックで出られたということを知っております。そういうことがなくなるから、本当楽しみです。令和9年から工事が始まるということで、早く始まってほしいなと思っております。

以上で質問は終わりますけれど、最後に、私も高市総理の言葉が流行語大賞になりましたので、その言葉を言いたいと思います。昨日は中村議員が話しております。そのまま話されまして、数えていたんです。働いて働いて働いて働いて働いて働いてまいます。いいですね。やっぱ働いてやっぱいっぱい稼いで、やっぱ次に消費ばせんといかんですね。最後は納税でございますよ。そうすることによって、やっぱ本人も潤って、周りもやっぱ潤います。そして、また国や行政もまたよくなるですね。もうこれは三方よしでございます。皆さんも高市総理のように、この言葉のとおり実践してまいりましょう。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） 以上で、立川信之君の質問を終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

午後 4時39分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から本日付けで追加議案4件及び報告1件が提出されました。

よって、この際、先の議会運営委員会の結論に基づき、日程の追加と日程の順序の変更についてお諮りいたします。

日程第2、「市長提出追加議案上程」、議第118号工事請負契約の締結についてから議第120号監査委員の選任についてまで、日程第3、「提案理由の説明」、日程第4、「市長提出追加議案上程」、議第121号監査委員の選任について、日程第5、「提案理由の説明」、日程第6、「報告（1件）」以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり、日程に追加し、日程の順序を変更することに決定いたしました。

日程第2 市長提出追加議案上程

○議長（西川裕文君） 日程第2、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第118号工事請負契約の締結についてから議第120号監査委員の選任についてまでの市長提出追加議案3件を議題といたします。

お手元に配付しております。議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第3 提案理由の説明

○議長（西川裕文君） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただ今上程いたしました各議案について、提案理由の説明を求めます。

副市長 吉田勇人君。

[副市長 吉田勇人君 登壇]

○副市長（吉田勇人君） 追加提案いたしました議案1件の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第118号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべきに契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、天水小学校建設に伴い、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積2,954.32平方メートルの機械設備工事を行なうものでございます。

契約方法は、管工事の建設業許可業者で、かつ特定建設業許可を有する業者による条件付きの一般競争入札を実施し、入札の結果、熊本市北区徳王1丁目1番47号、公栄設備工業株式会社が1億7,000万円で落札をいたしました。現在、同社と税込み1億8,700万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきましたのちに本契約の締結とするものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の委員会で御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 追加提案いたしました人事案件2件の提案理由について御説明申し上げます。

追加議案書の2ページ及び3ページをお願いいたします。

議第119号及び議第120号の監査委員の選任についてでございますが、現委員の元田充洋氏及び坂本直子氏が本年12月24日をもちまして任期満了となるため、藤森竜也氏及び坂本祐資氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、先ほどの全員協議会でお伝えをさせていただいたとおりでございます。

以上、2件の人事案件につきましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川裕文君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第4 市長提出追加議案上程

○議長（西川裕文君） 日程第4、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第121号監査委員の選任について、以上、市長提出追加議案1件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、立川信之君の退場を求めます。

[14番 立川信之君 退場]

○議長（西川裕文君） お手元に配付しております。議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（西川裕文君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただ今上程いたしました議第121号について、提案理由の説明を求めます。

市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 追加提案いたしました人事案件1件の提案理由について御説明申し上げます。

追加議案書の4ページをお願いいたします。

議第121号監査委員の選任についてでございますが、これは地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議員のうちから選任する監査委員としまして、立川信之議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、1件の人事案件につきまして、どうぞよろしく御説明申し上げます。

○議長（西川裕文君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

立川信之君の入場を許します。

[14番 立川信之君 入場]

日程第6 報告

○議長（西川裕文君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第15号専決処分の報告について、専決第17号の報告があります。

総務部長 前田弘信君。

○総務部長（前田弘信君） それでは、報告1件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

報告第15号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について同条第2項の規定によ

り報告するものでございます。

内容といたしましては、令和7年10月11日、午後1時30分頃、市道小田梅林線において相手方所有の乗用車が市消防団員が路上に設置したホースブリッジに接触し、車両底部が破損したものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は100%に当たる8万1,983円を支払うものでございます。なお、損害賠償金につきましては、全国市長会の市民総合賠償保障保険より全額給付されます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（西川裕文君） 日程第7、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないます。

議第95号令和7年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から議第121号監査委員の選任についてまでの市長提出議案27件、請第4号日本政府に核兵器禁止条約への署名批准を求める意見書の提出に関する請願の請願1件及び陳第3号百条委員会の設置を求める陳情の陳情1件を一括議題といたします。

まず先に、ただ今議題となっております議案のうち、議第114号人権擁護委員候補者の推薦についてから第117号人権擁護委員候補者の推薦についてまで、及び議第119号監査委員の選任についてから議第121号監査委員の選任についてまでの人事案件7件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第114号から議第117号まで及び議第119号から議第121号までの人事案件7件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議第114号から議第117号まで及び議第119号から議第121号までの人事案件7件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第114号から議第117号まで及び議第119号から議第121号までの人事案件7件については、23日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することいたします。

それでは、ただ今委員会付託を省略いたしました議案を除き、議題となっております事件につきまして、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び陳情付託表

予算決算委員会

- 議第 95号 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
- 議第 96号 令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第 97号 令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第 98号 令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第 99号 令和7年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第100号 令和7年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第101号 令和7年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

総務委員会

- 議第104号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第105号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第106号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第107号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第108号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第113号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第118号 工事請負契約の締結について
- 請第4号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願
- 陳第3号 百条委員会の設置を求める陳情

建設経済委員会

- 議第109号 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

文教厚生委員会

- 議第102号 玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 議第103号 玉名市附属機関の設備等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議第 1 1 0 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 1 号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 2 号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西川裕文君） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

ここで、日程追加についてお諮りいたします。日程第 8 玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙、以上、日程に追加いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加することに決定いたしました。

日程第 8 玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙

○議長（西川裕文君） 日程第 8、「玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙」を行います。

最初に、玉名市選挙管理委員会委員の選挙を行ないます。4人の委員をもって組織する選挙管理委員会の委員については、地方自治法第 1 8 2 条第 1 項の規定により、選挙権を有する者のうちから普通地方公共団体の議会において選挙することとなっております。現在の委員が本年 1 2 月 2 5 日をもって任期満了となりますので、新たに 4 人の委員の選挙を行なうものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から玉名市選挙管理委員会委員に小山眞二君、西山俊信君、田上靖晃君、永井正治君、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人を玉名市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました4人が玉名市選挙管理委員会委員に当選されました。

ただ今玉名市選挙管理委員会委員に当選されました4人には、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたしておきます。

続いて、玉名市選挙管理委員会補充員の選挙を行ないます。

地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員の選挙を行なう場合は、同時に選挙権を有する者のうちから委員と同数の4人の補充員を選挙することとなっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から玉名市選挙管理委員会補充員に、第1順位、成木信一君、第2順位、南本理恵さん、第3順位、立川優君、第4順位、松本忠光君、以上、4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人を玉名市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました4人が玉名市選挙管理委員会補充員に当選されました。

ただ今玉名市選挙管理委員会補充員に当選されました4人には、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたしておきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明日12日から22日までの11日間休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、明日12日から22日までの11日間休会することに決定いたしました。

23日は、定刻より会議を開き、各委員長報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時58分 散会

第 5 号

1 2 月 2 3 日 (火)

令和7年第8回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和7年12月23日（火曜日）午前10時00分開会

開 議 宣 告

日程第1 発言取消しの件

日程第2 委員長報告

- 1 予算決算委員長報告
- 2 総務委員長報告
- 3 建設経済委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

日程第3 質疑・議員問討議・討論・採決

（議第95号から議第113号まで、議第118号、請第4号、陳第3号）

議第95号 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

議第96号 令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第97号 令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第98号 令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第99号 令和7年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第100号 令和7年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議第101号 令和7年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

議第102号 玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議第103号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第104号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第105号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第106号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第107号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第108号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第109号 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議第110号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 1 号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 2 号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 3 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第 1 1 8 号 工事請負契約の締結について

請第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願

陳第 3 号 百条委員会の設置を求める陳情

日程第 4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第 1 1 4 号から議第 1 1 7 号まで、議第 1 1 9 号及び議第 1 2 0 号）

議第 1 1 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 1 1 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 1 1 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 1 1 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 1 1 9 号 監査委員の選任について

議第 1 2 0 号 監査委員の選任について

日程第 5 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第 1 2 1 号）

議第 1 2 1 号 監査委員の選任について

日程第 6 議員派遣の件

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第 1 発言取消しの件

日程第 2 委員長報告

1 予算決算委員長報告

2 総務委員長報告

3 建設経済委員長報告

4 文教厚生委員長報告

日程第 3 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第 9 5 号から議第 1 1 3 号まで、議第 1 1 8 号、請第 4 号、陳第 3 号）

- 議第 9 5 号 令和 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議第 9 6 号 令和 7 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 9 7 号 令和 7 年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 9 8 号 令和 7 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 9 9 号 令和 7 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 0 0 号 令和 7 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 0 1 号 令和 7 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 0 2 号 玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 議第 1 0 3 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 4 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 5 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 6 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 7 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 8 号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 9 号 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 0 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 1 号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 2 号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 3 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 1 1 8 号 工事請負契約の締結について
- 請第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願
- 陳第 3 号 百条委員会の設置を求める陳情
- 日程第 4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議第 1 1 4 号から議第 1 1 7 号まで、議第 1 1 9 号及び議第 1 2 0 号）

- 議第114号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第115号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第116号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第117号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第119号 監査委員の選任について
 議第120号 監査委員の選任について
 日程第5 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
 （議第121号）
 議第121号 監査委員の選任について
 日程第6 議員派遣の件
 日程第7 市長提出追加議案上程
 （議第122号）
 議第122号 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第9号）
 日程第8 提案理由の説明
 日程第9 議案の委員会付託
 （休憩中委員会）
 日程第10 委員長報告
 1 予算決算委員長報告
 日程第11 質疑・議員間討議・討論・採決
 （議第122号）
 議第122号 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第9号）
 日程第12 玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙
 日程第13 松本陽子さんの議員辞職の件
 閉 会 宣 告

出席議員（21名）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1番 緒方 亜利沙 さん | 2番 右田 憲吾 君 |
| 3番 江田 剛 君 | 4番 梅田 政次郎 君 |
| 5番 坂西 麻由 さん | 7番 田中 美鈴 さん |
| 8番 西村 太 君 | 9番 大野 豊重 君 |
| 10番 中村 慎吾 君 | 11番 吉田 憲司 君 |
| 12番 田浦 敏晴 君 | 13番 山下 桂造 君 |
| 14番 立川 信之 君 | 15番 坂本 公司 君 |
| 16番 吉田 真樹子 さん | 17番 一瀬 重隆 君 |

18番 北本将幸君
20番 松本憲二君
22番 西川裕文君

19番 多田隈啓二君
21番 徳村登志郎君

欠席議員（1名）

6番 松本陽子さん

欠員（なし）

事務局職員出席者

事務局次長 二階堂正一郎君
事務局次長補佐 小嶋栄作君
事務局次長 松野和博君
書記 徳永優貴君

説明のため出席した者

市長 藏原隆浩君
副市長 吉田勇人君
総務部長 前田弘信君
企画経営部長 宮本圭一郎君
市民生活部長 渡邊一正君
健康福祉部長 小山聡君
産業経済部長 井上康博君
建設部長 二瀬哲也君
企業局長 池本秀一君
教育長 福島和義君
教育部長 西原正信君

午前10時00分 開議

○議長（西川裕文君） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 発言取消しの件

○議長（西川裕文君） 日程第1、「発言取消しの件」を議題といたします。

緒方亜利沙さんから、12月10日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、不穏当発言を行なったとの理由により、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。この取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 異議なしと認めます。よって、緒方亜利沙さんからの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

日程第2 委員長報告

○議長（西川裕文君） 日程第2、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第95号令和7年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から議第113号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまで、飛んで、議第118号工事請負契約の締結についての市長提出議案20件、請第4号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願1件、陳第3号百条委員会の設置を求める陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

予算決算委員長 松本憲二君。

[予算決算委員長 松本憲二君 登壇]

○予算決算委員長（松本憲二君） 今期、予算決算委員会に付託されました議案7件の委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

議第95号令和7年度玉名市一般会計補正予算（第8号）、議第96号令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第97号令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第98号令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第99号令和7年度玉名市水道事業会計補正予算（第2

号)、議第100号令和7年度玉名市公共下水事業会計補正予算(第3号)、議第101号令和7年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、以上、議案7件は、採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長(西川裕文君) 総務委員長 中村慎吾君。

[総務委員長 中村慎吾君 登壇]

○総務委員長(中村慎吾君) 今期、総務委員会に付託されました議案7件、請願1件、陳情1件の委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

初めに、議第104号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第104号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第105号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第105号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第106号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第106号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第107号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部の説明の後、議員から給与が平均3.3%引き上げということだが、等級ごとの内訳はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から平均改定率3.3%はあくまでも全体の平均であり、若年層を中心に引き上げられている。等級ごとの内訳は、1級が5.2%、2級が4.2%、3級が3.4%、4級が2.9%、5級以上が2.8%の改定であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第107号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第108号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部の説明の後、委員から、県の条例一部改正により自動車税の種別割減免基準が拡充されているとのことだが、減免申請手続に必要な添付書類は何か。また、申請手続は窓口で行なうのかとの質疑があり、執行部から、減免申請には障害者等の手帳、自動車車検証、運転免許証が必要であり、申請手続は税務課窓口で行なうと答弁された。

次に委員から、周知に関してはホームページや広報紙で行なうとのことだが、身体障害者手帳は市が交付しているものであるため、お知らせは対象者に直接届くようにでき

ないのかとの質疑があり、執行部から減免の対象については、障害者1人につき自動車あるいは軽自動車1台が対象となっており、そうした観点からも、該当する障害等級の方すべてに御案内するということは現時点では考えていないとの答弁でした。

関連して委員から、ホームページや広報紙だけでの周知は記事を見落としした方の申告漏れが懸念され不公平感がある。申請漏れを出さないためにも、対象者へ個別案内ができるよう、ぜひとも再検討いただきたいとの要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第108号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第113号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。執行部の説明の後、委員から、菊池市が交通災害事務から脱退するとのことだが、4月以降は幾つの市が残るのかとの質疑があり、執行部から、交通災害事務については、本市も令和4年度末をもって脱退している。今回、菊池市が脱退されるため、残りは2市となるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第113号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第118号工事請負契約の締結についてであります。執行部の説明の後、委員から、今回の一般競争入札では、結果的に1者しか応札しておらず、落札率も99.94%と極めて高い。この件をどのように受け止めているのかとの質疑があり、執行部から、予定価格については、この工事を行なうにあたり、その予定価格が適切であると判断している。それに伴い、応札される業者は自社で積算をされ応札可能な金額を算出して応札される。100%以内での応札であれば業者側の判断と考えているとの答弁でした。

次に委員から、このように1者が何億円もするような入札を続けていくというやり方には疑義がある。また、当該工事は当初から低入札基準ではなかったと承知しているがとの質疑があり、執行部から、本市では低入札調査基準と最低制限価格の基準の運用を1億5,000万円以上の予定価格の工事で行なっている。1億5,000万円未満の工事については、最低制限価格を適用し、予定価格が1億5,000万円を上回る工事については、低入札調査基準価格で入札を行なっているとの答弁でした。

関連して委員から、だからこそ1者だけが応札しているようでは適切ではないと考える。やはり条件を緩和してでも参加者を広げていかなければ、競争もなく、低入札の意味もなさない。競わせるための低入札であり、なおかつ低入札には条件があり、手抜き工事や代替品の資材を使用するなどということを抑えるために、最低価格を設定しているはずである。この件に関して、市の見解はとの質疑があり、執行部から、当然ダンピング受注の防止という観点で、低入札基準価格や最低制限価格を設けている。ダンピン

グ受注にならないよう、本市としても基準を設けて入札を実施していきたいとの答弁でした。これに関して委員から、公共工事の適正施工は市の責務として、今後しっかりとした対策も練りながら、入札業務を行なっていただきたいとの要望がありました。

その他委員から、今回2回目の入札とのことだが、1回目に参加者がいなかった原因は何かとの質疑があり、執行部から、予定価格の設定において、金額が低かったため参加がなかったものと考えている。そのため予定価格を見直して再入札となったとの答弁でした。関連して委員から、この工事に関して、この入札条件に適応する玉名市内の業者は何者あるのかとの質疑があり、執行部から、今回の入札参加の条件に適用する業者は市内に3者あるとの答弁でした。

次に委員から、この3者がなぜこの一般競争入札に参加しなかったと考えるかとの質疑があり、執行部から、入札に参加されるか否かの判断は、金額や配置技術者の課題、また既に受注している工事等を考慮して、業者なりに判断されるものと考えているとの答弁でした。この件について委員から、地元の業者が参入できる設定価格も考慮しなければならないのではないか。地元業者育成という観点からも、適正な価格でしっかり対応していただきたいとの要望がありました。

関連して委員から、工事価格を3,000万円程度上げて2回目の入札で落札とのことだが、金額を上げた積算根拠は何かとの質疑があり、執行部から、見積りによる価格帯をメーカーに確認し、この1年間に価格が上昇しているということで増額した。最も影響が大きかったのは、空調及び換気部分の上昇率が高かったとの答弁でした。

関連して委員から、1回目の入札においてわからなかったのはなぜかとの質疑があり、執行部から、市の公共建築工事においては、前年度に設計を行なっている。11月の当初予算の締め切りに合わせ工事金額を算出するが、その後、2月に国から新たな労務単価が発表される。そこで物価上昇率を見越した上で予算化しているが、今まで見積書については設計事務所が決めた価格帯で発注していたが、昨年から入札不調が幾つか続いたため、発注する前に今一度しっかり確認をすることが重要と考え、今後はこのような進め方をしていきたいとの答弁でした。

最後に委員から、民間においては、きちんと見積りを取り、物価上昇率も適正に価格転嫁され積算している。本来ならそれを行政側の発注者としての責任で、行政側がリードして欲しい。このままでは行政の責務を果たしていないと考えられる。入札不調になってから考えるのではなく、事前に見積りを自分たちで十分確認しながら取り組んでいただきたい。

また、最近は特に入札不調がかなりの確率で起こっている。工事の開始が遅れるということは、最終的には市民の皆様様に様々な意味で迷惑をかけることにつながるため、そういうことは絶対あってはならない。また、最新の情報を集約し、複数の職員での熟議

を重ねるなど改善を図る必要があるとの要望や意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第118号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第4号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願についてであります。審査にあたり委員から、まず意見書の有効性であるが、過去の議会で採択された意見書は、それを覆す議決をしない限り有効である。よって、核兵器禁止条約への批准を求めた意見書は、令和2年の議会において全員一致で可決されたため有効であったにもかかわらず、令和7年6月議会にて再度意見書提出の請願がなされた際の結果は否決となった。以前から核兵器禁止条約の意義や理念については承知しているものの、請願の可否を判断することは難しく、日本政府が唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に署名し批准することは非常に重いことだと考えているとの意見がありました。

討論において委員から、核兵器国の不参加による実効性や安全保障上の問題から、日本は核兵器不拡散条約を重視し、核軍縮の橋渡し役を担うべき立場にいるため、この請願は不採択すべきと考えるとの反対の立場の討論がありました。

次に委員から、この請願自体は様々な核兵器に対する国際情勢や日本の立ち位置などが明確に示されているが、これは単純に日本人として、核兵器にノーというものである。玉名市長も加盟している平和首長会議でも日本政府に対し核兵器禁止条約への参加を求めている。玉名市議会では令和2年第6回定例会において同様の請願を全会一致で採択し、意見書第3号も全会一致で可決され日本政府に対し意見書を提出している。しかしながら、日本政府はいまだ核兵器禁止条約には署名しておらず批准していない。日本人として、そして後世に対しても責任ある議員、議会として、日本政府に対し再度意見書を提出すべきと考え、この請願は採択すべきと考えるとの賛成討論がありました。

以上、審査を終了し、請第4号については異議があるため、挙手による採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

最後に、陳第3号百条委員会の設置を求める陳情についてであります。本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決において異議が唱えられたため、挙手による採決の結果、賛成なしで不採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（西川裕文君） 建設経済委員長 坂本公司君。

[建設経済委員長 坂本公司君 登壇]

○建設経済委員長（坂本公司君） 今期、建設経済委員会に付託されました議案1件の委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第109号玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の

制定についてであります。執行部の説明後、委員から、入浴施設の使用料は変更後幾らかとの質疑があり、執行部から、現状では大人は市内在住者が220円、市外の方は440円、子どもは市内在住者が100円、市外の方は220円となっている。令和8年4月からは市内、市外も区分をなくし、中学生以上は一律500円、小学生は300円にそれぞれ増額する。この増額は、近年の物価や燃料費、人件費の高騰を考慮したものであり、近隣12の温泉施設の料金体系も参考に改定を行なっているとの答弁でした。

また、委員から、市内のほかの入浴施設では、料金を大人と中学生以下に区分しているところも見受けられ、料金区分は統一したほうが利用者である市民にとってはわかりやすいのではないかと。もちろん施設の維持も重要であるが、この点も今後、検討いただきたいとの意見がありました。

さらに委員から、現在の午後6時閉館では、イベント後の入浴利用需要を取りこぼす可能性があり、観光資源としての活用が不十分ではないかと。特にビーチイベント開催時など、開催者が帰りに入浴施設を利用する流れは、本市の魅力向上と観光客誘致につながる。そのため、午後6時閉館は早すぎると感じるため、イベント開催時などには、閉館時間の延長を検討してはとの質疑があり、執行部から、現行の開館時間に関して、夏場は日没も遅く午後6時以降も入浴利用が可能な時間帯であると認識している。開館時間は、指定管理者の申出により変更可能であるため、利用状況や時期に応じて柔軟に検討し設定していくとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第109号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（西川裕文君） 文教厚生委員長 吉田真樹子さん。

[文教厚生委員長 吉田真樹子さん 登壇]

○文教厚生委員長（吉田真樹子君） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第102号玉名市乳児等通園支援事業の整備及び運営の基準に関する条例の制定についてであります。説明後委員から、こども誰でも通園制度が開始することにより、既存の利用者の枠を圧迫するなどの支障が生じるおそれはないかとの質疑があり、執行部から、専門室を設けたり利用定員の空き枠を利用するなど、既存保育事業には支障のない設計となっているため影響はないと考えているとの答弁でした。

次に委員から、保育士不足と言われる中で、新たな制度が開始されることによる影響はないかとの質疑があり、執行部から、影響はあるものとするが、令和8年度に、まずは公立保育所から進めてみて、その実施状況を見ながら、私立の保育園も準備と確保を進められるものと考えているとの答弁でした。

関連して委員から、保育所の人手不足の状況で、人員配置はどう考えているかとの質疑があり、執行部から、こども誰でも通園制度については、まず公立の保育所で令和8年度から実施予定であり、職員として4人を配置予定で、会計年度任用職員の活用も検討しているとの答弁でした。

次に委員から、この制度は国が指導し、財源は国と市町村の折半かとの質疑があり、執行部から、令和8年度から国の給付事業として実施され、財源は国が4分の3、県が8分の1、市が8分の1を負担するとの答弁でした。

次に委員から、もし利用者がいない場合、その職員は通常の保育に入るのかとの質疑があり、執行部から、利用者がいない場合は通常保育のほうに入ることとなるとの答弁でした。

次に委員から、保育園の申込みの仕方が変わるのかとの質疑があり、執行部から、国が構築したシステムを利用するため、通常の入所とは仕組みが変わるとの答弁でした。

次に委員から、利用料の設定額や所得による利用料の負担軽減策は考えているかとの質疑があり、執行部から、補助単価等はまだ国から示されていないが、現段階では1時間300円を予定しており、所得による負担軽減についても検討したいとの答弁でした。

次に委員から、学校の就学時健診のように、保育所でも事前に保護者と子どもの様子を聞く時間があるかとの質疑があり、執行部から、初回利用の前に保育所で面談を行ない、アレルギーや授乳状況、排せつや睡眠等の聞き取りを行なうとの答弁でした。

関連して委員から、保育所利用の記録は残されるのかとの質疑があり、執行部から、きちんと記録を残すとの答弁でした。

次に委員から、周知の時期や方法についての確認がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第102号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第103号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。説明後、委員から、玉名市においてこれまで義援金の配分はあったかとの質疑があり、執行部から、玉名市においては、これまで義援金の配分は行っていないとの答弁でした。

次に委員から、今回の玉名市災害義援金配分委員会が新たな委員会として加えられた理由はとの質疑があり、執行部から、今回の委員会は、令和7年8月豪雨の被害への義援金の配分に限って時限的に対応をするために設置するものであり、配分終了後はその役目を終えるものとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第103号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第110号玉名市家庭的保育事業等の整備及び運営の基準に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてであります。説明後、委員から、利用開始時の家庭的保育事業所での健康診断の方法について確認がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第110号につきましては、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。説明後、委員から、今回の改正によって、保護者の利用条件や利用料に影響は出るかとの質疑があり、執行部から、利用料等にかかわる部分の改正ではないため、影響はないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第111号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第112号玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。説明後、委員から、改正された国の基準はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、児童福祉法改正に伴う虐待防止に関する規定の新設であるとの答弁でした。

次に委員から、叱る行為も虐待にあたるのかとの質疑があり、執行部から、ガイドラインに照らし、行為の程度や頻度、保育従事者の意図、子どもの状況や影響を考慮して判断していくことになるとの答弁でした。

次に委員から、この条例改正について、保護者への説明や周知を行なうのかとの質疑があり、執行部から、現段階では周知は考えていないが、場合によっては検討したいとの答弁でした。

関連して委員から、内容が内容なので保護者も知っておくべきであり、説明を行なうべきだとの要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第112号につきましては、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（西川裕文君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（西川裕文君） 日程第3、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

21番 徳村登志郎君。

[21番 徳村登志郎君 登壇]

○21番（徳村登志郎君） ただいま議題となりました、請第4号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書に関する請願について、公明党としての立場から討論を行ないます。

我が国が唯一の戦争被爆国として核兵器の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意のもと、核兵器のない世界を目指すことは、請願者の皆様と同様、本市議会としても共有する思いであります。核兵器禁止条約の理念と目的についても、将来的には賛同し得るものであると考えております。

しかしながら、現段階においては、核兵器を取り巻く国際情勢は極めて不安定であり、核保有国が1国も条約に参加していない中で、日本が直ちに署名・批准を求められることには、実効性や安全保障上の課題が残されていると言わざるを得ません。加えて、現在の高市政権下においては、政府高官による核保有を容認するような発言や非核三原則の見直しを示唆する動きが見られ、被爆国日本としての平和国家の在り方に対し、国内外から強い懸念が示されていることも事実であります。

このような状況の中で、政府の規制や方針が十分に整理されないまま、地方議会が拙速に賛否を明確にすることには慎重であるべきと考えます。

本市議会としては、まず政府に対し非核三原則を堅持し、被爆国としての立場を明確に内外に示すとともに、核拡散防止条約、NPT体制の強化や核保有国を含めた信頼醸成など、現実的かつ段階的な核軍縮に真摯に取り組むことを強く求めるべきであります。

以上の理由から、本請願については、その理念には理解を示しつつも、現段階では賛成することはできず、反対の立場を表明するものであります。

○議長（西川裕文君） 7番 田中美鈴さん。

[7番 田中美鈴さん 登壇]

○7番（田中美鈴さん） 請願第4号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願について、賛成の立場で討論いたします。

私は幼いころ父に連れられて長崎の原爆資料館を訪れました。焼き場に立つ少年、この写真を皆さんも御存じかと思えます。被爆の写真の展示を前に、この悲劇を二度と繰り返してはならないと心に強く刻まれたことを今も忘れることができません。皆さんもきっと同じだと思えます。

私はこれまで多くの子どもたちとかかわる中で、核兵器は罪のない命や家族の幸せ、

そして未来を一瞬で奪う最大の人権侵害である伝えてきました。放射能は被爆後も長く、そして今もなお人々を苦しめています。

国の安全を守るため、核抑止力が必要だと考える意見があることも十分理解しております。しかし、抑止力は均衡が崩れれば簡単に破綻します。核兵器と人類は共存できません。他国と友好的な関係を築く努力を続け、信頼され尊敬される国であることが何よりも重要です。

日本は世界で唯一の戦争被爆国です。その我が国が長く掲げてきた非核三原則を再検討するという一方で、多くの市民が不安を抱いております。だからこそ、今、地方議会として核兵器に依存しない安全保障を求める意思を、この玉名から国に明確に示すことが重要だと考えます。

外交や防衛を直接担う立場ではありませんが、市民の命と暮らしを守る責務は、私たち地方議会にあります。未来の世代に責任を持つため、本請願に賛成いたします。

○議長（西川裕文君） 9番 大野豊重君。

[9番 大野豊重君 登壇]

○9番（大野豊重君） 請第4号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願に対し、賛成の立場で討論いたします。

この請願は、様々な核兵器に対する国際情勢や日本の立ち位置などが明確に示されていますが、単純に日本人として核兵器に対し「ノー」というものです。難しくはありません。玉名市長が加盟している平和首長会議でも、日本政府に対し核兵器禁止条約への参加を求めています。

玉名市議会では、これまで令和2年第6回定例会において、今回の請願に対して全会一致で採択をし、かつ意見書案第3号でも同様に全会一致で可決され、日本政府に対して意見書を提出しています。しかしながら、日本政府はいまだ核兵器禁止条約には署名しておらず批准していません。日米安全保障条約に基づく米国の核抑止力、いわゆる核の傘のもとにあります。被爆国日本は、核抑止への依存を改め、核兵器廃絶に向け、国際社会を主導すべきだと考えます。目には目を、歯には歯をではなく、日本人として、そして後世に対し責任ある議員、議会として、日本政府に対し再度意見書を提出すべきと考え、賛成討論といたします。

○議長（西川裕文君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。まず、予算議案の採決に入ります。

議第95号 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

議第96号 令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第97号 令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第98号 令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第99号 令和7年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第100号 令和7年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議第101号 令和7年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

以上、予算議案7件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております予算議案7件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案7件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第102号 玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定
について

議第103号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議第104号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議第105号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第106号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議第107号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議第108号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第109号 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議第110号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議第111号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議第112号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案11件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております条例議案 1 1 件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、条例議案 1 1 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第 1 1 3 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第 1 1 8 号 工事請負契約の締結について

以上、その他の議案 2 件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しておりますその他の議案 2 件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、その他の議案 2 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願

以上、請願 1 件について、採決いたします。本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております請第 4 号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請第 4 号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（西川裕文君） 起立少数であります。よって、請第 4 号については、不採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第 3 号 百条委員会の設置を求める陳情

以上、陳情 1 件について、採決いたします。本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております陳第 3 号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第 3 号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（西川裕文君） 起立なしであります。よって、陳第3号については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第114号から議第117号まで、議第119号及び議第120号）

○議長（西川裕文君） 日程第4、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第114号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第117号人権擁護委員の候補者の推薦についてまで、飛んで、議第119号監査委員の選任について及び議第120号監査委員の選任についてまでの市長提出議案6件を一括議題といたします。

これより、委員会付託を省略しておりました人事案件6件の審議に入ります。審議の方法は、質疑・議員間討議・討論の後採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第114号から議第117号まで、飛んで、議第119号及び議第120号の人事案件6件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。採決は1件ずつ行ないます。

議第114号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。議第114号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議第114号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第115号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。議第115号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議第115号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第116号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。議第116号

については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議第116号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第117号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。議第117号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議第117号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第119号 監査委員の選任について、採決いたします。議第119号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議第119号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第120号 監査委員の選任について、採決いたします。議第120号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議第120号については、原案に同意することに決定いたしました。

日程第5 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第121号）

○議長（西川裕文君） 日程第5、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第121号 監査委員の選任についての市長提出議案1件を議題といたします。

本件は、議会議員のうちから委員を選任する案件であります。よって、本件について立川信之君は、地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので、退場を求めます。

[14番 立川信之君 退場]

○議長（西川裕文君） これより、委員会付託を省略しておりました人事案件1件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑・議員間討議・討論の後、採決いたします。これより、質疑に入ります。

議第121号について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川裕文君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第121号 監査委員の選任について、採決いたします。議第121号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議第121号については、原案に同意することに決定いたしました。

立川信之君の入場を許します。

〔14番 立川信之君 入場〕

日程第6 議員派遣の件

○議長（西川裕文君） 日程第6、「議員派遣の件」を議題といたします。

本件は、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。来る令和8年1月30日に、玉名市役所本庁4階第1委員会室で開催します第33回熊本県市議会議員研修会（オンライン）に出席するため、全議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、全議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第7 市長提出追加議案上程

日程第8 提案理由の説明

日程第9 議案の委員会付託

日程第10 委員長報告

日程第11 質疑・議員間討議・討論・採決

日程第12 玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙

日程第13 松本陽子さんの議員辞職の件

以上、日程表のとおり日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御質疑なしと認めます。よって、日程表のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

日程第7 市長提出追加議案上程

○議長（西川裕文君） 日程第7、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第122号 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

以上、市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第8 提案理由の説明

○議長（西川裕文君） 日程第8、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 前田弘信君。

〔総務部長 前田弘信君 登壇〕

○総務部長（前田弘信君） 本日追加提案いたしました、議第122号令和7年度玉名市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和7年度国の補正予算関連事業及び令和7年8月豪雨で被災された農業者への災害支援について、早急に対応するため補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

お手元の補正予算資料の1ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億7,296万円を追加し、総額を420億1,846万円とするものでございます。

それでは、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、重点支援地方交付金を活用する事業といたしまして、5事業、4億2,475万2,000円を計上しております。内容といたしましては、1のLPガス使用世帯に一律3,000円を支給するLPガス使用世帯支援や、5の食料品等物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、生活者支援・事業者支援につなげるための玉名市プレミアム商品券事業などでございます。

2ページをお願いいたします。次に、物価高騰対策といたしまして、1の高校生年代までの子どもを養育する父母等に対し、1人当たり一律2万円を支給する物価高対応子育て応援手当事業を、2の物価高騰の環境下でも安定的な事業運営を提供できるよう、子育て支援拠点施設等への物品購入等の支援や、公定価格の臨時特例加算に伴う保育所等への支援として、2事業、1億9,640万3,000円の追加。

3ページをお願いいたします。災害支援といたしまして、1の農業振興支援事業で、8月豪雨による災害により被害を受けた農林業者に対し、速やかな経営再建のために必要な運転資金の融通を円滑にするための利子補給、2の令和7年8月豪雨農業者支援事業で、8月豪雨により被災した農業者に対して、営農再開に必要な農業用機械・施設などの原形復旧及び種苗や生産資材等の支援として、2事業、1億5,180万5,000円を追加いたしております。

なお、歳入の一般財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億9,781万7,000円、財政調整基金繰入金4,128万4,000円を追加しております。

7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費につきましては、LPガス使用世帯支援事業ほか5件、総額で4億2,475万2,000円を追加するものでございます。

第3表債務負担行為補正につきましては、農林漁業災害対策資金利子補給金について、期間及び限度額を設定するものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算決算委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第9 議案の委員会付託

○議長（西川裕文君） 日程第9、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第122号 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

以上、市長提出追加議案1件を議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算委員会に付託いたします。

議案付託表

予算決算委員会

議第122号 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

○議長（西川裕文君） 予算決算委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 2時10分 開議

○議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 委員長報告

○議長（西川裕文君） 日程第10、「委員長報告」を行ないます。

これより、予算決算委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

議第122号 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

以上、市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

予算決算委員長 松本憲二君。

[予算決算委員長 松本憲二君 登壇]

○予算決算委員長（松本憲二君） 本日、予算決算委員会に付託されました議案1件の、委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

議第122号令和7年度玉名市一般会計補正予算（第9号）。

以上、議案1件は、採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（西川裕文君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

日程第 1 1 質疑・議員間討議・討論・採決（議第 1 2 2 号）

○議長（西川裕文君） 日程第 1 1、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。議第 1 2 2 号 令和 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 9 号）、以上、市長提出追加議案 1 件について、採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第 1 2 2 号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、議第 1 2 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第 1 2 玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙

○議長（西川裕文君） 日程第 1 2、「玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙」を行ないます。

玉名市及び玉東町をもって組織する玉名市玉東町病院設立組合の議会の議員については、同組合規約第 5 条第 2 項の規定により、組合市町の議会の議員のうちから当該組合市町の議会において選挙することとなっております。

また、同規約第 5 条第 1 項の規定により組合の議会の議員の定数 6 人に対し、玉名市選挙区における選出の議員数は 5 人と定められております。

現在、玉名市選挙区 5 名のうち 1 名が辞職に伴い欠員となっておりますので、同規約第 7 条の規定により、補欠選挙を行なうものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法について、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から、玉名市玉東町病院設立組合議会議員に緒方亜利沙さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました緒方亜利沙さんを、玉名市玉東町病院設立組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました緒方亜利沙が、玉名市玉東町病院設立組合議会議員に当選されました。

ただいま、玉名市玉東町病院設立組合議会議員に当選されました緒方亜利沙さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第13 松本陽子さんの議員辞職の件

○議長（西川裕文君） 日程第13、「松本陽子さんの議員辞職の件」を議題といたします。

なお、松本陽子さんは、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥の対象として、当該議事には参与いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

まず、その辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局次長 松野和博君。

〔議会事務局次長 松野和博君 登壇〕

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、朗読いたします。

令和7年12月12日、玉名市議会議長 西川裕文様。

玉名市議会議員 松本陽子。

辞職願。このたび、一身上の都合により、玉名市議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西川裕文君） これより、松本陽子さんの議員辞職について、採決いたします。

お諮りいたします。松本陽子さんの議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川裕文君） 御異議なしと認めます。よって、松本陽子さんの議員辞職については、許可することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、一昨日の12月21日に、7期という長年にわたり市議会議員として御活躍され、旧玉名市、新玉名市の発展に多大なる御貢献をされた、前市議会議員前田正治様が御逝去されました。改選直後の定例会と申しますことで、少し触れさせていただきますが、御承知のこととは存じますが、前田前議員は、在任中、常に市民の皆様の暮らしに寄り添い、分け隔てなく救いの手を差し伸べる博愛の精神で、地域の最前線で行動をされておられ、その姿はまさに市民の代弁者そのものでありました。

私は、市議会議員のときから、市長の立場になってからも、政治家として人生の先輩として、前田前議員にはよき相談役になっていただき、いろいろとお話をさせていただいており、深く尊敬の念を抱いておりました。

その穏やかな笑顔と情熱的な御指導を失った寂しさは計り知れませんが、心より感謝を申し上げますとともに、生前の御功績をしのび、安らかなる御冥福をお祈り申し上げたいと存じます。前田正治さん、本当にありがとうございました。

それでは、今議会提案の議案に対しまして、慎重に御審議賜り厚く御礼申し上げます。

また、急遽、国の総合経済対策の重点支援地方交付金に伴いまして、追加提案をさせていただきました。物価高に伴う生活者支援、事業者支援など、補正予算につきましても慎重に御審議を賜り承認をいただきました。重ねて御礼を申し上げます。

この交付金を活用した取組につきましては、物価高に直面した市民の皆様や事業者にとって、非常に有効な手段と感じているところでありますので、速やかな事業実施に向け早急に対応してまいります。また、引き続き交付金を活用した各種支援策を検討しておりますので、提案の際は御理解を賜りますように、切にお願いを申し上げます。

今年も残すところあとわずかとなりました。今年も、今議会でも補正予算などにて審議をお願いさせていただいた一昨年から続く物価高騰、そしてまさに未曾有の事態であった8月豪雨災害、この2つの苦難に直面した年であったと思います。特に、8月豪雨災害におきましては、今まさに復旧・復興に向け課題を検証しつつ、必要な対策にスピード感をもって取り組んでいるところであります。

先週の15日、木村県知事が境川改修工事の説明のために来庁いただき、会談を行いました。知事には幾度と境川周辺を視察いただいております。その後、市から要望書とい

う形で、境川の整備促進及び河川環境の維持について、強く申入れをいたしておりました。会談では、知事から境川の流下能力向上に向けた県の河川整備計画について説明があり、特に氾濫の原因となった大きく蛇行する部分については、河道バイパスの整備を令和9年の出水期までに実施するなど、整備速度を加速化するとの力強いお言葉をいただきました。このバイパス整備により、問題箇所への河川の断面積は4倍以上に増大する見込みであり、抜本的な治水能力の向上が期待できます。さらに令和8年の出水期までには、河川に堆積した土砂の撤去を行なうとともに、新たな河川監視カメラの整備を進めるとの報告を受けました。県のこの迅速かつ具体的な御対応に大変心強く感じるとともに、市民の皆様の安全・安心のため、災害に強い玉名市を築き上げていくという共通認識を改めて確認することができました。

市といたしましても、県の河川整備と連携し、内水氾濫対策に向けた排水路の整備など、地域全体の防災力向上に全力で取り組んでまいります。

災害からの復旧は着実に進んでおりますが、本格的な復興はまだ道半ばであります。引き続き長期的な視点に立った取組が不可欠であり、今後も不断の努力を重ねていく所存でございますので、議員の皆様には御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ところで、今議会は改選後初めての定例会でございました。今後とも、西川議長のリーダーシップのもと、活気ある議会運営がなされるものと、大いに期待をいたしております。私自身、災害からの復興と市民生活の安定を最優先とし、市議会の皆様との連携を密にしながら、市民の皆様笑顔づくりのために全力で市政運営に邁進してまいり所存でございます。

つきましては、議員各位そして市民の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。

最後になりますが、ここ最近朝晩の冷え込みは厳しくなっているものの、日中は穏やかな日が続いております。その一方で、学校では毎日学級閉鎖や学年閉鎖が相次ぐなど、インフルエンザが依然として流行しております。この年末、それぞれに御自愛をいただきまして、すばらしい新年をお迎えいただき、さらなる飛躍の年となりますことを心からお祈りを申し上げ、閉会にあたりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（西川裕文君） これにて、本会議を閉じ、令和7年第8回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 西川裕文

玉名市議会議員 江田剛

玉名市議会議員 梅田政次郎

玉名市議会会議録
令和7年第8回定例会

発行人 玉名市議会議長 西川裕文

編集人 玉名市議会事務局長 二階堂正一郎

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

電話(0968)75-1155